

季刊

労働総研

クオータリー

No.80・81

特集 労働総研設立20周年記念労働総研奨励賞

20周年記念労働総研奨励賞選考結果と講評

選考委員長・常任理事 日野 秀逸

【個人部門】

- | | | |
|----|------------------------|-------|
| 1席 | 請負労働者組合運動における既存労働組合の影響 | 伊藤 大一 |
| 2席 | 労働力導入としての研修・技能実習制度 | 久保友美恵 |
| 2席 | 建設業一人親方の労働時間と収入 | 柴田 徹平 |

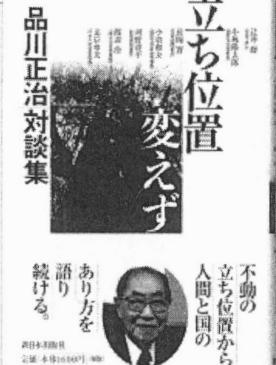
【団体部門】

- | | | |
|----|---|---------------------|
| 1席 | 東北で働き、暮らす世帯に必要な最低生計費はいくらか
——生活実態調査、持ち物財調査、物価調査に基づく、最低生計費試算 | 全労連東北地方協議会・全労連・労働総研 |
| 2席 | 大学生の労働組合観について——アンケート調査から見えるもの | 労働総研・若手研究者研究会 |
| 2席 | 青森県の労働者・県民の状態から見た地方組織県労連の課題 | 青森県労連調査政策部 |

ぶれない眼——経済界の重鎮が日本の明日を見詰める

立ち位置変えず

品川正治対談集



ISBN978-4-406-05383-9

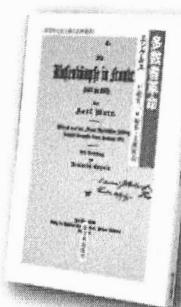
品川正治対談集

品川正治〔著〕〈四六判・上製〉定価1680円(税込)

人間にとって教養とは? 世界と日本が激動期にある今、新しい可能性はどこにあるのか? 平和憲法のもとでの外交・経済政策を主張する品川氏が、辻井喬、小林陽太郎、長岡實、小倉和夫、河野洋平、渡辺治、志位和夫の七氏と、それぞれに自由闊達に語り合う。国家を律する人間としての不動の立ち位置を、熱く語り続ける対談集。

新日本出版社 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-6 info@shinnihon-net.co.jp
電話03(3423)8402 FAX03(3423)8419[営業] www.shinnihon-net.co.jp

革命論研究に必読の科学的社会主义の古典選書。
マルクス、エンゲルスの革命論の中心的な諸文献44篇を2冊の選集にまとめた。

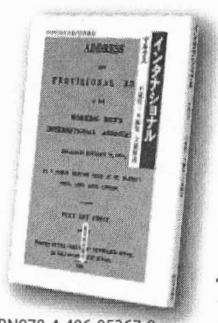


ISBN978-4-406-05368-6

19篇を収録。
年にわたる諸文献
895年まで、約30
年にわたり総括をまとめた工
革命路線の歴史的
ングルスが多数者
1860年代から工
マルクス著 不破哲三編集・文献解説

（A5判）定価1785円(税込)

多数者革命



ISBN978-4-406-05367-9

25年の後、関連文献
活動終結（1872年）まで、およびそ
の創立（1864年）からヨーロッパでの
マルクス著 不破哲三編集・文献解説

（A5判）定価1785円(税込)

インタナショナル

新日本出版社 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-6 info@shinnihon-net.co.jp
電話03(3423)8402 FAX03(3423)8419[営業] www.shinnihon-net.co.jp

労働総研クオータリー

第80・81号



目

次

特 集 ● 労働総研設立20周年記念労働総研奨励賞

■ 20周年記念労働総研奨励賞選考結果と講評

.....	選考委員長・常任理事 日野 秀逸	2
-------	------------------	---

【個人部門】

■ 1席 請負労働者組合運動における既存労働組合の影響.....	伊藤 大一	3
■ 2席 労働力導入としての研修・技能実習制度.....	久保友美恵	15
■ 2席 建設業一人親方の労働時間と収入.....	柴田 徹平	53

【団体部門】

■ 1席 東北で働き、暮らす世帯に必要な最低生計費はいくらか ——生活実態調査、持ち物財調査、物価調査に基づく、最低生計費試算	全労連東北地方協議会・全労連・労働総研	65
■ 2席 大学生の労働組合観について——アンケート調査から見えるもの	労働総研・若手研究者研究会	
■ 2席 青森県の労働者・県民の状態から見た地方組織県労連の課題	青森県労連調査政策部	127

※労働総研・若手研究者研究会「大学生の労働組合観について」は「労働総研クオータリー」No.75、2009年11月に掲載しているので、本号では割愛しています。

特集・労働総研設立20周年記念労働総研奨励賞

20周年記念労働総研奨励賞選考結果と講評

選考委員長・常任理事 日野 秀逸

1 労働運動総合研究所は設立20周年を迎えた2009年度に、記念事業として「20周年記念労働総研奨励賞」表彰事業をおこなうこととし、2009年9月24日には代表理事と事務局長が連名で「労働総研奨励賞論文の募集への協力のお願い」を発表した。

2 この事業は、「20周年記念労働総研奨励賞表彰実施要綱」に基づいて行われた。この事業の目的は「労働運動総合研究所設立趣意書」に明記された、「新しいナショナルセンター・全国労働組合総連合との緊密な協力・共同のもとに、運動の発展に積極的に寄与する調査研究・政策活動をすすめる」という精神にのっとり、「優れた研究業績を発表した個人および団体を表彰することである。

3 「研究奨励賞」は2つの部門に対して授与された。(1)個人部門と(2)団体部門である。それぞれ10件と12件の応募があった。準備期間が必ずしも充分ではなかったこと、最初の試みであったことを考慮すれば、おむね満足のできる積極的な応募状況といえよう。募集のために力を貸していただいた、理事や諸団体の皆さんに感謝するものである。

4 選考は、7人の選考委員によって行われた。選考委員長・日野秀逸(常任理事・東北大学名誉教授)は両部門の選考に参加した。個人部門の選考委員は小越洋之助(常任理事・國學院大學教授)、原富悟(埼労連議長)、古屋孝夫(労働問題研究者)の3名であり、団体部門の選考委員は、天野光則(常任理事・千葉商科大学名誉教授)、生熊茂実(JMIU委員長)、伍賀一道(常任理事・金沢大学教授)の3名である。

5 選考は「20周年記念労働総研奨励賞表彰運営覚書」にしたがって行われた。すなわち、一次選考では、個人部門は、各選考委員が応募論文について、独創性(40)・運動への貢献(30)・論文の完成度(30)という側面から、評価を行い、配点を行った。団体部門の場合は独創性(30)・運動への貢献(40)・論文の完成度(30)である。

配点を集計し、合計点の高い順に5件を二次選考の対象とした。

なお、1人で複数件の応募をしたものについては、一次選考で最高点を得た論文のみを二次選考の対象とした。

6 労働総研奨励賞選考結果(2席の順番は応募順)

個人部門:

1席 伊藤大一(大阪経済大学経済学部講師)

「請負労働者組合運動における既存労働組合の影響」

2席 久保友美恵(立命館大学大学院経済学研究科博士課程前期2年)

「労働力導入としての研修・技能実習制度」

2席 柴田徹平(中央大学大学院経済学研究科博士課程)
「建設業一人親方の労働時間と収入」

団体部門:

1席 全労連東北地方協議会・全労連・労働総研

「東北で働き、暮らす世帯に必要な最低生計費はいくらか——生活実態調査、持ち物財調査、物価調査に基づく、最低生計費試算」

2席 労働総研・若手研究者研究会

「大学生の労働組合観について——アンケート調査から見えるもの——」

2席 青森県労連調査政策部

「青森県の労働者・県民の状態から見た地方組織県労連の課題」

7 講評

個人部門:

3件ともに、正規雇用労働者を上層・中心とすれば、最底辺・最周辺に位置する労働者を対象とした論文である。選考委員全員が、入賞論文全てが、奇しくも日本の労働問題が抱えている最底辺・最周辺の課題に切り込んだ作品になった、という感想を持った。同時に、問題性・課題性に支えられて評価を得ている面もあり、これから運動課題への提言・政策的展開を期待したいというのが、選考委員会の率直な注文である。

団体部門:

入賞論文については選考委員の評価はほぼ共通していた。1席論文は、東北で得られたデータであるからこそ、全国一律最低賃金制の必要性を浮き彫りにしたという意味で、高い評価であった。しかし、労働運動が確信をもって打って出る政策に結びつく調査が少ないという意見もあり、労働組合の調査・政策活動をより一層、活発なものにし、政策的意味合いの明確なものにすることを期待したい。

【個人部門】 1席

請負労働者組合運動における既存労働組合の影響

——自動車部品メーカー・アイズミテック社の事例をもとに

伊藤 大一

はじめに

- 1 調査対象とこの問題の経緯
- 2 請負労働者組合結成に対する既存労働組合の影響
- 3 請負労働者組合による職場活動の到達
- 4 請負労働者組合による職場活動の制限

おわりに

はじめに

派遣労働者数は、2006年度に約321万人になった。この数値は、1999年度と比べて約3倍に拡大したことを示している。このように労働者派遣は急速に拡大しているが、また弊害も同時に現れている。それが、いわゆる「ワーキング・プア」や「ネットカフェ難民」拡大の温床となっているとされる、「日雇い派遣」の増大である。そのため、この「日雇い派遣」の制限を含めた法改正が、2008年10月現在議論されている。

このように多くの課題を抱えている「労働者派遣事業の適正な運営の確保および派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」(以下、労働者派遣法とする)であるが、労働者派遣法を「問う」ふたつの視点がある。そのふたつが、法的規制の視点と労使関係の視点である。法的規制の視点は非常に大事である。労使関係の視点は、本来的に、雇用主と労働者との交渉を通して、賃金や雇用の安定等の労働条件向上や職場の安全向上などの実現を目的にしている。しかし、労働者派遣では、雇用主と使用者が分離しており、労使交渉の主体が複雑になっている。

さらに、労使交渉のもう一方の主体である労働組合全体の組織率は20%を割り込み、特に派遣労働者などの非正規雇用で働く者の組織率はさらに低い。そのため、労使交渉を通じた労働条件向上機能が著しく低下している。また、現行の労働者派遣法においても、直接雇用申し込み規定があるが、その履行はほとんどおこなわれていない。たとえ、法規制が整備されたとしても、そ

の改正を内実化するために、労使交渉が不可欠であろう。

非正規雇用の組織率は低いが、現在では、非正規労働者による労働運動が注目を集めている。この非正規労働者による労働運動は、企業別に組織された正社員労働組合と異なり、個人加盟の地域ユニオンの形態や、労働NPO等の形態で運動する点に、特徴を有している。そして、この非正規労働者による労働運動の側から、既存の労働運動に対して、しばしば批判的な指摘がなされる。例えば今野・本田[2008]は、新しい労働組合の必要性を指摘したうえで、「旧式のイデオロギーや指揮命令系統でがちがちに固まつた組織ではなく」(p.190)と既存の労働組合の限界性を指摘している。

確かに、これまでの主流派労働運動は、戦後、社会運動としての労働運動という性格を弱め、正規労働者の組合員の経済的利益を代表する「ビジネス・ユニオニズム」としての性格を強めた(鈴木[2005])。その帰結として、非正規労働者の存在を、正規労働者の雇用の安定や給与原資のバッファと見なす傾向を生み出した(早房[2004]、中野[2007])。そのために、既存の労働組合と非正規労働者による「新しい」労働運動との間に、潜在的な「対立関係」や「緊張関係」が存在することになった。

しかし、本来的に労働組合は、政治的な組織でなく、組合員の経済的利益に基づく組織である。

この点は、非正規労働者による「新しい」労働運動においても例外でない。非正規労働者による「新しい」労働運動は、既存の労働組合から距離をとり、既存の労働組合との「緊張関係」を強調することにより描けるのであろうか。それとも、既存の労働運動の到達と限界を批

判的に乗り越えることを通して、社会運動としての労働運動への方向性を見いだすのであろうか。以上のような問題意識に基づき、この研究の第一歩とするために、本稿は次のように課題を設定する。その課題とは、徳島県で結成された請負労働者組合に対する調査を通して、既存の労働組合が、労使関係に詳しいといえない若年労働者に、どのような影響を与えたのかを明らかにすることである。徳島県の請負労働者組合と既存の労働組合の間にも、潜在的な「緊張関係」は存在する。

しかし同時に、解雇を防ぎ、請負労働者から正社員化を実現した個別企業内の職場活動を通して、両者の間に信頼関係も形成された。どのようにして、両者の間の信頼関係や連帯が強められていったのかを、明らかにしたい。なお、本稿で取り扱う請負労働者組合は、偽装請負のもとで働いている若年労働者により、結成された組合である。偽装請負とは、実質的に労働者派遣であるが、形式的に請負業を偽装するものである⁽¹⁾。請負労働者組合も、組合員を派遣労働者として規定し、労働者派遣法にある直接雇用申し込み規定を根拠として、直接雇用を派遣先企業（ユーザー企業）に求めるという形で運動を展開させた。ゆえに、本稿は、請負労働者組合を、実質的に派遣労働者によって結成された組合として述べてゆく。

また、個人の特定を避けるために、本稿に登場する人名はすべて仮名で表記しており、年齢、勤続年数もある程度の幅をもうけて表記している（年齢、勤続年数は2006年9月時点で表記している）。

同様の理由から企業名も仮名であるが、企業の売却等により、2008年10月時点で存在しない企業についてはそのままの企業名で表記している。

1 調査対象とこの問題の経緯

一連の問題の舞台となっている企業は、徳島県にある自動車部品メーカーイズミテックである。イズミテックは、日本最大の自動車メーカーT自動車の一次下請けであるJ社の完全子会社である。資本金は1億2500万円であり、正規従業員は約440名の企業である。このイズミテックは計2社の請負会社から約230名の外部人材を受け入れており、正規現場作業員約200名にこの外部人材約230名を加えた約430名が、イズミテックにおいて日々の生産を担っている。このようにイズミテックの製造現場では、正規労働者と外部人材の比率がほぼ同等となっている⁽²⁾。

この問題に関係していた企業は、ユーザー企業であるイズミテック、そして請負企業であるラガバーリン、ドライビン、プラットバー、ダイテック（コラボレート）⁽³⁾の計5社であった。しかし、2006年1月にダイテック（コラボレート）がイズミテックより撤退し、2007年3月にラガバーリンが撤退したために、2008年9月時点でイズミテックに関係している請負会社は2社となった。また関連している労働組合は次の3つの労働組合である。イズミテック正規労働者を組織している労働組合は、ナショナルセンターとして日本労働組合総連合会（連合）に加盟する産業別労働組合（JAM）のイズミテック正社員支部組合（以下、多数派正社員組合とする）と、ナショナルセンターとして全国労働組合総連合（全労連）に加盟する産業別労働組合（JMIU）のイズミテック正社員支部組合（以下、少数派正社員組合）である。そして請負労働者達を組織している組合が、全労連に加盟する産業別労働組合（JMIU）の徳島地域支部組合イズミテック分会⁽⁴⁾（以下、請負労働者組合とする）である。

- (1) 偽装請負および労働者派遣の法的な問題点については、萬井・山崎〔2003〕を参照した。また偽装請負の経済的な問題については、長井〔2008〕を参照した。
- (2) 2006年9月時点で、イズミテックにおいて女性の外部人材は派遣労働者として若干名存在している。しかし現場作業員でなく検査部門への配置であり、2006年9月時点で、請負労働者組合に加盟している女性労働者がいないので、本稿は分析対象から女性労働者を排除する。
- (3) ダイテック（コラボレート）は、2006年10月に大阪労働局より労働者派遣法違反で業務停止命令を受けた。この行政処分の背景には、イズミテックで偽装請負をおこなっていたことが、今回の摘発の要因として指摘されている。『朝日新聞（朝刊）』2006年9月30日。
- (4) 本稿で取り扱う請負労働者組合は、発足当初、JMIU徳島地域支部組合イズミテック分会であった。しかし、2006年10月に、請負労働者17名が労働運動の結果として、イズミテックに直接雇用された。イズミテックと雇用関係が発生したために、この組合は、JMIU徳島地域支部イズミテック分会からJMIUイズミテック分会となった。本稿では、煩雑さを避けるために、請負労働者組合で統一している。なお、JMIU徳島地域支部組合には、N化学工業で働く請負労働者達も加盟している。彼らも2006年10月に、徳島労働局に対して偽装請負を告発し、N化学工業に直接雇用を求める労働運動を起こした。

筆者の調査は、少数派正社員組合および請負労働者組合の協力を得て、請負労働者組合の組合員に対して聞き取り調査をおこなったものである。本調査は、2006年9月から2008年9月にかけて、5回に分けて行われた。調査期間はのべ42日間である。調査方法は、請負労働者個々人にはまず調査票に記入してもらい、その後この調査票に基づく聞き取り調査をおこなう形式であった（調査票記入時間も含めて1人30分程度）。必要な者には後日追加調査をおこなった。この請負労働者組合は、2006年9月時点で、アイズミテックで働く約40名の請負労働者から構成されているが、正確な組合員数は非公開となっている。調査票は全部で36名の請負労働者から回収し、回収率は約90%である（ただし、調査票は回収したもの、請負労働者の体調不良から聞き取り調査を実施できず、その後退職した者が1名いた）。このように、関連する企業も多く、さらに複雑な労使関係があるので、表1にこれまでの経緯をまとめておいた。

2 請負労働者組合結成に対する既存労働組合の影響

請負労働者組合結成の舞台となった第5生産課設立の経緯を通して、アイズミテックにおける労使関係の特徴をまず明らかにする。なぜならば、アイズミテックが雇用関係のない請負労働者を1990年代末以降拡大するのは、このアイズミテックの労使関係に大きく規定されているためである。

1980年代初頭まで、アイズミテックに関係する労働組合は、アイズミテック正社員によって組織された、総評全国金属に加盟する正社員支部組合のみであった。しかし、1980年代はじめに、労働組合の分裂、いわゆる「第2組合問題」が起こった。その後、1983年に、現在の少数派労働組合が全国金属を脱退し、労働組合がふたつとなる。そして、1989年に、少数派正社員組合がJMIUに加盟し、1999年に多数派正社員組合がJAMに加盟し、現在のJMIUとJAMのふたつの労働組合という枠組みができる。

表1 アイズミテック偽装請負をめぐる一連の経緯

年 月	事 項
	1990年代末、アイズミテックに関連していた請負会社は、ダイテック、プラットパレー、ラガバーリンの計3社であった。
2004年 9月	請負会社ダイテック、プラットパレーの請負労働者が中心となって請負労働者組合を組織する。同時に請負会社に対して偽装請負の解消、アイズミテックに対して直接雇用の申し入れをおこなう。
12月	請負会社ドライビングがアイズミテックに新規参入する。
2005年 1月	配置転換をめぐる「トラブル」から6名の組合員が指名解雇される（第1次解雇事案）。翌日解雇撤回。
6月	ダイテックがコラボレートに商号変更をおこなう。
12月	請負労働者組合は、厚生労働大臣と徳島労働局に、自らの働き方が偽装請負であると告発をおこなう。
同月	コラボレートが「コンプライアンス遵守のため」アイズミテックとの契約を解除せざるを得ないので労働者全員の雇用契約を打ち切る旨を通告てくる（第2次解雇事案）。
2006年 1月	コラボレートが撤退する。コラボレートの雇用をラガバーリンとドライビングの2社が引き受けことで、雇用を確保する。組合員は全てラガバーリンに移籍する。
4月	徳島労働局が偽装請負を認定するも、アイズミテックに対して直接雇用の指導でなく「適正な請負」にむけて指導をおこなっているとの報告を請負労働者組合に対しておこなう。
同月	新聞、テレビ、雑誌等のメディアに、この問題が「格差社会」の象徴として頻繁に取りあげられるようになる。
8月	アイズミテックが請負労働者の一部を契約社員として直接雇用することを発表する。これを受け請負労働者組合は徳島労働局への提訴を取り下げる。
10月	アイズミテックが請負労働者の一部を契約社員として直接雇用を開始する（第1次直接雇用）。
2007年 2月	ラガバーリンがアイズミテックから撤退を表明する。
3月	ラガバーリン撤退。請負労働者の組合員はプラットパレーへ移籍する。
4月	請負労働者組合が24時間ストを決行する。新たな直接雇用枠を獲得してアイズミテックと妥結する（第2次直接雇用）。
11月	アイズミテック正社員登用試験実施。
12月	契約社員より14名が正社員としてアイズミテックに登用される。
2008年 9月	アイズミテック正社員第2次登用試験実施。

この労働組合分裂により、アイズミテックに対して、協調的な労働組合と対立的な労働組合という労使関係が成立したのでなく、多数派、少数派両組合とともに、アイズミテックに対して、一定程度対立的な労使関係である点に特徴がある。これは、伊藤〔2007b〕で述べたが、組合分裂の渦中である80年代前半に、アイズミテックから個人別査定賃金の導入提案に対して、多数派、少数派両労働組合ともに拒否したことからもわかる。そのため、現在までも、課長級以下の組合員の賃金制度は、個人別査定のない賃金制度である。この対立的な労使関係の制約から逃れるためにも、アイズミテックは雇用関係のない請負労働者を拡大させるのである。少数派正社員組合の幹部である山本と請負労働者組合の幹部である山県（40代前半、勤続5年以上）は、第5生産課設立前後の様子、および請負労働者組合結成前の様子について、次のように述べている。

筆者 「アイズミテックは度が過ぎたってことですか。例えば、正社員の比率を第5生産課で、もっと高くして、請負労働者の数をもっと少なくしてたら、請負労働者組合ができるなんてことはなかつたということですか。」

山県 「そう、度が過ぎたんや。でも、それ（正社員の第5生産課配属）はできなかった。」

山本 「それより前に、昔7課ちゅうのがあったんや。そこには新入社員ばかり配属させた。」

山県 「その新入社員ばかりに対して、職制が、ストップウォッчиもって、がんがんやったら（ストップウォッчиで作業時間管理をおこなったら）、最後反乱が起きた（笑い）⁽⁵⁾。そして、その7課が解体されて、全部分散された（7課にいた人間は他の課に分散して配属された）。（職制も正社員を）締め上げるのはいいけど、度を超してしまうんよな。加減をしらんけん。」

山本 「（少数派正社員）組合も、7課の時は、おかしいではないか、（新人正社員ばかりの課を作ったら）技能の伝承がとぎれてしまうではないかと言ったんだけど、経営者は新しい職場を作るんだといってな…。」

山県 「結局、年寄り（少数派正社員組合）と一緒にしたら、ろくに仕事しないのはわかっているだろ

（笑い）。だから、こいつは絶対分離しなければと。だから、7課と2課は工場の中でも一番離れたところにおいたわけ。」

山本 「そのとおりや（笑い）。分離政策をしたわけや。」

筆者 「そして、新たに第5課として出発するのですが、請負労働者を生産の中核にしたら、山県さん達に生産の中核を握られてしまうことになるとは…。」

山県 「だからな、首をな、楯にやっただで、うちらには。（正）社員ではそういうわけにはいかないけど、こっち（請負労働者）だったら、首を楯にして（解雇すると脅して）、言うことを聞かせれると思ったわけだ。だから、4勤2休も強制的にやれ、できなんならやめえ（できないならば辞めろ）、と言われた。わしらな。」

山本 「ほんで、その2課は、もともと（少数派正社員）組合の主力だった（笑い）。」

山県 「そこが一番給料高いんや。仕事せんから（笑い）。」

筆者 「なるほど、会社からしたら労使関係で問題のある少数派正社員組合から、一番遠いところで、第5生産課を作り、正社員でない請負労働者を使ったら、うまく生産が回ると思ったわけだ。」

山県 「そうそう、だんだん締め付け方も4勤2休からな、8台7人持ちな、ひとりだけ班長みたいなリーダーおいて、4台打てるって言いだしたからな。おまえ殺す気かって。それで、4勤2休で2時間の強制残業、できなんならやめえ（できなければ辞めろ）て、言いだしたけんな。」

山本 「実情を無視して、成果を上げようとした結果なんや。」（2008年秋調査、インタビュー時、山県は契約社員であった。）

このやりとりから、次のことがわかる。第一に、アイズミテックは、意図的に請負労働者を生産の中心とした第5生産課を設立した。それは、対立的な労使関係の制約から逃れるためであり、人件費の削減のためでもあった。しかし、同時に第5生産課の規模拡大にともない請負労働者の数も増大していき、伊藤〔2007b〕で述べたように、生産の中核部分を請負労働者に掌握される事態

(5) この「反乱」とは、正社員の現場作業員が職制に対して、一斉に残業を拒否するという形での反抗であった。反抗したアイズミテックの正社員は、多数派正社員組合に所属していた。

をももたらした。この事態こそが、請負労働者組合結成、およびその後の請負労働者による労働運動の実体的な基礎となる。

第二に、このインタビューのなかでは、「首を樋にして（解雇するぞと脅して）」と発言しているが、アイズミテックは、恒常に「解雇」という圧力を用いながら、請負労働者を指揮・命令してきた。伊藤〔2007a〕で指摘したように、このような「抑圧的な」関係が恒常にあった。そのため、筆者の調査でも多くの請負労働者が「人間あつかいされていなかった」と強い不満を表明していた。このことが、現在も続くアイズミテックに対する根深い不信感、不満の心理的な基底をなしている。

第三に、請負労働者組合結成のきっかけとなったことは、2004年前半に提起された労働強化策であった。この労働強化策は、労働時間の延長とともに「4勤2休」体制への移行と、伊藤〔2008〕でも述べたような「8台7人持ち」体制の確立、つまり労働編成の変更による労働密度強化提案であった。さらに、請負労働者組合結成に対して、もうひとつのきっかけとなったことは、2004年3月より「物の製造」に労働者派遣が認められたことである。このことにより、これまで自らの働き方が違法状態であったのではないかと疑う者が現れ、またこれまでその疑いを抱いていた者は、その疑いを確信に変えたのである。

これらの不満やきっかけにより、2004年9月に請負労働者組合が結成されるのであるが⁶、2004年7月、8月の段階では、これらの不満が労使交渉を通して直接雇用を求めるという労働運動の方向性をまだ持っていないかった。この段階では、裁判や内部告発によりアイズミテックに社会的な損害を与えようとする、つまりこれまでのあつかいに対する「憂さはらし」という側面が強かった。この点について、請負労働者組合の幹部である飯富（20代後半、勤続5年以上）は次のように述べている。飯富は山県に誘われて、請負労働者組合結成の中心人物となっていく。

飯富 「ワイも、実際のところ胸くそ悪かったし、なんぞ痛い目に遭わせようかってなって。」

山本 「山県君だって、結局、胸くそ悪いから、一泡吹かせたい、胸のすくようなことがしたい…。」

飯富 「実際そうですよ。直用（直接雇用）だとかは、後付じや。実際のところ、憂さはらしがしたかった。」（2006年秋調査、インタビュー時、飯富は請負労働者であった。）

山県と飯富は、この「憂さはらし」のために、アイズミテックや徳島労働局に偽装請負の訴えをするものの、まともに取り合ってもらえない、少数派正社員組合に相談した。そして、この請負労働者の不満に、労使交渉を通して直接雇用を求めるという、つまり労働運動という形態を与えたのが、既存の労働組合である少数派正社員組合であった。この点について、少数派正社員組合の幹部である山本は次のように述べている。

筆者 「山県さんや飯富さんの頭の中に、請負労働者組合結成以前に、労使関係の枠内で交渉するという考えはなかったのですか。」

山本 「なかったね。山県君はうち（アイズミテック）の総務にいって話をしたり、派遣会社（請負会社）にいって話をしたりしたけど、相手にされなかつた。労使交渉というのは想定していなかったと思う。山県君にしても仲間を巻き込んで集団でやろうというつもりはなかったと思う。（少数派正社員）組合に相談したときも、むかっ腹を立てているやつが4人ぐらい居るよと、組合は助けてくれるかと言ってきた。だから、僕の方から、皆、一蓮托生だから皆で入れと言った。そしたら、ほな、そうしようかとなった。山県君は怒っているかどうかかもわからん皆を巻き込みたくはなかった、解雇になるかどうかなるかわからんもとで、責任は持てないから巻き込みたくはなかった。だから怒ってやめたいとかテロでも何でもやるぞというメンバーと一緒にやるつもりだった。飯富君にしても、皆を巻き込みたくはなかった。皆入れと言ったら飯富君はじーいと考えて、ほな、ワシが全部責任を持たなきやいけんのじゃな、わかったと言つてな。つまり、解雇になる場合は、ひとりが個別で解雇されるのではなく、会社同士の契約終了という形でなるだろう（請負会社の撤退）、だから解雇になるとときは全員がなるだろう。だから皆で入れと言う話をした。」

（2006年秋調査時インタビュー）

このように、請負労働者達の不満に、労働運動という方向性を与えたのは、既存の労働組合である少数派正社員組合であった。そして、この飯富や山県と少数派正社員組合との会合が持たれた翌日、約25名の請負労働者を集め請負労働者組合は結成された。わずか一日で約25名を組織できたのは、伊藤〔2007b〕でも指摘し

たが、次のふたつの要因による。第一に、第5生産課の生産の中核を握る請負労働者集団がすでに形成されていたこと、第二に、その集団の中心に勤続年数の長い飯富や山県が若い請負労働者の「兄貴分」として存在していたことが大きく影響している。こうして結成された請負労働者組合は、2005年12月に、アイズミテックの偽装請負を徳島労働局に告発し、自らの直接雇用を求め、労働運動を実践した。徳島労働局に偽装請負を告発する際に、請負労働者組合は、JMIU中央の紹介により、労働法に詳しい弁護士の助力を得て、書類を整え、告発をおこなった。徳島労働局は、正式な書類での告発を受理し、何回かの臨検の後、2006年2月に偽装請負を認定した。このように、労働運動として展開する際に、既存の労働組合のネットワークが利用されている。

JMIU中央は、非正規雇用の組織化に比較的熱心に取り組んでいる労働組合であるが⁽⁶⁾、地方の活動家のレベルまでくると、その方針は決して徹底されていたわけではなかった。前出の山本は、次のように話している。

筆者 「2004年の9月まで山県さん達のことを知らなかつたと言っていましたが、少数派正社員組合の方から請負労働者の組織化を進めてきたのですか。」

山本 「(請負労働者の問題に)僕ら自身、あまり関心を持ってなかつた。請負社員についてどうのこうのということをあまり考えていなかつた。」

筆者 「なるほど、2004年でしたら、偽装請負という言葉もなかつた頃ですしね。」

山本 「いや、そんなことはなかつた。(JMIU)中央の方針では、非正規社員に(組織化の)輪を広げて、対話を進めましょうというのはあった。」

筆者 「山本さんは、JMIU中央の方針について、どう思っていたのですか。」

山本 「そんなこと言ったって無理じゃ、と思っていた(笑い)。だって、全く見ず知らずの人間に、オイオイ君なんて言って、なんか不満あるかいって(笑い)。それに、仕事中には声かけにくい(笑い)。」(2006年秋調査時インタビュー)

非常に興味深いことに、請負労働者組合結成に際し、その主体は、既存の労働組合にあったのでなく、若い請負労働者にあった。しかし、若い請負労働者の主体に、

労働運動という形態を与え、労働運動のノウハウや弁護士とのネットワークを与え、労使交渉を通しての解決を目指すという方向性を与えたのは、既存の労働組合であった。次節では、このようにして結成された請負労働者組合が、日々の職場活動を通して、既存の労働組合からどのような影響を受けて、活動を展開したのかを見てみる。

3 請負労働者組合による職場活動の到達

請負労働者組合による日々の職場活動は、ふたつの方向で進んでいった。第一の方向は、形式的に雇用関係のある派遣元(請負会社)との交渉である。派遣元(請負会社)との交渉は、時給の値上げ、作業着の無料支給、有給休暇の自由な取得等を内容としたものであり、これらの要求を、交渉によって実現させた。このように、請負労働者組合は、組合員の経済的要求に基づき、運動し、要求を実現させてきた。このことが、請負労働者組合への信頼感を形成させ、未組織の請負労働者の組織化を拡大させていった。

請負労働者組合による職場活動の、第二の方向は、派遣先(ユーザー企業)であるアイズミテックとの交渉である。もちろん、請負労働者組合は、発足当初、アイズミテックと雇用関係がないために、アイズミテックとの正式な団体交渉を実施していない。正式な団体交渉は、請負労働者の一部がアイズミテックの契約社員となった2006年10月以降におこなわれた。しかし、アイズミテックと雇用関係が成立する2006年10月以前からも、請負労働者組合とアイズミテックとの間で、交渉は隨時おこなわれていた。なぜならば、組織拡大を続ける請負労働者組合が第5生産課の生産の中核を掌握するために、アイズミテックにとり彼らの協力なくして、第5生産課の運営をできない事態が生じていたためである。そのため、アイズミテックは、正式な団体交渉でないが、請負労働者組合との交渉の席に着かざるを得なかったのである⁽⁷⁾。

このアイズミテックと請負労働者組合の間で行われた交渉の内容は、主にアイズミテックによる労働強化提案に反対するものであった。具体的には、先にふれた「4勤2休」「8台7人体制」導入に対する反対活動であつ

(6) JMIUの組織拡大戦略については、長谷川〔2006〕および全日本金属情報機器労働組合(JMIU)編〔2004〕を参照した。

(7) この交渉は、アイズミテックにおいて「社外工」からの「申し入れ」と呼ばれていた。

た。この反対活動は次のような経緯で行われた。まず、請負労働者組合は自らを請負労働者として規定し、請負ならばアイズミテックの指揮・命令に従う必要がない、つまりアイズミテックの労働強化案に従う必要がないとした。こうして、アイズミテックの労働強化案に抵抗するとともに、雇用関係の議題となると、自らを派遣労働者として規定し、労働者派遣法の直接雇用申し込み規定を根拠として、アイズミテックとの直接雇用を求めるという戦術展開であった。

さらに、請負労働者組合とアイズミテックとの間に雇用関係がない状態においても、請負労働者の雇用問題は、正式な団体交渉の議題となっていた。請負労働者の雇用問題を正式な団体交渉の議題としたのが、少数派正社員組合であった。アイズミテックの正社員で組織されている少数派正社員組合が、正式な団体交渉の議題として、この問題に対するアイズミテックの認識を質していたのである。このように、請負労働者組合と少数派正社員組合は、相互の信頼関係に基づいた協力体制を構築して、この問題をアイズミテック全体の問題に拡大させていった。

もちろん、請負労働者組合による労働運動は、このように順調に推移していったわけではなく、大きな困難にも直面した。この困難が、2005年1月と12月に生じた2度の解雇事案である。しかし、請負労働者組合はこの2度の解雇事案を職場活動により撤回させることで、組合内の団結を強め、さらに少数派正社員組合との連帯をも強めていったのである。

2005年1月に発生した第1次解雇事案は、第5生産課の配置換えをめぐる「トラブル」から、山県、武藤（20代後半、勤続3年程度）を含む、請負労働者6名がアイズミテックの職制により指名解雇された事案である。請負労働者組合と少数派正社員組合は、解雇を言い渡されたその日のうちに、ダイテック（コラボレート）を組合事務所に呼び出し、解雇を撤回させる。アイズミテックも翌日に解雇を撤回し、この第1次解雇事案は解決した。次のやりとりは、指名解雇を言い渡された山県と武藤、そして少数派正社員組合の幹部である山本とのやりとりである。なお、武藤の発言の中に出てくる能美とは少数派正社員組合の幹部である。

武藤 「（第1次）解雇されたときに、能美さんとかには世話になったね。」

筆者 「具体的に言うと。」

武藤 「解雇を言われた時に、すぐにダイテックを組合事務所に呼び出して解雇を撤回させたときのこと。」

山県 「あの日はたまたま（JMIU）徳島地本の会議があって、みんな集まっていたからな。ダイテックはすぐに（解雇）撤回した。そして給料は払うので現場に入らないでくださいということだった。うち（ダイテック）が会社（アイズミテック）に怒られますけん、という話だった。」

武藤 「自宅待機みたいなこと言われた。突然クビと言われてもね。」

筆者 「それでどのように解決したのですか。」

山県 「翌日の午後3時頃かな、ダイテックが現場に入って仕事してくださいと頭下げにきた。その理由は、（アイズミテックの）生産部が6人も現場に請負労働者がいないはどういうことだと、ねじ込んだらしい。お前らがクビにしたくせに。最後は、ダイテックが頭を下げたことにして、うやむやにした。全部アイズミテックや。」

山本 「あのときな、（少数派正社員）組合として会社（アイズミテック）に抗議にいったんや。そして、会議室に通されたら、ホワイトボードに解雇者として6人の名前が書いてあったわ（笑い）。この会議室でダイテックと会社が解雇についての協議をしていたらしい。」

一同 「（笑い）」（2008年秋調査、インタビュー時、山県、武藤は契約社員であった。）

アイズミテックと請負労働者の関係は、偽装請負である。よって、日々の生産において、直接的な指揮・命令は、アイズミテックの職制から受けている。そのため、請負労働者を解雇する実質的な決定権は、請負会社ではなく、アイズミテックにあった。しかし、請負労働者組合が結成されたために、これまでのように請負労働者を指名解雇することが困難になった。また、解雇事案の際に、請負労働者組合のみでなく少数派正社員組合も解雇を撤回するべく運動している。このことが、請負労働者組合と少数派正社員組合との信頼関係を形成している。

次いで2005年12月に第2次解雇事案が発生した。この解雇事案は、同年12月に請負労働者組合が徳島労働局に偽装請負を告発したことを受け、発生した。つまり、偽装請負の告発を受けたダイテック（コラボレート）が、アイズミテックからの撤退を表明したのである。そのため、第2次解雇事案は、請負労働者組合の組合員ばかりではなく、ダイテック（コラボレート）に雇用されている請負労働者全員を対象としたものであった。

もちろん、このような事態への経験のない請負労働者

の多くは、動搖した。しかし、この事態に対して少数派正社員組合および請負労働者組合は、労働局へ雇用の安定を求める要請をおこない、アイズミテックへ直接雇用を求める要請をおこなった。その結果として、2006年1月にダイテック（コラボレート）はアイズミテックから撤退するものの、請負労働者はプラットバレー、ラガバーリンに移籍し、彼らの雇用は守られたのである。また、ダイテック（コラボレート）の撤退は、アイズミテックにとっても、決して許容できない事態であった。つまり、第5生産課の生産活動の中心を担う請負労働者が大量に離職するような事態は、T自動車からの増大する受注をこなすためにも、許容できない事態であったのである。そのような事情があったことも見逃せない。

このように請負労働者組合による職場活動は、これまで頻発していた解雇に制限をかけ、請負会社（派遣会社）の撤退による失業の危機を克服し、組合員を含めた請負労働者の雇用安定に寄与した。このような日々の職場活動の結果として、請負労働者組合は組合内の団結を強め、また未組織の請負労働者に対する組織拡大を実現していった。また、このような成果は、請負労働者組合のみで実現しただけでなく、既存の労働組合との協調の結果でもあった。そのために、請負労働者と少数派正社員組合に所属する正社員との信頼関係も構築されていったのである。そして、このような労働運動の結果として、2006年10月に、請負労働者の一部が、アイズミテックの契約社員として、採用された（第1次直接雇用）。

アイズミテックの契約社員になり、アイズミテックとの雇用関係を成立させた請負労働者組合は、新たな運動を展開する。その運動が、2007年4月におこなわれた、請負労働者組合による2度の24時間ストライキである。この2007年4月のストライキによって、請負労働者組合は、さらに請負労働者からアイズミテックの契約社員になる労働者を拡大させた（第2次直接雇用）。このストライキの経緯について、請負労働者組合の組合員は次のように述べている。なお、山県、内藤（20代後半、勤続5年以上）、甘利（20代前半、勤続4年程度）が、第1次直接雇用組であり、高坂（30代前半、勤続2年程度）が第2次直接雇用組である。

筆者 「1度目のストライキは、組合として予定されていたストライキでしたが、2度目の24時間ストライキは当初の予定になかったストライキだと聞いています。むしろ、下部の組合員の方からストライキをやろうという声がでてきたと聞いてい

ます。今日はその辺の経緯等についてうかがいたいと思います。あのストによって、高坂さんは第2次直接雇用組になれたのですよね。ほかの方は皆、第1次直接雇用組ですよね。」

高坂 「うん、そう。」

山県 「もし、（ストライキを）してなかつたら、この話（第2次直接雇用）もなかつたね。」（中略）

筆者 「組合員の中には、ストライキなんかやりたくない、という声はなかったのですか。」

山県 「たぶんあったんじゃないかな。だけど、やらなんならどうしようもないしな（やらなかつたらどうしようもないしな）。結局、直用（直接雇用）がかかっていたら、するだろう。」

筆者 「今回のストライキでは、給料は時給で20円あがっていますよね。上げ幅としては、決して大幅アップというわけではないですね。」

山県 「賃金については、（アイズミテックが）ようやったと評価しているよ。親会社であるJ社が（契約社員の賃金を）一切あげていないなかで、ようやったとおもうよ。」

筆者 「まだ直用になっていなかった高坂さんをのぞけば、他の皆さん、今回のストで時給のアップしか成果はなかったですね。それで他の皆さんによかったのですか。」

山県 「正社員化は今年の秋（2007年秋）のことだからね。春はすることが他になかった。」

内藤 「賃上げということよりも、直接雇用をとることがメインだった。」

甘利 「ワいらがメインではなかった。」

山県 「みんな、正社員になるつもりじゃけん、はっきり言えば、契約社員の給料なんてあんまり関係ないよな。ほらー、もっと給料あげえと、言っているけど。そんなところで労力使ってもな。」

筆者 「今年の秋（2007年秋）から正社員化の具体的な議論が始まるわけですよね。その話を前にして、今回のストライキは、直接雇用の枠を増やすためのストライキだったのですか。」

山県 「結局、前例を作りたかった。基本的には、最初で最後というわけじゃないぞと。これで（ストライキを）しました。次もします。来年の春もします。そういう流れを作りたかった。うちらの組合として。」

筆者 「そうなると、組合として、正社員になるまでストをやるぞという構えを見せたかったのですか。」

山県 「一発目のストでしょ。うちらと雇用関係ができて。頭からなめられたらあかんけんな。やるときは、うちらは、やるんぞと（笑い。）」

内藤 「相手（アイズミテック）も、24時間されるとは思ってなかっただろ。」

山県 「ああ、あいつら1回ですむわ、と会社は思っていたけど、2回目したらビビットたしな。」

一同 「（笑い。）」

山県 「もし2回目のストでもだめだったら、うちらの勢いだったら、3回目もいっとただろうな。」

筆者 「2回目のストで、高坂さんを含めた第2次直用枠が実現したから、妥結したわけで、もし、直用枠をとれなかったら3回目のストライキも実施したのですか。」

高坂 「いっとただろうね。そりゃもう、みんな言いったですね（3回目のストも実施すると皆言っていた）。皆いくとこまでいけと言うとった。」
（2007年秋調査、インタビュー時、山県をはじめとする全員が契約社員であった。）

当初、2007年4月の一連のストライキでは、第1回目のストライキが24時間ストライキで、第2回目以降は、1時間のストライキを断続的におこなう予定であった。それが、2回目のストライキも24時間ストライキになったのは、次のような要因による。2006年10月の第1次直接雇用実現以降、アイズミテックは直接雇用の実現により偽装請負も解消されたとして、これ以上の直接雇用をおこなわないという見解を発表した。この見解に対して、第1次直接雇用に入れなかった請負労働者の不満や不信がたまっていた。そのため、2007年4月の2度目のストライキは、請負労働者組合の幹部層主導でなく、この第1次直接雇用の対象にならなかった、比較的勤続年数の短い請負労働者組合の下部層主導のもとで、実施された。

請負労働者組合の幹部層も、自らの正社員化や賃金の上昇などを優先するのではなく、勤続年数の比較的短い請負労働者達の要求を請負労働者組合の優先課題とした。この2度のストライキによって、請負労働者組合は第2次直接雇用枠を獲得して、ストライキを妥結させた。つまり、請負労働者組合は、アイズミテックと雇用関係のある直接雇用の労働者を増加させ、アイズミテックと

の労使交渉において、有利な地歩を構築しようとしたのである。このような請負労働者組合の職場活動によって、請負労働者組合は、非正規労働者の中での信頼感を高め、組織化をさらに進めていった。もちろん、このような到達の背景には、多くの受注を抱えたアイズミテックの生産計画が影響をおよぼしている⁽⁸⁾。

このように、請負労働者組合は、労使関係の枠内での労働運動を通して、つまり日々の職場での活動を通して、非正規雇用である請負労働者のなかに、労働組合への信頼感を高めていった。そして、また彼らの運動は既存の労働組合との密接な協力関係の下で展開した。そのため、請負労働者と既存の労働組合との信頼関係も緊密になっていたのである。このような労働運動の結果として、2007年12月に、組合員を含めた14名の契約社員が、登用試験の後、アイズミテックの正社員として登用されたのである。偽装請負で働く請負労働者が一定の規模で労働組合を結成し、労働運動の結果として正社員化を獲得した、おそらく日本で初めての事例となったのである。そして、2008年9月には、2回目の正社員登用試験が実施された。

この請負労働者組合が築いた到達をどのように評価したらよいのであろうか。非正規労働者による新たな労働運動は、個別企業内の職場活動をおこなうことによって見いだせると、全面的に肯定できるのであろうか。それとも、個別企業内の職場活動によって獲得した正社員化は、結局のところ、既存の「ビジネス・ユニオニズム」に回収されてしまうと、全面的に退けるべきなのであろうか。次節では、この点を考察するために、請負労働者組合による職場活動の制限について見てゆきたい。

4 請負労働者組合による職場活動の制限

請負労働者組合は、請負労働者から直接雇用の契約社員へ、そしてアイズミテックの正社員化を実現した。このことは、労使交渉を通じた大きな成果である。しかし、アイズミテックの職場活動を中心とした運動、個別企業内での労働運動は、2008年10月現在、大きな制限に直面している。この制限は、次の二つの要因により顕在化することになった。

(8) 2度目の24時間ストライキは、T自動車への部品納入が間に合わないという事態を招きかけた。そのため、ストが妥結し、生産が再開された後には、請負労働者組合の幹部も、「これほど一生懸命仕事をしたのはひさしぶりだ」と述べるほど、生産に協力した。労使双方にとっても、生産状況をにらみながらの、ストライキとなったようである。

第一の要因は、サブプライム・ローンの破綻による世界的な自動車市況の悪化である。2008年に入り、T自動車からの受注量が低下し始めたが、8月のT自動車の減産発表以来、急速に受注が低下した。そのため、2008年10月には、アイズミテック正社員の残業削減が開始された。このような状況のなかで、これ以上、非正社員である契約社員を正社員にしてよいのかという声が、アイズミテック正社員のなかから出はじめた。このような声を受けて、2008年9月に実施された第2次正社員試験の結果発表は、予定では翌10月に発表だったが、3ヶ月間発表を遅らせることになった。このような事態に対して、請負労働者組合と少数派正社員組合はアイズミテックに抗議し、結局、当初の予定より1ヶ月遅れてアイズミテックは2008年11月に合格発表をおこなった。このように、自動車市況の悪化により、混乱が生じている。

これまで請負労働者組合は、個別企業内の職場活動を通して、請負労働者内の団結を強め、既存の労働組合と連帶して、これまでの到達を築いてきた。この背景には、労使交渉ばかりでなく、活況を呈する自動車市況があった。つまり、彼らのバーゲニング・パワーは、好調な自動車市況によって、より強められていたのである。しかし、いまや自動車市況は悪化した。

このような不況の到来は、個別企業レベルでの交渉では乗り越えがたいという側面も当然ある。しかし、伊藤[2008]でも指摘したが、アイズミテックはT自動車の2次下請け企業である。そのため、アイズミテックの収益も、労働者に支払う賃金原資も、T自動車に納入する自動車部品の単価によって、大きく規定されている。アイズミテックは、2000年以降、T自動車から、発注量の増大と引き替えに納入単価の約25%削減を求められてきた。この納入単価の削減は、正社員によって生産を拡大させるだけでなく、賃金の安い非正規労働者によって生産を拡大するように、アイズミテックを強力に誘導した。このように、個別企業内で運動する請負労働者組合は、アイズミテックとT自動車間の納入単価の問題という、大きな制限を有していたのである⁽⁹⁾。この制限を乗り越え、社会運動としての労働運動へ展開していくためには、T自動車への納入単価を問題にする、つまりT自動車グループの階層構造を問題にする方向性が必要とされるであろう。

個別企業内の労働運動の制限を顕在化させた第二の

要因は、自動車市況の悪化を背景とした、正規労働者の雇用のバッファとしての非正規労働者、つまり正規労働者と非正規労働者との間ににある「緊張関係」である。さらに、請負労働者組合は、労働運動の成果として、請負労働者から契約社員に、契約社員から正社員へと、正社員化を獲得した。つまり、請負労働者組合の中に、請負会社の請負労働者、アイズミテックの契約社員、そしてアイズミテックの正社員までが存在している。このように、請負労働者組合内に、多様な層が存在することになり、利害関係が複雑化しているのである。その結果として、請負労働者組合内部に、正規と非正規との「緊張関係」が持ち込まれる、ないしはその可能性が生じているのである。この点について、請負労働者組合の幹部である飯富(20代後半、勤続5年以上)は次のように述べている。

筆者 「請負労働者組合内に、正社員から直接雇用の契約社員、そして請負労働者までいて、利害関係も多様になってきています。これまでのようにな一致団結してストライキ等打てますか。もしかしたら正社員になったのだからといって組合を離れる人もでてくるかもしれません、その辺はどうですか。」

飯富「それは違う。ワイラはこれまで通りいける。そんでなければ、何でこんな人数集めて組合したんかの意味がない。それを信じていかんかったら意味がない。たしかに、10人いたら、そんなかのひとりやふたり、正社員になったけんというの(正社員になったから組合から距離をとる人)がでてくると思う。けんど、残りでやつたらいいんや。(残ってくれる人を)信じなしあうがない。誰々は裏切るとか言ったらあかんのよ。一緒にやろうと思っていた人でも、そんなこと言われたら、もうええわ(一緒にやっていられるか)って言う話になってしまふ。そういうふうになるほうが、ワイは怖い。」(2008年秋調査、インタビュー時、飯富は契約社員であった。)

正規労働者と非正規労働者間の「緊張関係」を、個別企業内の労働運動で乗り越えることは、非常に難しい。しかし、この「緊張関係」は、請負労働者組合と既存の労働組合である少数派正社員組合の間において、以前か

(9) もちろん、請負労働者組合も少数派正社員組合も、この納入単価問題に全く無関心というわけではない。例えば、全労連も後援している「T自動車総行動」に代表派遣している。

ら、存在していた。つまり、請負労働者組合結成当初からあった「緊張関係」である。この問題は、請負労働者組合の方から、偽装請負の拡大を防がなかった少数派正社員組合の責任を問う、という形で存在していたのである。要約すると次のようになる。「アイズミテックは、低賃金で働く請負労働者の上層をはねることで、正社員の昇給、ボーナスの原資にしたのではないか。その意味で、アイズミテックと既存の労働組合は、共通利害を有している。その共通利害のために、非正規労働者自身の運動に対して、真剣に取り組まないのではないか」という形である。

もちろん、このようなことを請負労働者組合の幹部が「公的な場」で、ないしはマスコミとのインタビューなどで発言しない。しかし、少数派正社員組合の幹部に対しては、問題提起を積極的におこなう。少数派正社員組合の幹部は、請負労働者組合幹部のこの問題提起に対して、彼らの「意識や認識の低さ」に解消し、統制によって問題提起を押さえ込むのではなく、請負労働者の正社員に対する「不信感」の存在を前提として、労働組合活動の方針を立ててきた。

全労連や連合も、傘下の非正規労働者が組織を脱退し、新たな労働組合を結成したり、別組織の労働組合に加盟したりする事態が生じているようである。このことが、本稿の冒頭でも指摘した今野・本田〔2008〕による批判につながる。

徳島の既存労働組合と請負労働者組合は、お互いの間に「緊張関係」があることを前提として、統制によって押さえ込むのではなく、議論し、方針を立てて、労働組合運動として実践してきた。その結果として、請負労働者の正社員化という到達を築き、その運動の中で、双方の「信頼感」も形成してきた。正規労働者と非正規労働者との間の「緊張関係」、「対立関係」の問題、つまり正規労働者の雇用安定のバッファとしての非正規労働者という問題は、非常に難しい問題であり、個別企業内の労働運動では乗り越えがたい問題である。

しかし、難しい問題であるが、具体的な労働運動は、眼前的現実からしか出発できない。そのため、団結の基礎として、職場を舞台にした日々の活動を通して、解雇を防ぎ、安全で働きやすい職場を作るために職場規制をおこない、労働組合に対する信頼感を高めてゆかねばならないであろう。そして、非正規雇用で働く者の間に、労働組合への信頼感が一定広がったうえで、意識的な新たな段階への運動が切り開かれていくのではないだろうか。

正規と非正規との間の「緊張関係」は、あたかも上部による下部に対する「抑圧関係」に転化する場合もあるが、この「緊張関係」を批判的に乗り越えることで、新たな労働運動、社会運動としての労働運動への原動力にもなりえるであろう。その際に、意識的に追求されるべきは、やはり組合民主主義の徹底であり、その豊富化ということであろう。

おわりに

本稿では次のことを明らかにした。第一に、徳島県で結成された請負労働者組合は、既存労働組合との緊密な協力関係を築き、職場を基礎とした労働運動により、正社員化という到達を築いた。その背景には、日々の職場活動を通して、労働組合に対する信頼感を固め、未組織労働者の組織化を進めていったことがある。既存労働組合は、請負労働者組合に対して、労働運動のノウハウや弁護士の紹介など、多くの貢献をおこなったが、労働組合の結成、そして非正規労働者による労働運動の主体は、非正規雇用で働く若年労働者にあった。

第二に、正社員化という大きな到達を築いた請負労働者組合であるが、もちろん制限も有している。その制限は、個別企業内での労働運動という側面が強く、社会運動としての労働運動へ展開し切れていないことである。個別企業内の運動では、正規雇用と非正規雇用との間の「緊張関係」を乗り越えることは、非常に困難である。

2008年10月現在、自動車市況の急速な悪化から、多くの企業で生産の縮小に伴う派遣労働者の雇用打ち切り、いわゆる「派遣切り」が日々拡大している。既存の労働組合は、正社員の雇用を守るためにこの「派遣切り」を座視するのではなく、積極的に彼らの組織化を図っていかなければならない。そして、彼ら非正規雇用者の中から、次世代の労働運動を担う、社会運動としての労働運動を担う主体を見いだしていかなければならないであろう。そうでないならば、現在の労働組合組織率を向上させる展望は、どこに見いだせるのであろうか。

(いとう・たいいち 大阪経済大学経済学部専任講師)

【参考文献】

- 伊藤大一〔2007a〕「請負労働者組合結成による指揮・命令関係および「労務管理」の変化」『賃金と社会保障』第1446号。
伊藤大一〔2007b〕「偽装請負のもとで働く若年労働者の労働過程」『大原社会問題研究所雑誌』586・587号。

特集・労働総研設立20周年記念労働総研奨励賞

伊藤大一 [2008] 「自動車産業における偽装請負拡大の経済的基盤」『第116回社会政策学会報告用ペーパー』。

今野晴貴・本田由紀 [2008] 「働く若者達の現実」『世界』 第783号。

鈴木玲 [2005] 「社会運動的労働運動とは何か」『大原社会問題研究所雑誌』562・563号。

全日本金属情報機器労働組合 (JMIU) 編 [2004] 『JMIU・金属連絡会の歩み』 学習の友社。

長井偉訓 [2008] 「請負・派遣労働者の状態と政策課題」 中村則弘・高橋基泰編著『グローバリゼーションに対抗するローカル』 明石書店。

中野隆宣 [2007] 「ジャーナリストから見た日本の労働組合運動の現状と課題」『大原社会問題研究所雑誌』586・587号。長谷川義和 [2006] 「中小労働者を対象とした組織拡大」 鈴木玲・早川征一郎編著『労働組合の組織拡大戦略』 御茶の水書房。

早房長治 [2004] 「恐竜の道を辿る労働組合」 緑風出版。

萬井隆令・山崎友香 [2003] 「「労働者供給」の概念」『労働法律旬報』1557号。

法政大学大原社会問題研究所所蔵『大原社会問題研究所雑誌』No.605 (2009年3月) 掲載

【個人部門】 2席

労働力導入としての研修・技能実習制度

久保 友美恵

■趣旨

研究対象

1985年のバブルから1990年以降のバブル崩壊にかけて踏み切られた“単純労働分野における実質的な外国人労働力導入”から約20年が経つ今日、外国人労働者の労働市場への参入・外国人を受け入れる市民社会の在り方・外国人の法的保護の在り方など幅広い観点で、外国人受け入れ政策のあり方について現実的な議論が展開されている。私は将来の外国人受け入れ政策を考察するために、日本の単純労働分野における外国人労働者の全体像を歴史的・構造的に捉えることが必要不可欠であると考えている。本稿ではこの課題を追究するために外国人研修・技能実習制度の実証的・理論的な研究を行う。なぜならば本制度は一つ目に制度形成過程、二つ目に存在形態、三つ目に労働力需給システムという点で日系人、不法就労者には見られない特徴があり、日本の単純労働分野における外国人労働市場において重要な意味を持っているにも関わらず、経済学、特に労働市場研究としての研究蓄積が極めて乏しいからである。

研究課題

本稿の課題は、(1)本制度の特徴を上にあげた三つの観点で明らかにすること、(2)日本の外国人労働市場に研修生・実習生を位置づけ、いわゆる単純労働分野における労働市場をより実態的・包括的に捉えること、(3)本制度の存続根拠を日本の労働市場の変化および日本経済の二重構造との関係に注目して明らかにすることである。

各章の要点

第一章では、研修技能実習制度の概要と改正の背景をまとめた。ここでは、本制度は国際協力制度という目的を前提とした制度設計がなされているため、労働制度と

しての整備がおろそかになっていることという問題を抱えていることを指摘した。労働制度とは、労働契約を基礎にした個別的・集団的労働関係における自治を保障する制度体系と、失業補償と健康保険を軸とする最低生活保障制度の制度体系である。

第二章では、第1節第1項で1980年代以降の単純労働分野における外国人労働者受け入れ政策の展開を追い、この時期の政策の特徴は不法就労取り締まり強化=「厳罰化」と日系人、研修生・技能実習生の受け入れ拡大=「規制緩和」であることをまとめた。次に、第2項では1980年代末から1991年頃までの好況期と1991年以降の不況期における外国人労働者の増加の実態と背景を分析した。特に、1990年代初頭以降の不況期における日系人と研修生・技能実習生の増加を分析する視角として日本の二重構造と労働市場の規制緩和（非正規労働者層の拡大と多様化）を据えたことは先行研究との比較においても、新しい試みで大きな意義がある。その結果、不況期においても研修生・技能実習生が急増した背景には、日本の二重構造のもとで下請中小企業に課されている課題や、国外移転が難しい農業・漁業における労働不足の問題、そして、地域労働市場の衰退の進展があることを明らかにした。さらに、不法就労者と研修生・技能実習生の増加と機能の分析から、これらと国内出稼ぎ労働者の減少との関係を考察した。一方で、日系人労働者の増加は日本の労働市場の規制緩和との関連が深いことを明らかにした。第3項では外国人労働市場の構造に関する先行研究をレビューし、先行研究においては労働市場研究の中に研修生・技能実習生が位置づけられてこなかったことを指摘した。第2節では、国際労働力移動に関する理論的考察を行った。特に日本の経済構造の変化とアジア諸国の過剰人口形成の関連を分析する上で、意義があると思われるサスキア・サッセン氏の理論を検討した。

第三章では、日本の単純労働分野で就労する外国人労働者について、日系人、不法就労者、研修生・技能実習生の類型化を行うことでその労働市場構造を分析した。その結果、研修生・技能実習生は性別・国籍別・産業別・業種別・企業規模別・賃金水準で他の二者にはない特徴

を有していることと労働力需給システムという観点からは「労働力政策」としての性格が強いという特徴があることを明らかにした。労働力政策とは、労働政策の一側面で国家が資本の蓄積欲求にしたがって資本のために労働力を創出、維持、確保するための政策の総称である。

これらの考察から浮かび上がってくるのは、研修・技能実習制度を必要とする主体が抱える構造的な諸問題である。つまり、日本の二重構造、下請け構造のなかでの中小企業や一次産業の衰退、そして地域内では労働力が

もう確保できない地域の衰退などである。筆者は研修生・技能実習制度のような「労働制度」を欠いた労働力導入政策には、労働者保護の観点から反対である。しかしながら、研修生・技能実習制度によってしか労働力を得ることができず、経営や産地を存続できない企業や地域は自然淘汰されてしまうべきだと言えない。

日本経済・日本社会の安定した発展という包括的な政策構想のなかに外国人労働者の受け入れ政策を位置づけて、その展望を描く必要があるだろう。

目 次

序 章

第1節 問題の所在と研究課題

1 問題の所在 —外国人労働者をめぐる政策動向と研修・技能実習制度の見直し—

2 研究課題

第2節 研究の意義

第3節 研究の方法

1 先行研究

2 聞き取りと資料収集による実態分析

(1) 愛媛県東予地域外国人研修生受入れ特区

(2) 一次資料による実態分析

第一章 外国人研修・技能実習制度の概要と改正の方向

第1節 制度の概要

1 「研修生」「技能実習生」

2 それらの相違とそれに由来する問題

3 受入れパターン

4 JITCOの機能とそれに由来する問題

第2節 人数の推移

第3節 制度改正の背景

第4節 制度改正の方向性

第二章 日本における外国人労働者の増加

第1節 外国人労働者の増加とその背景

1 外国人労働者受け入れ政策の展開

2 外国人労働者の増加とその背景 —好況期と不況期—

3 外国人労働市場の構造

第2節 国際労働力移動の理論的考察

第三章 外国人研修・技能実習制度の特徴

第1節 制度形成過程

第2節 階層の中の位置

第3節 労働力需給システム

終 章

卷末資料「東予地域を中心とした研修生・技能実習生および労働組合への聞き取りと資料収集による実態調査」

序 章

第1節 問題の所在と研究課題

1 問題の所在－外国人労働者をめぐる政策動向と研修・技能実習制度の見直し－

日本における外国人労働者の受け入れ方針と実態が乖離しているということが指摘されて久しい。日本政府の基本的な見解は「第6次雇用対策基本計画」(昭和63年6月17日閣議決定)において“専門、技術的な能力や外国人ならではの能力に着目した人材の登用は、わが国の経済社会の活性化、国際化に資するものもあるので、…可能な限り受け入れる方向で対処する。…いわゆる単純労働者の受け入れについては、諸外国の経験や労働市場をはじめとする我が国の経済や社会に及ぼす影響等にもかんがみ、十分慎重に対応する。”と謳われている。そして、これは現在も日本の外国人受け入れ政策の基本となっている。しかし、実態としては「建前上」積極的には受け入れないとされている単純労働分野の外国人労働者は1990年以降急増している。

政策の基本的方針は以上のようなものであるが、「特定分野」における外国人労働者の導入については、その範囲の拡大について積極的な議論がなされている¹。また、在留管理制度の改正²、不法滞在者の合法化の見直しについても近年、現実的な検討がなされている。そのようななか、日本の外国人受け入れ政策の重要な論点のひとつとして注目されているのが「外国人研修・技能実習制度」である。本制度は1991年以降、その規模が拡大展開している一方で、研修生・技能実習生に対する低報酬や人権侵害等の様々な事件やトラブルが多発しており、数年前から制度の見直し議論が活発化している。

1980年代末のバブル景気から1991年以降のバブル崩壊にかけて踏み切られた“単純労働分野における実質的な外国人労働力導入”から約20年が経つ今日、外国人労働者の労働市場への参入、外国人を受け入れる市民社会の在り方、外国人の法的保護の在り方など幅広い観点で、日本における外国人労働者受け入れ政策の新しいあ

り方について現実的な議論が展開されている。筆者は将来の日本の外国人受け入れ政策の将来展望を描くためには、これまでの日本の外国人労働者の在り方を理解することが必要だと考える。なぜならば、日本の外国人労働者の在り方とその背景を考察することで、今後、日本の外国人労働者を受け入れるうえで必要な視角や課題認識がより深く見えてくると考えているからである。

2 研究課題

以上のような問題意識のもと、筆者は日本の単純労働分野における外国人労働者の全体像を歴史的・構造的に捉える研究が必要であると考えている。そして、この課題のためには外国人研修・技能実習制度の実証的・理論的な研究が不可欠であると考えている。なぜならば本制度、また研修生・実習生は一つ目に制度形成過程、二つ目に存在形態、三つ目に労働力需給システムという点で日系人、不法就労者には見られない特徴があるにも関わらず、経済学研究の蓄積が極めて乏しいからである。

本稿の課題は、(1) 本制度の特徴を上にあげた三つの観点で明らかにすること、(2) 日本の外国人労働市場に研修生・実習生を位置づけ、いわゆる単純労働分野における労働市場をより実態的・包括的に捉えること、(3) 本制度が存続している背景を日本の労働市場の変化および日本経済の二重構造との関係に注目して明らかにすることである。

第2節 研究の意義

課題(1)では研修生・実習生を日系人・不法就労者と比較整理することでその特徴を明らかにする。このことの第一の意義は、外国人労働者研究として研修・技能実習生を研究する重要性を明らかにすることである。第二の意義は、本制度を労働力需給システムとして理論的に考察することで、本制度において前近代的な勞使関係、人権侵害が多発する原因を解明することである。本制度は労働力導入政策として見たとき、日系人労働者や不法就労者が日本に移動してくるシステムとは異なる特徴がある。また、筆者は本制度が今後再編を伴いながらも發

1 “経済社会の変化に即応して、受け入れ可能な専門的、技術的労働者の範囲を見直していくべき” 内閣府規制改革・民間推進室長田中孝文氏2006.11.7、『経済財政改革の基本方針2008』2008.6.27閣議決定

2 「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」が可決・成立(平成21年7月15日公布)。

法務省入国管理局 <http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact/newimmiact.html>

展させられていくだろうと考えている。よって、現時点では制度そのものの問題点を理論的に解明しておくことは、将来にむけての改正をより深く検討するのに役立つはずである。

課題(2)の研究の意義は、日本の外国人労働市場のより実態的な解明に役立つことである。日本における外国人労働市場の特徴については日系人や不法就労者を中心として研究が重ねられてきたが、研修・技能実習制度については労働市場研究の観点からの研究が少なく、研修生・技能実習生が外国人労働市場のなかでどのような位置に位置づいているかは明らかにされていない。

課題(3)の研究の意義は、本制度を必要としている資本や地域社会の特徴とその背景を考察することによって、将来の日本における外国人労働者の受入れを展望する際に必要な視角や課題認識がより明確になることである。

第3節 研究の方法

1 先行研究

外国人研修・技能実習制度は、社会学、経営学、経済学の分野においてさまざまな観点から研究がなされている。しかし、外国人労働研究における主要研究対象である日系人研究や不法就労者研究と比較するとその蓄積は非常に少ない。さらに、本制度を日本の産業構造との関連、中国の労働力輸出政策との関連という観点で研究しているものはほとんどない。よって筆者は外国人労働者研究、外国人受け入れ政策研究を広くサーベイし、それらで明らかにされている事実、基礎とされている理論・分析視角を本制度研究に生かす。

2 独自の一次資料による実態分析

(1) 愛媛県東予地域外国人研修生受け入れ特区

筆者は2007年より愛媛県東予地域を中心として研修生・技能実習生を対象とする聞き取りと資料収集による実態調査を行ってきた(以下、「実態調査」)。詳細は卷末資料参照)。愛媛県東予地域は2003年より「外国人研修生受け入れ特区」認定されている地域である。2002年7月に小泉内閣が始めた構造改革において、研修生の受け入れ枠を基準(50人以下の事業所で最高3人)の二倍とすることを特別に認める「外国人研修生受け入れによる人材育成促進事業」が定められた。「外国人研修生受け入れ特区」とはこの特定事業を行うことが認められた地区のことである。そもそも構造改革特区制度は、経済の活性化のために地方公共団体や民間事業者等が自発性を持って構造改革を進めることができるよう導入された制度であり、地域活性化だけでなく、特定の地域における構造改革の成功事例を全国的な構造改革へと波及させることで、国全体の経済活性化を推進することが目的とされている³。その意味で、「外国人研修生受け入れ特区」は、日本における研修生の受け入れ拡大に挑む「実験場」または「テスト・ケース」であるという性格をもっているといえる⁴。

本特区のアイデアは2003年1月に全国で初めて愛媛県東予地域(今治市、新居浜市、西条市および東予市)によって「外国人研修・技能実習制度特区」として内閣府に提案がなされた。調査の結果、構造改革特区制度が始まった当時、愛媛県西条市に経済産業省から出向していた職員が率先して、受け入れ枠拡大という特別措置事業の構想を練り、特区申請を行ったという経緯が明らかとなった⁵。そして、同年7月4日に「外国人研修生受け入れによる人材育成促進事業(506)」(受け入れ枠の拡大)が閣議決定され、10月7日に今治市、新居浜市、西条市、

3 「構造改革特区推進のための基本方針」平成14年9月20日 構造改革特区推進本部決定

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou/kettei/_020920kihon.html

4 岩佐和幸「地域産業における外国人「労働力」の構造化」(『国際社会文化研究』Vol. 9, 2008)

5 筆者は2008年9月22日に研修生特区を実施している西条市役所へのインタビューを行った。また、2009年2月27日に当時の特区成立準備の主要な役割を担っていたという職員(09年2月時点では四国経済産業局職員)へのインタビューを行った。これらのインタビューからは以下の二点が明らかとなった。一つ目は、動機についてである。本特区は、現場の事業主が研修生を多く受け入れたいと強い要望に応えるかたちで構想されたというよりは、どちらかといえば“何か特区を作る”という行政的目的が強かった。実際に事業主からのヒアリングは一つの協同組合から意見を聞いたにとどまる。さらに、構想段階では本制度について指摘されている諸問題については特に検討・懸念されなかったという。二つ目は、その機能についてである。本特区が認定を受けた2003年11月においては特例措置が適用された企業は60社であった。その後は2005年2月の69社をピークに減り続け、2008年7月には0社となった。その背景には、現場の事業主が研修生を基準の二倍も受け入れることを望んでいないという現実があった。以上の二点から、本特区が“規制緩和が必要である”との前提で行われた「構造改革」の目的に適ったものであったのか疑問が生じる。

東予市など（4市6町1村）が「愛媛県東予地域外国人研修生受入れ特区」を共同申請し、2003年11月28日に内閣総理大臣から認定が授与された。その後は、北海道で特区申請・認定が相次いだ⁶。

愛媛県東予地域はタオル製造・縫製を含む衣服繊維産業、金属製品を含む一般機械関連産業及び造船関連産業が集積している。北海道の各地域はホタテ・毛ガニ・サケなどの水産加工基地である。また、これまで愛媛県と北海道以外には特区認定を受けた都道府県はない。

（2）聞き取りと資料収集による実態分析

筆者は愛媛県東予地域の主に衣服繊維産業における研修生・技能実習生の労働・生活実態を調査した。その中で手にした一次資料を分析することで、他の研修制度研究と比較してより具体的に実態を捉えることが出来ると考えている。あとにも述べるように、本制度は研修生・技能実習生が研修先の企業や協同組合から外の社会に出にくい仕組みになっている。よって、研究者や公的な第三者が現場の実態を大規模に把握することは非常に難しい。

研修生・技能実習生に関するデータや統計については、財団法人国際研修協力機構（Japan International Training Cooperation Organization）（以下、JITCO）が公表するものが参考とされることが多い。しかし、JITCOが公表している「JITCO支援研修生数」は、その年にJITCOが「支援」をした研修生の数である。この「支援」には来日に係る支援、在日中の支援などが含まれており、「支援研修生数」はその年の「研修生」在留数と一致しない（表1）。ゆえに、各年の研修生数を把握するには入国管理局が公表している在留資格登録者数を参考にするほうがより正確である。また、JITCOが公表している研修手当額や賃金額は受け入れ企業が申告したものであるため、実態よりも高めになっている。よって、筆者はJITCO公表のデータにのみに依って本制度の研究をすることは実態解明という点で不十分であると考える。

一方、研修生・技能実習生を支援する市民団体や労働組合の下には、具体的な個別資料やデータが蓄積されている。なぜならば、労働基準監督署へ申告するためなどに必要だからである。近年、現場からの実態告発が一層盛んになっており、その中では、多くの個別資料や詳細

な事例が紹介されている⁷。しかしながら、研修生・技能実習生の労働・生活実態を示す一次資料を分析し、それを根拠として制度の問題点を指摘している研究は少ない。筆者は本論文の課題を追究するために一次資料による実態分析が必要であると考える。

第一章 外国人研修・技能実習制度の概要と改正の方向

「受け入れ」・「導入」・「輸入」

第一章に入る前に、なぜ本稿では労働力政策という表現を使用するのかを若干説明しておきたい。外国人労働者の来日及び滞在に関する政策については、「外国人労

表1：JITCO支援研修生数と在留資格「研修」登録者数

	JITCO支援研修生数	「研修」登録者数
1991年	160	
1992年	8,067	
1993年	13,440	
1994年	12,879	
1995年	18,264	
1996年	23,078	20,883
1997年	28,011	25,806
1998年	26,075	27,108
1999年	25,631	26,630
2000年	31,898	36,199
2001年	37,423	38,169
2002年	39,724	39,067
2003年	43,457	44,464
2004年	51,012	54,317
2005年	57,050	54,107
2006年	68,304	70,519
2007年	71,762	88,086
2008年	68,150	86,826

（出所）「研修」：登録数は財団法人入管協会『在留外国人統計』各年版

「JITCO支援研修生数」：1991～1996年はJITCO調べ、1997年は『JITCO白書』

6 2004年に北海道猿払村「オホーツク海さるふつ外国人研修生受入れ特区」、2005年に北海道枝幸町・浜頓別町「北オホーツクえさし・浜頓別外国人研修生受入れ特区」、2006年に北海道紋別町一市四町「オホーツク紋別地域外国人研修生受入れ特区」

7 外国人研修生権利ネットワーク編『外国人研修生 時給300円の労働者 2』（明石書店、2009.3）

「外国人労働者問題とこれからの日本」編集委員会編『〈研修生〉という名の奴隸労働』（共栄書房2009.2）など

労働者受け入れ政策⁸、「外国人労働者の導入」⁹などの表現がなされてきた。しかし、先行研究においてこれらの明確な定義を示したものではなく、その区別は曖昧である。『広辞苑』¹⁰によると、「受け入れる」の意味は「①受け入れる、②引き受けて面倒をみる、迎え入れる、③人の言うことを承認する」であり、英語で捉えてみると、acceptには認める、引き受けるという意味がある。不法就労者の存在が示すように国際労働力移動を管理する出入国管理政策があっても、外国からの労働者の流入は完全には制御できない¹¹。「外国人労働者受け入れ政策」という表現は、このような事実を前提として、彼らをどのように日本社会の一員として認め、諸課題を引き受けのかということを決定する政策を指す場合に使用すべきであると筆者は考える。一方、「導入」という言葉には「導き入れること、取り入れて役立てること」という意味がある。研修・技能実習制度はのちに詳しく見るよう、建前としては発展途上国の発展のために研修生・技能実習生を受け入れ、日本で“面倒をみる”制度として掲げられている。しかし、実際は彼らを「受け入れる」という発想が欠如したまま設計された制度である。むしろ、それには研修・技能実習という制度を利用して、外国人労働力を積極的に導き、またその配置を管理し、労働力として役立てるという目的が働いている。つまり、政策としては、「受け入れ政策」ではなく、労働力政策としての性格が非常に強い制度なのである。労働力政策とは、労働政策の一側面で国家が資本の蓄積欲求にしたがって資本のために労働力を創出、維持、確保するための政策の総称である。つまり、研修・技能実習制度を評価する場合には、外国人を導き入れる側=日本の資本及び政府が主要なモメントであると理解することが重要である。また、外国人労働者を導入することを「労働力輸入」と表現するものもある¹²。「国際労働市場」や「市

場のルールによる労働力輸入」(佐藤 [2007])という概念を用いた研究もあるが、筆者はこれらの使用に懐疑的である。労働力市場は資本や労働力以外の商品の市場とは質的に異なる。なぜならば、「労働力の再生産は、政治や文化を含めた人間の社会的営みのなかでおこなわれ、基本的には家計を基盤とする生活の場によって、支えられる。それゆえ、いわば純粹に経済活動の論理のなかにおいて自己増殖し、再生産される商品や資本とは本質的に異なり、労働力は生活の場が維持される一定の領域によって制限を受け、容易には地域性を払拭しえない」(伊豫谷 [1994] : p. 265)、また、出入国管理政策という“政治的判断”にも大いに影響を受けるからである。よって、筆者は「国際労働市場」における「労働力輸入」という捉え方は理論的に適切でないと考える。

本稿では、以上のような意図をもって「外国人労働者受け入れ政策」と「外国人労働者（または労働力）導入政策」を使い分け、「労働力輸入」という表現は使用しない。

第1節 制度の概要

「研修生」「技能実習生」

本稿での「研修生」は「出入国管理及び難民認定法（以下、入管法）」上の在留資格の一つである在留資格「研修」（入管法別表第一の四）を持つ外国人を意味する。在留資格「研修」の内容は「本邦の公私の機関により受け入れられて行う技術、技能又は知識を修得する活動」である。在留期間は1年間に限られる。研修生と言われる外国人は、昭和40年頃から日本に存在していた¹³。当時は外国に進出した日系企業が現地法人や合弁会社、取引関係のある企業の現地法人の労働者を日本に呼び、関連する技術や技能、知識を日本の職場で習得させ、のちに

8 勝田智明「最近の外国人労働者受け入れ政策について—「外国人雇用問題研究会報告書」を中心に」(『外交フォーラム』16 (6) (179)、2003.6) など

9 駒井洋編『国際化のなかの移民政策の課題』(明石書店、2002.5) など

10 新村出編『広辞苑 第六版』(岩波書店、2008.11)

11 この点については、現状における不法就労者の存在自体を問題として、その減少を図るために一定の数の不熟練労働者を合法的に受け入れるべきであるという見解があるが、稲上は「合法的な入国、就労の道を閉ざされた人々は「隠れた移動」の道を選ぶことになる。」と指摘している。(稲上・桑原・国民金融公庫総合研究所『外国人労働者を戦力化する中小企業』(中小企業リサーチセンター、1992.5)

12 落合英秋『アジア人労働力輸入』(現代評論社、1974) など

13 法務省入国管理局『出入国管理 平成10年版』、p. 70

在留資格に定められていない活動を行うとする外国人については、その都度、個別の法務大臣が在留特別許可を付与していた。

*伊藤雅之、「外国人研修生・実習生、留学生の諸問題」総合調査 p. 94

現地の会社でそれらを生かすという形態であった。当初は、外国人研修生に該当する在留資格は存在せず、法務大臣が特に在留を認める「特定の在留資格」の枠組みで入国が許可されていた¹⁴。

研修生の増加を受け、1982年に在留資格「留学生」の一形態として在留資格「研修」が創設された¹⁵。しかし、研修生の受入れは依然として、現地労働者の育成を目的としたものであった。この形での受入れを利用出来る企業は、海外に子会社や関連会社をもっているか、現地法人と一定の取引高が存在する企業に限られていた。しかし、1989年の入管法改正に伴い、「研修」が独立した在留資格として定められた（1990年5月24日公布）。そして、1990年8月に「在留資格」に係る法務省告示が定められ、研修生の「団体監理型」受入れが開始された。この改正は研修生の存在形態の在り方をそれ以前のものと大きく変えた点で非常に重要である。なぜならば、この改正により、海外企業との関係がない中小企業による研修生の受け入れが可能になったからである。

「技能実習生」は、研修終了後、研修を受けた機関で引き続き、技術・技能の習熟度を高める技能実習制度を利用する外国人である。彼らは在留資格「特定活動」（入管法別表第一の五）を持つ。研修生が一定の期間（通常9ヶ月～12ヶ月）の研修を受けた後、技能検定基礎2級相当レベルの試験に合格し、本人からの技能実習制度への移行申請がなされた場合に、在留資格の変更が許可され、研修を受けた企業と同一の受入れ先で技能実習に従事することができる¹⁶。その在留期間は2年間に限られる。技能実習制度は1993年4月に創設された¹⁷。また、当初は技能実習生の在留資格は1年間であったが、1997年4月に法務省告示第106号（技能実習制度に係る出入国管理上の取り扱いに関する指針の一部改定）及び「技能実習制度推進事業運営基本方針」の改定により、在留期間が2年間へと延長された。

重要な点はこれらの制度の目的が「日本が技術移転に

より開発途上国における人材育成に貢献すること」「雇用関係の下でより実践的な技術、技能等を修得させ、その技能等の諸外国への移転を図り、それぞれの国の経済発展を担う「人づくり」に一層協力すること」¹⁸とされている点である。本制度は国際協力制度という目的を前提とした制度設計がなされているため、のちに詳しく説明するように労働制度としての整備がおろそかになっている。このことは先に指摘したように外国人労働者を「受け入れる」という発想の欠如と深く関係する。労働制度とは、労働契約を基礎にした個別の・集団的労働関係における自治を保障する制度体系と、失業補償と健康保険を軸とする最低生活保障制度の制度体系であり、それは労働と生活の基準を決定・維持する意義を持っている（三好〔1985〕：p.6）。

相違点とそれらに由来する問題

研修生と技能実習生の第一の相違点は法的な労働者性の有無である¹⁹。研修生は法的な労働者性が認められない。現場において日本人従業員と全く同じ作業をしたとしても、本人たちが「働いている」と認識していても、あくまで「研修」をしているとみなされる。本制度の下では、受入れ企業が研修生に対し、指揮命令の下で労務を提供することは予定されておらず、研修生と受入れ企業との間には、使用従属関係はないものとされている。反対に技能実習生は法的な労働者性が認められるため、企業とは雇用関係が発生する。

第二の相違点は保護措置の範囲である。研修生は上でのべたように法的には「労働者」でないため、保護措置は入管法の範囲内に限られる。一方、技能実習生には労働関連法が適用される。

第三の相違点は、研修・技能実習に対する対価の在り方である。研修生に対しては「研修手当」が支払われる。研修手当の規定は、「生活に要する実費」である²⁰。一方、技能実習生に対しては「賃金」が支払われなければならない。

14 法務省入国管理局『出入国管理 昭和50年度版』、p.39

15 出入国管理及び難民認定法（「入管法」）第4条第1項第6号が「留学生」、第4条第1項第6号の2が「研修」

16 研修の成果を測る試験の合理性についての先行研究は、村上英吾「技術移転システムとしての外国人研修・技能実習制度を検証する」（『都市問題』、2009.3）などがある。

17 技能実習制度は、JITCOに対する予算措置及び法務省告示により運営することとし、法例に基づく制度とされなかった。これは「日本への外国人の流出入の動向、制度の今後の利用動向等に不確定な面があることを勘案して、当初から法律による恒久的な制度として創設するのではなく、既存の製作手段により対応することとした」ためとされる（伊藤欣士、1994、『技能実習制度』労務行政研究所、p.222）。

18 JITCOホームページ

19 ここでの法的な労働者性とは、労働基準法および労働契約法上の労働者性を想定している。

以上が研修生と技能実習生の主な相違点である(表2)。この相違点があることによって、研修生と技能実習生が抱える問題の解決において大きな問題が生じている。実態としては研修生と受け入れ企業の間に使用従属関係があつたり、研修生に対する「時給」や「残業」について受け入れ企業が決めていたりする。しかし、その「時給」や「残業」が労働基準法からみて、明らかに違法な水準にあったとしても研修生には「時給」や「残業」という規定はないという制度上の前提から、法的には取り扱われないのである。場合によっては、研修生の「就労」は、入管法の観点から違法な資格外就労とみなされてしまう。労働組合や市民団体などに相談や助けを求めてくるのは圧倒的に技能実習生が多い。これは、来日して間もない研修生にとっては、問題を訴えても法的には解決しにくい、さらに自ら不利が及ぶ可能性があるという現実があるからだと思われる²¹⁾。

しかしながら、最近では研修生の「残業」を労働だと認める判決が出るなど実態に即した法的対応が見られる(津地裁四日市支部、第一審、平成21年3月18日、労働判例983号27頁)²²⁾。

受け入れパターン

研修生の受け入れのパターンは大きく3つある。第一は政府機関による受け入れである。第二は「企業単独型」の受け入れである。第三は「団体監理型」の受け入れである(図1)。外国人労働者の導入という観点で本制度を捉えるとき、最も重要なのは第三の「団体監理型」である。その理由は、第一に研修生の受け入れ規模は団体監理型によるものが最も多いからである。第二にこの受け入れパターンの下では、研修生の「研修」機能が軽視され、研修生がより「労働力」化されやすいからである。

表2：研修生と技能実習生の相違点

	研修生	実習生
対象となる業務・職種	同一作業の單純反復でない業務	技能検定等の対象となる63職種116作業
在留資格	「研修」	「特定活動」
労働者性の有無	労働者性はなく、就労は認められない	労働者として扱われる
保険措置	入管法に基づく保護	労働法に基づく保護
待遇条件	研修時間、研修手当等の条件を定めた免許証を交付	労働条件に関する雇用契約書又は労働条件通知書を交付
生活保障措置	生活の実費としての研修手当	労働の対価としての賃金
傷病・疾病措置	民間保険への加入 義務付	国の社会保険・労働保険 強制適用

筆者作成

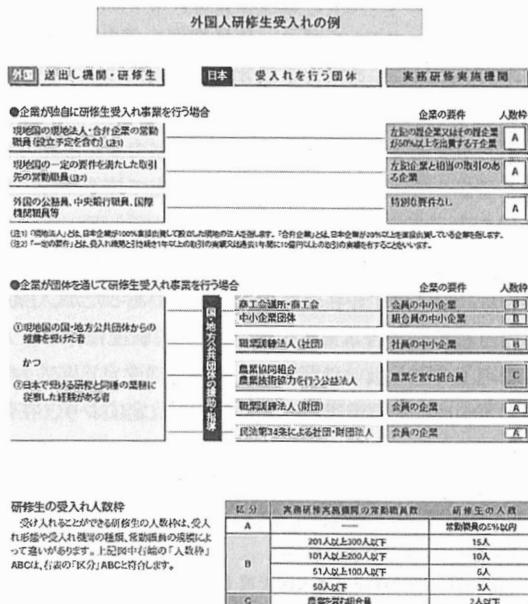
- 20 「在留資格「研修」は、就労を目的としない資格として定められており、研修生は労働者ではありません。研修生は報酬を受ける活動はできませんし、受け入れ機関が研修生に報酬を支払うこともできません。」(「研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針」法務省入国管理局、2007.12)、p.5
- 21 佐々木昭三「世界一のトヨタを支える下請関連外国人労働者」(『経済』No.147、2007.12)、p.72
- 22 「研修生の残業は労働　中国人5人へ284万円の支払い命令　津地裁支部」朝日新聞、2009年3月19日

政府機関による受け入れは、主に途上国の政府関係者が対象の研修制度であり、JICAなどが代表例である。

「企業単独型」とは従来の研修制度の趣旨を引き継いだものであり、日本の企業が海外の現地法人や合弁会社、取引関係のある現地法人の労働者を日本に呼び、関連する技術や技能、知識を日本の職場で習得させ、のちに現地の会社でそれらを生かすパターンである。よって、この受け入れパターンを利用する企業は海外に子会社をもっていることや海外企業との一定の資本取引があることなどの条件が課せられる。

「団体監理型」とは、事業協同組合、商工会議所、商工会、中小企業団体等が受け入れ団体(=第一次受け入れ機関)となって、傘下の中小企業(=第二次受け入れ機関)において研修・実務研修を実施するものである。先に説明したように、団体監理型の創設は海外に子会社や海外企業との資本関係を持てないような中小企業でも外国人を合法的に受け入れることを可能にしたという点で大きな転機であった。公的にはこの改革の意味は、開発途上

図1：研修生受け入れパターン



(出所) JITCO ホームページ

国にとっては、そのニーズにあった汎用性の高い技術・技能等が移転されやすくなうこと及び、日本の中小企業にとっても外国との接点が生まれ、事業の活性化等に役立つようになったことであると説明されている²³。団体監理型と企業単独型の数の推移をみてみると、団体監理型の増加は著しく、しかも、研修・技能実習制度を利用している主体の約9割が団体監理型によるものだということが分かる(図2)。一方で、不正行為の大半が「団体監理型」のもとで生じており、中小企業による研修生・技能実習生の受け入れが問題の温床となっている。

JITCOの機能とそれに由来する問題

JITCOは「団体監理型」制度推進のために1991年に法務省、外務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省の五省共管により設立された。研修生受入れ団体からの会費と政府からの補助金・受託金を基本財政に運営されている²⁴。受入れ企業・協同組合、各国送り出し機関・派遣企業、あるいは研修生・技能実習生に対する支援、関連教材・出版物の提供などを事業内容としている²⁵。また、労災保険等が適用されない研修生は、保険加入が義務付けられているが、JITCOを保険契約者として、外国人研修生総合保険を提供している。

以上のようにJITCOは本制度運営に係る準公的機関として役割を果たしている。しかし、それと同時に

JITCOに研修・技能実習制度の適正かつ円滑な運営の責任が課せられているという構造は多くの問題を生み出している。

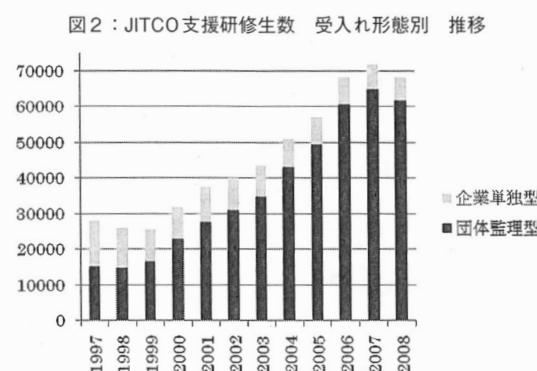
第一に、JITCOは研修生・技能実習生が置かれている状況を的確に把握する役割を十分に果たすことができない。JITCOは受入れ機関への巡回指導を行い、研修生の待遇条件、実習生の労働条件や研修計画・実習計画書に沿った活動が行われているなどをチェックする制度上の役割がある。しかし、研修生・技能実習生が受入れ現場で抱えている問題を JITCO が発見することは難しい。なぜならば、巡回指導は事前連絡されるうえ、調査項目も決まっているため、企業が違法行為を隠蔽しやすいのからである²⁶。筆者が話を聞いたある研修生は、社長からJITCO職員に残業しているかと聞かれたら、していないと答えるように指導されたと言っていた。また、ある技能実習生は時給に関する質問対策として最低賃金の額を覚えさせられたと言っていた(巻末資料 p.9)。

第二に、JITCOは研修生・技能実習生を保護する役割を十分に果たすことができない。JITCOは労働基準監督署のように捜査権を使用することも出来ない。よって、研修生・技能実習生がJITCOに受入れ企業の違法行為を訴えたとしても JITCO は企業を取り締まることは出来ないのである。

第三に、JITCOが自身の監督・指導機能を自ら抑えてしまう恐れがある。研修生の受入れ団体・企業が支払う賛助会費はJITCOの主な収入源である。このような関係は厳しい指導を難しくしているのではないかと懸念される²⁷。JITCOはその経済的関係から賛助会員である受入れ団体・企業の利害を反映しやすいと考えられるからである。

第2節 人数の推移

研修生・技能実習生は増加傾向にある。在留資格「研修」が独立したものとなった1990年は在留資格「研修」の登録者数は13,249人だったが、2008年には86,826人に達した。また研修から技能実習への移行数は、技能実



(出所)1997年から2003年については『外国人研修・技能実習制度の現状と課題』(衆議院調査局法務調査室、2008.1)、2004年から2008年についてはJITCO

23 JITCOホームページ

24 その役員は元高等検察庁検事長や厚労省・法務省などの官僚OBや、日本経団連の幹部、業界団体会長、大企業会長などで構成されている。この点から、いわゆる「天下り」機関であるとの批判もある。

25 JITCOホームページ「JITCOの目的と役割」

26 「外国人実習昨年度巡回 違反7397件氷山の一角」(朝日新聞、2007年9月6日)

27 「外国人研修制度 支援財団「収入」12億円 受入れ2万社が賛助会費」(毎日新聞、2007年6月1日)

習制度が始まった1993年には160人だったが、2003年には7,099人、2007年には21,895人となった（図3）。

一方、制度開始以来、増加傾向を続けていた本制度だが、2008年末以降、研修・技能実習期間が満期となる前に研修生・技能実習生が帰国させられるという事態が多発している²⁸。それまでも研修・技能実習期間が満期となる前に研修生・技能実習生が帰国する（させられる）事例はあったが、2008年末以降の規模が大きさは初めての事態である。入国管理局は2008年10月から翌年1月の間に受入れ企業の倒産や事業縮小によって1000人以上の研修生・技能実習生が途中帰国した公表した²⁹（表3・図4）。この事態は研修生・技能実習生が不況によって「調整」されることを表わしており、研修・技能実習制度の建前と実態のかい離への社会的な認識と批判が一層高まることとなった。

日本の外国人労働者全体の中での比率

約18万人の研修生・技能実習生は、日本の外国人労働者全体の中でどのくらいの割合を占めているのだろうか。このことを検討するには、まず日本の外国人労働者全体数を推計する必要がある。しかし、外国人労働者数を正確に把握することは難しく、正確な政府統計データはない。ここではまず、代表的な先行研究における推計



（注）1) 「実習生1年目」…各年の「技能実習への移行を目的とする在留資格変更許可数」

2) 「実習生2年目」…各年の前年の「技能実習への移行を目的とする在留資格変更許可数」

(出所) 研修生については『在留外国人統計』平成9～20年版、実習生については1999～2001年は『出入国管理 平成15年』、2002年については『出入国管理 平成19年』、2003～2007年については『出入国管理 平成20年』

を紹介し、それらの問題点を指摘したうえで次に私の推計を示す。

一つ目の推計は、厚生労働省職業安定局による「外国人労働者の雇用管理のあり方に関する研究会」によるものである³⁰（表4）。

この統計項目は多くの先行研究で利用されている。しかしこの推計では実態を把握できないと考える。なぜならば私は「研修生」「永住者」「留学」「就学」も推計に含めるべきだと考えからである。しかし、これらすべてを含んだ推計は先行研究において見られない（図5）。

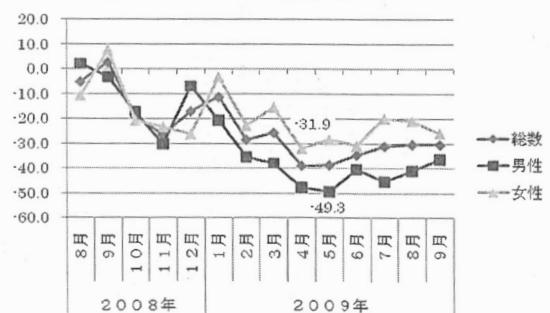
「永住者」について見てみると、その在留資格要件を見る限り、就労制限はなく、しかも10年以上日本に在留して

表3：JITCO支援研修生数

月別	総数	男性	女性	対前年同月比			
					総数	男性	女性
2008年	8月 5,329	2,502	2,827	-	-5.0	2.2	-10.6
	9月 5,344	2,310	3,034	-	2.8	-3.1	7.8
	10月 4,746	2,243	2,503	-	-19.0	-17.0	-20.6
	11月 4,628	2,069	2,559	-	-26.5	-30.2	-23.2
	12月 2,251	1,200	1,051	-	-16.9	-6.8	-26.0
2009年	1月 8,313	3,390	4,923	-	-11.2	-20.7	-3.1
	2月 4,131	1,632	2,499	-	-28.3	-35.5	-22.8
	3月 4,102	1,545	2,557	-	-25.6	-37.9	-15.4
	4月 3,717	1,401	2,316	-	-38.8	-47.6	-31.9
	5月 3,627	1,471	2,156	-	-38.6	-49.3	-28.3
	6月 4,453	1,569	2,884	-	-34.4	-40.3	-30.7
	7月 4,449	1,547	2,902	-	-30.9	-45.3	-19.7
	8月 3,714	1,476	2,238	-	-30.3	-41.0	-20.8
	9月 3,724	1,470	2,254	-	-30.3	-36.4	-25.7

（出所）JITCOホームページ

図4：JITCO支援研修生 対前年同月比



（出所）JITCOホームページ

28 「外国人実習生：保護求め通達 厚労省、全国に」（毎日新聞、2009年2月7日）

「ゆがんだ外国人研修：地方からの報告 不況風「実習切り」続々」（毎日新聞、2009年3月3日）

「中国人実習生：無念の帰国 四川・被災地への送金断たれ 広島の工場前倒し解雇」（毎日新聞、2009年2月3日）

29 「外国人研修生：1000人超が途中帰国 大半、企業の都合—10～1月」（毎日新聞、2009年4月7日）

30 厚生労働省職業安定局『外国人労働者の雇用管理のあり方に関する研究会報告書』、図表1-1

いる人たちであるので就労している可能性は非常に高い。

次に留学生と就学生について見てみると、その在留資格登録者数は2007年で「留学」が131,789名、「就学」が36,721名である。一方で、2007年の資格外活動許可件数は119,145件である。資格外活動許可是その本人が「留学」または「就学」在留資格を持っている間は更新する必要がないため、ある年に就労している留学生、就学生の数はその年の資格外許可件数では把握出来ないはずである。また、実態を見てみると留学生、就学生のほとんどはアルバイトをしている³¹。よって、筆者は「留学」と「就学」在留資格者も外国人労働者数の統計に含めるべきだと考える。

よって、本稿では在留資格のうち「教授」から「技能」までの14種の在留資格保持者と「永住者」「永住者の配偶者」「日本人の配偶者」「定住者」「特定活動」「研修」「留学生」「就学生」「不法残留者」³²、その他の不法就労活動³³ (+α) を加えたものを外国人労働者総数の最大推計とする³⁴。

表4：厚生労働省推計の項目

合法的就労者	就労目的外国人(専門的技術的分野) 日系人、日本人の配偶者等(注1) アルバイト(注2) 技能実習等(注3)
不法残留者	

(注) 1) 日系人、日本人の配偶者等の労働者とは、「定住者」、「日本人の配偶者等」及び「永住者の配偶者等」の在留資格で日本に在留する外国人のうち、日本で就労していると推定される外国人を指す。日系人等の労働者数は厚生労働省が推計。

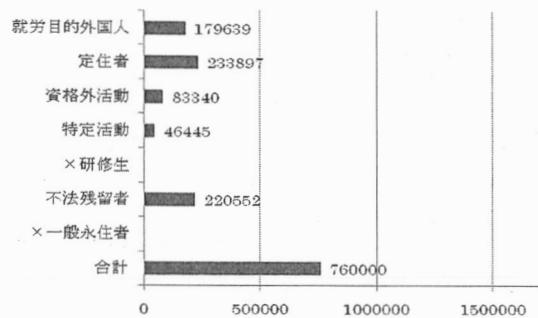
2) アルバイトは、「留学」等の在留資格で在留する外国人がアルバイトをするために資格外活動の許可を受けた件数。

3) 技能実習等は、特定活動の在留資格を有し、技能実習による就労している者及びワーキングホリデーのうち、就労していると考えられる者等(厚生労働省推計)を指す。

(出所) 法務省入国管理局

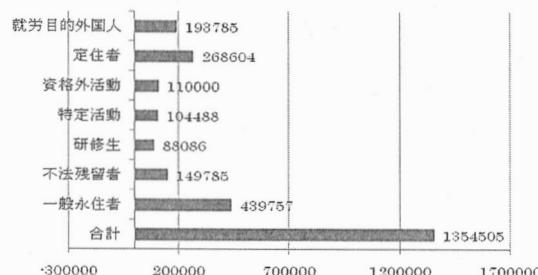
図5：日本の外国人労働者数推計の諸説

渡邊 [2002]



(出所)『外国人労働者の雇用管理のあり方に関する研究会』厚生労働省職業安定局(2004)

上林 [2009]



(出所)『平成20年版 在留外国人統計』入管協会

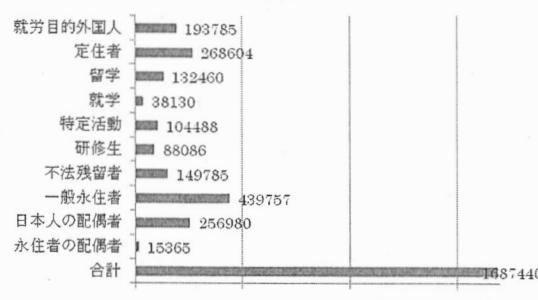
中村・内藤・神林・川口・町北 [2009]

総数 595,480人

※朝鮮・韓国、中国、アメリカ、ブラジル、ペルー、フィリピン、タイの国籍者のみを対象。

(出所)国勢調査

筆者



(出所)入国管理局『出入国管理 平成20年度版』

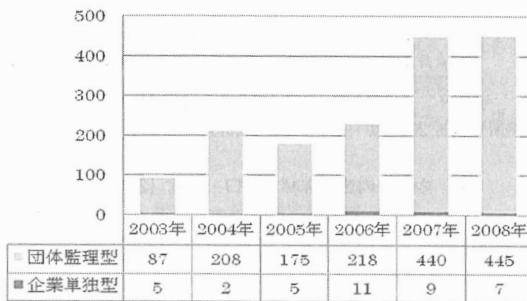
31 例えば、働くことを第一の目的に「就学」在留資格を取って来日する外国人が多いことが事件として報道されることもある(「専門学校立ち入り調査 8校、留学生把握に問題 東京入管」朝日新聞、2004年4月21日)。また、実態としては留学生を雇用する側も留学生本人も資格外活動許可書の必要性や、その許可範囲の順守義務性について認識していないことが多いことも指摘されている(山田 [2000])。

第3節 制度改正の背景

本制度は現在、2010年の改正に向け議論がなされている³⁵。その背景には、本制度における問題の増加と深刻化がある。ここでは改正の背景を整理し、次に改革の方向性をまとめ、その問題点を指摘する。

研修制度については、在留資格「研修」が独立する以前から、研修生を単純労働者として働かせている事例が指摘されていた。本制度の問題が政府レベルでも認識されることとなった背景の一つは不正行為認定機関数の増加である³⁶（図6）。入国管理局は研修・技能実習に関し不適正な行為を行った機関に対して「不正行為」の認定を行い、法務省令等の規定に基づいて、当該機関が研修生・技能実習生を受け入れることを3年間停止している。不正行為認定機関の約98%は団体監理型であり（2008年）、その内訳は表5のとおりである。

図6：不正行為認定機関数の推移（機関）



(出所)入国管理局「平成20年の「不正行為認定」について」
(2009.4)

入国管理局「平成19年の「不正行為認定」について」
(2008.5)

1990年の団体監理型受入れの開始後、本制度の規模の拡大に伴って問題も急増し、政府内でもさまざまな議論が起きた（表6）。そして、直接的には2009年7月8日の入管法の改正（7月15日施行）に伴って、研修・技能実習制度も改正がなされることとなった³⁷。

表5：平成20年 類型別受入れ形態別「不正行為」認定件数

	企業単独型 7機関	団体監理型		計 452機関
		第一次 29機関	第二次 416機関	
第1類型	1、二重契約	0	0	0
	2、研修・技能実習計画との齟齬	1	11	36
	3、名義貸し	0	4	92
	4、その他虚偽文書の作成・行使	1	21	28
第2類型	研修生の所定時間外作業	4	5	160
第3類型	悪質な人権侵害行為等	1	3	32
第4類型	問題事例の未報告等	0	0	1
第5類型	不法就労者の雇用	0	1	14
第6類型	労働関係法規違反	2	0	153
	準する行為の再発生	0	1	1
	計	9	46	494
				549

(出所)入国管理局「平成20年の「不正行為認定」について」
(2009.4)

表6：制度見直しに関する提言

2007年5月11日	厚生労働省	『研修技能実習制度研究会中間報告』
2007年5月14日	経済産業省	『外国人研修・技能実習制度に関する研究会とりまとめ』
2007年5月15日	法務大臣	『長瀬法務大臣の私案』
2007年9月21日	経済財政諮問会議・労働市場改革専門調査会	『労働市場改革専門調査会第2次報告』
2007年12月	法務省	『研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針』
2008年3月		規制改革推進計画
2008年6月20日	厚生労働省	『研修生技能実習制度研究会最終報告』
	自民党国家战略本部	日本型移民国家への道PT提言

筆者作成

- 32 「不法残留」については法務省入国管理局の「本邦における不法残留者数について」という報告書を参考にする。本資料で示される不法残留者数は「外国人の入国記録及び出国記録に加えて、退去強制手続きに関する情報などを加味し、電算上のデータの中から在留期間を経過しているものを抽出のうえ、算出したもの」である。
- 33 入管法における「不法就労活動」は(1)資格外活動（在留資格が「短期滞在」「留学」「就学」の者が資格外活動の許可を受けることなく、又は資格外活動を許可された範囲を超えて報酬を受ける活動等に従事する場合など)、(2)不法残留者（許可された在留期間又は、上陸許可期間が過ぎても帰国せずに本邦に留まる場合)、(3)不法入国者、(4)不法上陸者が行う報酬その他の収入を伴う活動である。(1)(3)(4)については公式統計がないため外国人労働者統計においては+aという形で加味する。
- 34 この統計が最も近いものは伊豫谷 [1994:p.154] である。
- 35 2009年10月8日にパブリックコメント募集が開始された。(11月6日まで) 案件名『「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」の施行に伴う研修・技能実習制度の見直しに係る法務省令の改正・制定その他の所要の改正等について』
- 36 不正行為認定件数の増加は、必ずしも現実の不正行為数とは一致しない。認定件数が増えたというよりは、むしろ問題が表に出やすくなつたことが背景にあると思われる。具体的には市民団体や労働組合による研修生・技能実習生の支援活動の拡大と発展である。実際に、愛媛県東予地域では実習生が個人的に労基署や入管に助けを求めて扱われなかつた事例が、労働組合の支援を通じて扱われるようになったため、労基署申告数が急増した。

第4節 制度改正の方向性

改正案の最も大きな特徴は、研修制度を企業単独型と団体監理型において廃止し、最初から技能実習とする点である。在留資格「技能実習」を独立させ、来日1年目は「技能実習1号」、2・3年目は「技能実習2号」となる。「技能実習」とは「講習による知識修得活動」及び「雇用契約に基づく技能等修得活動」を指す。また、海外にある合弁企業等事業上の関係を有する企業の社員を受け入れて行う企業単独型で、実習を行う人は「技能実習イ」を、商工会等の営利を目的としない団体の責任及び監理の下で受け入れ団体監理型の下では「技能実習ロ」を持つこととなる。

雇用契約に基づき行う技能等修得活動は、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令等が適用されるようになる(図6)。この改正案は厚労省が提案していた制度にもっとも近い。なお、在留資格「研修」は、原則、JICAなど政府機関が行う研修のみに適用されて存続し、在留資格「特定活動」の在留資格はその対象から「技能実習生」を除いて従来通り存続する。

これ以外の主な改正点を以下に整理する。

企業単独型利用の条件

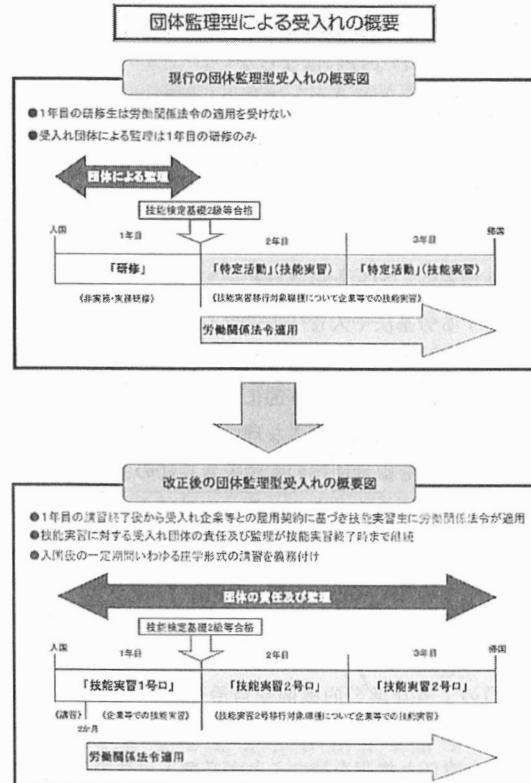
企業単独型については“企業単独型を利用する企業は、一年以上の国際取引の実績、過去一年間で10億以上の国際取引をしている外国機関から実習生を受け入れないといけない。”という条件が課されている点である。団体監理型の第一次受け入れ機関の監理義務責任の強化

現行では第一次受け入れ機関の監理義務は研修生のみが対象である。しかし、改正案ではその対象が2年目、3年目の技能実習生まで広げられている。さらに、第一次受け入れ機関による受け入れ企業の監理義務の強化が図られている。具体的には“監理団体の役員が3ヶ月に1回、技能実習実施状況を監査しなければならない”、“監理団体は実習生が相談できる措置を講じなければならない”、“監理団体は技能実習が継続不可能となった場合、新たな実習実施機関の確保に努めなければならない”、“監理団体は技能実習生から直接的または間接的にも監理費用を負担させてはいけない”、“監理団体の役員／職

員が1ヶ月に1回、実習機関に赴き、適正指導し、文書記録しなければならない。”という規定が盛り込まれた。不正行為を行った受け入れ機関への罰則強化

現行制度では不正行為を行った受け入れ機関は3年間の受け入れ停止となる。また、その際の「不正行為」は告示で定められている。改正案では、「不正行為」認定の根拠が告示でなく省令で定められており、さらにその内容もより幅広く、具体的なものになっている。また、受入

図6：団体監理型による受け入れの改正概要



(出所)ホームページ「電子政府の総合窓口」<http://www.e-gov.go.jp/index.html>

パブリックコメント「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」の施行に伴う研修・技能実習制度の見直しに係る法務省令の改正・制定その他の所要の改正等について(意見募集)の意見公募要領(提出先を含む)、命令等の案

37 より詳しくは改正入管法施行に伴って、研修・技能実習制度に係る法務省令の改正・制定が行われ、さらにそれに伴い、「出入国管理及び難民認定法施行規則」(昭56年法務省令第54号)、「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令」(平成2年法務省令第16号)についての所要の改正が行われる。また、新たに「出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する事業上の関係を有する外国の公私の機関を定める省令」、「出入国管理及び難民認定法第二十条の二第二項の基準を定める省令」が制定される。

れ停止期間が最長5年間に延長されている。

その他

そのほか、技能実習生保護のために、“講習では日本語、生活一般だけでなく労働関連法に係る講義も義務付ける”、“入国してからの講習は、原則として技能実習(イ)期間の6分の1(1年間で2ヶ月)、例外として来日前に1ヶ月以上かけて60時間以上の講習を受けた場合は、12分の1(1年間で1ヶ月)行わなければならない”、“日本人が従事する場合の報酬と同等額以上の報酬でなければならない”、“実習生の帰国情費等の確保を必要とする”、“実習実施機関に申請人の生活指導を担当する職員が置かれなければならない。”という事項が新たに加えられている。また、送り出し機関による保証金問題への対応としては“送り出し機関等が保証金等を徴収し、または労働契約の不履行に係る違約金を定める契約等を禁止する。”という条項も設けられている。

問題点

本改正案は、これまで続発してきた研修生や技能実習生に対する労基法や入管法等違反や人権侵害問題への対応ということで、諸策が設けられている。しかし、この改正案では問題発生を根本的に防ぐことは不可能であると思われる。その最も大きな理由は、現場の不正・問題の発見・防止を監理団体の監理監督責任の強化で達成しようとしているからである。第一次受け入れ機関と第二次受け入れ機関の間では、研修生・技能実習生の保護という観点よりも、事業の継続、利益の獲得が共通目的として追求されるということはこれまでの多くの事例で明らかである。よって、現場における問題発生を防ぐには、JITCOのような準公的機関や自治体などの公的機関が現場の問題を的確に発見できる仕組みづくりとそれぞれの明確な責任と権限を持つことが必要不可欠である。さらに、倒産やリストラ、不正行為の告発に伴う研修生や技能実習生の契約途中帰国を防ぎ、次の受け入れ機関を保証する具体的な策も出されていない。よって、改正案を見る限りでは、政府の問題解決への踏み込みは“甘すぎる”と言わざるをえない。

第二章 日本における外国人労働者導入

第1節 外国人労働者の増加とその背景

1 外国人労働者受け入れ政策の展開

1950年に外務省に入国管理庁が設置され、1951年に出

入国管理及び難民認定法(政令第319号。以下「入管法」)が制定された。この入管法に基づく在留資格制度がそれ以後、外国人が日本に入国・在留するための基本的な枠組みとなっている。1952年には外国人登録法が公布・施行された。当時の「外国人政策」の中心課題は在日韓国人・朝鮮人、在日中国人への対応であったが、高度成長が進む1960年代半ば、産業界からは人手不足の問題への対応として外国からの「単純労働者」の受け入れが要請されるようになった。しかし、これに対して「第一次雇用対策基本計画」(1967年)の閣議決定の場において外国人労働者を受け入れないことが口頭了解された。この方針が「第二次雇用対策基本計画」(1973年)、「第三次雇用対策基本計画」(1976年)においても踏襲された。

しかしながら、この方針とは相反して、1980年代半ば以降にアジア諸国や中東諸国からの外国人労働者が急増した。そのなかで、バングラディッシュや中東からの短期滞在ビザ保有者が大量に不法残留し、就労していることが社会問題視されるようになり、単純労働分野に外国人を受け入れるべきかどうかという議論が盛んに展開された。当時、この点についての見解は省庁間で分かれていた。建設省は深刻な人手不足に直面していた建設業界の要求に答え、外国人労働者の導入に踏み切る考え方であり、外務省は各国政府からの要請に応えて「ヒトの国際化」に積極的な姿勢を示していた。労働省は日本人の雇用確保がまず優先されなければならないとし、単純労働力としての外国人利用には断固反対した。法務省は入管行政の観点から単純労働力の導入には慎重な姿勢だった。そこで政府は改めて日本としての基本的態度を表明する必要に迫られ、「第6次雇用対策基本計画」(1988年)で外国人労働者を「専門的・技術的労働者」と「単純労働者」とに分け、専門的・技術的労働者は可能な限り受け入れるが、いわゆる単純労働者については、慎重に対応するとの公式表明を確立した(この「いわゆる単純労働者」という言葉は、内容が必ずしも明瞭ではないが、特別の技術、技能や知識を必要としない労働と考えられている)。日本政府はこの方針に沿って、1989年に「出入国管理及び難民認定法」を改正した(1990年6月1日施行)。

この改正には二つの特徴がある。一つは、不法就労長罪が新設されたことである。それにより、不法就労にあたる外国人を雇用した使用者、リクルーターなど不法就労を助長する者に対する罰則規定が定められ不法就労外国人の抑制が図られた³⁸。この厳罰化の傾向はその後も継続・強化されている³⁹。もう一つは、「定住者」という新しい在留資格が設けられたことである。「定住者」

は「法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者」に認められる⁴⁰。この在留資格の新設によって、外国籍であっても日系人であることが認められれば日系3世まで取得することが出来るようになった。「定住者」資格は「身分または地位に基づく在留資格」であるため、活動制限がない。つまり、就労に関する制限がない。よって、「定住者」の新設は日本における合法的外国人労働者の枠の大幅な拡張となった。さらに同時期の1990年には在留資格「研修」が創設され、さらに1993年には「技能実習制度」が創設、1997年にはその在留期間の延長が図られた。以上のような「厳罰化」と「規制緩和」という特徴が日本の外国人労働者の在り方を大きく変えたということで、1989年から1990年代初めが日本の外国人労働者受け入れ政策の契機であると評価されている。

2 日本における外国人労働者増加の背景 一好況期と

不況期一

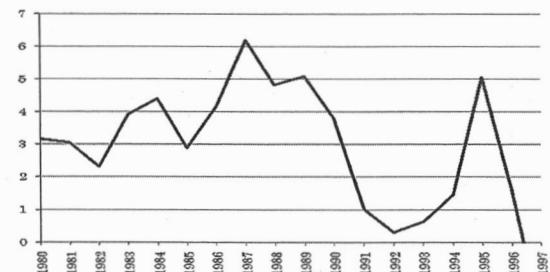
好況期と不況期における外国人労働者の増加

経済成長率が示すように日本経済は高度成長期以降、1973年の第一次オイルショックを契機に1978年の第二次オイルショックまで不況に陥った(図7)。1974年にはGNPが前年度を下回る「マイナス成長」となった。この時期、企業においては「減量経営」化が進み、大企業も中小企業とともに人件費の削減(雇用調整、賃金調整)、金融費用の削減、生産性の向上を追求した。大企業の人件費削減は雇用の削減に重点が置かれたのに対して、中小企業はもともと過剰雇用を有していなかったため、賃金調整による人件費削減が進められた。賃金調整は福利厚生費の抑制と非正規労働者への依存度拡大によって追求された。この時期は外国人労働者の不法就労の急増は生じなかつたが、それは労働力需要が国内労働力でまかなえたためだと考えられる。この時期の労働市

場への新規参入者の動向を見てみると、1960年代末から1980年代初めにかけて、家事から労働市場へ新規に参入する人と農林業・非農林業からの転職する人が増加傾向にあったことが分かる⁴¹。

日本において外国人労働者が急増するのは1985年以降であり、その後1990年代も増加傾向が続く。本論文では、1985年から1990年代を主な対象として考察する。この期間は1980年代末から1991年頃までの好況期とそれ以降の不況期に分けられる。以下では、各々の期間の外国人労働者の変化の特徴とその背景を考察する。標準的な労働経済学では、マクロ的な「労働力の需給バランス」の不均衡に対する外国人労働者の必要性が検討される。つまり、日本“全体”としての人手不足を補うために外国人労働者が必要かどうかという課題設定がなされる。このような捉え方では、論者によつては外国人労働者の受け入れをしなくとも、国内の労働力の効率的活用や労働集約財の輸入による労働力の節約的効果の向上などによって、日本の労働力の需給バランスの不均衡に対応すればよいという結論が導かれる⁴²。このような見解は政府内にも根強くある⁴³。しかし、私は外国人労働者の存在の意味をマクロ的な労働力の需給バランスとの

図7：経済成長率の推移 (%)



(注)年度ベース。68SNAベース値。

(出所)内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部「国民経済計算報告」(長期週及主要系列、昭和30年～平成10年)」

38 「不法就労外国人」とは、(1) 資格外活動者、(2) 不法残留者のうち報酬その他の収入をともなう活動を行っている者、(3) 不法入国者、(4) 不法上陸者をいう。

39 2004年にさらなる取り締まり強化措置が決定された。取り締まりの強化の内容は(1) 厳罰化(2) 上陸拒否期間の延長(過去に退去強制歴のあるものについては10年間拒否上陸拒否できる。出国命令により出国した者や退去強制された者についても1年間もしくは5年間拒否が可能)、(3) 不法入国情罪の罰金が30万円から300万円に、無許可の資格外活動の罰金が20万円から200万円に一挙に引き上げられた。(4) 出国命令制度新設…不法残留者が出国する場合に退去強制によらない出国が可能になった。ただし、自ら入国管理局に出頭することや入国後に懲役や禁固に該当する罪を犯していないこと、過去に退去強制歴がないことなどの要件を満たす必要がある。(5) 在留資格取消制度新設…上陸拒否事由に該当することを偽って上陸許可を受けていたり、活動内容を偽って上陸や在留の許可を受けていたりする場合には在留資格が取り消されることとなった。

40 入国管理局ホームページ http://www.moj.go.jp/NYUKAN/nyukan_04.html

41 関満博・鵜飼信一『人手不足と中小企業』(新評論、1992.4)、p.35 図1～4 労働力の流入者数の推移

関係だけで捉えることは不十分であると考える。なぜならば、このような見方では完全失業率の上昇及び、有効求人倍率の急落が見られる不況期にも外国人労働者が増加し続けた理由を説明できないからである（図8・9）。不況期における外国人労働者の増加は国内の労働力の効率的活用や労働力の節約的效果の向上では対処できない課題が日本の労働市場に存在していることの表れではないだろうか。

以上のような問題意識のもと以下では各々の期間にどのような外国人労働者が増加したのか、そしてその要因は何であるかを考察する。この考察は、日本経済における研修生・技能実習生の意味の追究にもつながるはずである。
基本的な視角 一労働市場の構造変化と日本の「二重構造」

考察に入る前に、考察の基本的な視角を述べておく。外国人労働者が流入してくる要因は多様で重層的であるが、本稿では特に二つの要因に注目する。

一つ目は日本の労働市場の構造変化である。筆者は単純労働者としての外国人労働者への需要が生じる理由を日本全体の労働市場の構造変化から捉えなければならないと考えている。このような視角は先行研究にお

いても、「外国人労働者問題は、日本経済の再編成過程における労働市場の構造変化ならびに、それとかかわる特定職種の労働力不足の評価の問題にある。」「日本人によって充たすことのできない職種や人手不足の恒常化といった問題は、単純に労働需給からのみ判断しうるものではなく、いわゆる日本の経営の変質などを含めた労働市場の構造変化から論じられるべきである。」（伊豫谷 [2001] : p. 189）といった指摘がされている。本稿が分析を行うのは、先にも述べたように1980年代半ばから1990年代である。以下の分析では、雇用の弾力化によって、「二重労働市場」の二次的労働市場（非正規雇用の周辺的な労働力から成る市場）が多様化・階層化しながら拡大していくという構造変化に特に注目する。

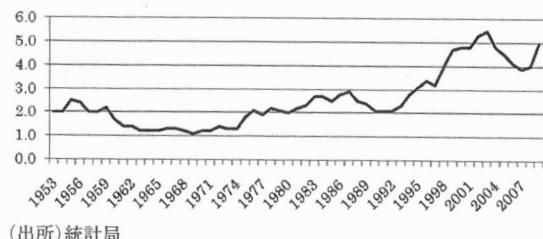
二つめは日本経済の二重構造である。本稿では二重構造について「低賃金基盤に基づいて大企業が中小企業を温存、を利用して資本蓄積を行う関係が軸となり、経済が再生産される構造。したがって(1)低賃金基盤が存在すること、(2)大企業が中小企業との分業関係を利用して資本蓄積を行うこと、(3)そうした資本蓄積方式を軸として経済が社会的に再生産されること、といった三つの条件が必要」（清成 [1980] : p. 76）とした清成氏の定義に準拠する。つまり、「二つの部門の単なる共存ではなく、両部門が国民経済の枠組みの中で有機的連携機能をもつ構造、メカニズムとして把握」（高田 [1989] : p. 61）するという視角を重要視する。

なお、本稿で用いる「二重労働市場」は正規雇用の基幹労働力から成る一次的労働市場と非正規雇用の周辺的な労働力から成る二次的労働市場に分断されている労働市場を意味する。これは、1950年代から60年代半ばにかけて議論された日本経済の二重構造と結びついた「労働市場の二重構造」（近代的大企業の労働市場と前近代的労使関係に立つ小企業及び家族経営による零細企業の労働市場）とは異なる概念である⁴⁴。

好況期における人手不足の特徴—産業、企業規模

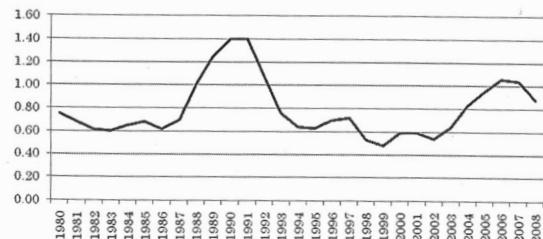
1985年のプラザ合意以来の急速な円高による不況は、1986年11月を底として一転、公共投資と低金利政策による内需中心とした戦後有数の好景気となった。高額の財・サービスの消費拡大、株式・土地の売買が拡大するなかで卸売・小売・飲食店の人手不足が目立つようにな

図8：完全失業率の推移（各年4月、季節調整値）



(出所) 統計局

図9：有効求人倍率の推移 (%)



(注)新規学卒者を除きパートタイマーを含む

(出所)厚生労働省「雇用状況実態調査」

42 たとえば、後藤純一『外国人労働者と日本経済：マイクロノミクスのすすめ』（有斐閣、1993）

43 労働省『外国人労働者問題研究報告書』（1988）にて労働省は「国内にまだ十分利用されていない労働力があると主張することで、労働力不足のために外国人労働者導入は避けがたいとする議論を退けようとした。」（森 [1994] : p. 28）

なった。また、経済の情報化・ハイテク化も進み、それを支えるサービス産業や運輸・通信業、そして製造業においても人手不足が目立った。他方、この時期の好況は公共投資と低金利による住宅を含めた投資主導型によるものであったため、建設業に対する需要が短期的に急速に高まった。日銀の全国企業短期経済観測でも「87年第四半期から労働力を「不足」と感じる企業の割合は、「過剰」と考える企業を上回り、しかも不足感はこれまでにないほど高い水準にある」(大和銀行調査部 [1990]: p.3)と指摘されている。

以下では、まず当時の人手不足の特徴を産業と企業規模という点でみる。そして、どのような外国人労働者がこの時期の労働力需要に対応していたかを整理する。次に、この時期に外国人労働力への需要が増えた理由を日本の労働市場のある変化に注目して考察する。最後に、それに応える外国人労働力供給が可能となった背景を当時のアジアにおける労働力移動との関連で考察する。

産業別の欠員率と産業別の特徴

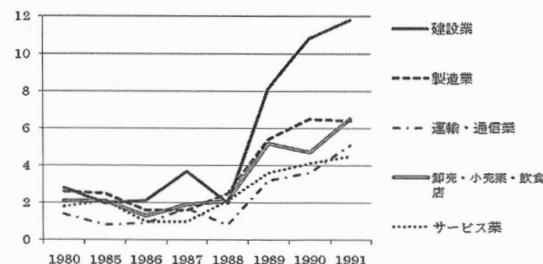
まず産業別の欠員率をみてみると1987年以降、全体的に急騰していることが分かる。1990年時点では建設業、製造業、卸売・小売業・飲食店、サービス業、運輸・通信業の順に欠員率が高い(図10)。建設業の人手不足の急騰は建設ブームの規模の大きさをうかがわせる。建築着工床面積をみてみると、それは85年から着実に増加し、90年には85年の42%、また住宅建設戸数も90年は85年の38%増となっている。他方、この時期の人手不足の背景には大規模な設備投資だけではなく経済の情報化・ハイテク化の進展があった。そして、このような産業構造の変化は新たな質と能力をもった若い労働力を大量に必要とした。製造業の産業別国内総生産は前年比マイナス2.7%であった86年から89年にかけて25%も増加している⁴⁵。しかし、業種別でみてみると、情報化・ハイテク化を物質的に支える電気機械器具製造業の就業者集は1982年から1987年にかけて26.7%も伸びているのに対して、重厚長大型産業である鉄鋼業では15.3%の縮小が、繊維産業では9.1%の縮小が見られた(総務省『87年就業構造基本調査』)。また、情報化・ハイテク化を支えるサービス業においては常用雇用指数が伸びたのに対して、卸・小売・飲食業においてはパートや派遣労働などの非正規労働者が増加した。

企業規模別の欠員率と大企業・中小企業の格差構造

次に企業規模別の欠員率をみると、29人以下の企業と99人以下の企業における人手不足がとくに、深刻化していたことが分かる。さらに、中小企業と1000人以上の大企業との格差の広がりも顕著である。また、大企業と中小企業との欠員率の格差については、大企業での欠員率の水準は、機械化・自動化・合理化ないしは労働の外部委託化等の諸方策の組み合わせによって十分に対応可能なレベルであり、むしろ大企業においては人手不足が合理化戦略の一層の促進に作用した。生産システムという点では、企業内国際分業が進められ、ME革命の諸成果の事務・開発・設計・生産工程への全面導入が促進された。労務管理という点では、従業員の労働の密度と強度の引き上げ及び長時間労働が図られた。また、正規労働者の少数精銳化が課題とされ、多能化・配転などで企業内の労働力の再編成が図られる一方、生産計画の円滑の実現のため、パート・臨時・派遣労働者などの不安定雇用労働者が拡大された。以上のように、大企業は人手不足の悪化という事態を労働条件の実質的切り下げと生産システムと労務管理の合理化を実現するための契機としたのである。

それに対して、中小企業の欠員率の水準は企業の維持・存続に直接かかわる水準に達しており、「人員の増加が困難で事業の拡大ができない」、「受注をこなしきれな

図10：産業別欠員率の推移 (%)



(注) 1) 欠員率=(未充足求人数/6月末現在の常用労働者数)×100

2) 未充足求人とは、調査日現在(6月末)仕事があるて、これに従事する者がいない、いわゆる欠員のうち、求人を行っている者のことをいう。

(出所) 1980~1989年は労働大臣官房政策調査部『労働統計要覧(1991年版)』

1990~2000年は厚生労働省大臣官房統計調査部『労働統計要覧(平成12年度)』

44 50年代から60年代の「労働市場の二重構造」と70年代半ば以降の「雇用の多様化」の関係については伍賀 [1999 : p.13~33] で詳しく述べられている。

45 後藤純一『外国人労働者と日本経済：マイグロノミクスのすすめ』(有斐閣、1993)、p.33

い」という問題が生じ、最悪な形では人手不足倒産が生じるまでに至った。大企業が人手不足を合理化の契機としたのに対して、なぜ中小企業ではこのような事態が生じたのだろうか。その背景には、まず、中小企業は大企業のコストダウンや需要変動への対応の役割を担わされる一方で、専門技術の技術力が期待され、大企業によって選別される立場にあるという構造がある。さらに、中小企業と大企業の格差の諸問題がある。賃金、労働時間などの労働条件における格差の存在である⁴⁶。この時期の人手不足の要因としては、よく若年労働者の職業選択意識の変化、3K職場の忌避が挙げられるが、労働力供給側の意識の変化だけではなく、中小企業全体が抱える構造的課題を理解することが必要である。

外国人労働者の増加 —不法就労外国人と就学生・留学生

次に、この時期に増加した外国人労働者の特徴を考察する。この時期は主に短期観光目的で入国してきた外国人労働者による不法就労と就学生・留学生によるアルバイト及び偽装就労が急増した。1980年代後半にこれらの外国人労働者が急増したことは周知の事実であるが、ここでは単に外国人労働者が急増しただけでなく、その中身に変化があったことに注目する。なお、研修・技能実習制度の考察との関係では不法就労の外国人労働者の

動向を理解することが重要であると考えるために、以下では主に不法就労者の考察を行う。

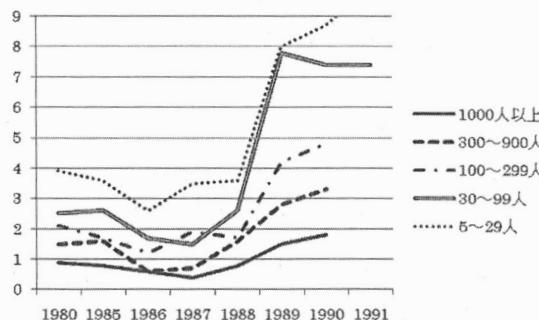
まず、不法就労者の動向を性別という点で見てみると、1988年に男女別構成比において男性の割合が女性の割合を越えたことが分かる⁴⁷(図12)。男女別構成比のこの変化をもって、「産業労働者として外国人労働者の流入が本格化したことを見ている」(伊豫谷[2001]: p.181)と評価する見解もあるが、私はこの点についてはその他の観点も併せて考察することが必要だと考える。

次に不法就労者の出身国の変化を見てみる。1986年から1991年にかけて、韓国人、イラン人、マレーシア人の増加が顕著である。反対に、1986年当時は不法就労者の全体の77%を占めていたフィリピン人は人数、構成比ともに減少している(表7)。パキスタン人、バングラディッシュ人は1988年に急増し1990年をピークにその後、激減している。この原因は、当時の不法就労者の急増を問題視した日本政府が、両国政府で結んでいた査証相互免除取り決めを1989年1月15日以降一時停止したことによるものと考えられる。

さらに、各国の不法就労者の男女構成比の1986年から1990年の変化を見てみると、韓国人は男性の割合が半数から約8割に増えていること、パキスタン人、バングラディッシュ人はもともとほとんどが男性であること、フィリピン人とタイ人は1986年時点では大半を占めていた女性の割合が減っていることが分かる(表8・9、図13・14)。

さらに、稼働職種の変化を見てみるとこの時期の外国人労働者の変化の特徴がより浮き彫りになる。不法就労者の稼働職種をまとめた出入国管理の統計は、1985年と

図11：企業規模別 欠員率の推移 (%)



(注) 1) 欠員率=(充足求人/6月末現在の常用労働者数)×100

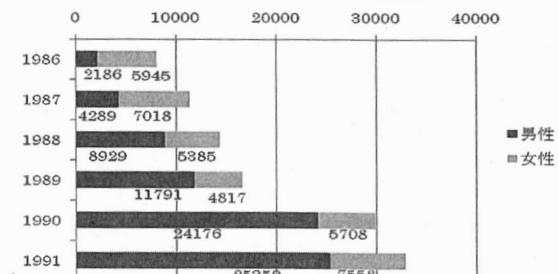
2) 未充足求人とは、調査日現在(6月末)仕事があって、これに従事する者がいない、いわゆる欠員のうち、求人を行っている者のことをいう。

3) 企業規模計には官公営を含む。

(出所) 1980~1989年は労働大臣官房政策調査部『労働統計要覧(1991年版)』

1990~2000年は厚生労働省大臣官房統計調査部『労働統計要覧(平成12年度)』

図12：不法就労者数の推移 男女別構成比 (人)



(出所) 入国管理局『出入国管理 平成4年版』

46 詳しくは関・鵜飼[1992]、p.102~105を参照。

47 ここで参考にする『出入国管理』の統計は不法就労者の全貌を示すものではない。摘発は網羅的に行われるわけではなく、統計には相当の恣意性が含まれることは留意しなければならない。しかしながら、およそその動向はつかむことが出来ると考える。

1991年とで職種項目が異なる。よって、単純に比較ができないが、これらから大きな動向は捉えてみよう。まず、男性についてみてみると「土木作業員」または「建設作業者」と「工具」を合わせた割合が46%から82%へのほぼ倍増している(表10・11、図15・16)。次に女性についてみると「ホステス」の割合が減り、「工具」の割合の増加が顕著である(表12・13、図17・18)。

表7：不法就労者数の推移 出身国別 (人)

	1986	1987	1988	1989	1990	1991
韓国	119	208	1,033	3,129	5,534	9,782
イラン	-	-	-	15	652	7,700
マレーシア	-	18	279	1,865	4,465	4,855
タイ	990	1,067	1,388	1,144	1,450	3,249
フィリピン	6,297	8,027	5,386	3,740	4,042	2,983
中国	356	494	502	588	1,142	1,665
パキスタン	196	905	2,497	3,170	3,886	793
スリランカ	-	-	20	90	831	307
バングラディッシュ	58	438	2,942	2,277	5,925	293
その他	115	150	267	590	1,957	1,281

(注)1996年から1988年のイラン、マレーシア、スリランカの「-」は「その他」に含まれる。

(出所)入国管理局『出入国管理 平成4年版』

表8：不法就労者数 (1986年)
(人)

	男性	女性
韓国	69	50
パキスタン	196	0
バングラディッシュ	58	0
フィリピン	1,500	4,979
タイ	164	830

(出所)入国管理局『出入国管理 平成4年版』

表9：不法就労者数 (1990年)
(人)

	男性	女性
韓国	4,417	1,117
パキスタン	3,880	6
バングラディッシュ	5,925	10
フィリピン	1,593	2,449
タイ	661	789

(出所)入国管理局『出入国管理 平成4年版』

これらの変化からは、不法就労者の男女比において男性の割合が大きくなったことだけではなく、男性の多くが建設業や製造業に集中するようになったこと、もともとその多くが性風俗産業に従事していた女性不法就労者においても「工具」の割合が増えたことをも踏まえて、この時期に産業労働者として外国人労働者の流入が本格化したことが説明できるだろう。

他方、この時期にサービス産業での外国人労働者も増加したことが指摘されている。駒井は建設業や製造業と同等規模の外国人労働者がサービス産業にも存在すると試算している⁴⁸。また駒井はサービス産業における外国人労働者の特徴は在留資格では就学生・留学生が多いこと、国籍別では中国人が最も多いこと、東京23区内においては外国人労働者の就労先が建設業や製造業よりもサービス産業に集中していることだと指摘している。

以上のことから、建設業、製造業の「作業員」「工具」への需要に対しては主に不法就労者が対応し、サービス業における「給仕」や「料理人」などへの需要に対しては就学生・留学生が対応していたこと、さらにそれらの需要が増加傾向にあったと言える。

では、なぜこれらの業種における労働力需要の増加に外国人労働力が対応することになったのだろうか。筆者

図13：不法就労者 国別男女構成比 (1986年)

0% 20% 40% 60% 80% 100%

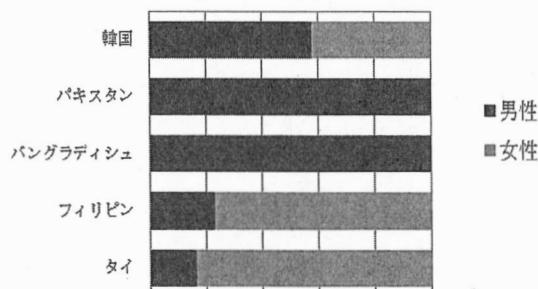


図14：不法就労者 国別男女構成比 (1990年)

0% 20% 40% 60% 80% 100%

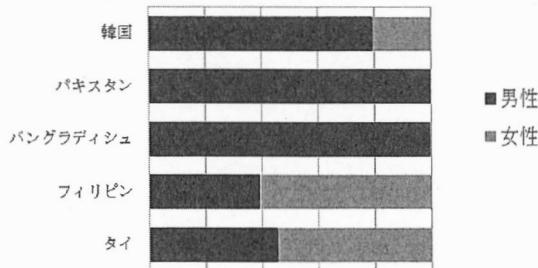
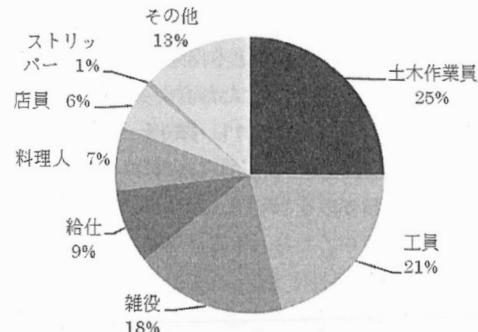


表10：稼働職種別不法就労者数 男性 (1985年) (人)

土木作業員	171
工員	146
雑役	125
給仕	60
料理人	51
店員	38
ストリッパー	6
その他	90

図15：不法就労者 稼働職種別構成比

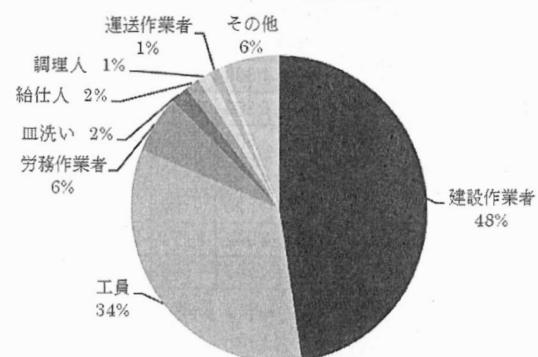


(出所)入国管理局『昭和61年度版 出入国管理』、表29資格外活動事犯者及び資格外活動がらみ不法残留事犯者の稼働実態

表11：稼働職種別不法就労者数 男性 (1990年) (人)

建設作業者	12,057
工員	8,509
労務作業者	1,551
皿洗い	511
給仕人	393
調理人	337
運送作業者	302
農業作業者	134
その他	1,556

図16：不法就労者 稼働職種別構成比

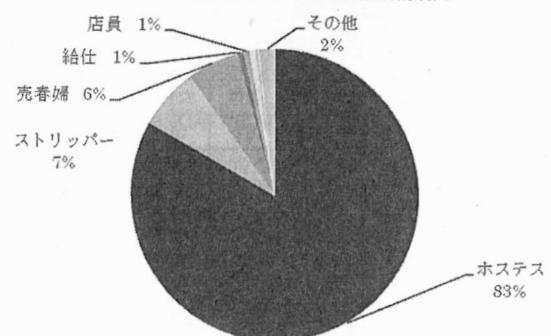


(出所)入国管理局『出入国管理 平成4年版』、表29

表12：稼働職種別不法就労者数 女性 (1985年) (人)

ホステス	4,108
ストリッパー	336
売春婦	288
給仕	36
店員	33
雑役	31
工員	17
料理人	3
土木作業員	1
その他	89

図17：不法就労者 稼働職種別構成比

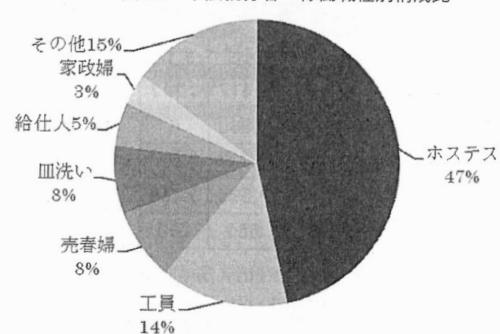


(出所)入国管理局『昭和61年度版 出入国管理』、表29資格外活動事犯者及び資格外活動がらみ不法残留事犯者の稼働実態

表13：稼働職種別不法就労者数 女性 (1991年) (人)

ホステス	3,518
工員	1,087
売春婦	611
皿洗い	592
給仕人	371
家政婦	264
その他	1,115

図18：不法就労者 稼働職種別構成比



(出所)入国管理局『出入国管理 平成4年版』

は、建設業と製造業については国内出稼ぎ労働者の減少という日本の労働力市場の変化の影響に注目することが重要だと考えている。外国人労働者と国内出稼ぎ労働者の関係は、高度成長期を対象とした研究において注目されてきた。先行研究においては、日本は第二次世界大戦後の高度成長の時期（1950年代半ばから1973年）に、急速な労働力需要の増大が生じたにも関わらず、日本が外国人労働力導入政策をとらず、また外国人労働者の自然発生的流入を経験することもなかったのは、農村からの急速かつ大規模な人口流出が労働力供給のうえで大きな役割を担ったからだと説明されている（森田 [1994] : p. 327)⁴⁸。

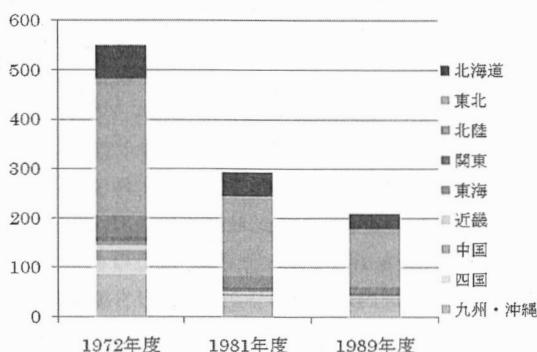
しかし、この農村から都市への人口移動が大量に起こった高度成長期の間に農業就業人口は絶対的かつ相対的に縮小し、かつ高齢者化している。そして、その後も国内出稼ぎ労働者は縮小し続けている（図19）。山崎 [2008] は、1980年代中頃から国内農業が農外の新規労働力給源として最終的に機能しなくなったため、それ以後、日本経済はその資本蓄積のために必要な新規労働力人口を、国内農業に依存することができなくなり、その人口を自らの資本蓄積を通してつくりださなければならなくなつたと分析している（山崎 [2008] : p. 16）。1980年代末からの好況期に不法就労の外国人労働者が大量に就労した建設業では、もともと国内出稼ぎ労働者による

雇用調節に大きく頼ってきた。こうした国内出稼ぎ労働者の急減に直面した建設業においては、国内出稼ぎ労働力を求める論理に非常に重なるかたちで外国人労働力への強い需要が形成されたと考えられる。

森 [1994] は日本の農村からの出稼ぎ労働者と外国人労働者との関係を以下のように整理している。「日本の農村からの出稼ぎと外国人労働者の雇用は（1）農村からの出稼ぎには通年雇用型もあるが、多くは冬季を中心とする季節性を帶びている、（2）出稼ぎの場合は失業保険などを利用した、という点で異なる。だが外国人労働者の雇用形態は、（1）雇用の目的を賃金収入の増大に限定し、賃金収入を増やすためには重労働作業、長時間労働や深夜労働を辞さない点、（2）勤続による賃金上昇を期待しない点、（3）単身で労働現場に張り付き故郷へ送金する点、（4）入職経路を見ると、地縁、血縁などの縁故を占める比重が多く、労働者が縁故のネットワークを利用しながら行動している点などで、それまでの日本の農村からの出稼ぎの雇用形態を受け継いでいる。」そして、「外国人労働者の雇用の在り方が問題視されるとても、それは外国人差別の問題としてのみ片付けられる性格のものではなく、むしろ日本の産業構造に対応した臨時労働力の問題として理解されるべきなのではないだろうか。」と指摘している（森 [1994] : p. 36）。以上の整理はこの好況期に不法就労者が増加した要因として説得力があるだろう。さらに、筆者はこの指摘は1991年以降の不況期において研修生・技能実習生が増加した要因を考える上でも非常に重要なと考える。

1980年代後半の外国人労働者、特に不法就労者の急増は入管政策などの観点から、社会問題として政府に対応されることとなった。そして、前述したように入管法の改正によって不法就労者への厳罰化が図られた一方で、資本の外国人労働力への根強い需要への対応として規制緩和措置一日系人労働力と外国人研修生・技能実習生の導入が開始されたのである⁴⁹。まだ好況のなかにあった1989年から1991年においては日系人、研修生・技能実習生は不法就労者の代替という期待をもって導入されたといえる。しかし、後述するように、1991年以降の不況期のなかで、日系人、不法就労者、そして研修生・

図19：国内出稼ぎ労働者数（千人）



(出所)後藤純一『外国人労働者と日本経済』、p.79、第6表 国内出稼ぎ労働者数

48 駒井洋「サービス産業への大量進出」（『エコノミスト』67 (48)、1989.11）、p.79

49 森はこの点について日本の労使関係の下で日本の労働条件の水準の低位性（低賃金、長時間労働）も大きな要因であると指摘している（森 [1995] : p. 257）。

50 桑原は不法就労への罰則強化が「中南米系諸国日系人労働者への求人の集中」を引き起こし、そのことが日本の外国人労働市場へも、ブラジル日系人社会にも大きな影響を与えたことを指摘している（桑原 [1991] : p. 87~91）。

技能実習生は労働市場において異なる特徴と役割を持つようになったと筆者は考える。

1980年代後半から1990年にかけてのアジアにおける労働力移動

戦後のアジアにおける労働力移動については、大きく三つの契機がある。第一の契機は戦後の旧植民地から宗主国への出稼ぎ労働者の増加である。第二の契機は、1973年のオイルショックから1980年代半ばである。それは、外貨不足と失業人口の圧力に苦しむアジア諸国がそれらの問題への対応として労働力輸出政策を積極的に推進、確立し、アジア諸国から中東への労働力移動が急増した時期である。そして、第三の契機が1980年代半ばである。それは、中東における石油ブームが消滅し、建設需要が激減した時期である。この時期、中東における出稼ぎ労働者が大量に失業した。そして、同時に多くのアジア諸国が中東に代わる別の労働力輸出先を探すなかで日本でのバブル、労働力需要の増加が注目されたのである。この時期の各国の労働力輸出政策の特徴については、伍賀 [1999] や駒井 [1989] などで整理されている。ここでは、1980年代後半、日本にアジアからの外国人労働者が大量に流入した背景には1970年代後半から中東におけるアジア出稼ぎ労働者の大量失業が生じていたこととアジア諸国の国策としての労働力輸出政策の推進があったということを確認しておきたい。

不況期における人手不足の特徴—慢性的な失業問題と慢性的な人手不足

1980年代末からの好況は、地価の高騰に対する対策や金融引き締めによって、株価と地価の急落が生じて終焉した。急激な金融引き締めは巨大な銀行や証券会社の破たん、大企業の倒産などの深刻な不況を引き起こした。80年代の日本経済をリードしてきた電機・自動車などの巨大企業は売上の不振から雇用調整=人員削減に乗り出し、関連下請けの業績不振も顕著となった。労働力需要の急速な縮小は有効求人倍率の推移にも表れている(図9)。外国人労働者においても、その労働力需要が減り、外国人労働者の解雇や契約更新の打ち切りが多発した。そのようななか、失職した外国人は母国へ帰るとともに外国人労働者の新規流入は減速すると考えられ、国内の外国人労働者は減少すると予想された。ところが、現実は異なった。外国人労働者は増加し続けたのである。この点について、依光は「慢性的に労働力の不足状態の地域・産業・企業があり、非常に根強い外国人への需要が存在し、外国人労働者はその分野に向かって流れ行った。この現象を別の観点からみると、地域的

にも職業的にも外国人労働者の就労が拡散したことになる。」と説明している(依光 [2003] : p. 34)。この指摘は非常に重要であるにも関わらず、この点についての研究は先行研究において深められてこなかった。しかし、私は研修・技能実習制度の存続と拡大の理由を明らかにするためにはこの課題への取り組みが必要不可欠であると考える。

以上のような問題意識のもと、以下では、まず1990年代の不況について、産業・雇用の「空洞化」と雇用調整の合理化という特徴を概観する。次に、産業・雇用の「空洞化」の一方で外国人労働者が増加を続けたことを確認する。そして、外国人労働者の増加の背景を日系人労働者については労働市場の弾力化・規制緩和という観点から、そして研修生・技能実習生については国外に移転不可能な産業との関係および生産過程の国外移転が可能であるにもかかわらず依然として国内生産が続いている産業における下請中小企業との関係から考察する。

90年代不況—産業・雇用の「空洞化」

90年代不況下では、激しい競争を背景として、多くの企業が企業内国際分業を追求するべく、国内外にわたって本業・関連事業の整理・再編を進めた。生産投資の重点は高い経済成長率を維持し、安い労働力と広い市場が期待されるアジアに向けられた。このことは円高を利したアジア製品の「逆輸入」や調達輸入とあいまって、国内の下請け企業をはじめ、広い業種の中小企業を圧迫し、産業の広範な「空洞化」を進めた。

とくに製造業大企業の海外設備投資は急速で、1994年度の海外投資額の割合は電気機械が約41% (国内設備投資額=100)、輸送用機が約34%、製造業全体でも約15%に達していた。また、日本の総輸入に占める製品輸入の比率をみてみると、1985年の31%から95年末には60%を越えている。さらに製品輸入に占める東アジア諸国の比率も、85年の22%から94年には37.6%へと上昇している(戸木田 [1997] : p. 33)。以上のような産業「空洞化」は、国内の雇用の「空洞化」とも深く結びついた。例えば、『週刊東洋経済：ASEAN進出企業総覧』によると、日本の製造企業の海外法人中位上位30社では、国内従業員を1994年から1997年で1万2千人減らす一方、海外従業員を17万5千人増やしており、従業員数の国内外の割合は国内が77万人、海外が69万人となっている⁵¹。

これらの事態を大企業と中小企業の二重構造という観点で考察してみると、大企業の企業内国際分業の展開は、地域の「空洞化」と中小企業の雇用の「空洞化」をもたら

らして二重構造をより一層深刻化させたといえる。戸木田 [1997] は、中小企業にとっての産業と雇用の「空洞化」について、都市型中小企業地域（東京都大田区）、農村地域（東北地方）、地場産業地域の分析を行っている。そこでは、都市型中小企業地域においては大企業の海外生産移転や外注の内製化によって親企業からの受注が激減し、高度の技術を持つ下請け企業が経営を維持できなくなったこと。農村地域においては大手企業の海外生産と輸入品の急増によって経営危機に陥る中小企業がいると同時に、親企業による下請けの選別の推進によって多くの下請け企業が淘汰されたこと。地場産業においては製品の逆輸入や調達輸入は一企業を経営危機に追い込んだだけでなく、地場産業として蓄積されてきた技術や分業・協業関係の継承を危うくしたことなどが明らかにされている（戸木田 [1997] : p. 147~170）。さらに、この不況期においては、産業と雇用の「空洞化」と併せて、多様な方法による人員削減、新規学卒者採用の削減、配転、出向、転籍などの雇用調整の合理化が進んだ。よって、不況の長期化、深刻化のなか失業者が増加した。

しかしながら、外国人労働者の増加は続いたのである。図20は「定住者」という在留資格をもって入国してきた外国人数の推移を示している。前述したように在留資格「定住者」は、1989年に新設された資格であり、主な対象は日系人である。よって、これは「日系人」の動向を強く反映しているといえる。そして、その規模は1990年以降増加傾向にあることが分かる（図20）。また研修生も1991年以降、増加を続けている（図21）。一方で、不法残留者数の動向から、不法就労者は1991年から1993年にかけて急増した後、一定数を保ちながら緩やかに減少したと考えられる（図22）。

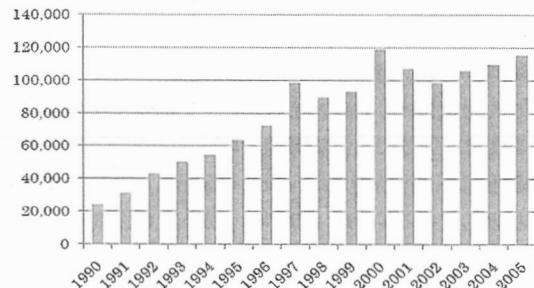
日系人労働者の増加と雇用の弾力化・規制緩和

日系人労働者の導入は、1980年代末からの好況下の人手不足に対応して図られた。日系人労働者は導入当初、取り締まりが強化され獲得が難しくなるであろう不法就労者の代替としてその役割を期待された。つまり、建設業、製造業において人手不足の問題に直面していた中小企業層への労働力供給源として期待されたのである。しかし、実際には日系人労働者の労働市場における位置は就労先の企業規模、賃金水準といった点で不法就労者よりも上層にあり、日本人非正規労働者とかなりの部分で

重なるようになっている⁵²。

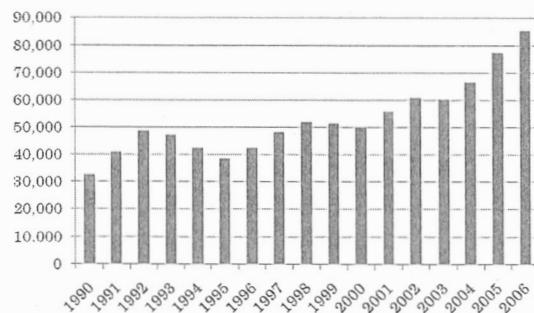
依光は日系人雇用の実態を分析して、企業による日系人労働者の採用方法を大きく五つのタイプに整理し

図20：在留資格「定住者」新規入国者数推移（人）



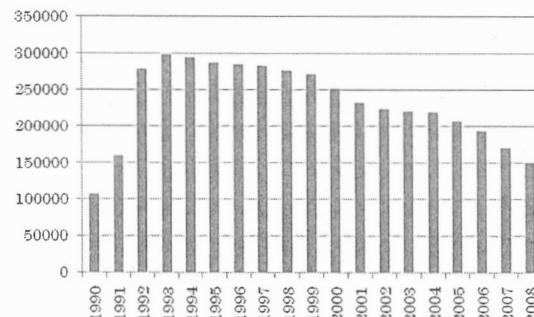
（出所）入国管理局『出入国統計』

図21：在留資格「研修」新規入国者数推移（人）



（出所）法務省 司法法制部『出入国管理統計』http://www.moj.go.jp/TOUKEI/index_2.html

図22：「不法残留者」数推移（人）



（注）1990年は7月1日現在、91年から96年は5月1日現在、97年以降は1月1日の数値

（出所）鈴木江理子『日本で働く非正規滞在者』（明石書店、2009）、p. 23表序- 1 「不法」残留者数の推移
入国管理局『出入国管理 平成20年』

51 『週刊東洋経済 臨時増刊、ASEAN進出企業総覧 1996年版』（東洋経済新報社、1995. 10）

52 日系人労働者労働市場の詳しい実態分析は、丹野 [2007] や大久保武『日系人労働市場とエスニシティー地方工業都市に就労する日系ブラジル人』（御茶の水書房、2005）などがある。

—(i) 日系人の母国での直接採用、(ii) 日系人の母国の業者の紹介による採用、(iii) 国内の派遣業者の利用、(iv) 職業安定所の利用、(v) 国内の外国人の直接採用—そのなかで(iii) 国内の派遣業者(または請負業者)の利用の拡大が顕著であることを明らかにした(依光[2003]: p. 33)。また、丹野は1991年のバブル経済崩壊前は人手不足の解消をねらって日本の製造業各社が南北の都市で直接、労働者の募集活動を行うことがあったが、バブル崩壊以降、各社は応募活動を業務請負業者にシフトしたこと、また日系人労働者の雇用方法も製造業での直接雇用から業務請負業への間接雇用にシフトしたことを指摘している(丹野[2007]: p. 61)。

日系人労働者は日本の非正規労働市場のなかで拡大・定着してきた。日系人労働者の導入当初は、大多数の中企業が外国人労働者のリクルートに関するノウハウをもっていなかったり、直接リクルートするための経費負担が困難であったり、せっかく確保した外国人労働者が突然、他地域・他者へ移動する事態が頻発していたことがあったので雇用管理の経費削減と外国人労働者の突然の移動というリスク回避のために派遣業者や請負業者の利用による間接雇用が選択されていた。これも非正規労働者としての日系人労働者の拡大・定着の重要な背景である。しかし、より深い要因として理解すべきなのは、日本全体の労働市場における間接雇用の拡大つまり、日本の雇用の弾力化と規制緩和との関係である⁵³。

日本では1980年代末から非正規雇用が拡大してきた。1987年から1991年の好況期をみてみると、4年間で雇用労働者は488万人も増加し、そのうち正規雇用が302万人(増加率9.1%)、非正規雇用は186万人(増加率26.2%)であった。正規雇用を削減ないし抑制する一方で、非正規雇用の積極的活用をはかる雇用の弾力化は1990年代に入ても活発であった。1995年5月に日経連がだした『新時代の「日本の経営』においては、「雇用柔軟型」として有期雇用契約の非正規雇用の活用が積極的に打ち出された。1988年から1998年までの雇用労働者の動向をみてみると、その間に増加した雇用労働者数は835万人で、そのうち正規社員が417万人(増加率12.3%)で、非正規雇用は418万人(増加率55.4%)であった。雇用弾力化のもとで非正規雇用は契機の調整弁の役割どころか、恒常的かつ積極的に活用されているのであ

る(伍賀[2003]: p. 81)。それは、このような雇用の弾力化のなかで、労働市場の二次的労働市場層において、非正規労働者の多様化と拡大が展開している。日系人労働者はこの中の一形態として二次的労働市場の「重層構造」の再編の一翼を担っているのである。再編の一側面としては「労働ポートフォリオ」の構築が挙げられる。丹野[2007]はこの点について実態分析の結論として以下のよう指摘を行っている。「バブル経済がはじけ、社会全体が好景気に沸くことがなくなると、企業にとっての労働力の選択肢は増加し、外国人労働は様々な選択肢の一つになってしまった。(中略)絶対的な人手不足のなかでの労働者の確保とは異なって、外国人より安価な労働力が確保できる昼勤は女性のパート労働者や高齢者を用い、日本人が働きがたがらない早出や残業を必要とする勤務に外国人労働者を当てるといったように、企業は戦略的に現業職労働者の最適な組み合わせである「労働力ポートフォリオ」を構築しようとしている。」(丹野[2007]: p. 162) よって、90年代不況期においては、日系人労働者の存在は企業が日本人を雇うことができないという人手不足問題への対応として外国人労働者を選択したことを意味するのではなく、非正規労働者の利用を選択したことを意味するにとどまるといえる。

研修生・技能実習生の増加 一下請け企業・一次産業の慢性的な人手不足と地域労働市場の衰退

研修・技能実習制度が90年代不況においても存続・拡大し続けた背景を明らかにするには三つの事柄との関係を考察する必要がある。一つ目は、下請け中小企業(その多くが従業員数10人以下の零細企業)と研修生・実習生との関係である。二つ目は生産過程の国外移転が進みながら、一方では研修生導入が続いている産業と研修生・技能実習生との関係及び国外移転が不可能な産業と研修生・技能実習生との関係である。三つ目は、地域の衰退と研修生・技能実習生との関係である。

まず一点目について考察しよう。研修生を導入している主体を見てみると、その約9割が「団体監理型」、つまり海外に現地法人を構えたり、海外企業と直接の資本関係を持ったりすることができない中小企業である。そして導入している産業の偏りを見てみると、製造業の中での衣服・縫製産業や輸送機器産業での研修生導入が多いことが分かる。よって、研修生・技能実習生の導入の

53 「規制緩和」と「弾力化」について、伍賀は前者を主として国家(政府・自治体)の法制度にかかる概念として、後者を主に資本の蓄積活動全般の自由化に係る広い概念として使い分け、「規制緩和」はこの「弾力化」を法的、制度的にさせる関係にあると説明している(伍賀[1999]: p. 6)。

背景を探るにはまず、これらの中企業の置かれている状況とそれに由来する慢性的な人手不足という構造的課題を理解することが必要である。

総務庁「事業所統計」(1994年)によると、従業員300人未満の中小企業所数(卸売業は100人未満、小売業・サービス業は50人未満)が全体の99.1% (約647万社)を占めており、従業員数でも78% (約4227万人)を占めている。一方、従業員300人以上の大企業所数はわずか0.9% (約6万1400社)、従業員数では22% (約1189万人)である。この数字からだけでも日本の経済社会において中小企業が極めて大きな意味をもつことが分かる。日本の中小企業の特徴は大企業との二重構造であると言われる。この理由は端的にいえば「一つは中小企業の経済、産業、社会に占める位置の特殊な在り方、とくに独占大企業を中心とする系列・下請・中小企業支配の仕組みとそれによる搾取と収奪の激しさ」であり、「もう一つは中小企業の極度に低い労働組合組織率と、企業別組織による交渉の企業別分断である。」⁵⁴ ほとんどの中小企業が大企業の下請けとして操業しているという日本型資本主義に特有の構造の下では、中小企業は親企業のコスト削減のターゲットとされるとともに⁵⁵、景気変動のクッションという役割が課せられ、その結果、労働条件が極端に悪化してしまう。そのため、基幹的労働者でさえ逃げ出し、新規の求人はほとんどできないという状況に立ち入っている。これが慢性的な労働力不足の構造である。製造業においても建設業においても、中小企業では構造的な労働力不足が慢性的に続いている。従業員の高齢化は著しく、経営者は後継者難に悩んでいる。また、好況期の人手不足を考察した箇所でも触れたが、中小企業は大企業の生産システムの合理化や再編成について行こうと志向してもME化に柔軟に対応しうる基礎知識ないしは価値観をもった新規学卒者や若年労働者を雇用することが難しい。例えば、長岡のアパレル工業協同組合の理事長がインタビューで以下のように話をしている。「潰れている工場の第一の原因は、実は後継者がいないことなのです。」「これは業界にいる人間として恥ずかしい話ですが、俗に言う3Kで、意識が非常に低く、極端に言えば、体が継ぎたがらないくらいです。ましてや、大卒どころ

か、高卒でも見向きもしません。その反面、工場ではコンピューターを組み入れた高度な機械が入っていますので、その方面的知識がなければ扱えない状況です。」⁵⁶ これらの状況は、特に繊維衣服産業や部品工業などの下請け零細企業に共通するものだと思われる。研修生・技能実習生は日系人同様、導入当初は取り締まり強化によって縮小が予想される不法就労者の代替という役割を期待されていた。しかし、制度の経過とともにその役割は好況期の一時的循環的人手不足への対応ではなく、先述したような中小企業における構造的労働力不足を埋める役割をもつようになった。そのため、その雇用は不況の影響を比較的受けにくかったのだと考えられる。

次に、生産過程の国外移転が進みながら、一方では研修生導入が続いている産業と研修生・技能実習生との関係を考察する。

1990年代不況のなか、多くの日本企業が低賃金労働力を求めてアジア諸国への工場移転を展開した。そして、アジアの低賃金にもとづく商品の「逆輸入」が増加した。しかし、その裏側では同時に研修生・技能実習生という低賃金労働者が国内に導入されてきた。つまり、生産過程の国外移転が進展したとしても、国内には依然として低賃金労働力に対する需要が存在し、それを満たすために研修生・技能実習生が動員されていると考えられる。この点については、繊維衣服産業について考察した先行研究が参考になる。Mitter [1986] は、1970年代のから1980年代初頭のイギリスの衣服産業について研究している。そこでは、規格化された大量生産部門が国外移転され、製品の輸入が増えたために国内の衣服生産工場が閉鎖に追い込まれた一方で、生き残りをかけて需要変動の激しい流行部門へと重点を移しつつ零細工場を組織して低賃金かつ劣悪な条件のもとで、女性移住労働者を動員した国内企業が進展したことが明らかにされている。また、村上 [2002] は90年代の日本の衣服産業について研究している。そこでは、90年代初頭、中国からの衣服製品輸入が急増したことにより、日本国内の生産は大打撃をうけた一方で、国内では小ロット、短サイクルの高付加価値生産を中心に生産を行う企業が研修生・技能実習生を受け入れながら存続したことが明らか

54 金田豊『中小企業の労働運動』(新日本出版社、1996.9)、p.11~12

55 「二重構造は親企業にとって、自社で生産活動をしたのでは割に合わないものを、外部に出すことによって製品価格を安価にする、コスト競争力の源泉もある。」(丹野 [2002] ; p.48)

56 「アパレル産業の今後と外国人研修生受入 長岡アパレル工業協同組合 理事長 飯塚春男」(『地域研究』第7号、1997.10)、p.105~106

にされている。さらに、それらの企業は移り変わりの早い流行の婦人服を多品種小ロット、短サイクルで生産・納品することでアパレル会社の需要に応えたこと。このような企業は多くが中小企業であり国外へ工場を移転する余裕はないため国内での生産を続けるしかなく、かつ親企業からの工賃の低下によって低待遇で労働力を確保する必要があり、それが研修生・技能実習生への需要に結びついたことが分析されている。そして、研修生・技能実習生の「不自由さ」「低賃金」「安定的な確保」という特徴がイギリスにおける移民女性と共通すると指摘している。

研修生・技能実習生が導入されている産業を見てみると2006年時点で「衣服・その他繊維製品製造業」が21%、その次に「食糧品製造業」、「輸送用機械器具製造業」「電気機械器具製造業」とつづく。団体監理型だけに限ってみると、「衣服・その他繊維製品製造業」の割合はさらに大きくなる。また、女性だけに限ってみると「衣服・その他繊維製品製造業」の割合は9割近くにもなる。これらの産業は生産拠点の海外移転や逆輸入品も多い。しかも、これらの産業における中小零細企業の多くは下請け企業だと考えられる。よって、先の衣服繊維産業研究を参考にして考察してみると、加工・生産技術、品種数、生産量、納期などの点で親企業、系列企業にとって生産拠点を海外移転したり、商品を海外から輸入したりするよりも国内で存続させなければならない下請け企業が依然として存在しているのではないかと考えられる。そして、下請け企業側は仕事はあるのに、後継者や若年労働力の確保が難しい、親企業からのコストダウンに応えなければならないといった状況に追い込まれているのではないだろうか。そして、この「労働力不足」と「低コスト命題」を叶える存在として研修生・技能実習生への需要が生まれているのだと考えられる。研修生・技能実習生を導入している中小企業の存続をどう評価するのか、という論点は研究でも運動の現場においても、長らく提起されてきた。そこでは、研修生に頼らなければやっていけないような企業は自然淘汰されかかるべきだという見解もある。しかし、私は研修・技能実習制度を利用しながらも“生かされ続けている”下請け中小企業の評価の前提には、その企業が生産の国際化を展開する上層の独占的資本や親企業にとってどのよう

な存在であるのかということを捉える包括的な観点が必要であると考える。

次に、国外移転が不可能な産業と研修生・技能実習生との関係を考察する。国外移転が不可能な産業とは土地への固着性といった性格をもった農業と漁業である。これらの産業は低賃金労働者の利用を求めて海外に出ていくことが出来ない。一方で、農業や漁業は、労働集約的な産業であるにも関わらず、産業従事者の高齢化や担い手不足は深刻さを増す一方である。つまり、これらの産業においても慢性的な人手不足があるといえる。この数年間で研修生の導入規模がもっとも伸びているのが農業である。研修生・技能実習生は国外移転が不可能で慢性的な人手不足を抱える農業・漁業からの労働力需要労働力不足を埋める役割をもっていた。そのため、不況とは関係なく増加し続けたと考えられる。農業における研修制度の実態を研究したものとしては北倉〔2006〕がある。北倉らは研修制度の問題（研修成果が活かされない、「不正行為」の増加など）を認めたうえで、それでも北海道農業の労働力不足の深刻さや労働力としての研修生が役立っている現状を鑑みて、労働力不足に悩む農家にとっては「現状ではそれに代わる有効な方法がない」ため「本制度を初めから否定はしない」と主張している（北倉〔2006〕：p. 2）。私は、研修生しかいないからという理由で研修依存を存続させることには反対である。研修生しかいない、という段階にまで深刻さを増している農業の人手不足の問題に対応するためには、農業や漁業への労働供給源の創出という観点で研修制度とは違う新たな外国人労働市場政策を考察する必要があるだろう。

最後に、地域の衰退と研修生・技能実習生との関係について考察する。筆者は、実態調査を通じて、研修生・技能実習生を利用している企業が労働力を獲得できないのは、労働条件の低位性や職種内容によるだけではなく、その企業が存立している地域性によるところが大きいのではないかと考えるようになった。つまり、地方地域の人口減少でその地域内ではそもそも労働力給源が枯渇しており、しかもその地域の地理的な問題や生活環境などが要因で若年者の流入が望めない状況にあるということである。岩佐〔2008〕は北海道の研修生特区を対象にこの点の研究を行っている。そこでは「人口減少に伴う地域労働市場⁵⁷の縮小によって周辺地域からの労働力

57 地域労働市場とは「在宅通勤兼業農家が包摂されている農村の重層的格差構造を伴う農外労働市場のことである。」（山崎〔2008〕：p. 1）。岩佐〔2008〕がこの概念で「地域労働市場」という言葉を使っているのかは確認できない。この点については理論的な検討が深められるべきだろう。

供給すら限界が見えてきたなか、今日では、労働力の供給源を国境を越えた中国に求める段階に到達し、そのことが地域労働市場のパターンに変容をもたらした」という事態が指摘されている（岩佐「2008」；p. 223）。つまり、その地域の基幹産業である水産加工業の労働力の給源が、村内から周辺地域へ、さらには海外へと外延的に拡大する方向に突き進むにつれて、産業内部のみならず、地域経済の再生産においても外国人研修生が不可欠の労働力として深く構造化される状況に至っているということである。筆者は研修生が一企業の人手不足の解決に充てられるだけでなく、地域経済の再生産として欠かせない構造になっている事態はとくに農業や人口減少に悩む地方地域では広く起こっていることではないかと考える。不況期にも研修生・技能実習生が増加し続けた背景として、この点の考察を深める価値があるのではないかだろうか。

3 外国人労働市場の構造

第1項、第2項でみたように80年代以降、不法就労者、日系人労働者、研修生・技能実習生は二重労働市場の二次的労働市場に位置づいている。これまでも、外国人労働者と日本の二重労働市場の関係や外国人労働市場の構造を解明する研究がおこなわれてきた。しかし、以下にレビューするように研修生・技能実習生は外国人労働市場の構造の中に位置づけられてこなかった。

丹野〔2002b〕は外国人労働者の労働市場は「エスニック・グループごとに分岐していく」が、その階層化の基点には、合法就労か不法就労化という問題があり、その意味では日系ブラジル人が外国人労働市場の上層を占めたとした（丹野〔2002b〕）。

下平〔1992〕はこれまで二次的労働市場に就労していた主婦パート、学生アルバイト、農村出稼ぎ労働者、高齢者という国内労働力が枯渇するに伴い、外国人労働者がこれに代替したと説明している。さらに①来日時期、②在留資格、③性差、④エスニック、⑤労働需要という要素で単純労働市場モデルを提示している。そこでは、日系二世と日系三世が優位に位置づいていると指摘している（図23）（下平〔1992：p. 244〕）。このモデルでは「製造業」に主に位置づくのは男性だということになっている。しかし、研修・技能実習生の女性の大半が製造業（衣服・繊維）で就労している。しかし、賃金水準はパートの半分、それ以下である。

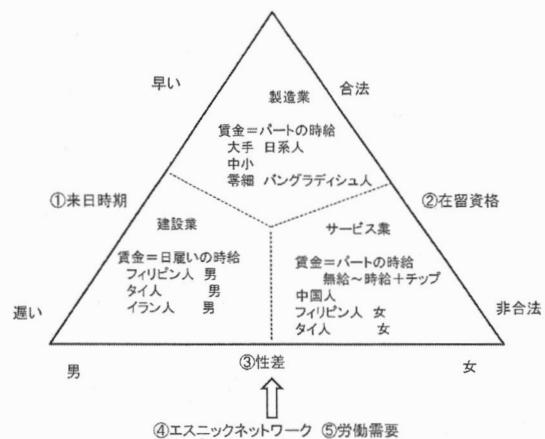
稻上・桑原〔1992〕は国民金融公庫総合研究所とともにおこなった一連の調査を経て、「緩やかな二重構造」

という「外国人労働市場と企業属性モデル」を提示した。（図24）これにおいても外国人労働市場の上層には日系ブラジル人、下層に不法就労者という位置づけになっている。また、アジア人労働市場に位置づくアジア人（不法就労者）は血縁や地縁ネットワーク、プローカーを通して就労するため、職場の移動が激しいのが特徴として挙げられている。研修生・技能実習生は小零細二次下請企業で就労するアジア人労働者であるが、制度上、職場の移動は禁止されている。

第2節 国際労働力移動の理論的考察

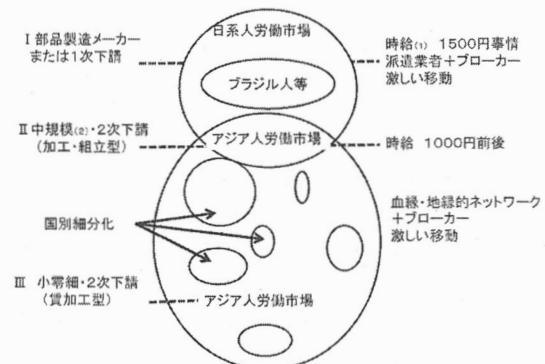
日本での外国人労働者の急増の背景を明らかにしようとする研究は様々な分野においてなされてきた。ここではまず、現代の資本主義社会における国際労働力移動を捉えるための理論的枠組みを二つ紹介する。次に、その

図23：下平の「単純労働市場モデル」



（出所）下平〔1992：p. 244〕 図2を参考に筆者作成

図24：稻上・桑原の「外国人労働市場と企業属性モデル—緩やかな二重構造」



（出所）稻上・桑原〔1992：p. 125〕 図3-1を参考に筆者作成

うち一方の国際労働力移動の理論的枠組みを基礎として現代の日本への外国人労働者の急増の背景を解明することについて若干の課題提起を行いたい。

国際労働力移動のメカニズムに関する理論は、経済学、社会学など多様な分野で世界的・歴史的に構築されてきた。ここでは経済学において広く援用されている新古典派経済学の理論と社会経済学の観点から広く支持されている世界システム論を基盤とした理論を紹介する。

新古典派経済学の最も基本的な枠組みにおいては、労働力を送り出し地域と受け入れ地域との間に存在する所得・賃金格差が存在するなかで、労働者が期待賃金の上昇を目指して移動することによって国際労働力移動が生じると説明される。そして、理論上は「自由な労働移動」は資本や商品とおなじ自由貿易とおなじ次元で構想され、国際労働力移動の展開は、実質賃金格差を均衡させ、結果として世界の資源の効率配分が達成されると説明される。「国際労働力移動の分析に際して、一般的に援用される理論は新古典派理論の枠組みに基づいたものが多い。」(桑原 [1991] : p.182) 労働力の移動を促す要因の根底に賃金・所得格差があると主張するこの見解は、現実の国際労働移動者主体の反応のかなりの部分を説明している。しかしながら、この捉え方は現実の説明という点で多くの問題がある。なぜならば、この見解は外国人労働者が定住した場合に発生する社会的コストなどを射程にいれていないし、そもそも、序章でも若干説明したように労働力商品は資本や他の商品と質的に異なる。国境を越える労働者の意思決定を規定するのは、単なる賃金率の格差だけではないのである。さらに、国際労働力移動は全世界で展開しているにも関わらず市場の均等化は進んでいない。むしろ、南北間、開発途上国の地域間格差は拡大傾向にある。

二つ目は世界システム論を基本的な枠組みとした理論である。この理論の捉え方の特徴は、国際労働力移動が起こる二国間の歴史的事情、地理的要因、特定国間の密接な結びつきに留意しつつも、基本的には国際労働力を引き起こす動因は資本の運動であると捉える点である。理論の基本的枠組みは以下のようなものである。経済のグローバル化に伴い、「生産の国際化」という資本の運動展開するなかで、中心国から周辺国への直接投資が拡大する。そのなかで周辺国では伝統的な労働構造・農村の生存維持部門が解体され「移民労働者の貯水池」(サッセン [1992] : p.147) が形成され、中心国資本による周辺国経済の下請け化と労働力の組織化がなされる。同時に中心国の経済活動が周辺国に浸透し、経済活動の統

合化が進む。一方では、この過程で世界経済システムを調整し管理するための中心としての「世界都市」が形成される。そこでは世界的な経営管理の集中化のもとでの新たな高所得の仕事口が創出されると同時に、低所得職種な「浮動的で不安定な就業形態 (casualization of the labor market)」(サッセン [1992] : p.4) が大量に創出される。よって、中心国における新たな移民労働力への需要は継続的に高まり、世界規模での労働力移動は継続し続ける。

私はこの理論の方が、新古典派経済学の理論よりも世界的な規模でのダイナミックな国際労働力移動の流れを捉えるうえで意味があると考える。

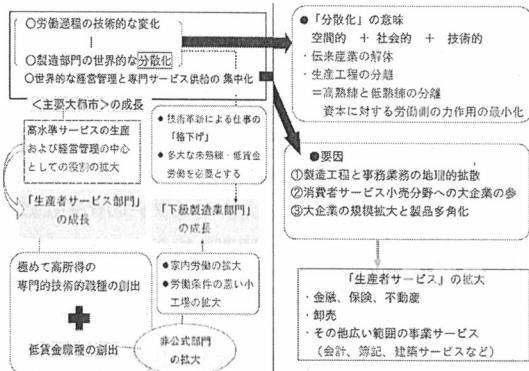
サスティア・サッセン [1992] は、1960年代半ば以降のアメリカを分析し、以上のような理論の枠組みを描いた。そこでは、以下のような実態が分析されている。アメリカから東南アジア及びカリブ海域への直接投資が輸出志向型製造業（電子・織維・衣服・玩具など）を主として大規模に行われた。それは「労働過程の技術的な変化」と「製造部門の世界的な分散化」を意味する。東南アジア及びカリブ海域の諸国においては、労働集約的雇用が拡大し、女性の賃労働への編入が生じた。このことによって、賃労働及び非賃労働の伝統的構造が崩壊するとともに女性たちの「西欧化」によって女性たちと出身共同体との間に文化的隔たりが生じた。また、伝統的な労働構造解体によって男性失業者が拡大した。その結果、賃労働者化した女性、失業した男性たちによる「移民労働者の貯水池」が形成されるようになった。1965年にアメリカは移民の家族呼び寄せ（主に欧洲から）を主眼においた開放を意図して移民法を改正したのだが、増大したのはカリブ海域と東南アジアからの全く新しい移民だったという。一方、サッセンは1970年から1980年にかけてロスが「大都市化」したことを指摘している。そこでまとめられている変化は大きく以下の三点である。(1) 企業中枢機能部門・経営管理部門の集中と生産者サービス部門（金融、保険、不動産、会計等の事業サービスなど）の成長、そして、それに起因する低賃金・不熟練職種雇用（ビル清掃、荷物運搬など）の創出、(2) 外国資本の投資の著しい増加、(3) 伝統的製造部門（自動車、ガラスなど）とハイテク産業の成長、そして、それに起因する下級製造業部門（低賃金組み立て職種など）の累積と拡大（図25）。

以上のように、サッセンはアメリカ（中心国）の資本が周辺国の経済・社会をみずから世界的な資本蓄積の一環に組み込むことで移民労働力を創出し、同時に自国

の経済構造の転換によって国内に新たな移民労働力への需要を創出していることを明らかにした。この研究には基礎として、綿密な実態分析があり説得力がある。そして、この理論的視角は国際労働力研究に強いインパクトをもたらし、多くの研究者によって発展させられている。

日本の外国人労働者に関する研究においても、研究の基礎的視角としてこの理論を重要視するものが多くある⁵⁸。先行研究においては、日本企業がアジア諸国に資本進出（直接投資）し、進出先の過剰労働力を包摂してきたこと及び、日本の企業のアジア諸国への資本進出がアジア諸国における過剰人口を形成してきたことが明らかにされている。伍賀〔1999〕は前者については、1970年代初頭にNIEs諸国やASEAN諸国の輸出加工区内への直接投資を行った日本の企業のもとで、「成長産業」を保護するという名目で労働者の諸権利を制約された農村出身の女性が低賃金労働に従事させられていたことを指摘している。後者については、日本の資本がアジア諸国に対する輸出を強めたことで、アジアの農村を商品経済に巻き込み、伝統な共同体関係を崩す一因を作ったことや日本の資本がより安価な労働力や資本蓄積に役立つ諸条件を求めてアジア諸国間で移転を行ったことで、失業者が生み出されたことを指摘している（伍賀〔1999〕；p. 37～42）。しかし、サッセンの理論で提示されている“中心国（日本）の経済構造の転換によって、外国人労働者に依

図25：大都市の成長と労働需要の再編成 イメージ



サッセン〔1992〕、「第五章 世界都市の形成と新しい労働需要」を参考に筆者作成

58 伊豫谷〔2001〕〔1994〕や森田〔1994〕など

59 サッセンは『労働と資本の国際移動』の「日本語版への序文」でこの点について「日本がその経済を国際化し、東南アジアにおける主要投資国になるにしたがい、一意図するにかかわらず一商品・資本・文化の流通のための国民的枠組みをこえた空間を創出し、それが今度は人々の流通のための諸条件を、すなわち国際労働市場形成の初期段階をつくり出す、ということになるのであろうか。」と言及するにどまっている（p.10）。

存する産業や職種が生み出されつつある”というような状況が日本で起こっているのかどうか、理論的かつ実証的に考察した研究はいまだなされていない⁵⁹。しかし、サッセンが東京を「世界的経済システムを調整し管理するための中心としての主要大都市」（サッセン〔1992〕；p. 5]）と規定しており、日本の経済構造においてサービス部門が拡大していることは確かである。よって、日本の経済構造の変化とアジア諸国との過剰人口形成の関連をこの理論的枠組で分析することは十分価値ある研究課題であろう。

第三章 外国人研修・技能実習制度－特徴－

第1節 制度形成過程

1 制度形成の概要

本節では、研修・技能実習制度の形成過程を政治経済学的な観点で整理することで本制度の一つの特徴を明らかにする。ここでいう政治経済学的な観点とは上部構造と土台の相互作用、階級対立を捉える観点である。本制度の形成過程における特徴は、つまり本制度の成立には中小企業団体の強い意向とそれに応えざるをえない関係省庁・議員の存在が強く影響していることである。この点については先行研究においても、「この制度の制度変更については、あくまで政治の問題となっているのが現状」（上林〔2009〕）であると指摘されているが、このことを理解することは、本制度が多くの問題をはらみながらもその継続が図られ続けられている理由の一側面を明らかにするだろう。

研修・技能実習制度の制度形成過程の特徴は二つある。一つは中小企業を基盤とする資本から政府への働きかけの影響を強く受けていることである。もう一つは中国の労働力輸出政策戦略と深い関連があることである。

第二章でみたように、1980年代末からの好況期、企業は人手不足に悩まされており、不法就労外国人労働者を雇用し、苦境を凌いでいた中小企業も少なくなかった。

そのころから政府に対して資本団体が外国人労働者の受け入れに関する提言を行う動きが目立つようになった。東京経済同友会は1987年3月に発表した『労働力流動化時代に備えて』において、上場企業で比較的成長度の高い企業群では、従業員の3割は流動型、7割は定着型になるだろうと将来展望するとともに、中途採用者、異職種からの異動者など異質の人が混合することによって、活力と創造力が引き出されるとみなし、専門能力ある外国人にも同じ役割を期待した。日経連は1988年2月に外国人労働者問題研究会を発足させた。その目的は産業界からも外国人の単純労働分野への就労について、認識を深め、労働省の「調査会」に必要に応じて意見を反映されることだとされている。

人手不足のまっただ中、外国人労働者の導入に対する資本からの期待が膨らむ中、法務省は1988年「第6次雇用基本対策計画」を発表し、いわゆる「単純労働者」は受け入れないことを誇示した。さらに、法務省は法就労者の急増への対策として、不法就労者の取り締まり強化と雇主への罰則化を行うという内容の入管法改正案を発表したのである。この改正案には資本団体から反発が相次いだ。と同時に、経済団体は研修制度の改正提案を行うようになったのである⁶⁰。

入管法改正案が出された直後、経済同友会は『内なる国際化を目指して』(1988年5月)のなかで単純労働者の受け入れは日本社会としてその受け入れを検討する必要があると述べたうで、不法就労問題については、外国人労働一般への規制が強まることは好ましくなく、合法労働者については従来通り規制緩和する必要があると訴えた。関西経済同友会は1989年1月に『外国人労働者問題への提言』として派遣センターの設立を提案した。1989年3月には経済同友会が『これからの外国人雇用のあり方について』で実習プログラムの実施を提案した。

経済団体は、とくに通産省や労働省への働きかけを強めた。1990年5月には通産省が研修制度の規制緩和を提案する報告書を出した。そこでは①団体監理型の認可、②受入規模基準の改定、③実務研修量規定の改定が提案された。その後、法改正ではなく、法務省大臣告示という形で、研修制度の規制緩和が実施されたのである。

また1990年7月には労働省が「実務研修」制度構想を提案し、これに法務省が強く反発した。

そのようななか、1990年11月には財団法人「ケーワンスデー中小企業経営者福祉事業団」(KSD、現・中小企業災害補償共済福祉財団)が関連政治団体として「豊明会中小企業政治連盟」を結成した。同連盟の趣意書にはこのようなことが述べられている。「中小企業の最も深刻な問題である人手不足を解消したいと思っております。(中略) 今回の中小企業向外国人研修生制度の実現をはじめ、中小企業の抱える諸問題を取り上げて、政治的に解決するよう努力いたします。」KSDは政治家や関係省庁の官僚たちへの要望アピールを続けたのだが、特に創立者・古関忠男氏は個人的に仲の深かった村上正邦参議院議員(当時)に働きかけを行った。

1992年4月労働省が「技能実習制度」の骨格案(研修1年間のうち技能実習2年間)を発表し、93年4月に技能実習制度(研修1年間のうち、技能実習1年間)が開始された。労働族議員として知られていた村上氏がちょうど労働大臣に就いたのもこの頃であった。出井[2007]は古関氏が労働省出身者であること、またKSDが労働省からの天下りを数多く迎えていたことに注目し、古関氏が技能実習制度の創設に大きな影響をもっていたとも言えると指摘する⁶¹。また、1997年4月に大臣告示にて技能実習生制度の期間が2年に延長されたのだが、この件に絡んでKSDから村上氏の秘書・小山孝雄氏(のちに参議院議員)に2千万円が渡ったという(出井[2007]; p. 47~48)。

次に、中国の労働力輸出政策との関係をみる。1985年に中国のナショナルセンターである中華全国总工会から元総評議長・横枝氏に中国からの労働者を受け入れる組織を作るよう働きかけがあり1987年に財団法人日中技能交流センターが設立された。センターの代表には当時の総評副議長や中立労連、同盟の組合員など名を連ねている。ちょうどこの時期、中国の労働力輸出政策に大きな転換があった。(以下、張[1999]参考)中国中央政府経貿部⁶²による労働力輸出政策(中国では「労務輸出」)には大きく三つの契機がある。第一の契機は1950年である。1950年に中国の組織的な労働力送り出し政策が始まった。しかし、それは開発途上国への経済協力

60 蜂谷隆「外国人技能実習生の現状と課題」(外国人技能実習制度研究会編『インドネシア人研修生・技能実習制度の実態調査と改善に向けての提言』、2000.7)、p. 24~28

61 2000年、古関氏はKSDの資金を流用した背任容疑で逮捕された。2001年、古関氏が進めた「ものづくり大学」を支援するため国会代表質問に立ち、見返りに7千万円を受け取ったという受託収賄罪で村上氏が逮捕され、2008年3月に実刑判決を受けた。

という性格のものであった。中国は労働力輸出を労働力の売買とみなし、1978年まで外貨獲得を目的とした労働力輸出を「禁止」していたのである。この対外経済協力政策によって、1950年から1978年の間で専門家は述べ18万人、労働者は延べ数10万人がアジア諸国やアフリカ、ラテンアメリカ、ヨーロッパに派遣された。第二の契機は、1980年である。中国（国務院）は1980年5月に①関係諸国との友好関係を促進すること、②国のために外貨を獲得すること、③外国の先進的な技術を取得し、人材を育成することを掲げて「労務輸出」を新しく定義した。労働力輸出の方針が掲げられたのである。そして、1982年3月には対外経済貿易部が設立された。第三の契機は1992年である。その年、「中日研修生協調機構」が新設され、日本への研修生派遣管理の強化が図られた。この機構の目的は「中日研修生協力事業をたえず拡大させ、中日両国の経済発展を促すこと」だと掲げられている。以上、日本の研修生制度の形成と拡大と中国的労働力輸出政策の変遷には相互関係があることが分かる。研修生・技能実習生のうち中国人が占める割合は常に一位であるが、その背景には中国の労働力輸出政策における、研修生派遣事業の重点化があると言える。よって、研修・技能実習制度の将来展望を考察するためには、中国の労働力輸出政策と日本の研修・技能実習制度の相互作用に注目する必要があるだろう。

第2節 階層の中の位置

筆者は研修生・技能実習生は能力の如何に問わず、仕事を求める機会・供給される労働市場が最初から決まっていると考えている。本節では、それは労働市場の中のどのような層なのかを日系人、不法就労者と比較することで明らかにする。

以下では、(A) 人数、(B) 属性、(C) 企業規模、(D) 賃金、(E) 業種・職種、(F) 地域の六項目を中心として分析を行う。

A 人数

まず人数について見てみる。「日系人」は約24万人、不法就労者は約17万人、研修生・技能実習生は約18万人である。研修生・技能実習生はその法的・制度的身分から「外国人労働者」として統計に含まれることは少な

い。しかし、筆者の推計は研修生と技能実習生の合計は、日本の外国人労働者の全体の約15%を占める。この人数規模からも日本の外国人労働者を把握するうえで無視できない存在であると言える（図26）。

B 属性

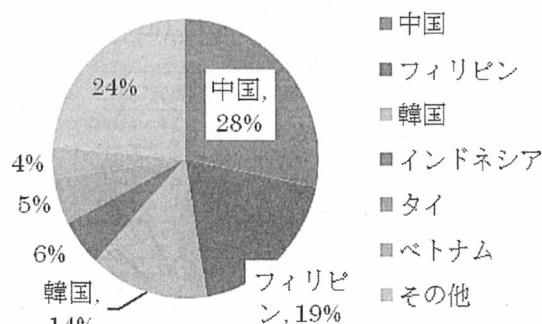
属性については「国籍」「性別」「年齢」で見てみる。まず国籍についてみると、日系人は南米系が最も多く、その約80%はブラジル人である。不法就労者は、中国・フィリピン・韓国・中東が目立つ。近年は中国が一番多いが、それでも全体の3割弱である（図27）。研修生・技能実習生はその約8割が中国人である。中国人が突出して多いことが研修・技能実習制度の一つの特徴である（図28）。

次に性別で見ると日系人は男女比が1.2：1で若干男性の割合が高い。不法就労者は男性が女性を上回った以降は男性のほうが多い傾向が継続している（図29）。研修生・技能実習生は2001年以降、女性の数が男性の数を上回っている。また、1997年からの10年間をみると、男性の増加率が約1.6倍なのに対して、女性の増加率は約4倍である（図30）。

図26：日本の外国人労働者数推計（2007年）

専門的・技術的分野の就労者	約19万人
特定活動（技能実習・ワーキングホリデー等）	約10万
研修生	約8万8千人
資格外活動 （留学生等のアルバイト）	約12万人
定住者、日本人または永住者の配偶者で就労している者 (政府統計では「日系人等」とされる)	約24万8千人
永住者	約44万人
不法就労者	約17万人+α
合計	約142万人+α

図27：不法就労者の国籍別構成比（2007年）



（出所）入国管理局『出入国管理』

62 中国中央政府には研修生派遣に関する機関が二つある。経貿部と専家局である。これらは派遣団体を審査し、派遣業務の認可を決定し、研修生の派遣事業を管理する。日本への研修生派遣で最も規模が大きく、歴史が長いのは経貿部の派遣ルートである。張 [1999；p.31]

最後に年齢について見ると、日系人は在日ブラジル人と在日ペルー人の年齢構成比から、30代、40代が労働力の主力となっていることが推測される（図31）。不法就労者は一概には把握できないが長期滞在者のなかでは40代が多いと言われている。研修生・技能実習生は、20代未満が1997年から2006年の間に6.2倍、20代が2.4倍と急増している（図32）。

これらをまとめて考察すると研修・技能実習制度の一つの特徴は中国人が多く、その女性化・若年化が進んでいることだと言える。

C 企業規模

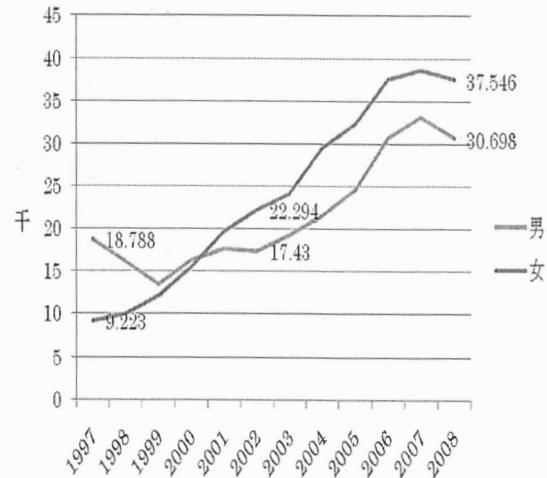
企業規模については、日系人は比較的企業規模が大きく、30人以下の企業は少ない。不法就労者は先行研究から30人以下の工場や零細事業所が多いと思われる。研修生・技能実習生も零細事業所が多い。とくに女性研修生・技能実習生が従事している繊維・縫製業などでは

10人以下の家内工業的な零細工場が大半である（図33・34）。この点は、特に合法的な外国人労働者である日系人には見られない研修・技能実習制度の特徴である。

D 賃金

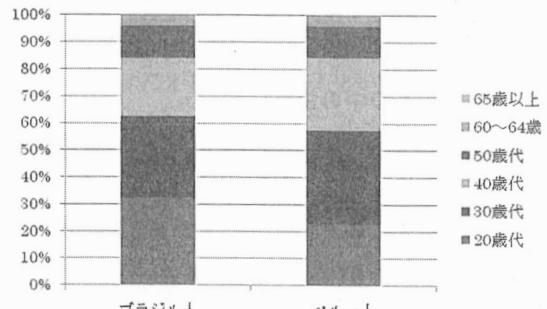
賃金については、日系人は日本人の工場・非正規労働者（派遣労働または請負労働）と同等の水準である。不

図30：研修生数 男女別推移



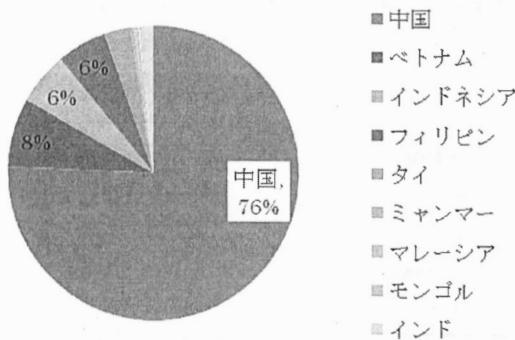
(出所)入国管理局『出入国管理』

図31：在日ブラジル人、ペルー人の年齢別構成比（2005年）



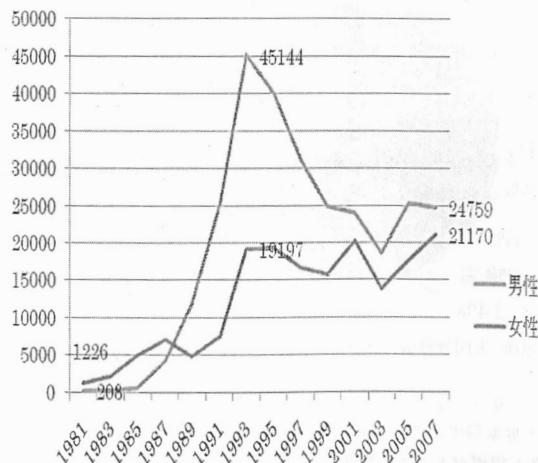
(出所)平成17年国勢調査

図28：研修生の国籍別構成比（2007年）



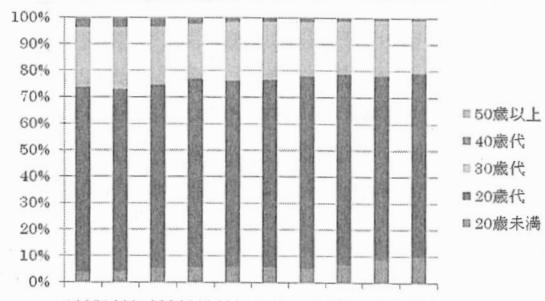
(出所)『平成20年版在留外国人統計』

図29：不法就労者数 男女別推移



(出所)入国管理局『出入国管理』

図32：JITCO支援研修生 年齢別構成比



(出所)JITCO

法就労者は男女・業種間でかなり差異があり、かつ包括的な参考データが存在しないため推計が困難である。しかし、先行研究のケーススタディを参考にすると日系人よりは水準が低いと推計できる。研修生・技能実習生の賃金水準についてはJITCO公表のデータが引き合いに出されることが多い。しかし、先に指摘したようにこのデータは受け入れ企業の申告に基づくものであり、実態とはかなりかけ離れているということが実態調査からも指摘できる（巻末資料 p.8, 11）。基本給の低さ、中間搾取の存在などを鑑みても研修生・技能実習生の賃金水準は三者の中で最も低いと言える。この低賃金は研修・技能実習制度の一つの特徴である。

E 業種・職種

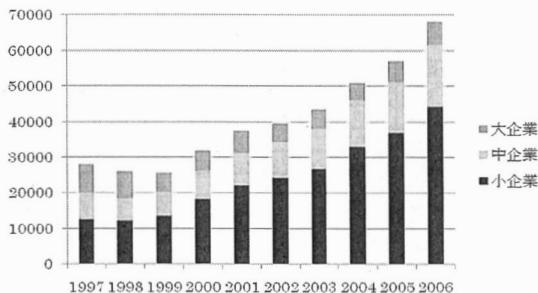
業種・職種についてみてみると日系人はその65%が製造業に従事しているとされる。特に自動車、電機、造船産業に極端に集中が見られる。不法就労者は男性の半数が「建設作業員」と「工具」であり、女性の半分は「ホ

ステス」と「工具」である⁶³。「建設、飲食サービス業が多いと思われる。研修生・技能実習生は製造業が多く、産業では衣服・繊維産業の最も多い（図35）。また、職種別技能実習移行申請者数でも「子供婦人服製造」が突出して多いことが分かる（表14）。さらに、農業・漁業など日系人、不法就労者にはほとんどみられない産業にも研修生・技能実習生は従事している。衣服・繊維産業に特に女性が集中していること、農業や漁業などの一次産業にも外国人が従事している点は研修・技能実習制度の一つの特徴である。

F 地域

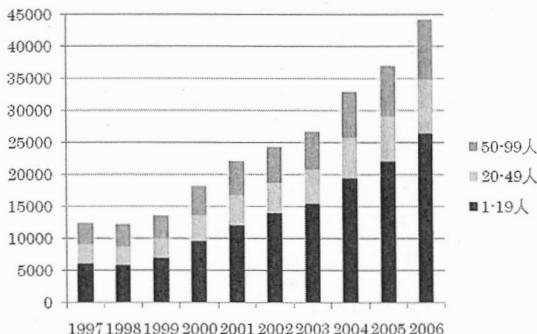
地域分布をみてみると、日系人の4分の3が関東・東海・甲信地域に集中している⁶⁴。特に、東海地域への集中率が高い。これはこの地域が自動車・電機関連の加工組立産業の集積地であることが理由である。不法就労者は首都圏周辺に集中している。これは、首都圏周辺のほうがいわゆるアンダーグランドな仕事口が地方に比べて多いことや、国籍別のネットワークが広く、深く存在しているため生活において利便性があることが理由だと思われる。研修生・技能実習生は二者と比較してその分布範囲が最も広範である。都道府県別研修生数をみてみると、研修生はすべての都道府県で確認できる（図36）。また、（E）の業種・職種の特徴とこの地域分布を重ねてみると、研修・技能実習生は地域産業パターンによってその集中が規定されていることが分かる。つまり、研修生・技能実習生が集中している第一の地域は愛知、広島を代表とする加工組立型産業（自動車・造船・電機）の集積地である。第二の地域は岐阜、三重、愛媛など衣服・繊維の地場産業が多い地域である。そして、第三の地域は千葉、栃木、北海道など農業・食品加工業が盛んな地域である（表15）。以上から研修・技能実習制度の一つ

図33：JITCO支援研修生 受入れ企業 規模別数推移



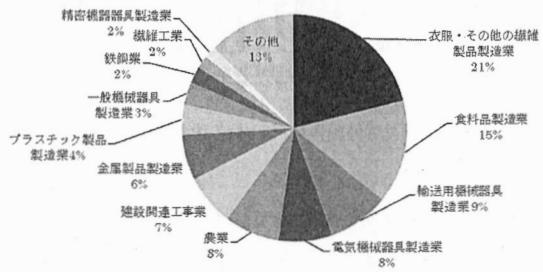
(出所)JITCO

図34：JITCO支援研修生 100人以下の受入れ企業 規模別数推移



(出所)JITCO

図35：JITCO支援研修生 産業・業種別構成比（2006年）



(出所)JITCO

63 石畠良太郎・牧野富夫編著『新版 社会政策』（ミネルヴァ書房、2003）、p.265 表9－2

64 石畠良太郎・牧野富夫編著『新版 社会政策』（ミネルヴァ書房、2003）、p.274

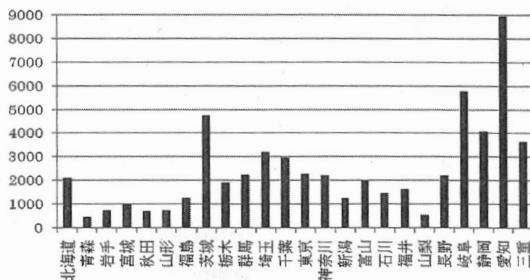
特集・労働総研設立20周年記念労働総研奨励賞

表14：職種別 技能実習移行申請者数 推移（人）

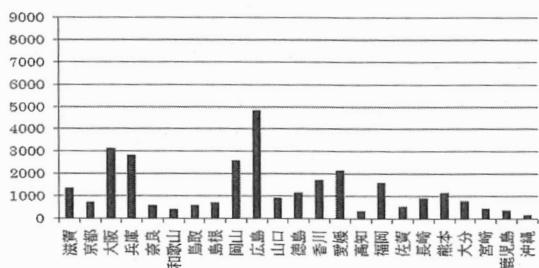
分野	職種	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	構成比
合	計	27,233	34,816	40,993	51,016	60,177	100.0%
農業	小計	1,155	1,837	2,758	3,341	4,045	6.7%
	耕種農業	847	1,340	2,038	2,643	3,117	5.2%
	畜産農業	308	497	720	698	928	1.5%
漁業	小計	397	341	280	304	318	0.5%
	漁船漁業	397	341	280	304	318	0.5%
建設	小計	1,748	2,424	2,659	3,930	5,275	8.8%
	建築施工	131	229	327	445	428	0.7%
	かわらぶき	17	17	27	29	30	0.0%
	とび	279	294	484	713	1,062	1.8%
	左官	53	93	117	173	235	0.4%
	タイル張り	5	64	41	54	116	0.2%
	配管	40	56	90	105	162	0.3%
	鉄筋施工	358	447	371	689	867	1.4%
	熱絶縁施工	7	9	1	16	10	0.0%
	表装	8	7	4	19	69	0.1%
	冷凍空気調和機器施工	10	20	14	31	43	0.1%
	型枠施工	404	565	474	751	1,024	1.7%
	防水施工	16	14	21	38	59	0.1%
	サッシ施工	7	19	45	28	39	0.1%
	さく井	0	3	5	5	7	0.0%
	建築板金	13	15	31	41	45	0.1%
	建具製作	67	106	126	180	208	0.3%
	石材施工	65	51	45	67	69	0.1%
	内装仕上げ施工	202	334	372	424	576	1.0%
	コンクリート圧送施工	21	19	24	29	45	0.1%
	建設機械施工	45	62	60	123	181	0.3%
食料品製造	小計	3,134	4,158	4,844	6,117	6,797	11.3%
	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	281	358	417	581	712	1.2%
	水産練り製品製造	343	348	445	661	678	1.1%
	缶詰巻鮭	76	113	164	187	130	0.2%
	加熱性水産加工	801	1,074	1,299	1,570	1,823	3.0%
	食品製造業	1,388	1,828	2,027	2,617	2,825	4.7%
	非加熱性水産加工	245	437	492	501	629	1.0%

(出所) JITCO ホームページ <http://www.jitco.or.jp/about/statistics.html>

図36：都道府県別 研修生数(2007年) (人)



(出所) 入管協会『在留外国人統計』平成10年、平成15年、平成20年



の特徴は、その分布が最も広く、かつ幅広い地域産業に対応している点であると言える。

以上、6つの項目で日系人、不法就労者、研修生・技能実習生を比較した。表16はそのまとめである。

第3節 労働力需給システム

本節では、研修生・技能実習制度を労働力需給システムという観点で分析する。国際労働力移動を可能にする条件として労働力需給システムは必然的に発生する。なぜならば、どんなに国際的な移動手段が発達しても、コ

表15：都道府県別・研修職種別JITCO支援外国人研修生数 上位10(2007年)

	全体	衣服・繊維製品 製造作業者	食料品製造 作業者	金属加工 作業者	農業作業者
1	愛知	岐阜	千葉	愛知	茨木
2	広島	愛知	北海道	静岡	千葉
3	茨木	岡山	広島	広島	長野
4	岐阜	福井	静岡	埼玉	熊本
5	静岡	福島	茨木	三重	北海道
6	千葉	兵庫	愛知	兵庫	柄木
7	三重	秋田	岡山	岡山	愛知
8	東京	大阪	香川	大阪	香川
9	埼玉	広島	宮城	長野	宮崎
10	兵庫	徳島	鹿児島	岐阜	徳島
人數ゼロ		沖縄	沖縄	鹿児島	東京

ミクニケーション技術が発達しても、国境を越えた就職活動および採用活動には情報や言語など困難が伴うからである。よって、労働力需給システム（求人、職業紹介、労働者派遣など）が必要となる。また、労働者がより自由な交渉手段や移動手段、求職手段をもたないかぎり、労働者の移動はそのシステムに規定されざるをえない。

この点の先行研究には佐野[2003]がある。そこでは、ブラジルにおいて日系人の日本への就労がブーム化する時期においては、①日本の企業は労働者派遣法（関連法規）、つまり生産工程への派遣の禁止措置への対応として、日系人受入れ部門を別会社化してその会社と請負契約を結んだり、取引先の派遣会社を内部化（グループ会社化）して同じく請負契約を結んだりすることで、形式的には請負形式だが実質的には派遣形式をとっていたこと。②日系人労働者を集めるために、「地方のプロモーター→大都市の仲介ブローカー→請負会社現地出先機関→日本の請負会社」という多重的なシステムが成り立っていたこと。③現地のプロモーターとブローカーは日本企業のニーズと外国人労働者のニーズとのマッチングだけでなく、健康診断や航空券手配など多角的に事業を行っていたことを明らかにした。

そして、研修制度（団体監理型）の需給システムについては、「日系人にかかるものとほとんど同じ構造を有している」（佐野[2003]；p.56）としたうえで、本質的に異なる点を二点指摘している。一点目は「受け入れたものの国内定着によるデメリットを未然に防ぐことが

表16：日系人、不法就労者、研修生・技能実習生 比較一覧

	日系人	不法就労者	研修生・技能実習生
(A) 人數 年	07 約 24万人	約 17万人	約 18万人
(B) 属性 性別 年齢	南米（ブラジル・ペルー） 多 男女比 1.2:1 程度 30代前半、40代多い	中国・フィリピン・韓 國・中東 男性>女性 長期化滞在者は 40代 多い	中国 8割弱 女性>男性の傾向強まっている ・20歳未満、20歳代が急増 ・若年化傾向が強まっている
(C) 企業規模	比較的企業規模が大きい 30人以下はない	零細事業所 ・30人以下の工場、現場	零細事業所 ・10人以下の家庭内工業の工場
(D) 資金	高：日本人と同等	安	
(E) 業種・職種	・65%製造業 （自動車・電機・造船）	・工員、建設 ・飲食サービスが多い	・製造業（衣服・繊維が多い） ・農業が急増
(F) 地域	・東海地域に集中 自動車・電機開発の 加工組立型産業	・首都圏周辺に集中	・最も分布範囲が広範 ・地域産業パターンにより集中 の仕方が異なる ・地域産業パターンあり

筆者作成

出来る、ローテーション機能を持たせているところ」（佐野[2003]；p.58）である。二点目は日本ブラジル問においては、日本側の受け入れ窓口は違法な派遣会社（もしくは形だけの請負会社）であり、それらの会社はビジネスとして日系人の需給調整を行っているが、研修制度の場合は、「合法かつノンビジネス」であるところである（佐野[2003]；p.56）。前者の指摘は重要である。しかし、後者の指摘は実態を説明できない。つまり研修制度における労働力需給システムは広くビジネスとして営まれているからである⁶⁵。

以下、筆者の考える研修生技能実習制度の労働力需給システムとしての特徴をまとめると、一つ目は帰国担保、つまりローテーション機能である。二つ目は移動の自由の制限である。三つ目は労働力需給調整のしやすさである。四つ目は受け入れ責任の分散である。五つ目は労働力需給システムの基盤が国家によって整備されていることである。

一つ目のローテーション機能によって、研修生・技能実習生たちは必ず3年で帰国しなければならない。佐野[2003]が指摘しているように、これは国内に外国人労働者が定着することによって生じる社会的コストの発生を防ぐためものである。そして、二つ目の移動の自由の制限によって、研修生たちのピンポイントでの配置が可能になる。労働力を利用する側にとっては安定的な労働力確保が担保される。そして、三つ目の労働力需要調整のしやすさによって労資関係において研修生たちは弱い立場に置かれ

65 形式的には第一次受け入れ機関だが、実態は研修生の仲介をビジネスにして不当に報酬をえる事業者たち（いわゆるゼロ組合）の存在は広く知られているし、研修生や技能実習生への収奪の温床となっている。

例えば「新規契約、報酬100万円 生活指導料月1万円 外国人研修 仲介100業者超？」朝日新聞、2008年8月31日。

ている。研修生たちは移動の自由が許されないので、配置された場所にいられなくなった場合は帰国するしかない。しかも、その決定権は雇用主に握られている。四つ目の受け入れ責任の分散は、準公的な管理組織であるJITCOそのものがそもそも五省共管であるため、まず、政府としての責任主体が曖昧である。次に、研修生は送り出し機関(本国の派遣会社)と受け入れ機関と両方と契約を結ぶため、問題が生じたときの対応が日本と中国で全く違ったりすることが多発する。このような管理機能と調整機能と責任回避の構造は他の外国人労働力需給システムには見られない。しかも、このシステムの基盤が国家によって整備されているのである。そして、研修生・技能実習生たちが他の外国人労働者とは異なる地域的偏在・産業的偏在をもって存在しているのは、このような労働力需給システムのなかで彼らが管理・配置されているからだと言える。

終 章

以上の考察から明らかにしたことをまとめたい。まず、研修生の特徴については制度形成過程において、中小企業を基盤とする資本団体から政府への働きかけが強く影響したこと、また制度形成時からすでに単純労働者としての研修生導入が意図されていたこと、さらに、中国の労働力輸出政策の動向と深い関連があり、研修生のなかで中国人が飛びぬけて多い要因となっていることを明らかにした。存在形態においては、中国人が大半であり、若年化・女性化という特徴が顕著であること、さらに、ほかの外国人労働者が見られない地域にも広範囲に存在していることを産業についても農業や漁業など他の外国人労働者がいないところに研修生は存在していることを指摘した。また、研修・技能実習制度は管理機能・調整機能という点で他の外国人労働者の労働力需給システムにはない特徴があり、そのことが研修生の存在形態における特徴を規定していることを指摘した。次に、研修生・技能実習生が不況期においても増加し続けた背景をまず、中小下請け企業の慢性的な人手不足という点で明らかにした。次に、国外移転が困難な土地に固着性をもつ産業において研修生・技能実習生への需要が存在したことを明らかにした。最後に、地域の労働市場の衰退という点で人口減少のなかでその地域または周辺地域では労働力給源がなく、慢性的に人手不足に陥っている地域から研修生・技能実習生への需要が強いのではないかということを指摘した。

これらの考察から浮かび上がってくるのは、研修・技能実習制度を必要とする主体が抱える構造的な諸問題である。つまり、日本の二重構造、下請け構造のなかでの中小企業や一次産業の衰退、そして地域内では労働力がもう確保できない地域の衰退などである。筆者は研修生・技能実習制度のような「労働制度」を欠いた労働力導入政策には、労働者保護の観点から反対である。しかしながら、研修生・技能実習制度によってしか労働力を得ることができず、経営や産地を存続できない企業や地域は自然淘汰されてしまうべきだと言えない。

日本経済・日本社会の安定した発展という包括的な政策構想のなかに外国人労働者の受け入れ政策を位置づけて、その展望を描く必要があるだろう。

そのためには日本の二重構造の現代的特徴やさらにそれを規定する日本の独占資本の資本蓄積のあり方の変化、また第二章で考察したような日本の経済構造の変化にともなう新たな産業や労働力需要の創出、これらの検討が求められる。しかし、本稿ではこれらの論点を深く考察することができなかったので今後の課題としたい。

(くほ・ゆみえ 立命館大学大学院)

参考文献

【著書】

1. 伊代谷登士翁『グローバリゼーションと移民』(有信堂高文社、2001.7)
2. 伊代谷登士翁・梶田孝道編『外国人労働者論：現状から理論へ』(弘文堂、1992.7)
3. 稲上毅・桑原靖夫・国民金融公庫総合研究所『外国人労働者を戦力化する中小企業』(中小企業リサーチセンター、1992.5)
4. 尾高煌之助『労働市場分析』(岩波書店、1984.9)
5. 桑原靖夫編『グローバル時代の外国人労働者：どこから来てどこへ』(東洋経済新報社、2001.2)
6. 桑原靖夫『国境を越える労働者』(岩波書店、1991.11)
7. 桑原靖夫『国際労働力移動のフロンティア』(日本労働研究機構、1993.3)
8. 伍賀一道『雇用の弾力化と労働者派遣・職業紹介事業』(大月書店、1999.2)
9. サスキア・サッセン著、森田桐郎ほか訳『労働と資本の国際移動：世界都市と移民労働者』(岩波書店、1992.1)
*原書 Saskia Sassen『The mobility of labor and capital: a study in international investment and labor flow』(Cambridge University Press, 1988)
10. 佐藤忍『グローバル化で変わる国際労働市場：ドイツ、日本、フィリピン外国人労働力の新展開』(明石書店、2006.12)

11. 鈴木江理子『日本で働く非正規滞在者：彼らは「好ましくない外国人労働者」なのか？』（明石書店、2009.4）
12. 高田亮爾『現代中小企業の構造分析：雇用変動と新たな二重構造』（新評論、1989.11）
13. 丹野清人『越境する雇用システムと外国人労働者』（東大出版会、2007.12）
14. 戸木田嘉久『「構造的失業」時代の日本資本主義』（新日本出版社、1997.9）
15. 中村二朗・内藤久裕・神林龍・川口大司・町北朋洋『日本の外国人労働力』（日本経済新聞社、2009.6）
16. 三好正巳編著『現代日本の労働政策』（青木書店、1985.4）
17. 百瀬宏・小倉充夫編『現代国家と移民労働者』（有信堂高文社、1992.3）
18. 森廣正編『国際労働力のグローバル化：外国人定住と政策課題』（法政大学出版局、2000.3）
19. 森田桐郎『国際労働力移動』（東京大学出版会、1987.2）
20. 依光正哲編著『日本の移民政策を考える：人口減少社会の課題』（明石書店、2005.8）
21. 「外国人労働者問題とこれからの日本」編集委員会『〈研修生〉という名の奴隸労働』（花伝社、2009.2）
22. 後藤純一『外国人労働者と日本経済：マグロノミクスのすすめ』（有斐閣、1993.5）

【論文】

1. 伊豫谷登士翁「労働力の移動と資本の移動」（森田桐郎編『国際労働移動と外国人労働者』同文館出版、1994.6）
2. 岩佐和幸「地域産業における外国人「労働力」の構造化」（『国際社会文化研究』9、2008.12）
3. 上林千恵子「日本の外国人労働者の類型とその現状」（『都市と農村をむすぶ』59(1)、2009.1）
4. 大和銀行調査部「人手不足と労働市場の構造変化」（『経済調査』507号、1990.7）
5. 駒井洋「労働力輸出が構造化されたアジア一中東に代わる有力な輸出対象国・日本」（『エコノミスト』67(51)、1989.12.5）
6. 一「労働力輸出を国策として推進する国々—パキスタンとフィリピンにみる「輸出国」事情」（『エコノミスト』67(52)、1989.12.12）
7. 一「「人力進出」を展開してきた韓国—転換期を迎えた労働力輸出」（『エコノミスト』67(55)、1989.12.26）
8. 佐藤忍「日本の外国人労働者」（『香川大学経済論叢』80(2)、2007.9）
9. 佐野哲「日本の労働市場と外国人研修・技能実習制度」（外国人研修生権利ネットワーク『外国人研修生時給300円の労働者2』明石書店、2009.3）
10. 一「国際的な労働力需給システム」（依光正哲編『国際化する日本の労働市場』東洋経済新報社、2003.12）
11. 式部信「労働市場のジョブ構造—移民労働者位置づけのための基礎理論」（森田桐郎編『国際労働移動と外国人労働者』同文館出版、1994.6）
12. 下平好博「外国人労働者—労働市場モデルと定着化」（稻上毅・川喜多喬編『講座社会学6 労働』東京大学出版会、1999.2）
13. 丹野清人a「グローバリゼーション下の産業再編と地域労働市場—自動車産業にみる周辺部労働間競争—」（『大原社会問題研究所雑誌』528号、2002.11）
14. 丹野清人b「日本の外国人労働者政策 政策意図と現実の乖離という視点から」（梶田孝道・宮島喬編『国際化する日本社会』東京大学出版会、2002.3）
15. 張紀濤「中国における研修生派遣制度の仕組みと管理制度の特徴：現地調査の結果を踏まえて」（『城西大学経営経営紀要』17(1)、1999.3）
16. 出井康博「2010年の開国—外国人労働者の現実と未来(3) 官僚組織がたかる「研修利権」の甘い汁」（『フォーサイト』18(10)(211)、2007.10）
17. 永山利和「日本経済と外国人労働者問題」（『経済』147号、2007.12）
18. 橋本由紀「日本におけるブラジル人労働者の賃金と雇用の安定に関する考察：ポルトガル語求人データによる分析」（『日本労働研究雑誌』51(2・3)、2009.2・3）
19. 蜂谷隆「外国人労働者問題受け入れと政府・経済界の立場」（『季刊労働法』164、1992.8）
20. 村上英吾「衣服産業における生産過程の国外移転と女性移住労働者の導入」（社会政策学会『経済格差と社会変動社会政策学会誌』第7号、2002.3）
21. 森建資「外国人労働者問題の歴史的位相」（『日本における外国人労働者問題 社会政策学会年報』第38集（御茶の水書房、1994.6）
22. 森廣正「外国人労働者と社会政策」（石畠良太郎・牧野富夫編『社会政策：国際化・高齢化・雇用の弾力化』ミネルヴァ書房、1995.6）
23. 森田桐郎「日本における外国人労働者—最近の実態と問題」（森田桐郎編『国際労働移動と外国人労働者』同文館出版、1994.6）
24. 依光正哲「外国人労働者問題と日本の産業構造調整—群馬県太田市・大泉地区を素材として—」（『一橋論叢』103(2)、1990.2）
25. 山崎亮一「地域労働市場論の展開過程」（農業問題研究学会『労働市場と農業 地域労働市場構造の変動と実相』2008.11）
26. 渡辺博穎「日本の雇用と外国人労働者問題」（『都市研究問題』55(3)(627)、2003.3）
27. 一「外国人労働力の導入」（『日本労働研究雑誌』50(4)、2008.4）
28. Mitter. Swasti 「Industrial restructuring and manufacturing homework: immigrant women in the UK

clothing industry」(『Capital & Class』No. 27 London:
Conference of Socialist Economists, 1986)

参考ホームページ

1. 「財団法人 国際研修協力機構 (JITCO)」<http://www.jitco.or.jp/>

筆者が取り組んだ「東予地域を中心とした研修生・技能実習生および労働組合への聞き取りと資料収集による実態調査」をまとめた巻末資料は紙幅の関係で割愛しました。

【個人部門】 2席

建設業一人親方の労働時間と収入

柴田 徹平

要 旨

最近10年間で全産業の雇無自営業主が減少する中、建設産業における雇無自営業主は、増加している。この雇無自営業主は建設業において多くの場合、一人親方である。一人親方とは、時には職人として雇われ、時には施主から注文を受け請負契約をし、必要なときだけ職人を雇う働き方の一形態である。この一人親方の増加は、大手建設企業が1960年代から労働者の需給調整、社会保険料などの元請企業負担を免るために進めた建設産業の重層下請化を一つの契機とし¹、また最近の建設投資の減少からくる競争激化が、正社員のリストラ・常用雇用労働者の外注化、下請化を促進させ、これが少なからず一人親方の増加に繋がっている。

本稿の目的は、第1に、この一人親方の中においても日本の雇用労働者と同じように過労死ラインを超えて働く層が存在していることを明らかにすること、第2に、一人親方が過労死ラインを超えて働く背景には、過労死するほど働くなければ標準生計費でさえ賄えないという極めて深刻な低収入問題があることを明らかにすることである。本稿の分析で明らかになった点は以下の通りである。

第1に、建設業一人親方の中で週間労働時間60時間を超えて働く割合は、常用雇用労働者に近い割合で存在していること、第2に、週間労働時間60時間以上働いている一人親方の収入を時間当たりで見れば、一般労働者の5~6割ほどしかなくこの低収入が長時間労働を誘発する一つの要因となっていること、第3に、この時間当たり収入の低さによって、標準生計費以上の収入を得るために、過労死するほど働く一人親方が存在していることである。

はじめに

I、建設業における一人親方の量的把握

II、建設業一人親方の収入の特徴

III、長時間労働の要因としての低収入問題

おわりに

はじめに

一人親方とは、「被雇用者を抱えた親方」に対応した「被雇用者をもたない親方」という従業上の地位からみた用語である。しかし、実態としては、時に職人として雇われ、時に施主から注文を受け請負契約をし、必要なときは職人を雇うので、ときに事業者でありときに労働者という非常に曖昧な働き方を強いられている。ところで、総務省『労働力調査』によると雇無自営業主は日本の就業人口の7%を占めている。この雇無自営業主とは、総務省『労働力調査』の解説によると、自営業主のうち「従業者を雇わず自分で、又は自分と家族だけで個人経営の事業を営んでいる者（内職を含む）」と定義される。建設業において、この雇無自営業主は多くの場合、一人親方である。一人親方は、企業が直接雇用することで生じる様々な諸経費や税・社会保険料負担などの経済的負担を回避できる就業形態である。また雇無自営業主は、江口英一氏の研究によれば、1974年当時でその半数近くが貧困層プールを形成していたのである²。

ところで日本の雇用労働者だけでなく、一人親方という働き方を強いられている人の中においても過労死するほど働くものが存在している。では一人親方総数のうちどの程度の割合が過労死ラインを超えて働いているのだろうか。国勢調査から産業別に就業時間階級別の雇無自営業主数を知ることが出来る。直近の国勢調査（2005）によると、建設業の就業者総数に占める週間就業時間60時間以上割合は、常用雇用14.1%に対し雇無自営12.9%となっている。つまり雇無自営業主においても厚生労働省過労死基準の年間3,000時間を上回る就業者が常用雇用と同じように存在している。この事実は全産業でも確認できる³。

一人親方の働き方は、実態は「労働契約」だが形式上「委任」ないし「請負」契約のため労働者と認められない。労働基準法による労働時間規制の適用除外となる一人親方の長時間労働問題を取り上げることは、働き方の多様化が進む中で改めて“労働者とは何か”を考えるきっかけともなるといえる。なお一人親方の労働時間と

収入の分析に当たっては、全国建設労働組合総連合（以下全建総連と略記）が毎年行っている『賃金調査』のミクロデータを活用した⁴。

I、建設業における一人親方の量的把握

(1) 量的に大きい建設業における一人親方

建設産業の雇無自営業主は、他の産業に比べ量的にも就業者総数に占める割合においても非常に多い。表1を見ると、2005年で就業者総数に占める雇無自営業主割合は、最多が農林漁業の43.4%で、それに不動産業15.3%、建設業11.3%、サービス業10.2%と続き、第三位である。しかし第2位の不動産業は実数で13.1万人しかおらず、建設業の四分の一以下である。

表1 産業別雇有および雇無自営業主数と産業別就業者総数に占める雇有および雇無自営業主割合（2005年、雇無自営業主の上位10産業）

	雇無自営業主（万人）	雇有自営業主（万人）	就業者総数（万人）	雇無自営業主割合（%）	自営業主割合（%）
总数	478.8	175.6	6,150.6	7.8	10.6
農林漁業	128.9	12.3	296.6	43.4	47.6
サービス業	89.6	30.0	882.0	10.2	13.6
卸売・小売業	67.4	31.0	1,102.0	6.1	8.9
建設業	60.7	32.5	539.2	11.3	17.3
製造業	29.3	14.7	1,064.6	2.8	4.1
教育、学習支援業	19.7	3.9	270.2	7.3	8.7
飲食店、宿泊業	26.7	26.6	322.3	8.3	16.5
運輸業	14.2	2.5	313.3	4.5	5.3
不動産業	13.1	3.0	86.0	15.3	18.8
医療、福祉	9.1	14.7	535.3	1.7	4.4

注1) 農林漁業=農業+林業+漁業、統計は男女計

注2) 自営業主割合=100×(雇無自営業主+雇有自営業主)÷就業者総数

出所：総務省『国勢調査』より作成

また最近10年間の変化を見ても、全産業の雇無自営業主が減少する中で建設業の雇無自営業主は構成比と量ともに増加している。表2を見ると、1999年から2008年で就業者総数に占める雇無自営業主割合は8.8%から7.0%と1.8ポイント減少している。実数にして571万人→444万人で127万人の減少である。一方で、建設業を見ると、8.2%から10.7%と2.5ポイント増加している。これは実数で見ても、54万人→57万人と3万人増えている。これは自営業主全体についても見られる傾向である。この背景には、90年代後半からの労働法制の規制緩和

表2 全産業および建設業における就業形態別就業者数および構成比（万人、%）

全産業	1999		2008	
	就業者数	構成比	就業者数	構成比
就業者総数	6,455	100.0	6,373	100.0
自営業	755	11.7	604	9.5
雇有自営業主	184	2.9	159	2.5
雇無自営業主	571	8.8	444	7.0
家族従業者	353	5.5	219	3.4
雇用者	5,325	82.5	5,520	86.6
常用雇用	4,683	72.5	4,761	74.7
臨時雇用	517	8.0	651	10.2
日雇	125	1.9	108	1.7
不詳	22	0.3	29	0.5
建設業	1999		2008	
	就業者数	構成比	就業者数	構成比
就業者総数	655	100.0	532	100.0
自営業	88	13.4	83	15.6
雇有自営業主	34	5.2	26	4.9
雇無自営業主	54	8.2	57	10.7
家族従業者	26	4.0	15	2.8
雇用者	541	82.6	433	81.4
常用雇用	488	74.5	396	74.4
臨時雇用	23	3.5	20	3.8
日雇	29	4.4	17	3.2
不詳	0	0.0	1	0.2

注) 不詳とは従業上の地位不詳、男女計、単位は就業者数が万人、構成比が%である

出所：総務省『労働力調査』より作成

1 建設政策研究所（2008a）『建設労働者の賃金の抜本的改善のために—公正で魅力ある建設産業をめざして—』p 31–34 参照

2 江口英一（1980）『現代の「低所得層」下』未来社、p 23–25で江口氏は、1974年の総理府統計局『就業構造基本調査』を用いて、1974年の産業別にみた雇無自営業主の所得階級別分布から江口英一（1980）『現代の「低所得層」中』未来社、第6章5節において算定した貧乏線（年収150万円未満とそれ以上の間に引かれる線）以下割合を算出している。それによると、雇無自営業主の貧乏線以下割合は農林業78.4%、製造業53.4%、卸小売66.6%、サービス業64.6%となっている。また周燕飛（2006）「企業別データを用いた個人請負の活用動機の分析」『日本労働研究雑誌』No.547によれば、企業の個人請負活用動機は、外部人材の活用（81.5%）、生産変動への対応（58.3%）、コストの削減（43.5%）となっている。また先行する米国の類似の調査も同様の結果が出たと述べている。

3 全産業でみると、常用雇用11.7%に対し雇無自営15.1%となる

4 ミクロデータの入手に当たっては、使用の許可をしていただいた全国建設労働組合総連合に深くお礼を申し上げる

和が進む中、正規労働者の派遣・パートなどの非正規雇用化と一方における手間請・一人親方などの建設業における請負労働化の進展が上げられる。つまり正規労働者の採用抑制と同時に雇無自営業主の増加が進んだといえる⁵。なお、一人親方增加の要因については次節で検討する。

(2) 建設業における一人親方の増加の背景

前節で見てきたように、建設業は、わが国において雇無自営業主が占める量・割合とともに非常に大きい。なぜ建設業には、これほどまでに雇無自営業主が多く存在するのだろうか。以下ではこの点を先行研究より整理していく。結論から言うと、先行研究より明らかにされた一人親方が多い要因は五つある。

第1に、かつて建設業において労働組合排除型産業秩序を支えた労務統括機構を構成したいわゆる世話役や親方、職長などと呼ばれる層の地位が1960年代を境に大手ゼネコンを中心に進められた大規模な下請化の過程で低下し、その一部が一人親方化した可能性が高いこと、第2に、事業者などが社会保険料などの負担を回避するために直用を避けたこと、第3に、「一人親方」の意識の問題、第4に、90年代の大幅な建設投資の減少から来る競争激化が正社員のリストラ・常用雇用労働者の外注化、下請化を促進させたこと、第5に、景気や時期的要因による受注の変動に対する調節弁として増加したことの五つとなる。

まず第1の労務統括機構を構成したいわゆる世話役や親方、職長の地位低下についてだが椎名恒氏の研究において、非常にわかりやすく述べられているので以下で引用する。「施工の直接の担い手である建設現場労働力の供給と養成、および賃金・労働条件など日常の労務管理は、いわゆる、世話役や親方、職長などと呼ばれる層によって構成される労務統括機構を通じて行なわれてきた。この労務統括機構は、徐々に再編されながらも、基本的に労働組合排除型産業秩序を支えるものとして大き

な役割を發揮してきた。そこでは、現場労働者を元請の直接雇用から切り離すことによる元請の使用者責任の回避を前提にしながら、…日常的な現場労働者の不満や要求に個別的に対処することによって、労働組合への結集を未然に防止する労務管理の重要な機能が存在していた。⁶としている。つまりかつて「建設業の下請・労務管理機構における世話役、親方（職長）などの中間的存在が、労働市場の需給関係の変化のもとで労働者の抵抗を予防しつつ資本の許容する賃金・労働条件の枠内での調整と個別労働者への支給額の決定を、その最前線でしかも日常的に担う多様な機能を果たしてきた」⁷のである。このように世話役や親方層は労使対抗関係における緩衝機能として存続してきた。

しかし、「…世話役や親方層の多くは、70年代の社会党の建設労働法案の流産とそのうちの元請の雇用責任放棄を合理化したとも言える建設労働者雇用改善法制定などを契機とする、元請の使用者責任の回避、下請への負担転嫁、下請の再下請への負担転嫁の連鎖を再生産する過程で分化しつつ存続し、その多くは、重層下請の最末端部の自らも現場作業に従事する手間請親方等として一般化した」⁸この手間請親方層は、「元請のコストダウンと下請の責任施工体制により、前もって元請や各層下請にカットされた経費による工事の施工を、末端でつじつま合わせ的に担わされてきた。そして工事単価の低下や、諸労務経費負担の増大の結果、親方が、配下の労働者を掌握することはかつてなく困難になってきた」⁹と述べられている。

椎名恒氏によれば、以上のような手間請親方の地位以下の結果として、手間請親方は、自身の存続のために、労働組合の行なう社会保険の活用や技能資格取得、あるいは不払い賃金問題などを契機に組合加入したものが、徐々に工事単価の引上げや現場の安全対策等を要求する主体へ代わり始め、1980年代以降に全建総連などに結集するようになったと述べている¹⁰。以上のように1960年代から始まる大手建設業を中心とした大規模な重層下請化の進展の中で、労働力供給・統括の担い手としての

5 建設政策研究所（2008a）p 36–37

6 椎名恒（1998）「なぜ建設産業における労働協約をめざすのか」建設労働協約研究会編『建設現場に労働協約を』大月書店、p 53
引用

7 椎名恒（1998）p 54引用

8 椎名恒（1998）p 60–61引用

9 椎名恒（1998）p 61引用

10 椎名恒（1998）p 61参照

世話役・親方層の機能が低下し、手間請親方層を多数生み出した。そしてそれが今日の一人親方を生み出す一つの要因となっているのである。

第2の事業者などが社会保険料などの負担を回避するために直用を避けたことと第3の「一人親方」の労働者の意識の問題は、建設政策研究所の研究からみていく¹¹。同研究では、一人親方増加の要因のひとつとして事業者の社会保険料負担の回避を上げている。またその一方で、労働者の意識を要因として指摘するケースを挙げている。つまり手取りを増やすために自発的に一人親方を選択する職人がいるのである。この点に関して同時にこう指摘する。すなわち、「日先のお金」に固執せざるを得ない生活状況に一人親方が置かれている。そしてその傾向は高齢化とともに進展していくと分析する。つまり事業者の請負階層別の建設業退職金共済制度加入状況を見ると、全体では約半数が未加入で下位の事業者はほど加入している割合は低くなっている。下位階層の事業者に雇用され、退職後の保障制度が脆弱ならば、加齢とともに「日先のお金」に固執し、一人親方を選択する可能性は高くなるのである。

次に第4の点についてみていく。1990年のいわゆるバブル崩壊と90年代後半からつづく長期不況により、建設産業は他の産業以上に厳しい環境にさらされている。例えば建設投資額は、ピークを迎えた90年度は約85兆円あったが、それ以降、民間投資の減少と公共投資の削減が続き、2008年度46兆4,910億円（見通し）と半分近くにまで激減している。以上のような市場の急激な縮小の下で競争が激化し、正社員のリストラ・常用雇用労働者の外注化、下請化を促進され、コストダウンの主要な方法として一人親方の増加が起こっている。第5の景気や時期的要因による受注の変動に対する調節弁として増加したことについてみていく。建設政策研究所の研究によれば、「一人親方」という働き方が町場だけでなく野丁場や新丁場¹²に急増してきたのは、「…建設工

事の大規模化とともに、建設生産が同時大量生産化し、建設物や部材が規格化してきた1970年代以降であり、…建設事業の大規模化と資本主義的大量生産化とともに労働者が日給・月給制や出来高賃金制により元請・下請企業に大量に雇用されることになった。しかし、その一方で建設産業の特性として景気や時期的要因による受注の変動に対する調節弁として請負契約で働く『手間請』や『一人親方』労働が急増してきた。』¹³と述べ、具体的には、車両系建設機械や資材運搬に携わるダンプカー持ち一人親方や重機持ち一人親方を上げている。以上見てきた五つの要因によって建設業の一人親方は増加してきたといえる。

II、建設業一人親方の収入の特徴

（1）労働者でありながら事業者としての働き方

「一人親方」は形式上自分で自分を雇用するため「賃金」は発生しない。この「賃金」に相当するのが「請負単価」になるのだが、この「請負単価」がそのまま収入になるわけではない。これについては、建設政策研究所の研究でわかりやすい事例が挙げられている。手間請労働者の事例を引用すると、

「指示された元請の現場に行き、…必要な材料や機械は提供される。しかし、契約は施工数量に単価を掛けた請負契約となっている。この契約には一日当たりの賃金や一日の労働時間の明示もない。健康保険や厚生年金の事業主負担もない。労災保険も自ら一人親方労災に加入せねばならない。もちろん通勤交通費が支給されるわけではない。」¹⁴

となる。ここでいう手間請に自分で材料を持って請負う

11 建設政策研究所（2008b）『建設産業の重層下請構造に関する調査・研究報告書』p 12-14 参照

12 建設産業の生産組織は大別すると三つある。つまり町場、野丁場そして新丁場である。このうち町場と野丁場は菊岡俱也（1980）『建設産業』東洋経済新報社によれば、わが国の伝統的な区分方法としての概念である。一方で、新丁場とは椎名恒（1983）「最近における建設業自営業者の動向（上・下）」「労働運動」8-9月号によってその形成と拡大を指摘された新しい概念である。辻村定次（1999）「建設業」中小商工業研究所編『現代日本の中小商工業』新日本出版社よりこの三つの概念の説明を見ると、町場とは、主に戸建住宅建築を施主から受注した大工・工務店が下請制に頼らず、水平的な生産組織を指し、野丁場とは、主に戸建住宅建築以外の建築・土地施工を元請ゼネコンを頂点に縦横に広がる重層下請制による生産組織をさす。加えて新丁場とは、1960年代の高度経成長期以降、戸建住宅分野への大手住宅企業の進出により形成された生産組織をさしている

13 建設政策研究所（2008a）p 36 参照

14 建設政策研究所（2008a）p 37 引用

のが一人親方である。つまり請負労働としての「一人親方」は、税・社会保険料の自己負担に加え様々な経費を負担しなければならない。その結果として、見かけの収入が高く見えても、労働時間の長さや自己負担分を考慮し総合的にみると、「手間請」収入の方が「常用」賃金よりも低いというケースが生じるのである。またそもそも手間請収入および一人親方収入そのものが急速に減少しているので一人親方の収入の低さはより深刻なものとなっている¹⁵。なお本稿の分析で使用する全建総連『賃金調査』における「賃金」もこの諸経費や税・社会保険料が含まれている場合があり、実際の収入はより低い可能性が非常に高いのである。

(2) 労働の対価としての「賃金」を見えにくくさせる

また「請負単価」という支払い形態は、労働の対価としての「賃金」を見えにくくする。

建設政策研究所の研究から型枠工事に要する請負費用の事例を引用して以下見ていく¹⁶。

例えば型枠工事に要する請負費用を考えてみよう。型枠組立の1日の歩掛¹⁷を10m²とし、型枠組立には型枠材と補助材、及び型枠大工とその手元各1名を必要とした場合、

型枠材料の1日10m ² の費用	10,000円
補助材料の1日10m ² の費用	4,000円
型枠大工の1日の労務賃金	20,000円
型枠手元の1日の労務賃金	10,000円

とすると型枠10m²組むための費用は合計44,000円で、m²当たりでは4,400円となる。仮に型枠材料が元請業者からの支給となれば、手間請単価はm²当たり3,400円となる（但し、補助材料と道具代、手元一人工、諸経費込みという条件付）。このように手間請の場合には1日当たりの労務賃金がm²当たりの労務単価とへと形を変えていく。そして業者との請負契約交渉の中でこの3,400円という単価が3,300円になったり、3,500円になったりす

る。そこには労働者の一日あたり賃金額は見えない。

(3) 重層下請下の「請負単価」

建設産業の産業構成は一握りの大手ゼネコンを頂点とした重層下請制である。つまり請負単価は元請・下請問あるいは下請・再下請問の請負契約における取決め単価となり、さらには事業者と一人親方や手間請労働者との請負労働単価として取決められる。先にあげた型枠大工労働者を例に取れば、型枠大工労働者にとっては、重層下請の下で上位業者優位の片務契約で下ろされてきた単価をもとに事業主と手間請契約を取交わす。手間請労働者にとって一日当たりの賃金額を引上げるには、一日の型枠組立数量を10m²以上になるよう労働密度を高めるしかない。このようにして労働の対価としての「賃金」が見えにくくなるとともに、労働者みずからの意志で長時間労働、労働強化に陥らせることになる。

(4) 請負労働化がもたらす事業者負担軽減—パワービルダー企業の場合—

以上見てきたように、建設技能労働者を直用せずに請負契約で活用することは、事業者の経済的負担を大きく軽減する。そしてそれは同時に一人親方の収入の低下をもたらす可能性を高める。では事業者は実際にどのような方法でどの程度の金額を軽減しているのだろうか。建設政策研究所の研究を引用して職人および一人親方を低賃金・長時間労働で活用するパワービルダーの事例から見ていく¹⁸。

坂庭国晴・越智今日子の研究¹⁹によれば、パワービルダー企業とは、大手戸建分譲住宅会社を指し、年間数千棟の木造住宅を量産し近年急成長した住宅企業である。ビルダー（Builder）とは、サブプライムローン等による住宅供給を行なってきた米国建売住宅建築業が語源で、90年代後半から日本で使われるようになり、パワー＝「大量・多量（力がある）」と言う意味で使われ、いわゆる和製英語である。パワービルダー企業は、バブル崩

15 全建総連東京都連・建設政策研究所（2009）『2009年賃金調査報告書』によれば、1992年から2009年の20年間で一日あたり名賃金は、自分仕事賃金（一人親方）が25,471円から18,713円で26.5%減、手間請賃金が23,991円から16,698円で30.4%減と大きく減少している。これは常用賃金の19,057円から16,137円の15.3%減に比べても非常に大きい

16 建設政策研究所（2008a）p 37-38引用

17 歩掛とは、単位工事量に対する所要材料の数量と労務数量のことをいい、標準作業量の逆数である

18 建設政策研究所（2008c）『住宅づくりの最新動向—東京圏パワービルダー調査報告書—』p 108-111参照

19 坂庭国晴・越智今日子（2009）「パワービルダーと建設労働者の実態」『経済』2月号、参照

壊後の土地利用規制や建築規制の緩和が進む中で、安価で土地を取得し、分譲する住宅建設全てを外注し、外注は既存の住宅建設資源（町場の木造住宅諸資源）の丸ごと調達で行い、更に仕事不足で苦しむ町場の職人・一人親方を低賃金・長時間労働で利用している点に特徴がある。

建設政策研究所の研究によると、パワービルダー企業が請負契約に固執する理由として4つ挙げられている。つまり第1に、工期の短縮によるコストの削減、第2に、人件費を最低限に抑えることによるパワービルダー企業の費用負担の抑制、第3に、消費税負担の軽減で、第4に、経費負担の軽減である。この四つの理由は、一人親方の交渉力の弱さ等を背景に、住宅づくりの低コスト化を実現しているところに共通点がある。

第1の工期の短縮によるコストの削減についてみていく。建設政策研究所によると、現場の全体工期の短縮はコスト削減に有効であり、契約においていくつかの策がとられているという。その一つが見積期間を設けないことである。建設業法ガイドラインによると見積期間は「工事1件の予定価格が500万円に満たない工事」でも1日以上設けなければならないとしている。これを設けるとすると、例えば10棟現場では延10日間を要する。しかし、見積期間を設けないことで、その分の工期は短縮される。また同時に見積書を集約する手間を省くことで、現場監督や営業所、本社の事務的作業が省略され、その分の人件費を圧縮することが出来る。

二つに施工における工期の短縮を上げている。一人で請け負う大工に応援が入れられるケースが多いという事例分析²⁰から、一人で施工するにはきわめて厳しい工期が設定されていること。三つに「…請負単価の削減を一方的に通達するのみで、質疑を受け付けず協議を行わない」ということがみられた。…また、見積書を提出することもなければ、金額について折衝する機会も期間もない。このような機会や期間を設けないことで、現場監督や事務に関わる時間が短縮できる²¹のである。以上のように、工期を短縮することで一つの現場に要する人件費や維持管理費は削減されるのである。

次に第2の人件費を最低限に抑えることによるパワービルダー企業の費用負担の抑制についてみていく。一人親方とパワービルダー企業の間には雇用関係がない。つまり雇用関係にあった場合パワービルダー企業が負担し

なければならない社会保障費、雇用保険、労働保険、一時金、退職金などの人件費をパワービルダー企業は負担していない。建設政策研究所は、雇用関係がないことによって、人件費が少なくともどの程度抑制されているのか試算している。引用すると以下のようになる。

1棟75万円、工期40日の請負契約の大工を雇用した場合1ヶ月あたり事業主負担は、

75万円／40日×30日＝56万2,500円の場合、

健康保険（政管健保）4.1%	23,042円	①
厚生年金7.498%	42,138円	②
雇用保険1.1%	6,182円	③
労災保険料率（建築事業）1.5%	8,430円	④
事業主負担合計（①+②+③+④）		=79,792円

となる

*雇用保険は土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業。

以上のようにパワービルダー企業が大工を直接雇用し社会保険料、雇用保険および労災保険料を負担すると、1ヶ月当たり79,792円、1年間だと96万円近くかかる。かなりの金額を負担することになる。これに退職金や一時金を加算すれば負担する金額はさらに増えることになる。事業者は直接雇用しないことでこれだけのコスト削減を実行できるのである。

さらに第3の消費税負担の軽減についてであるが、書面契約において、費用科目が賃金であれば消費税の対象になるが、外注費であればその対象にはならない。つまりパワービルダー企業の会計で大工に支払われた請負代金が外注費として扱われていれば、パワービルダー企業は消費税を払わないことになる。一方、大工は一人親方であっても事業者であるため、年間の売上高が1,000万円を越えれば消費税を払うことになる。建設政策研究所の研究によると、パワービルダー企業と一人親方の間で交わされた書面契約に記された請負代金（ここでは坪単価×坪数）は既に税込み金額となっているケースがあるという。

例えば、あるパワービルダー企業のケースで坪単価は35,200円でそれに坪数を乗じた金額を請負代金として支払っている。しかし、この35,200円という金額は税

20 建設政策研究所（2008c）p 109参照

21 建設政策研究所（2008c）p 109引用

込み金額であり税別だと坪単価33,523円となる。しかし本来消費税は請負代金（坪単価×坪数）にかけるべきであるという。試算プロセスは割愛するが、パワービルダー企業が大工に支払う請負代金は、請負代金（35,200円×坪数）に消費税率をかけた金額である。しかし実際には、税込みとしての35,200円に坪数を乗じた金額しか支払っていない。この差額、つまりパワービルダー企業が大工に支払うべき消費税額は年間9棟の場合、消費税額38万4,825円²²となる。この金額をパワービルダー企業は軽減している。言い換えれば、パワービルダー企業が一人親方へ負担を転嫁し一人親方の収入を圧迫しているのである。

最後に経費負担の軽減を見ていく。パワービルダー企業は請負として契約を結ぶことで大工に諸経費を負担させている。建設政策研究所の聞き取り調査より明らかになった大工一人当たりの年間経費負担額（概算）は64万8,820円となる²³。内訳は以下の通りである。

振込手数料 = 約735円 × 12回	8,820円
金物等材料代 = 約30,000円 × 10棟	300,000円
年間道具購入費・道具修理費	100,000円
ガソリン代 = 約20,000円 × 12回	240,000円

なお建設政策研究所によると、この金額は聞き取り調査によるものであり、それ故に正確な経費ではなく、厳密に計算すればより大きな金額になる可能性があるという。なぜなら、実際には、聞き取り時に聞き取り対象者が思い出せなかつた科目や金額がある可能性があるからである。このように、一人親方の収入は、様々な諸経費の負担、税・社会保険料の負担を加味してみる必要がある。

III、長時間労働の要因としての低収入問題

(1) 過労死ラインを超えて働く一人親方

一人親方の中には、過労死ラインを超えて働かされているものがいる。本章では、全建総連『賃金調査』²⁴のミクロデータを再集計し、過労死ラインを超えて働く一人親方の収入の状態を明らかにする。なお表3からわかるように2005年と2009年では、一人親方総数が大きく変化している。これは2007年調査より聞き方や分類を変更したことによるものである。しかし、変更点に留意すれば、本稿の分析には支障はないといえる²⁵。

厚生労働省は、残業が6ヶ月平均で80時間を越えると過労死・過労自殺を発症する恐れがあるとしている。この過労死ラインを基準に言えば、週間労働時間が60時間を越える者は過労死・過労自殺の恐れがあることになる。表3を見ると、過労死の恐れのある一人親方割合は、2009年に9.6%と1割を切っているが、2001年16.4%、2005年16.5%と1割強が過労死ラインを超えて働かされている。本来存在してはならない過労死するほどの長時間就業者が一人親方という就業形態の中で1割

表3 「賃金調査」母集団および一人親方の過労死割合

	2001年	2005年	2009年
調査対象者総数	22,368人	23,580人	26,098人
一人親方総数	5,952人	6,223人	2,734人
有効一人親方数	5,380人	4,823人	2,228人
月間240H以上	883人	797人	214人
240H以上割合	16.4%	16.5%	9.6%

注1) 05年と07年の一人親方数の差は07年からの聞き方および分類変更によるもの

注2) 調査月は01年6月、05年、09年5月となる

出所：全建総連東京都連『賃金調査』ミクロデータより作成

22 実際の試算プロセスは建設政策研究所（2008c）p 110を参照

23 建設政策研究所（2008c）p 111参照

24 調査は、全建総連東京都連の組合員を対象に、アンケート調査方式で年1回行われ、アンケート調査に参加・協力した組合員の地域は、東京都区部（特別区、23区）及び市町村部（多摩地域〔三多摩地区〕、26市3町1村）となっている。調査の原データの入手方法は、毎年調査の分析・報告を行なっている建設政策研究所の紹介によって、全建総連東京都連よりミクロデータ使用許可を頂いた。なお調査全体の回答者の属性は、職人、一人親方、見習い、事業主となるが、本稿の分析では基本的に一人親方を使用した

25 変更された点は、第1に、これまで「一人親方」に分類されていた「手間請」を2007年以降は「職人・労働者」の階層としたこと。第2に、2006年まで材料持ちの「自分仕事」（一人親方）は元請のみだったが、材料持ちである以上、下請も一人親方に加えた点である。以上のことから2009年の「一人親方」に「手間請」が含まれていないという点がおそらく最も大きい変更点と考えられる。しかし、新たに一人親方とは全く異なる働き方をする者が加わった訳ではない。それ故に変更点に留意すれば、本稿の分析には支障はないといえる

も存在しているのである。また総務省(2005)『国勢調査』によると、週間就業時間60時間以上割合は建設業の常用雇用労働者で14.1%（全産業11.7%）だった。つまり一人親方の中には、日本の雇用労働者と同じように過労死と背中合わせで働く層が存在しているのである。

では、これら過労死ラインを超えて働く一人親方の労働時間は、建設業の平均的な正規労働者と比べるとどの程度長いのだろうか。表4は、建設業正規労働者（男）と過労死ラインを超えて働く一人親方を就業日数、1日当たり労働時間、週間労働時間で比較したものである。

表4をみると、過労死ラインを超えて働く一人親方は、就業日数で建設業正規労働者の平均より4～5日長く、1日当たり労働時間は2時間弱長くなっている。その結果週間労働時間は正規労働者よりも25時間前後も長くなっている。また過労死ラインを超えて働く一人親方の平均週間労働時間数は、最近9年間で徐々に増えており2009年は69.1時間と70時間近くになっている。

(2) 一人親方長時間労働の発生要因

一人親方が過労死しかねないほどの長時間労働をこなす背景には、5つの要因が考えられる。それは、施工管理上の問題、重層下請の問題、法の枠外に置かれる問題、仕事不足および低収入問題の5点である。

まずは第一の施工管理上の問題についてみていく。一人親方の収入は、施工数量に、単価を掛けた請負契約となっている。つまり一人親方は、形式上は、直接または間接的に仕事を請けて働く事業者である。既述したように彼らは、殆どの場合、施工期間を一方的に決められそ

表4 週間労働時間60H以上一人親方と建設業正規労働者の労働条件比較

	2001	2005	2009	01-09 正規平均
就業日数	25.5日	25.6日	26.0日	21.2日
労働時間	10.6H	10.7H	10.6H	8.2H
週間労働時間	67.7H	68.5H	69.1H	43.6H

注) 就業日数、労働時間、週間労働時間は毎勤、毎勤=規模5人以上

出所：厚生労働省『毎月勤労統計調査』及び全建総連東京都連『賃金調査』ミクロデータより作成

の期間内で仕事を完遂することが注文主の請負金額を支払う条件となっている。

施工期間が一方的に決められ加えてその工期が十分確保されていなければ、それは長時間労働の要因となる。またこの施工期間に天気の崩れなどが含まれていないことが非常に多い。そのため天候の崩れによって失った施工時間は土日出勤で対応する場合が殆どである。例えば、パワービルダー企業の下で働くある塗装工の工期は「めちゃくちゃですよ。天気が悪いと仕事できないじゃないですか。そういうの一切おかまいなしですよ。(略)いつって決まると、もう、何が降ってもその日にぜつたいいっていう(略)結局、そういうときまでに間に合わせないといけないから、雨の中やる」²⁶。また屋外の作業は、近隣住民に迷惑という注文主からの意向があり夕方以降の施工は制約されているケースも多い。これは就業日数の増加要因となる。加えて、請負額の支払は例えば1棟を建てる間に数回支払われるケースでは、支払期日ごとに進捗状況がチェックされ、支払期日に終わらせるべき箇所が一つでも終わってなければ支払がなされないケースもある。また現場監督によって進行が遅れていると判断されれば、応援を呼ばれることがあり、その負担額は支払から天引きされる²⁷。このように交渉力が弱い一人親方は注文先の一方的な工期押し付けのもと長時間労働を余儀なくされている実態がある。

第二の重層下請の問題とは、II-(3)でも触れたように、一人親方は重層下請構造の最末端で請負契約を取り交わし働いている。つまり一人親方の請負単価とは、元請・下請問あるいは下請・再下請問の請負契約で決められた単価であり、実際に一人親方に仕事がおりる段階の単価は上位業者優位の片務契約ゆえに、何重にも搾り取られた金額となる。この重層下請のもとで低下した収入を補うために、一人親方は長時間労働を余儀なくされる。

第三の法の枠外に置かれる問題についてみていく。一人親方は注文主と直接ないし間接的(下請の場合など)に請負契約を結ぶ。近代の契約社会においてはその際に契約書を取交わすのが通例である。契約書があれば問題が生じたときの法的根拠になるがなければそれは困難になる。しかし、一人親方の半数以上は書面で契約を結んでおらず口約束である。全建総連東京都連・建設政策研究所『賃金調査』によると、一人親方のうち書面で

26 建設政策研究所(2008b) p 135

27 建設政策研究所(2008b) p 126-127

雇用契約も請負契約も結んでいない者が、材料持ち元請57.8%に材料持ち下請け55.2%（いずれも一人親方）と半数を超えており。またこういった傾向は今に始まることではない²⁸。このような口約束は、未払いをはじめとした様々な労働問題の原因になるのである。また請負労働の性格から、長時間労働は自己責任とされることも十分に起こりえる。労働者性を証明しなければ、労働基準法の適用からも漏れる。このように一人親方の長時間労働は法の枠外に置かれてることでその危険が増える可能性がある。

第四に仕事不足についてみていく。1990年のいわゆるバブル崩壊と90年代後半からつづく長期不況により、建設産業は他の産業以上に厳しい環境にさらされている。例えば建設投資額は、ピークを迎えた90年度は約85兆円あったが、それ以降、民間投資の減少と公共投資の削減が続き、2008年度46兆4,910億円（見通し）と半分近くにまで激減している。以上のような市場の急激な縮小の下で、低単価や長時間労働であっても生活のために請けるというケースが考えられる。既述したパワービルダー企業のもとで仕事を請けるようになった一人親方の理由には、町場の仕事が減ったことをあげるものが多くみられる²⁹。また全建総連『賃金調査』ミクロデータの再集計から一人親方の中で月間労働時間が160時間を下回る層は、2001年27.6%、2005年23.3%、2009年36.4%も存在している。最後に低収入問題が挙げられる。つまり、そもそも収入が低すぎるから長時間働かなくては生活できないのである。この低収入問題に関する詳細な分析は次節以降で行なう。

（3）過労死ラインを超えて働く一人親方の収入の状態

“ワーキング・プア”これが多くの一人親方が置かれている実態である。過労死するほど働いてもその収入は同地域の一般労働者以下という低収入が一人親方に苦しめている。表5は、週間労働時間60時間以上一人親方の月収と時間賃金を同地域の一般労働者と比較したものである。なお注にあるように、一人親方の実際の収入は、ここから諸経費および税・社会保険料を差し引いたものである。

表5をみると、諸経費および税・社会保険料負担等

を差し引く前の一人親方月収は、2001年50.7万円、2005年48.8万円、2009年44.7万円となり最近9年間で6万円減少している。一方で建設業一般労働者は、2001年56.5万円から2009年50.0万円と6.5万円減少している。また全産業一般労働者は50万円台半ばで推移している。2009年の一人親方と一般労働者の年収の開きは全産業126万円、建設業63.6万円となる。一人親方は過労死するほど働いてもなお一般労働者の収入には及ばないのである。

このように過労死するほど働いても一般労働者並みの収入さえ賄えず、また実際にはこの金額から諸経費、税・社会保険料が差し引かれることを踏まえると、一人親方が如何に低収入で働いているかがわかる。しかし、より深刻な問題は、一人親方の収入を時間当たりで見た場合であろう。この点を表5より見てみると、各年とも一人親方の時間当たり収入は、一般労働者の5～6割ほどの水準である。請負労働の一人親方にとって時間あたり収入の低さを補う手段は長時間で働くかより高い単価の仕事を探すかのどちらかである。後者が困難な状況の中で、時間当たり収入の低さは、長時間労働へと一人親方を駆り立てている。なお過労死するほど働く一人親方が請けている仕事の単価が特別に低いわけではない。一人親方全体で低収入問題は起きている。表6は、月間の労働時間階級別に見た一人親方時間当たり収入の推移である。

表5 週間労働時間60H以上一人親方と東京一般労働者の時間あたり収入及び月収の推移

時間収入	2001年	2005年	2009年
60H一人親方	1, 872円	1, 784円	1, 616円
全産業正規	3, 235円	3, 225円	3, 174円
建設業正規	3, 144円	2, 878円	2, 857円
月収	2001年	2005年	2009年
60H一人親方	50. 7万	48. 8万	44. 7万
全産業正規	57. 1万	56. 1万	55. 2万
建設業正規	56. 5万	47. 4万	50. 0万

注1) 一人親方の実際の収入はこの金額から諸々を差し引いたものである。値は加重平均

注2) 一般労働者の値=決まって支給する現金給与額+（年間賞与その他特別給与/12)

出所：厚生労働省『賃金構造基本統計調査』及び全建総連東京都連『賃金調査』ミクロデータより作成

28 建設政策研究所（2008a）p 39

29 建設政策研究所（2008b）p 113、図表4-1 参照

表6 をみると、月間労働時間240時間以上一過労死ラインを超えて働く一人親方の時間賃金は最近9年間で1,600~1,800円台である。一方で239~160時間の一人親方は2,200円前後でこれでも**表5**と比較して一般労働者の賃金よりだいぶ少ない。月間160時間とは、週休二日で1日8時間を目指している。なお160時間以上の人親方階層が全体の6~7割近くを占めている³⁰。なお2009年の東京一般労働者（産業計）の月間実労働時間は175時間である。一人親方で過半数を占める階層でさえ、一般労働者の3分の2程度の収入しかないのである。また月収で見ても、一人親方総数と一般労働者（東京、全産業、男計）の開きは2004年~2009年の6年間平均で一人親方総数37万398円に対し、一般労働者55万9,933円となり、月収の開きは18万9,535円となる。年間で見れば227万4,421円の開きとなる³¹。

(4) 生存権を奪われている一人親方

前節では、過労死ラインを超えて働く一人親方の収入の低さを明らかにしてきた。以下では、過労死ラインを超えて働く一人親方の月収を一般労働者の月収、標準生計費、年収200万円というフィルターを通してみることでその社会的位置の把握および生存権すら奪われている一人親方の極めて低い収入を明らかにする。

表7 の60H以上月収とは、2009年でみた過労死ラインを超えて働く一人親方および職人・労働者の月収を東京の一般男子労働者の平均月収（年間賞与その他特別給与込み）55.1万、標準生計費（税・社会保険料、住宅ローンや預貯金は含まない）28.1万、年収200万未満16.7万で線を引き、それ以下の割合を見たものである。これをみると、過労死ラインを超えて働く一人親方の月収は、その8割近くが一般以下である。これが職人・労働者になると9割近くなる。過労死するほど働いてもその

表6 一人親方の月間労働時間階級別時間あたり収入の推移

	2001年	2005年	2009年
240H以上	1,872円	1,784円	1,616円
239~160H	2,213円	2,163円	2,118円
~159H	2,591円	2,566円	3,084円

出所：全建総連東京都連「賃金調査」のミクロデータより作成

8割が一般労働者並みの収入すら確保できないのが現状である。また標準生計費以下の割合で見ても、一人親方で16.1%、職人・労働者で17.3%と少くない割合が生計費すら稼げない収入しか得られていない。実際の収入が更に低いことを踏まえればいかに低い収入であるかがわかる。

加えて注目したいのが、その横に記した「60H以上時間収入×160H」の列である。これは過労死ラインで働く一人親方と職人・労働者の時間当たり収入に月間労働時間160時間として掛けたものである。つまりこの列の意味は、現状の時間当たり収入で一人親方および職人・労働者が週休二日でかつ1日8労働時間のみだった場合に、稼ぎ出せる収入の水準を見たものとなる。

この基準でみると、一人親方、職人・労働者ともにはほぼ全てが、一般労働者以下の月収しか得られず、一人親方の5割強が標準生計費以下の収入しかえられていないという試算となる。これが職人・労働者になると7割近くに及ぶ。年収200万円以下でも一人親方で3.5%から14.1%、職人・労働者で1.4%から19.1%と割合が急増している。あくまで試算なので一つの指標でしかない

表7 試算：働き方別過労死予備軍建設職人の一般労働者月収、標準生計費年収200万以下割合（2009年）

	一人親方		職人・労働者	
	60H以上 月収	60H以上 時間収入× 160H	60H以上 月収	60H以上 時間収入× 160H
単位	%	%	%	%
一般（男）月収以下割合	78.4	99.0	89.0	99.5
標準生計費以下割合	16.1	56.8	17.3	69.4
年収200万以下割合	3.5	14.1	1.4	19.1
週間60時間以上総数	100.0	100.0	100.0	100.0

注1) 一般（男）月収は産業計（東京）、規模10人以上、月収額は55.1万

注2) 標準生計費は28.1万、ただし世帯人員4人で09年4月のデータ

注3) 標準生計費には税・社会保険料の費用負担及び住宅ローンの返済や預貯金等は加味されていない

注4) 年収2百万未満は16.7万円、60H時間賃金×160Hとは60H以上働いたものの時間賃金に160Hをかけてその金額で割合を出したもの

出所：東京都人事委員会『給与勧告資料』、厚生労働省『賃金構造基本統計調査』、全建総連東京都連『賃金調査』ミクロデータより作成

30 調査を再集計した結果、月間労働時間160時間以上働いている一人親方割合は2001年67.7%、2005年61.4%、2009年50.4%とその割合は大きく減ってきているが過半数を占めている

31 一人親方の収入は全建総連『賃金調査』の日額賃金×労働日数、正規労働者は厚生労働省『賃金構造基本統計調査』

が、この指標にたつならば、少なくとも過労死ラインを超えて働く一人親方および職人・労働者は、生活のために、生きるために長時間働くを得ない状況に追い込まれているのである。長時間労働による健康破壊は確かに解消しなければならない喫緊の課題であるが、これを労働時間規制の強化のみで対応しようとすれば、一人親方の半分以上は、標準生計費以下の収入しか得られなくなる。すなわち当面の重要な課題は、一人親方が一般労働者の平均月収を一般労働者並みの労働時間で稼げるよう賃上げを行なうこととセットで労働協約、または立法による一人親方の働くルールを構築することであろう。

表7では、過労死ラインを超えて働く一人親方に限ってその収入の社会的位置を確認した。表8はこれを労働時間階級別に見たものである。表8をみると、月間労働時間239～160時間の階層では、過労死ラインを超えて働く(240時間以上)一人親方と近い割合が標準生計費および年収200万以下割合に分布している。ところが一般月収以下割合となると過労死ラインを超えて働く層より割合が増えて9割を超えていている。表8を見る限り、一人親方は、同地域の一般月収と同じ金額を稼ぐためには、過労死するほど働かなくてはいけないのである。またその場合ですら一般労働者を越える収入を稼げる保証はない。このことは一人親方が、非正規労働者と同じように働いても働いても貧困から抜け出せない層として存在していることを如実に示している。

働いても働いても貧困から抜け出せないのが一人親方の実情であるが、ここで更にもう一つ、働く貧困層としての一人親方を示す指標を提示したい。表9は、現状の一人親方の収入では労働時間階級別にみて具体的に何時間働けば各基準以上稼げるのか見たものである。

表9でまず注目したいのが「239～160時間」×「正規(男)月収以下割合」の労働時間である。この階層は労

働時間で言えば、過労死にいたる恐れはとりあえずない。しかし、一般労働者並みの月収を得るためにには、過労死ラインである240時間を越える260.2時間働かないといけないのである。また一人親方全体でも228.8時間となっており月にあと10時間でも長く働けば過労死の危険にさらされることになる。一般労働者並みの収入を得るためにには、過労死するほど働かなければならない社会と言うのはおかしい。一人親方の収入を引き上げることで、過労死するほど働かなくても一般労働者並みの収入を得られるようにしていくことは労働運動が取り組むべき重要な課題といえる。

(5) 労働運動の課題

では具体的にはどういった運動を組合は展開すべきなのだろうか。政策としては、一人親方のうち週間労働時間60時間以上(9.6%)と40時間以下(36.4%)の階層を減らしながら239～160時間の階層に近づけることであろう。そのためには、全体の50.4%に当る月間労働時間239～160時間の階層で、全産業一般労働者並みの収入が得られるような請負単価を保障すべきである。具体的な金額は、東京の2009年の全産業正規労働者(男)の平均月収55.1万円(加重平均55.2万円)を240～160時間で割ったものとなる。ところで東京の2009年の全産業正規労働者(男)の総実労働時間は175時間である。つまり一人親方が正規労働者と同じ労働時間で正規労働者並みの収入を得るためにには、最低でも3,149円(55.1万÷175時間)の時間当たり収入が必要となる。8時間換算だと25,192円である。ちなみに160時間で3,444円だと180時間3,061円となる。以上のことから時間当たり収入3,149円(8時間換算25,192円)を最低ラインの生活できる賃金として要求することが一つの政策目標となるだろう。

表8 試算：一人親方の労働時間階級別にみた正規月収、標準生計費、年収200万以下割合(2009年)

	240時間 以上	239～1 60時間	160時間 以下
単位	%	%	%
一般(男)月収以下割合	78.4	91.1	97.6
標準生計費以下割合	16.1	16.5	56.9
年収200万以下割合	3.5	3.0	23.3
労働時間階級別総数	100.0	100.0	100.0

注) 算出方法は表7と同じ

出所：表7と同じ

表9 就業時間階級別にみた正規月収、標準生計費、年収200万以上稼ぐために必要な労働時間の試算(2009年)

	240時間以上 月間労働時間	239～160 時間 月間労働時間	160時間 以下 月間労働時間	一人親方平均 月間労働時間
				正規(男)月収以下割合
正規(男)月収以下割合	341.0時間	260.2時間	178.7時間	228.8時間
標準生計費以下割合	173.9時間	132.7時間	91.1時間	116.7時間
年収200万以下割合	103.3時間	78.8時間	54.2時間	69.4時間
加重平均時間賃金(円)	1,616円	2,118円	3,084円	2,408円

注) 算出方法は表7と同じ

出所：表7と同じ

2009年の一人親方の時間当たり賃金³²が2,282円(18,713÷8.2)である。生活できる賃金との差額は867円で、仮に1日8時間とするなら6,936円の賃金引上げ要求となる。では実際に組合はどういった額の賃金交渉を行なっているのだろうか。69万1,155人(2009年12月末)組織人員を抱える全国建設労働組合総連合は2009年春の大手企業交渉で標準賃金として日額2万6,000円以上を要求している³³。25,192円という金額には、諸経費、税・社会保険料が含まれていない。これを踏まえれば、2万6,000円を標準賃金として要求することは、生活できない一人親方を生み出している一人親方の低収入問題を解決する上で非常に重要であるといえるだろう。また大手ゼネコン等業界団体で組織する日本建設業団体連合会が2009年に出した提言³⁴では、職長のうち元請が優秀と認めた技能者に限ってではあるが、「標準目標年収」として600万円以上を掲げた。こういった経営側の変化を生活できる賃金運動にリンクさせ取り組むことが重要といえる。

また長期的に展望するならば、一人親方の直接雇用を求める運動も極めて重要である。企業は一人親方を直接雇用しないことで税・社会保険料および営業上の諸経費を一人親方に負担させている。つまり一人親方を直接雇用させていくことは、一人親方の経済的負担を軽減する。また一人親方は、直接雇用されることで安定した仕事を確保し、仕事がないことによる貧困化という事態を回避できる可能性が非常に高くなるのである。

おわりに

本稿の分析で明らかになった点は、以下の通りである。第1に、建設業一人親方の中で週間労働時間60時間を越えて働く割合は、常用雇用労働者に近い割合で存在していること、第2に、週間労働時間60時間以上働いている一人親方の収入を時間当たりで見れば、一般労働者の5～6割ほどしかなくこの低収入が長時間労働を誘発する一つの要因となっていること、第3に、この時間当たり収入の低さによって、標準生計費以上の収入を得るために、過労死するほど働く一人親方が存在していることである。

この一人親方の低収入問題を解決するために労働運動に要求される課題は、第1に、時間当たり収入3,149円(8時間換算25,192円)を最低ラインの生活できる賃金として要求すること、第2に、企業が一人親方を直接雇用するよう要求していくこと、この2点が挙げられる。

なお、週間労働時間40時間以下の人親方が2009年に全体の3割強存在している。またそのうちの56.9%が標準生計費以下の収入しかえられていない(表8)。本稿では殆ど分析を行なえなかつたが、このほぼ失業に近い状態に置かれている一人親方の問題は、過労死するほど働く一人親方の長時間労働と並び、非常に深刻な問題である。これは今後の研究課題としたい。

〈謝辞〉

本稿では、全建総連東京都連『賃金調査』ミクロデータを活用させていただいた。ミクロデータの使用許可をしていただいた全国建設労働組合総連合東京都連合会にはこの場をおかりして深くお礼申し上げる。

(しばた・てっぺい 中央大学大学院)

32 本稿では、一貫して「賃金」ではなく「収入」という表現を用いてきた。ここで「賃金」という表現を用いたのは全建総連東京都連・建設政策研究所『賃金調査』の表記に合わせたことによる。

33 この点については全国建設労働組合総連合東京都連合会に直接問い合わせて確認した

34 日本建設業団体連合会(2009)『建設技能者の人材確保・育成に関する提言』を参照

【団体部門】 1席

東北で働き、暮らす世帯に必要な最低生計費はいくらか

—生活実態調査、持ち物財調査、物価調査に基づく、最低生計費試算

全労連東北地方協議会・全労連・労働総研

一 目 次

「最低生計費試算調査」の概要

I. 最低生計費試算はなぜ必要か

底抜けになっている最低生活保障—「貧困」層の膨大な存在—

1. 「相対的貧困率」「ジニ係数」「生活保護未満率」

(1) 生活保護基準未満率は 25.5%

(2) 未満率の偏在

2. 「低賃金・不安定雇用層」の増大—現代の「低賃金構造」—

(1) 民間の低賃金労働者の増大

(2) 低所得層の低貯蓄額

(3) 失業率の増大

(4) 非正規労働者の増大

(5) 非正規雇用の「常勤パート」化

(6) 正規の非正規への置き換え

(7) 非正規労働者の低賃金の実態

(8) 現代の「低賃金構造」—「過剰人口プール」の形成—

II. 「最低生計費」の試算の目的と方法

1. 算定の対象となるモデル世帯と居住地

(1) 算定の対象となるモデル世帯

(2) 居住地の想定

2. 算定の目的と方法

(1) 目的と意義

(2) 最低生活=「人間らしい生活」の考え方

(3) 「生活の質」を達成する最低生計費とは

(4) 算定の前提

(5) 算定の方法

III. 東北地方最賃Cランク「最低生計費」試算

—費目別、世帯類型別—

IV. 東北地方最賃Dランク「最低生計費」試算

—費目別、世帯類型別—

V-1. 東北地方（最賃Cランク）最低生計費 総括表

V-2. 東北地方（最賃Dランク）最低生計費 総括表

VI. 全国一律最低賃金制の必要

—保護基準及び現行最低賃金との比較、首都圏最低生計費との比較—

1. 生活保護基準との比較

(1) 若年単身世帯の場合

(2) 30歳代夫婦のみ世帯の場合

(3) 30歳代夫婦と未婚子 1人世帯の場合

(4) 40歳代夫婦と未婚子 2人世帯の場合

2. 「最低生計費」未満率

(1) 若年単身世帯の場合

(2) 30歳代夫婦のみ世帯の場合

(3) 30歳代夫婦と未婚子 1人世帯の場合

(4) 40歳代夫婦と未婚子 2人世帯の場合

(5) 若年単身世帯と、子どものいる世帯で未満率が高くなる

3. 全国一律最低賃金制の必要性

(1) 算定された「最低生計費」を時給にすると最賃Cランクで1,338円、Dランクで1,311円

—首都圏の「最低生計費」の時給1,345円と比較してほとんど変わらない—

(2) 首都圏と東北地方の「最低生計費」の違いはあるか

(3) 全国一律最低賃金の必要性

資料 調査対象者の基本的属性

1. 東北地方Cランク

2. 東北地方Dランク

3. 首都圏「最低生計費」総括表(2008年7月現在)

価格調査表(略)

「最低生計費試算調査」の概要

1. 「生活実態調査」の概要

1) 調査の目的

最低生計費を算定するための基礎資料を得るためにものである。特に、今日の生活様式や社会活動を知る必要があった。

2) 調査時期

2009年5月～6月

3) 調査対象

東北6県の県労連加盟各単産の労働者、生活と健康を守る会員、新日本婦人の会会員、日本民主青年同盟員など。

4) 調査方法

1100ケースの集約を目標に、3500部の調査票を配布し、アンケート調査

5) 有効回収数

1615ケース

6) 調査主体

東北地方最低生計費調査作業チーム

7) 調査項目

I 基本的属性(性別、年齢、世帯構成)

II 仕事の内容(雇用形態、勤続年数、企業規模、仕事の内容、賃金額)

III 社会保険の加入状況

IV 憂みや要求、相談相手

V 日常生活について(朝食、昼食、夕食の取り方、その費用、余暇生活、旅行、交際費、自動車・バイクの必要性、主な買物場所、負担に思っている消費支出、充実したい消費支出など)

2. 「持ち物財調査」の概要

1) 調査の目的

最低生計費を算定するための基礎資料を得るためにものである、生活財貨の所有状況を把握することを目的とした。

2) 調査時期

2009年5月～6月

3) 調査対象

東北6県の県労連加盟各単産の労働者、生活と健康を守る会員、新日本婦人の会会員、日本民主青年同盟員など。

4) 調査方法

1100ケースの集約を目標に、3500部の調査票を配布し、アンケート調査

5) 有効回収数

1615ケース

6) 調査主体

東北地方最低生計費調査作業チーム

7) 調査項目

I 基本的属性(性別、年齢、世帯構成)

II 寝具・家事用品(設備機器5項目、家事用耐久財23項目、冷暖房用機器10項目、居間・寝室用家具10項目、応接・書斎用家具10項目、食堂用家具4項目、室内装備品11項目、寝具類10項目、家事雑貨132項目、家事用消耗品15項目)

計230項目

III 被服および履き物116項目

IV 身の回り用品20項目

V 教養娯楽(教養娯楽用耐久財13項目、書籍・他の印刷物4項目、教養娯楽用品12項目)計29項目

VI 交通・通信(交通手段8項目、通信機器3項目)計11項目

VII 理美容用品20項目

VIII 保健医療用品・器具3項目

3. 「価格調査」の概要

1) 調査の目的

「生活実態調査」と「持ち物財調査」に基づいて実社会の価格調査を行い、試算の基礎資料とした。

2) 調査時期

2009年7月と10月

3) 調査対象

東北各县の中都市の大型量販店、専門店など。

4) 調査主体

東北地方最低生計費調査作業チーム

5) 調査方法

大型量販店などを訪問し、価格調査の許可を受け調査を実施。各項目について、最低価格、最頻度・標準価格、最高価格を調査

最低生計費試算(平成21年7月現在)

2010年3月19日現在

東北地方最賃Cランク及びDランク

労働運動総合研究所
監修責任者 佛教大学 金澤 誠一

I 最低生計費試算はなぜ必要か 底抜けになっている最低生活保障 —「貧困」層の膨大な存在—

1. 「相対的貧困率」「ジニ係数」「生活保護基準未満率」

貧困を測定する方法としては、OECDによる「相対的貧困率」^(注1)や「ジニ係数」^(注2)があり、2009年10月20日に、わが国でも政府が「相対的貧困率」を公表した。それによれば、わが国の相対的貧困率は2003年の14.9%から2006年には15.7%に上昇したのである。OECD諸国の中で第4位に位置され、先進国中ではアメリカに次いで第2位と言うことになる。政府による貧困率の公表は、戦後、当時の厚生省『厚生行政基礎調査報告』によって行われたことがある。これは、「低消費水準世帯数および人員」として数量化されている。この場合の「低消費水準世帯」とは、家計上の現金支出額が生活保護受給世帯の平均消費支出額とほとんど差異のない世帯のことを示している。公表されたのは、昭和28年から昭和40年まで、それ以後、このような貧困率を政府が公表することはなかった。

政府が貧困率を測定し公表することは、それ自身、政策目標として貧困を取り上げることの意思表示であるばかりでなく、貧困を撲滅することの意思表示である。その意味では、今回の貧困率の公表は画期的なものと評価される。しかし、それが「相対的貧困率」である点に問題がある。「相対的貧困率」や「ジニ係数」は、国際比較をする意味ではそれ自身意義があることであるが、政策目標として、貧困率を公表する場合には、必ずしも適当とは言えない。例えば、政策目標として生活保護の捕捉率を高めることを示すとすれば、あるいは、生

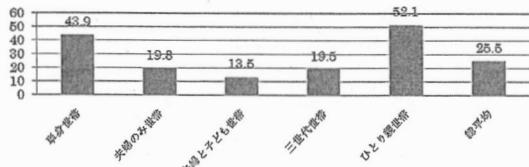
活保護基準との整合性を図る必要があるとされる最低賃金を引き上げることにより低賃金労働者を減らすことを示すとすれば、生活保護基準未満率を出し公表することが適当であろう。しかも、貧困がどのような世帯に現れやすいか、どのような業種に現れやすいかをも同時に問題とすべきであろう。政策がどのような具体的な課題にこたえなければならないかがそれによって明確になるからである。

ここでは、生活保護基準未満率を試算することにする。試算の基礎となる資料は、厚生労働省『平成18年国民生活基礎調査』である。これには、世帯構成別、年齢階層別に収入階層別分布が示されている。生活保護基準額を世帯構成別年齢階層別にそれぞれ計算し、その額未満がどのくらい存在するかを、「国民生活基礎調査」から算出することにする。この生活保護基準額（1級地 - 1大都会）には、生活扶助1類と2類、住宅扶助は特別基準（生活保護制度で認められている額）、冬季加算と期末一時金（それぞれ月額に換算）、稼働年齢の場合には勤労に伴う必要経費として「基礎控除」や「特別控除」を含めたものを用いている。その計算の詳細については別の機会に譲るとして、その結果を示せば、以下のようになる。

（1）生活保護基準未満率は25.5%

生活保護基準未満を貧困とすれば、貧困率は25.5%

図1 世帯構造別、保護基準未満率の推計値



資料：厚生労働省『平成18年国民生活基礎調査』より作成

注1：「相対的貧困率」とは、OECDが貧困の国際比較をするために用いている指標である。OECDの定義によれば、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯員数の平方根で割った値）が、全国民の等価可処分所得の中央値の半分に満たない国民の割合のことである。

注2：ジニ係数とは、所得の分配や格差の実態を示す指標である。ジニ係数によって格差の程度を知ることができる。ジニ係数は、1に近いほど格差が大きく、0に近いほど格差が小さいことを表す。

にのほる。つまり、4世帯に1世帯は貧困であることを示している^(注3)。

(2) 未満率の偏在

未満率を世帯構造別にみると、どの世帯構造にも等しく現れていないことが分かる。その違いがはっきりしている。単身世帯とひとり親世帯の場合には、未満率がそれぞれ43.9%、52.1%と極めて高いことを示している。夫婦のみ世帯や夫婦と子ども世帯、三世代世帯の場合には、それぞれ19.8%、13.5%、19.5%と2割に満たない。この違いは何によるのであろうか。それは収入の扱い手

が1人か2人以上かによっている。つまり、今日わが国では、1人の収入では最低生活を満たすことが大変困難なことを示しているのである。逆に言えば、世帯の中で、夫婦が共に働く条件にある場合には、最低生活以下に陥る可能性が低いことを示している。それでも未満率が20%近いことに注意を要する。

では、単身世帯では、年齢階級別にみた場合、どのような特徴があるのであろうか。図2に示されているように、29歳以下の若年単身世帯の場合と、50歳代以上の中高年単身世帯の場合には、未満率は4割を超えている。特に、若年単身世帯と70歳以上の高齢単身世帯の未満率は5割を超え高いのである。

ひとり親世帯の場合には、図3に示されているように、29歳以下から50歳代までの子どもの養育・教育の時期に未満率は5割を超え特に高いことが分かる。それは、子どもの貧困の問題でもある。

また、ライフサイクル上最も典型的な世帯構成を取り上げて未満率をみてみたのが、図4である。これを見ると、人生のはじめと終わりで、つまり、若年単身世帯と高齢単身世帯で、特に未満率が高く5割を超えているのがわかる。人生のはじめと終わりがそれぞれ貧困に陥る可能性が高いことを示している。

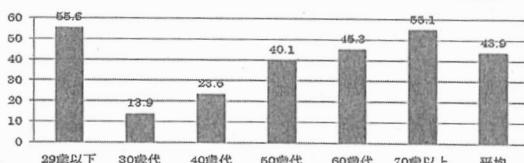
以上のように、貧困は、若年単身世帯や高齢単身世帯、養育・教育期にあるひとり親世帯に特に偏在しているのである。収入の扱い手が1人の世帯と2人の世帯との格差・分裂が生じているのである。これらの世帯に対する貧困対策が緊急の課題である。

2. 「低賃金・不安定雇用層」の増大—現代の「低賃金構造」—

(1) 民間の低賃金労働者の増大

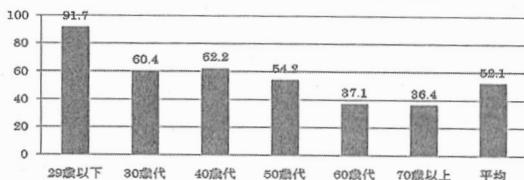
貧困の具体的な姿は、「低賃金・不安定雇用層」にある。民間労働者の年間賃金額の状況をみたのが、図5である。これは国税庁の「民間給与実態統計調査」から作

図2 年齢階級別、単身世帯の保護基準未満率の推計値



資料：前図に同じ

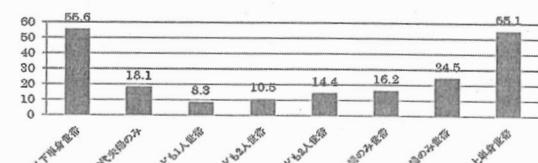
図3 年齢階級別、ひとり親世帯の保護基準未満率の推計値



資料：前図に同じ

注：29歳以下はケース数が少ない

図4 ライフサイクルに応じた世帯構造別、保護基準未満率の推計値



資料：前図に同じ

注3：生活保護基準未満率については、これまで、駒村康平氏や橋木俊昭・浦川邦夫氏によるものがある。駒村氏（「セーフティネットの再構築－低所得者世帯の状況」『週刊社会保障』2002年11月4日号所収）によれば、未満率は7.7%（1999年時点）であり、橋木・浦川氏（『日本の貧困研究』東京大学出版会、2006年）によれば、7.45%～10.79%（1995年～2001年）である。これらの推計値よりも、私の推計値は高いが、生活保護基準に、勤労に伴う必要経費（基礎控除、特別控除）を含めているか否か、住宅扶助について一般基準を採用するか、特別基準を採用するか、級地の取り方によるものと思われる。例えば、橋木・浦川氏による保護基準の取り方は、級地を3級地－1（地方小都市）、基礎控除、特別控除は除外、住宅扶助は一般基準を用い、その結果、保護基準額は最も厳しい（低い）水準を採用している。

成したものである。これによれば、年間賃金200万円以下の労働者は、2002年の853万人から2007年には1032.3万人にまで膨れ上がっている。この5年間に179.3万人、21.0%の増加である。また、その割合をみると、2002年の17.1%から2007年の22.7%へと、5.6ポイントの増加を示している。

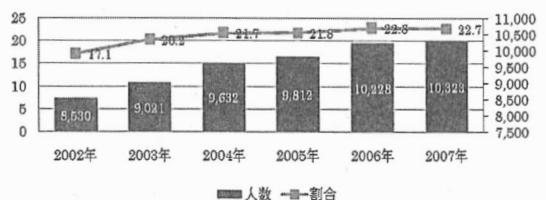
この年額200万円は、月額166.667円である。この賃金水準は、全労連や連合が要求している最低賃金額、時給1,000円（以上）、年額200万円（以上）に相当する額である。それ以下の民間労働者が1,000万人以上、2割を超えているのである。この額はまた、若年単身世帯の生活保護基準額（月額約172,000円－1級地－1、勤労控除としての基礎控除、特別控除を含む）にほぼ相当する額でもある。低賃金労働者がいかに多いかが分かる。

上記の賃金額は、言うまでもなく、一人あたりの賃金額である。では、世帯の収入額でみた場合には、どのような特徴を示すのであろうか。図6は、厚生労働省の「国民生活基礎調査」により作成したものである。これによると、1995年と2007年を比較した場合、年間収入450万円を境にして、それ未満が増加し、それ以上が減少する傾向を示していることが分かる。450万円未満の割合は、1995年の28.1%に対し2007年には32.8%と、この12年間の間に4.7ポイント増加したことを示している。全体的な世帯収入の落層化がみられる。

（2）低所得層の低貯蓄額

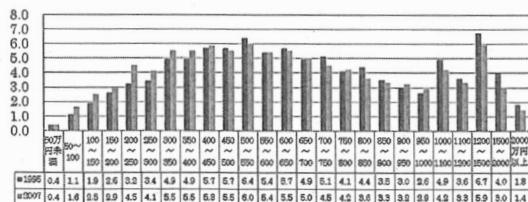
労働者の低賃金・低所得の問題に対し、貯蓄が全世帯

図5 民間給与200万円以下の給与所得者数と割合
(単位：千人、%)



資料：国税庁「民間給与事態統計調査結果」より作成

図6 全国・雇用者世帯、所得金額階級別分布の推移



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」より作成

平均1,728万円（平成17年総務庁「家計調査〈貯蓄・負債編〉」）あるではないかといった意見が聞かれる。労働者世帯の平均をみても貯蓄現在高は平均1,292万円である。しかし、平均をみても分からないのである。次の図7は、労働者世帯の年間収入階級別にみた貯蓄現在高である。労働者世帯で年間収入200万円未満では、貯蓄現在高が100万円未満が46.2%も存在し、300万円未満を合計すると66.8%に達する。同様に、年間収入200～250万円未満階級から400～450万円未満階級までをみれば、貯蓄現在高が300万円未満は5割前後に上っているのである。つまり、低所得層にとっては、その貯蓄額はほぼ収入の1年分ほどもない世帯が半数以上に上っていることになる。これらの低所得層の多くは、収入が途絶えたならば、すぐにでも路頭に迷ってしまうのである。そういう生活上の「抵抗力」が脆弱である。

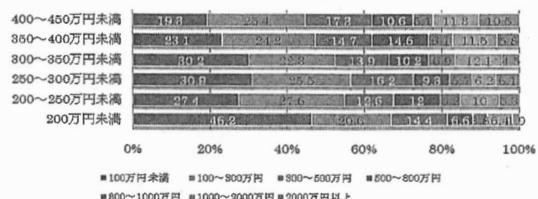
（3）失業率の増大

2008年暮れのサブプライムローン問題などによるリーマン・ブラザーズの破たんに端を発した金融危機は、わが国の経済にも大きな影響を与え、労働者の完全失業率は上昇している。2008年11月の完全失業率が3.9%から、12月には4.1%、2009年1月の4.2%、3月には5.1%、9月には5.5%（352万人）にまで増加している。特に、若年層の完全失業率は、2009年9月現在で15～24歳で9.8%、25～34歳で7.3%と他の年齢階級との差が著しいのである。

（4）非正規労働者の増大

また、低賃金労働者の多くが、雇用が不安定な非正規労働者である。次の図8に示されているように、1995年以降の「構造改革」により、急速に非正規労働者が増加していることがわかる。非正規労働者の数は、1995年の1,001万人から2008年の1,760万人へとこの13年間に759万人（75.8%増）となっている。その割合は、1995年の20.9%から2008年の34.1%へと13.2ポイントの増加を示している^(注4)。

図7 年間収入階級別、貯蓄現在高階級別分布、2人以上世帯・労働者世帯



資料：総務省「平成17年家計調査〈貯蓄・負債編〉」より作成

日経連による1995年の「新時代の「日本の経営」」の公表以来、総人件費削減政策の一環として「雇用の流動化」政策が推し進められ、一方で中高年の正規雇用労働者のリストラが進み、その置き換えとして非正規化が進められてきたのである。

(5) 非正規雇用の「常勤パート」化

非正規雇用とか臨時雇用と言った場合、短時間パート労働者を意味していることが多かった。それは、家事や育児と仕事を両立させるための雇用の形態として考えられてきた。家庭と労働市場を行き来するという意味で「縁辺労働力」とも言われてきた。しかし、今日、非正規労働者の多くは、正規労働者とほとんど同じ時間働いているのである。

図9は、厚生労働省による平成15年「就業形態の多様化に関する総合実態調査」から作成したものである。この図は、週所定労働時間を正規と非正規に分けてみたものである。これによれば、正規労働者の場合、最も多いのが40時間以上で67.8%、次いで30~40時間未満の32.2%と、全ての労働者が30時間以上であることが分かる。それに対し、非正規の場合も30時間以上の合計は63.1%に上っている。今日の非正規労働者といえど、正規労働者とほぼ同じ所定労働時間で働いている場合が、6割を超えることを示している。つまり、

今日の非正規と言われる労働者は、正規と同様の労働時間働いている方が圧倒的多数を占め、職場ではいわゆる「長時間パート」とか「常勤パート」などという言われ方をして働いているのである。これが、今日の非正規の特徴の一つである。

(6) 正規の非正規への置き換え

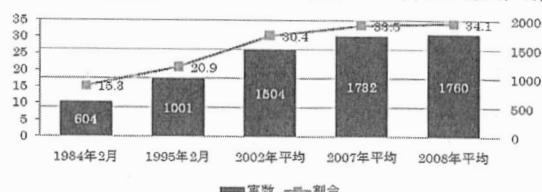
非正規労働者の中には、サービス業を中心としてマニュアル化した職種で、昇進の見込みもほとんどない職種もあるのも事実であるが、高度な専門的技能と経験を必要とする職種からなる福祉・保育の職場では、退職した正規の補充を非正規で行う、いわゆる正規の非正規への置き換えが進んでいるのである。それは製造業をはじめとした現場の労働者や事務職でも同じことが見られるのが今日の特徴であろう。

2007年に「福祉人材確保研究会」（代表金澤誠一）が福祉保育労の協力により実施した「福祉事業所アンケート調査」（大阪府：回収821事業所、回収率35.2%。新潟県：254事業所、回収率50.8%）では、退職者の補充の仕方として、「正規を非正規で」が「非正規を正規で」よりもはるかに上回っていた。大阪府では「正規を非正規で」が27.6%に対し「非正規を正規で」は11.0%、新潟県では前者が33.9%に対し後者は8.5%に過ぎなかった。

それはまた、仕事の内容の変化を伴うことになる。職場の中で非正規化が進めば、正規が「恒常的・基幹的仕事」を行い、非正規が「一時的・補充的仕事」をおこなうといった棲み分けが困難となり、非正規の仕事もまた「恒常的・基幹的」内容とならざるを得なくなるのである。そしてまた、一時的・補充的仕事をする非正規が必要となり、非正規は恒常的・基幹的仕事をする人と一時的・補充的仕事をする人にさらに分かれ、雇用形態を複雑にし重層的構造となるのである。

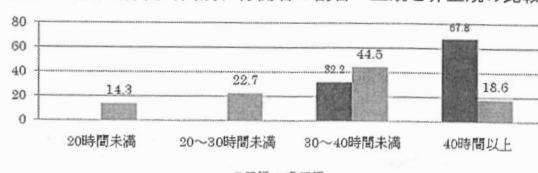
例えば、福祉の現場では、職員会議やケース会議への出席そして企画・運営など責任が伴う仕事は、それまでは正規の仕事とされていたが、非正規化が進めば、正規だけでは仕事が回らなくなり、非正規の参加が不可欠になる。また、保育の職場では、クラス担任は正規の仕事とされていたが、非正規化が進み、正規だけでは仕事が回らなくなり、非正規のクラス担任が増えてこざるを得なくなる。正規の非正規化は、ただ単に、労働時間が正規と非正規が同じくなるだけではなく、仕事の内容その

図8 非正規職員・従業員の人数と割合 (単位：万人、%)



資料：総務省『労働力調査特別調査』及び『労働力調査詳細結果』より作成

図9 週所定労働時間別、労働者の割合・正規と非正規の比較



資料：厚生労働省『平成15年雇用構造調査(就業形態の多様化に関する総合実態調査)』より作成

注4：ただし、2009年に入ると派遣切り等により減少している。09年1~3月平均1,699万人、4~6月平均1,685万人、7~9月平均1,743万人と、雇用の流動化政策による雇用調整がみられる。

ものが同じくなる可能性を高めている。また、逆に、非正規化が進んでいるにもかかわらず、正規と非正規の棲み分けを従来通り続けている職場では、正規職員の長時間・過重労働が常態となり、その結果、バーンアウト（燃え尽き症候群）などメンタルヘルスの問題を含め健康破壊が進むことになる。

（7）非正規労働者の低賃金の実態

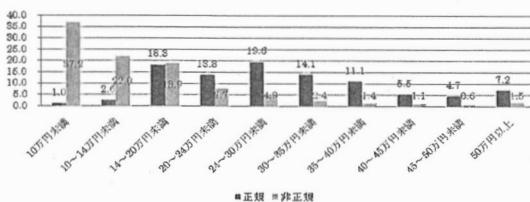
上記のように、正規労働者と同じ労働時間で同じ仕事をしている非正規労働者が圧倒的多数に上っているといえるのであるが、それにもかかわらず、賃金が低いのである。次の図10は、前記の厚労省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」に基づくものである。

これをみると、正規労働者の賃金額は、かなりばらつきはあるものの、14～20万円未満から35～40万円未満に約8割が集中している。ただし、正規でも14～20万円未満に18.3%も分布しているが、若年層の多くがここに属している可能性が高い。

それに対し、非正規の場合には、10万円未満から14～20万円未満に約8割が集中しその分布の幅も狭い。10万円未満層の多くは短時間パートであり、「常勤パート」の場合には賃金額は10～14万円未満と14～20万円未満にあると推測される。

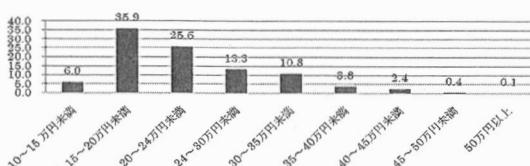
「福祉人材確保研究会」による「福祉保育労働者の労働と生活の実態調査」（2007年実施、全国調査、有効回答数2,822ケース、有効回答率21.4%）でも、上記の厚労省の調査とほぼ同じ結果となった。むしろ、上記の性格が鮮明に表れている。

図10 正規と非正規の賃金総額階級別労働者の割合



資料：前図に同じ

図11 福祉保育・正規労働者の賃金分布



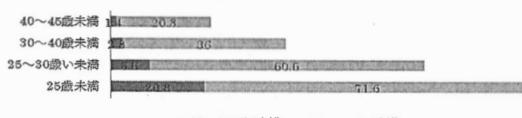
資料：「福祉人材確保研究会」による「福祉保育労働者の労働と生活の実態調査」より作成

正規の福祉保育労働者の賃金分布をみると（図11）、15～20万円未満から30～35万円未満に8割以上集中している。先の厚労省調査よりも分布の幅が狭く、それだけ、福祉保育労働者の賃金は、正規の場合でも低いことを物語っている。しかも、15～20万円未満に35.9%も分布し、厚労省調査の同賃金階層の割合よりも2倍近い結果となっている。それだけ、正規でも福祉保育労働者の場合には20万円に満たない労働者が多いことになる。図12に示されているように、この15～20万円未満層は、25歳未満で7割、25～30歳未満でも6割も占め、しかも25歳未満ではそれより1段階低い10～15万円未満に2割も分布しているのである。20万円に満たない若年正規労働者の低賃金は明らかである。

非正規の場合には、常勤パートは、図13に示されているように、ほとんど年齢と関係なく10～15万円未満と15～20万円未満に分布していることがわかる。それはまた、経験年数とも関係なく一律にこの賃金額であることを意味している。しかも、特に、若年層では10～15万円未満が7割から6割を占め、正規の最も低い15～20万円未満よりも1段階低いこの賃金額が一般的であることがわかる。

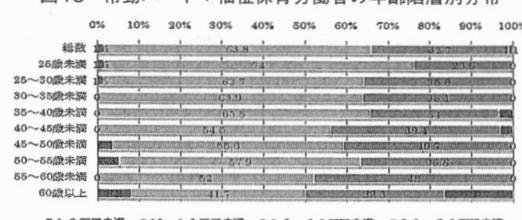
正規と非正規労働者の賃金階層で、15～20万円未満は、双方ともに高い割合となって重なっているが、非正規労働者の低賃金が「おもり」となって、正規の若年労働者の賃金を引き下げていることを意味している。こうした状況が進めば、その職種全体が非正規によって占められ、非正規の職種となる可能性がある。その場合、他方では、福祉・保育の内容が複雑化・困難化あるいは重

図12 福祉保育・正規労働者の年齢階層別賃金分布



資料：前図に同じ

図13 常勤パート：福祉保育労働者の年齢階層別賃金分布



資料：前図に同じ

度化し、高度な専門性と経験を必要としていることを考えると、福祉・保育労働の質が確保されるかが問題となる。こうした、正規の非正規化の問題は、いたるところで起きている可能性が高いのである。

(8) 現代の「低賃金構造」—「過剰人口プール」の形成一

膨大な低賃金・不安定就業層によって形成された「過剰人口プール」(注)が、現代わが国の低賃金構造となっている。マルクスが『資本論』第1巻23章で展開しているいわゆる「窮乏化法則」が、現代の資本蓄積の形態に見合った形で現実のものとなっている。この低賃金・不安定就業層は、現代の貧困の作用をとともに受けている階層であり、しかも、その多くは未組織のまま分散し、放置されている。それに留まらず、「過剰人口プール」が膨張すればするほど、一般労働者階級の賃金をも引き下げる「おもり」となっているのである。賃金はとめどなく低下していく可能性がある。

この一連の連鎖反応的構造が、何の矛盾もなく自然的にように貫いていくとは考えられない。それへの反対の運動なり政策が生まれてくるのである。労働者の賃金の低下を押しとどめる「底上げ」として、最低賃金制がある。その意義を今日ほど正規の一般労働者も含めて痛感している時代もないだろう。最低賃金の大幅引き上げが、一般労働者の賃金をも支えていくのである。組織労働者が牽引役となり、低賃金・不安定就業層の組織化とその連帯が重要となる。

最低賃金法の改正により生活保護との整合性をはかることとし、生計費原則が重視されている。生活保護基準が今日の労働者の賃金水準を規定する大きな要素となっている。その意味では、保護基準を巡る問題が、大きな争点となる。その場合にも、ただ単に保護基準に比べて低い高いという相対的問題だけでなく、憲法25条が要求している生活の質を満たしているかが問われなければならない。国民・労働者の側からの「最低生計費」に基づく全国一律最低賃金の大幅な引き上げが、今日わが国の底抜けになった最低生活の岩盤を築くためには必要である。

最低賃金は、保護基準ばかりではなく、課税最低限、保険料の減免、就学援助制度、生活福祉資金制度などに影響を与え、ナショナルミニマムの「要」となるものである。

注：江口英一著『現代の「低所得層」上』（未来社、1979年）
PP.31～40

II 「最低生計費」の試算の目的と方法

1. 算定の対象となるモデル世帯と居住地

(1) 算定の対象となるモデル世帯

算定の対象となるモデル世帯は次の4つである。

- ① 若年単身世帯モデル（25歳男性）
- ② 30歳代夫婦のみ世帯モデル（33歳男性、30歳女性）
- ③ 30歳代夫婦と未婚子1人世帯モデル（35歳男性、33歳女性、9歳女性）
- ④ 40歳代夫婦と未婚子2人世帯モデル（43歳男性、40歳女性、13歳男性、9歳女性）

(2) 居住地の想定

居住地としては、東北地方最賃Cランクについては「会津若松市」郊外、同Dランクについては「北上市」郊外とした。それぞれ市内にある会社に通勤しているものとしている。

2. 算定の目的と方法

(1) 目的と意義

その目的は、最低賃金、生活保護、最低保障年金などの社会保障運動の基礎資料を求めることがある。

これまで、運動の要求の「目安」として生活保護基準を用いる場合が多かったが、老齢加算や母子加算の段階的削減から廃止、そしてまた、保護基準そのものの引き下げが図られようとしているとき、もはや既存の保護基準では、「目安」となることができなくなってきた。新しい要求の目標が必要となっている。

収入の高さが問題であることは言うまでもないが、それだけでは不十分であろう。その収入で「どのようなことができるのか」「どのような状態となりうるのか」といった「生活の質」が問われなければならない。

(2) 最低生活＝「人間らしい生活」の考え方

人間は生理的生物的存在であると同時に、社会的存在である。人間らしい生活を営むためには、人間の生活のこの2つの要素を満たす「生活の質」を確保する必要がある。

第1に、人間の生理的生物的存在に必要な「生活の質」として、「適切な栄養をえているか」「雨露をしのぐことができるか」「避けられる病気にかかっていないか」「健康状態にあるか」といった基本的な「生活の質」が必要である（アマルティア・センの言う生活の「機能」、ア

マルティア・セン著、池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳『不平等の再検討』岩波書店、1999年、参照)。

第2に、人間の社会的存在に必要な「生活の質」として、「読み書きができるか」「移動することができるか」「人前に出て恥をかかないでいられるか」「自尊心を保つことができるか」「社会生活に参加しているか」といった社会的・文化的「生活の質」が必要である(マルティア・センの言う生活の「機能」、前掲書参照)。

こうした「生活の質」は憲法25条が規定する「健康で文化的な最低限度の生活」のより具体的な意味内容であると考えた。

朝日訴訟の最高裁判決では、「健康で文化的な最低限度の生活」をその時々における文化の発達の程度、経済的・社会的条件、一般的な国民生活の状況等との相関関係において判断決定されるものであると述べ、その概念は「抽象的・相対的」なものであるとしている。そしてその具体化に当たっては、国の財政事情を無視することができず、また多方面にわたる複雑多様な、しかも高度な専門的技術的な考察とそれに基づいた政策的判断を必要とするとしている。

しかし、ここで述べた「生活の質」は、「健康で文化的な最低限度の生活」の意味内容について、一歩踏み込んだ解釈をするものである。相対的概念という意味で言えば、上記の「生活の質」を達成するためのさまざまな財やサービスが、時代とともに社会とともに変化することである。しかし、上記の「生活の質」そのものは、歴史的にも社会的にも「絶対的」なものであると考える。

言うまでもなく、個々人が自分の価値や目的あるいは人生設計を選択し、それに向かって活動することは自由(「積極的自由」)である。その意味では価値や目的、生活は多様化するのである。自分が選択した価値や目的あるいは人生設計が、その人の人格を形成することになる。しかし、人格は、それを取り巻く社会的・経済的あるいは文化的環境によって、影響を受けることが多いのである。低所得層や貧困層は、長い人生の中でさまざまな大切なものを失いながら生きていく場合が多いであろう。その悲衰ははかりしれないものがある。また、個々人が置かれている貧困や差別や身体的・精神的状態の違いによって、自分自身の欲求・価値・目的を抑制する可能性も高いのであり、将来に対する希望や勇気を持ち得ない状態となりやすいのである。したがって、価値の多様性を言う前に、こうした個々人が置かれている身体的・精神的状況の多様性や、貧困や差別などの社会的状況の多

様性に配慮する必要があるのである。人格を取り巻く環境・状況の改善なくして、個々人の自由は保障されないと考えるのである。言い換えるならば、貧困からの自由としての最低生活の保障、差別からの自由、身体的・精神的状況からの自由といった「消極的自由」(「何々からの自由」として「何々からの解放」を意味している)が、公共政策によって実現されてこそ、積極的な自分自身の選択した価値や目的に向かって活動する自由が保障されるのである。

(3) 「生活の質」を達成する最低生計費とは

「人間らしい生活」というのは、上記の最低限必要な「生活の質」を達成することである。そのためには、最低限の「所得」が必要であることはいうまでもないが、個々人の身体的・精神的特徴の違いや人々が置かれている社会状況の違いといった人間存在の多様性に配慮してはじめて、人々を等しく取り扱う「公平」性が確保でき、それによって「人間らしい生活」が実現されるのである。また、その上で、個々人の価値や目的、人生設計を選択する自由が保障されるものであるが、「人間らしい生活」を考える場合にも、その積極的自由の余地を最低限保障するものでなければ、個々人の人格の形成や発達を保障するものとはならないと考えた。

つまり、以下で試算される「最低生計費」なるものは、それ以上でも以下でもないといった最低生活の費用(minimum cost)というものではなく、一定の幅がある最低基準(minimum standard)と考えたのである。それは、社会経済や文化の発展について、「生活の質」を達成するための財やサービスが変化していくことはもちろんのこと、人間としての発達や自由が保障されるものでなければならないと考えたからである。それに対する社会的合意がどこまで形成されるかが問題であるが、この試算では、個々人の価値や目的、人生設計を選択する自由の幅として「こづかい」なる名称をもちいてきわめてつましい額であるが計上している。また、人間存在の多様性への配慮として、個々人の身体的・精神的特徴の違いや置かれている社会状況の違いの幅として「予備費」なる名称を用いて計上した。

(4) 算定の前提

最低生計費は、その前提となる社会諸制度の在り方によって異なり、最低生計費と社会諸制度との関係はトレードオフの関係にあり、これら社会諸制度が変われば、「最低生計費」も変わる性格のものである。

前記の最低限必要な「生活の質」を達成するためには、所得に加え、人間存在の多様性を配慮した社会制度(社

会保障・社会福祉諸制度や、住宅・教育などの「生活基盤」など)を必要とするが、その社会制度を一定とすれば、所得が最低限必要な「生活の質」を達成するための要件となる。したがって、ここでは、現在の社会的諸制度を前提とした。

本来、最低限の所得保障と並んで、人間存在の多様性を配慮した社会保障制度や社会福祉制度、「生活基盤」、人権保障そして平和な状態など総合的な現代のナショナルミニマムが必要とされるところである。

(5) 算定の方法

試算の方法としては、マーケットバスケット方式(全物量積み上げ方式)を採用した。それは、上記の目的を達成するために必要であるからである。最低限必要な「生活の質」を満たすために、どれだけの財やサービスが必要かを測るために、必要な物量を一つ一つ積み上げる方法が最も適している。また、その当不当を判断するのに理解しやすいと考えた。それがこの方式を採用した最大の理由であるが、また、この方式の欠点も古くから指摘されている。それは、食費についてはカロリー計算や必要栄養を満たすような栄養学による一定の指標が存在するが、それ以外の費目については、具体的な指標が存在しない、といった指摘である。この欠点をどれだけ克服できるかが、この方式を採用して算定する場合、最大の鍵となる。この欠点を克服するために、ここでは、「持ち物財調査」や「生活実態調査」、「価格調査」を実施している。実態に即した「最低生計費」を算定していくところに、従来と異なるマーケットバスケット方式が考案されている^(注1)。

したがって、ここで算定した「最低生計費」は一種の

理論的生計費ではあるが、最低生活をありうべき一定の理想として現実の生活から遊離させて考えているわけではない。今日の労働者世帯の生活様式、慣習、社会活動を把握するために、「持ち物財調査」や「生活実態調査」「価格調査」を実施し、それに即して算定しているところに特徴がある。

その際、「持ち物財調査」によって、原則7割以上保有の品目を必需品として、積み上げる方法をとっているが、保有率7割以上の品目は、所得弾力性や支出弾力性^(注2)が小さく必需品としての性格を持つものと考えたからである。人々の嗜好は、市場において集計的に表すことができると考えられる。他の人々がどれだけその品目を重視しているかは、市場における購買を促し、保有率を高めるのである。それは、その社会その時代の生活様式や文化水準、社会活動を反映しているものと考えられる。それはまた、人間が生理的生物的存在として必要なものであり、また人間の社会的存在として必要な物でもある。センが生活の「機能」として挙げている「人前に出て恥をかかないでいられるか」といった生活の質を達成できることを意味しているとともに、それは同時に「自尊心を保つことができるか」といった生活の質をも達成することを意味している。7割以上の保有率を持つ品目を必需品として積み上げる方式は、人々の合意を得やすいものであろう。

① 家具・家事用品、被服及び履物、教養娯楽耐久財、書籍・他の印刷物、教養娯楽用品、理美容用品、身の回り用品などは、「持ち物財調査」に基づいて、原則7割以上の保有率の物を、それぞれの品目毎に積み上げて算定した。また、耐用年数については、国税庁「減価償却

注1：マーケットバスケット方式で算定した例として、1974年に当時の総評が算定した「理論生計費」がある。これは、労働者の「あるべき生活像」を想定して算定している点に特徴がある。例えば、「より人間らしい生活」として次のように想定している。「労働時間短縮等を反映した能動型、主体的行動型の余暇を考慮すべきだ」として、「ハイキング、スキー、登山、家族旅行などの比重を高めたほか、単身世帯では語学研修、複数世帯では主婦のけいこごと、夫の趣味(釣り)、長男のサイクリング、長女のピアノのレッスンなどを配慮することにした。」と述べている。その結果、算定された「理論生計費」は、現実の賃金とは大きくかけ離れたものとなった。この例は、労働者の現実の生活様式や社会慣習、社会活動から遊離して理論的に生計費を算定したものといえる。

それに対し、江口英一は、「持ち物財調査」など労働者・国民の生活の実態を調査し、それを基礎資料として「最低基準生活費」をマーケットバスケット方式で算定している(江口英一・松崎彌太郎著「第5章第1節生活再構築のための最低生活基準」、江口英一編著『生活分析から福祉へ』光生館、1987年、所収。江口英一・金澤誠一著「第5章第2節最低基準・最低標準生活費」、江口英一編著『改定新版生活分析から福祉へ』光生館、1998年、所収)。ここで算定した「最低生計費」も、江口英一の方法を用いたものである。

注2：所得弾力性とは、消費量変化の割合／所得変化の割合として表される。所得弾力性が1よりも小さい場合には「必需品」としての性格を表し、1よりも大きい場合には奢侈品としての性格を表す。

支出弾力性とは、消費支出の各費目の変化の割合／消費支出変化の割合として表される。総務省「家計調査」では、支出弾力性が1未満の場合には「基礎的支出(必需品)」と分類し、1以上の場合には「選択的支出(贅沢品)」と分類している。

資産の耐用年数等に関する政令」を参考にした。

購入先について、生活実態調査に基づき想定した。これによれば、世帯類型により多少の違いは認められるが、最も多いのが、「大型スーパー」や「大型電気店」「ホームセンター」であった。比較的高価な物を置いている「百貨店」は少なかった。調査に基づき購入先を特定したのは、それぞれに異なる価格帯があるからである。大型スーパー等の価格帯は、明らかに百貨店よりも低いのである。これらの購入先で価格調査を実施している。

「価格調査」の方法としては、それぞれの品目のそのお店の最低価格、最多・標準価格、最高価格を調査した。外出用の品目については、「人前に出て恥をかかないように」最低価格は避けて、標準価格を用いた。それ以外については、最低価格を用いている。

② 食費については、2007年の総務庁「家計調査年報」の品目分類に基づいて、最も年間収入の低い第1五分位階層の100g当たりの消費単価を4つの食品群に分けてそれぞれ計算した。なお、2009年5月時点での食費の消費者物価の上昇率は、2007年に比べ3.47%増となっていることを考慮している。

次に、女子栄養大学出版部『2008年版五訂増補食品成分表資料編』に基づき、世帯モデル毎に、1日当たりの必要なカロリーを算出した。

また、「4つの食品群の年齢別・性別・身体活動レベル別食品構成（1人1日当たりの重量=g）」（香川芳子：女子栄養大学教授案）に基づいて必要な栄養を満たすように、食費を試算した。香川教授の試案に基づきエネルギー必要量の1割は嗜好品でまかなうようにした。なお、食べ残しなどの廃棄率を5%とした。なお、家で食べる食事は、基本的に食材を購入して調理することを想定としている。上記の「4つの食品群の年齢別・性別・身体活動レベル別食品構成」は、家で食べる場合である。外食・会食については、別途、それぞれ算定している。

朝食、昼食、夕食、仕事帰りや休日の会食については、生活実態調査に基づき、以下の通り、若年単身世帯と2人以上世帯の実態に基づいて算定した。

③ 住居費については、公営住宅は少なく、現実に入る事が困難であるため、民間借家を想定した。居住面積については、国土交通省「住生活基本計画」（平成18年度から平成27年度）による「最低居住面積水準」に基づき、単身世帯25m²、2人世帯30m²、3人世帯40m²、4人世帯50m²とした。

家賃や更新料については、生活実態調査及び北上市内及び会津若松市内での民間賃貸アパートについて住宅情

報誌やチラシなどを用いた調査に基づいて算定した。

④ 教育費については、文科省平成18年度「子どもの学習費調査」に基づいて、試算した。この調査の結果、支出率が7割を超える費目について、その支出者平均額を計上した。それは、小学生の場合には、学校教育費、学校外活動費として家庭内学習費、スポーツ・リクリエーション活動、教養・その他が含まれる。中学1年の場合には、学校教育費、学校外教育費として家庭内学習費が含まれる。

表1. 公立小学校4年生「子どもの学習費調査」による学習費総額とその内訳

ただし、支出額は支出者平均額		
学習費総額	320,000円	
内訳 学校教育費	42,000円	最低生計費に計上する
学校外活動費	238,000円	
補助学習費	107,000円	
家庭内学習費	19,000円	最低生計費に計上する
家庭教師費等	36,000円	同 計上せず
学習塾費	152,000円	同 計上せず
その他	5,000円	同 計上せず
その他の学校外活動費	147,000円	
体験・地域活動	18,000円	同 計上せず
芸術文化活動	84,000円	同 計上せず
スポ・レク活動	67,000円	同 計上する
教養・その他	42,000円	同 計上する
学校給食費	41,000円	食費に計上

最低生計費の計上する小学校4年生の	教育費	170,000円	月当たり	14,167円
内	学校教育費	42,000円	月当たり	3,500円
	学校外教育費	128,000円	月当たり	10,667円

表2. 公立中学校2年生「子どもの学習費調査」による学習費総額とその内訳

ただし、支出額は支出者平均額		
学習費総額	479,000円	
内訳 学校教育費	158,000円	最低生計費に計上する
学校外活動費	258,000円	
補助学習費	183,000円	
家庭内学習費	34,000円	最低生計費に計上する
家庭教師費等	66,000円	同 計上せず
学習塾費	180,000円	
(120,000円)	同 計上する	
その他	8,000円	同 計上せず
その他の学校外活動費	94,000円	
体験・地域活動	16,000円	同 計上せず
芸術文化活動	82,000円	同 計上せず
スポ・レク活動	54,000円	同 計上せず
教養・その他	26,000円	同 計上せず
学校給食費	42,000円	食費に計上

最低生計費の計上する中学校1年生の	教育費	342,000円	月当たり	28,500円
内	学校教育費	188,000円	月当たり	15,667円
	学校外教育費	154,000円	月当たり	12,833円

⑤ 教養娯楽サービスについて、生活実態調査の日帰り旅行、一泊以上の旅行、休日や余暇の過ごし方の項目の結果に基づいて算定した。

⑥ 理美容サービス

北上市及び会津若松市内の調査に基づき、理髪料として、成人男性の場合、1回3,000円、中学男性1回2,500円、小学女性1,500円、ヘアーカット・シャンプー代1回3,500円として算定した。2か月に1回利用とした。

⑦ 交通・通信費

交通費は「生活実態調査」及び現地での調査に基づいて算定した。通信費は、「平成16年全国消費実態調査」より、モデル毎の推定年間所得階層別の通信費を用いた。

⑧ 水道・光熱費については、「平成16年全国消費実態調査」より、気候の違いにより、光熱費の違いがでることが予想されることから、単身世帯の場合には、東北地方勤労者の平均値を用いた。2人以上世帯の場合には、世帯類型別に算定したが、東北地方の特徴を配慮して、全国平均と東北地方平均とを比較した比率を加味して算定した。

⑨ 医療費については、所得弾力性が低いことから、「平成16年全国消費実態調査」より、世帯モデル毎の平均を用いた。

⑩ 交際費・その他については、生活実態調査の結果から、第1に、親戚などの結婚式・お葬式などの参加回数、費用を算定した。

第2に、見舞金やお年玉・その他の贈り物についても生活実態調査からその回数、費用を算定した。

第3に、お中元やお歳暮についても、生活実態調査の結果から算定した。

第4に、自治会費などの負担費や社会福祉協議会の会費、赤い羽根募金、お祭りの寄付を想定し、年間3,600円とした。

第5に、住宅関係負担費として、共益費は「生活実態調査」に基づき、2,000円とした。

第6に、学生時代の同窓会、年末年始の新年会や忘年会(二次会費を含め)を年3回として算定した。

第7に、労働組合費として月3,000円を想定した。

第8に、その他会費として、年間3,000円を想定している。

⑪ こづかいについては、これまでの算定では計上しなかった教養娯楽費としての切り花代、鉢植え代など、オーディオ関係、スポーツ関係など、また、飲食費としての喫茶店でのコーヒー代などを、こづかいとして一括してここに計上した。これらは、「持ち物財調査」では保有率が分散していて7割には満たないが、個々人の趣味・価値観などによる生活の多様性を考慮したものである。その額は、1人当たり1日200円として月6,000円とした。

(注) コーヒー代は、食費に含まれ、2重計算ではないか、と思われるが、食費は外食とそれ以外に分けて計算しており、外食の中にはコーヒー代は含めていない。

⑫ その他、予備費として、消費支出の1割を計上している。これは、これまで計上してきた最低生計費は、いわば平均的な人間を想定したものである。しかし、実際には、個々人の多様性が存在し、例えば、身長や体重の違いにより熱エネルギー量は異なる。また、めがねを必要としたり補聴器を必要としたり、その人の健康状態によっても異なる。医療費や交通通信費、冠婚葬祭費などもその時々によって異なる可能性がある。また、家屋や電気、水回り、その他の修繕・修理代も想定される。そういう点を考慮して予備費を設けたのである。

III 東北地方最賃Cランク「最低生計費」試算

1. 食費の算定

食品群別、100g当たり消費単価

表1-1. 4つの食品群別にみた、100g当たりの消費単価

第1群		第2群			
乳・乳製品	卵		魚介・肉	豆・豆製品	
22.57円	26.63円	151.00円			
		32.44円			
第3群		第4群			
野菜・海草	いも類	果物	穀類	砂糖	油脂
44.57円	25.81円	41.04円	44.06円	21.06円	40.07円
嗜好品(外食を除いた菓子、飲料、酒類) 100カロリー当り 92.24円					

*外食については別に算定する。

(1) 「若年単身世帯モデル」

① 1か月の必要なカロリーと栄養群別単価

25歳男性 1日当たり 2,650kカロリー

表1-2. 25歳、男性、身体活動レベルⅡ、4つの栄養群別、必要な食品構成と金額

第1群		第2群			
乳・乳製品	卵	魚介・肉		豆・豆製品	
必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額
300g	67.7円	50g	13.3円	140g	211.4円
				80g	26.0円
第3群		第4群			
野菜・海草	いも類	果物			
必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額
350g	156.0円	100g	25.8円	200g	82.1円
第4群		穀類	砂糖	油脂	
必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額
400g	176.2円	10g	2.1円	30g	12.0円

* 1日エネルギー必要量の90%とその他の栄養必要量を満たし、それに嗜好品を加えた金額は、
2,385kカロリー 772.6円
嗜好品・265kカロリー 244.4円
合計 1,017.0円
1,017.0円 * 30日 = 30,510円

②全て家で食事をする場合の1か月の食費

25歳男性・・・30,510円
廃棄率(5%) 1,525円
計 32,035円

③朝食及び昼食、夕食、仕事の後や休日の会食の算定

朝食及び昼食、夕食、仕事の後や休日の会食については、若年単身世帯の生活実態調査に基づきそれぞれを算定した。

* 朝食について、調査の結果、第1位が「家でしっかり食べる」の43.5%、第2位「朝食は食べない」の30.4%、第3位「通勤途上や職場でパンやそばなど」の13.0%、第4位「家で牛乳やコーヒーですます」の8.7%と続いている。家で食べるが合計52.2%を占めていることから、家で食べるが一般的といえる。

* 昼食について、調査の結果、第1位が「弁当やパンなど」の43.5%、第2位の「食堂や喫茶店や出前を利用」の17.4%、第3位の「職場の食堂」の13.0%、第3位「職場の給食」の13.0%と続いている。このことから、昼食は、弁当を持ってくる例は少なく、外食が一般的である。その費用は、第1位が「500円台」の29.3%、第2位「400円台」の19.7%、第3位「100円未満」の17.6%、「300円台」の11.7%と続いている。500円台が最も多いことから、1食500円とした。

* 夕食について、調査の結果、第1位が「家で別々に」の73.9%、第2位「食堂などを利用」の26.1%であった。家で食べることが圧倒的に多いことが分かった。

* 仕事の帰りや休日の会食などについて、調査の結果、第1位が「月に数回程度」の60.9%、第2位「ほとんどない」の30.4%、第3位「週2~3回程度」の8.7%と続いている。この結果から月数回の会食が一般的と言えるが、恋人や友人などの会食として月3回とした。その費用については、第1位「5,000円台」の25.0%、第2位「2,000円」「3,000円台」「4,000円台」の12.5%、第5位「1,000円台」と「1,000円未満」の6.3%であった。2,000円台から4,000円台が最も多いことから、1回2,500円の費用とした。

* 以上の調査の結果から、昼食の弁当と友人などの会食は、次の通り算定した。

弁当 1食 730kカロリー 500円
1ヶ月 20食 14,600kカロリー 10,000円
会食 1回 定食(刺身天ぷら膳)とビール中びん2本
986kカロリー + 390kカロリー = 1,376kカロリー
月3回 4,128kカロリー 7,500円

④家の食事、昼食・外食、会食の内訳と1か月の食費の合計額

家の食事 56,797kカロリー 21,797円
昼食 14,600kカロリー 10,000円
会食 4,128kカロリー 7,500円
廃棄率(5%) 3,975kカロリー 1,525円
合計 79,500kカロリー 40,822円

(2) 「30歳代夫婦のみ世帯モデル」

① 1か月の必要なカロリーと栄養群別単価

35歳男性	1日当たり	2,650kカロリー
33歳女性	1日当たり	2,000kカロリー
計		<u>4,650kカロリー</u>

表1-3. 33歳、男性、身体活動レベルⅡ、4つの栄養群別、必要な食品構成と金額

第1群			第2群			豆・豆製品		
乳・乳製品	卵	魚介・肉	豆・豆製品	豆・豆製品	豆・豆製品	豆・豆製品	豆・豆製品	豆・豆製品
必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額	必要量
<u>300g</u>								
300g	67.7円	50g	13.3円	140g	211.4円	80g	26.0円	
<u>第3群</u>								
野菜・海草			いも類			果物		
必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額	
350g	156.0円	100g	25.8円	200g	82.1円			
<u>第4群</u>								
穀類			砂糖			油脂		
必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額	
400g	176.2円	10g	2.1円	30g	12.0円			

* 1日エネルギー必要量の90%とその他の栄養必要量を満たし、それに嗜好品を加えた金額は、

2,385kカロリー	772.6円
嗜好品・265kカロリー	244.4円
合計	<u>1,017.0円</u>
1,017.0円 * 30日	<u>= 30,510円</u>

表1-4. 30歳、女性、身体活動レベルⅡ、4つの栄養群別、必要な食品構成と金額

第1群		第2群		第3群		第4群	
乳・乳製品	卵	魚介・肉	豆・豆製品	野菜・海草	いも類	果物	穀類
必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額
250 g	56.4 円	50 g	18.3 円	100 g	151.0 円	80 g	26.0 円

第1群		第2群		第3群		第4群	
乳・乳製品	卵	魚介・肉	豆・豆製品	野菜・海草	いも類	果物	穀類
必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額
350 g	156.0 円	100 g	25.8 円	200 g	82.1 円		

第1群		第2群		第3群		第4群	
乳・乳製品	卵	魚介・肉	豆・豆製品	野菜・海草	いも類	果物	穀類
必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額
270 g	119.0 円	10 g	2.1 円	15g	6.0 円		

* 1日エネルギー必要量の90%とその他の栄養必要量を満たし、それに嗜好品を加えた金額は、
1,800kカロリー 637.7円
嗜好品・200kカロリー 184.5円
合計 822.2円
822.2円*30日 = 24,666円

②全て家で食事をする場合の1か月の食費

33歳男性・・・30,510円
30歳女性・・・24,666円
廃棄率(5%) 2,759円
計 57,935円

③朝食及び昼食、夕食、仕事の後や休日の会食の算定の仕方

朝食及び昼食、夕食、仕事の後や休日の会食については、2人以上世帯の生活実態調査に基づきそれぞれを算定した。
*朝食について、調査の結果、第1位が「家でしっかり食べる」の74.8%、第2位「家で牛乳やコーヒーですます」の9.2%、他は極めてわずかであった。家で食べるがほとんどを占めたことから、家で食べることとした。
*昼食について、調査の結果、第1位が「家から弁当」の52.9%、第2位の「弁当やパンを購入」の17.8%、第3位の「家で食べる」の17.8%と続いていた。若年単身者と異なり昼食は、家から弁当を持ってくる場合が5割を占めることから、昼食は弁当持参とした。この点は首都圏と異なるところである。

*夕食について、調査の結果は、第1位が「家で家族と一緒に」の75.4%、第2位「で別々に」の17.5%であった。ほとんどの人が家で食べることがわかる。

*仕事の帰りや休日の会食などについて、調査の結果、第1位が「ほとんどない」の48.3%、第2位「月に数回程度」の44.0%、第3位「週2~3回程度」の4.9%、第4位「ほとんど毎日」の1.8%と続いていた。月数回以上が半数を

占めていることから、会食はあるとして、若年単身者よりもやや少なめに月2回とした。その費用については、第1位「1,000円未満」22.4%、第2位「5,000円台」の18.8%、第3位「3,000円台」の18.2%、第4位「2,000円以上」の10.3%、第5位「1,000円台」の9.1%、第6位「10,000円以上」の8.5%、第7位「4,000円台」の7.9%と続けていた。1,000円台から5,000円台に6割以上占めていることから、その中間をとて1回2,500円の費用とした。

*以上の調査の結果から、家族や友人などの会食は、次の通り算定した。

会食 1回 定食(刺身天ぷら膳)とビール中びん2本
986kカロリー + 390kカロリー = 1,376kカロリー

月2回 2,752kカロリー 5,000円×2人 = 10,000円

④家の食事、会食の内訳と1か月の食費の合計額

家の食事 133,996kカロリー 52,999円

会食 5,504kカロリー 10,000円

廃棄率(5%) 6,975kカロリー 2,759円

合計 146,475kカロリー 65,758円

(3) 「30歳代夫婦と未婚子1人世帯モデル」

①1か月の必要なカロリーと栄養群別単価

35歳男性	1日当たり 2,650kカロリー
33歳女性	1日当たり 2,000kカロリー
9歳女性	1日当たり 1,800kカロリー
計	6,450kカロリー

表1-5. 35歳、男性、身体活動レベルⅡ、4つの栄養群別、必要な食品構成と金額

第1群		第2群		第3群		第4群	
乳・乳製品	卵	魚介・肉	豆・豆製品	野菜・海草	いも類	果物	穀類
必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額
300 g	67.7 円	50 g	18.3 円	140 g	211.4 円	80 g	26.0 円

第1群		第2群		第3群		第4群	
乳・乳製品	卵	魚介・肉	豆・豆製品	野菜・海草	いも類	果物	穀類
必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額
350 g	156.0 円	100 g	25.8 円	200 g	82.1 円		

第1群		第2群		第3群		第4群	
乳・乳製品	卵	魚介・肉	豆・豆製品	野菜・海草	いも類	果物	穀類
必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額
400 g	176.2 円	10 g	2.1 円	30g	12.0 円		

* 1日エネルギー必要量の90%とその他の栄養必要量を満たし、それに嗜好品を加えた金額は、

2,385kカロリー 772.6円

嗜好品・265kカロリー 244.4円

合計 1,017.0円

1,017.0円*30日 = 30,510円

表1-6. 33歳、女性、身体活動レベルⅡ、4つの栄養群別、必要な食品構成と金額

第1群		第2群		豆・豆製品	
乳・乳製品	卵	魚介・肉			
必要量 250 g	金額 56.4 円	必要量 50 g	金額 13.8 円	必要量 100 g	金額 151.0 円
第3群					
野菜・海草	いも類		果物		
必要量 350 g	金額 156.0 円	必要量 100 g	金額 25.8 円	必要量 200 g	金額 82.1 円
第4群					
穀類	砂糖		油脂		
必要量 270 g	金額 119.0 円	必要量 10 g	金額 2.1 円	必要量 15g	金額 6.0 円

* 1日エネルギー必要量の90%とその他の栄養必要量を満たし、それに嗜好品を加えた金額は、
 1,800kカロリー 637.7円
 嗜好品・200kカロリー 184.5円
 合計 822.2円
 822.2円 * 30日 = 24,666円

表1-7. 9歳、女性、身体活動レベルⅡ、4つの栄養群別、必要な食品構成と金額

第1群		第2群		豆・豆製品	
乳・乳製品	卵	魚介・肉			
必要量 330 g	金額 74.5 円	必要量 50 g	金額 13.3 円	必要量 100 g	金額 151.0 円
第3群					
野菜・海草	いも類		果物		
必要量 300 g	金額 133.7 円	必要量 60 g	金額 15.5 円	必要量 200 g	金額 82.1 円
第4群					
穀類	砂糖		油脂		
必要量 230 g	金額 101.3 円	必要量 10 g	金額 2.1 円	必要量 15g	金額 6.0 円

* 1日エネルギー必要量の90%とその他の栄養必要量を満たし、それに嗜好品を加えた金額は、
 1,620kカロリー 606.6円
 嗜好品・180kカロリー 166.0円
 合計 772.6円
 772.6円 * 30日 = 23,178円

②全て家で食事をする場合の1か月の食費

33歳男性 ···· 30,510円
 30歳女性 ···· 24,666円
 9歳女性 ···· 23,178円
 廃棄率(5%) 3,918円
 計 82,272円

③朝食及び昼食、夕食、仕事の後や休日の会食の算定の仕方

朝食及び昼食、夕食、仕事の後や休日の会食について

は、生活実態調査に基づきそれぞれを算定した。

*朝食について、家で食べることにした。

*昼食について、家から弁当持参とした。

*夕食について、家で食べることにした。

*仕事の帰りや休日の会食などについて、月2回の会食として、その費用を1回大人1人当たり2,500円、子どもは1回1人当たり829円とした。子どもと一緒に会食は月1回とした。

*以上の調査の結果から、家族や友人などの会食は、次の通り算定した。

(会食)

大人1回 定食(刺身天ぷら膳)とビール中びん2本
 986kカロリー + 390kカロリー = 1,376kカロリー
 大人月2回 2,752kカロリー × 2 = 5,504kカロリー
 5,000円 × 2人 = 10,000円
 子ども月1回ハンバーグステーキランチ
 712kカロリー 829円

(子どもの学校給食)

年間197日 月額 4,000円
 年間カロリー 650kカロリー × 197日 = 128,050kカロリー
 月平均カロリー

128,050kカロリー ÷ 12カ月 = 10,671kカロリー

④家の食事、会食の内訳と1か月の食費の合計額

家の食事	176,613kカロリー	71,516円
会食	6,216kカロリー	10,829円
学校給食	10,671kカロリー	4,000円
廃棄率(5%)	9,675kカロリー	3,918円
合計	203,175kカロリー	<u>90,263円</u>

(4) 「40歳代夫婦と未婚子2人世帯モデル」

①1か月の必要なカロリーと栄養群別単価

45歳男性	1日当たり 2,650kカロリー
43歳女性	1日当たり 2,000kカロリー
13歳男性	1日当たり 2,650kカロリー
9歳女性	1日当たり 1,800kカロリー
計	<u>9,100kカロリー</u>

表1-8. 45歳、男性、身体活動レベルⅡ、4つの栄養群別、必要な食品構成と金額

第1群		第2群					
乳・乳製品	卵	魚介・肉		豆・豆製品			
必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額
300 g	67.7 円	50 g	18.8 円	140 g	211.4 円	80 g	26.0 円

第3群		第4群					
野菜・海草	いも類	果物		油脂			
必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額
350 g	156.0 円	100 g	25.8 円	200 g	82.1 円		

* 1日エネルギー必要量の90%とその他の栄養必要量を満たし、それに嗜好品を加えた金額は、
2,385k カロリー 772.6 円
嗜好品・265k カロリー 244.4 円
合計 1,017.0 円
1,017.0 円 * 30 日 = 30,510 円

表1-10. 13歳、男性、身体活動レベルⅡ、4つの栄養群別、必要な食品構成と金額

第1群		第2群					
乳・乳製品	卵	魚介・肉		豆・豆製品			
必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額
400 g	90.3 円	50 g	18.8 円	160 g	241.6 円	100 g	32.4 円

第3群		第4群					
野菜・海草	いも類	果物		油脂			
必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額
350 g	156.0 円	100 g	25.8 円	200 g	82.1 円		

* 1日エネルギー必要量の90%とその他の栄養必要量を満たし、それに嗜好品を加えた金額は、
2,385k カロリー 816.6 円
嗜好品・265k カロリー 244.4 円
合計 1,061.0 円
1,061 円 * 30 日 = 31,830 円

表1-9. 43歳、女性、身体活動レベルⅡ、4つの栄養群別、必要な食品構成と金額

第1群		第2群					
乳・乳製品	卵	魚介・肉		豆・豆製品			
必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額
250 g	56.4 円	50 g	18.3 円	100 g	151.0 円	80 g	26.0 円

第3群		第4群					
野菜・海草	いも類	果物		油脂			
必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額
350 g	156.0 円	100 g	25.8 円	200 g	82.1 円		

* 1日エネルギー必要量の90%とその他の栄養必要量を満たし、それに嗜好品を加えた金額は、
1,800k カロリー 637.7 円
嗜好品・200k カロリー 184.5 円
合計 822.2 円
822.2 円 * 30 日 = 24,666 円

表1-11. 9歳、女性、身体活動レベルⅡ、4つの栄養群別、必要な食品構成と金額

第1群		第2群					
乳・乳製品	卵	魚介・肉		豆・豆製品			
必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額
330 g	74.5 円	50 g	18.3 円	100 g	151.0 円	80 g	26.0 円

第3群		第4群					
野菜・海草	いも類	果物		油脂			
必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額
300 g	133.7 円	60 g	15.5 円	200 g	82.1 円		

* 1日エネルギー必要量の90%とその他の栄養必要量を満たし、それに嗜好品を加えた金額は、
1,620k カロリー 606.6 円
嗜好品・180k カロリー 166.0 円
合計 772.6 円
772.6 円 * 30 日 = 23,178 円

②全て家で食事をする場合の1か月の食費

45歳男性・・・30,510円
43歳女性・・・24,666円
13歳男性・・・31,830円
9歳女性・・・23,178円
廃棄率(5%) 5,509円
計 115,693円

③朝食及び昼食、夕食、仕事の後や休日の会食の算定の仕方

朝食及び昼食、夕食、仕事の後や休日の会食については、生活実態調査に基づきそれぞれを算定した。

*朝食について、家で食べることにした。

*昼食について、家から弁当持参とした。

*夕食について、家で食べることにした。

*仕事の帰りや休日の会食などについて、月2回の会食として、その費用を1回大人1人当たり2,500円、子どもは1回1人当たり829円とした。子どもと一緒に会食は月1回とした。

*以上の調査の結果から、家族や友人などとの会食は、次の通り算定した。

(会食)

大人1回 定食(刺身天ぷら膳)とビール中びん2本

986kカロリー + 390kカロリー = 1,376kカロリー

大人月2回 2,752kカロリー × 2人 = 5,504kカロリー

5,000円 × 2人 = 10,000円

子ども月1回ハンバーグステーキランチ

子ども月1回 712kカロリー × 2人 = 1,424kカロリー

829円 × 2人 = 1,658円

(子どもの学校給食)

年間197日 月額 4,000円

年間カロリー 830kカロリー × 197日 = 163,510kカロリー

月平均カロリー

163,510kカロリー ÷ 12カ月 = 13,626kカロリー

年間197日 月額 4,000円

年間カロリー 650kカロリー × 197日 = 128,050kカロリー

月平均カロリー

128,050kカロリー ÷ 12カ月 = 10,671kカロリー

④家の食事、会食の内訳と1か月の食費の合計額

家の食事 241,775kカロリー 97,581円

会食 6,928kカロリー 11,658円

学校給食 24,297kカロリー 8,000円

廃棄率(5%) 13,650kカロリー 5,509円

合計 286,650kカロリー 122,748円

2. 住居費の算定

(1) 「若年単身世帯モデル」

生活実態調査では、家賃で最も多かったのが「4万円台」で30.8%、次いで「6万円台」の23.1%、「3万円台」の15.4%、「5万円台」の15.4%と、3万円台から6万円台に集中していた。駐車場代は、生活実態調査の結果、第1位が「5千円未満」の46.2%、第2位「なし」の30.8%、第3位「5千円~1万円未満」の23.1%であつ

た。会津若松市での不動産店での調査では、1k 25m²程度の家賃は、最低3万円から4万円台が中心であった。最低家賃の30,000円を採用した。更新料はこの地方ではないのが通例であることが分かった。

合計 30,000円

家賃 月 30,000円

更新料 月当たり 0円

(2) 「30歳代夫婦のみ世帯モデル」

会津若松市での調査では、2K 30m²程度の家賃は、3万円台から4万円台となっていた。このことから、家賃を35,000円とし、更新料なしとした。

合計 35,000円

家賃 月 35,000円

更新料 月当たり 0円

(3) 「30歳代夫婦と未婚子1人世帯モデル」

会津若松市での調査では、2DK 40m²程度の家賃は、4万円台から5万円台がほとんどであった。このことから、家賃を40,000円、更新料なしとした。

合計 40,000円

家賃 月 40,000円

更新料 月当たり 0円

(4) 「40歳代夫婦と未婚子2人世帯モデル」

会津若松市での調査では、3DK 50m²程度の家賃は、5万円前後から6万円台であった。このことから、家賃を48,000円、更新料なしとした。

合計 48,000円

家賃 月 48,000円

更新料 月当たり 0円

3. 水道・光熱費の算定

(1) 「若年単身世帯モデル」

合計 9,017円

電気代 3,736円

ガス代 2,582円

他の光熱 538円

上下水道代 2,161円

(2) 「30歳代夫婦のみ世帯モデル」

合計 13,369円

電気代 5,509円

ガス代	3,746円
他の光熱	824円
上下水道代	3,290円

(3) 「30歳代夫婦と未婚子1人世帯モデル」

合計	19,031円
電気代	8,562円
ガス代	4,109円
他の光熱	1,244円
上下水道代	5,116円

(4) 「40歳代夫婦と未婚子2人世帯モデル」

合計	21,861円
電気代	8,897円
ガス代	4,923円
他の光熱	1,778円
上下水道代	6,263円

4. 家具・家事用品の算定

(1) 「若年単身世帯モデル」

合計	3,417円
----	--------

a. 家庭用耐久消費財 月額 1,921円

家事用耐久財

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
自動炊飯器	6,980	6年	1	97	3合炊
電気冷蔵庫	19,800	6年	1	275	
電気掃除機	3,480	6年	1	48	
電気洗濯機	19,800	6年	1	275	
電子レンジ	10,800	6年	1	150	
ガステーブル	14,253	6年	1	198	
小計				1,043	

冷暖房用機器

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ルームエアコン	51,800	6年	1	719	
電気こたつ	5,990	6年	1	83	
小計				802	

一般家具

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
整理ダンス	9,800	15年	1	54	チェスト
食卓用テーブル	1,990	15年	1	11	ロウテーブル
本棚	1,995	15年	1	11	ラック
小計				76	

b. 室内装備品 月額 175円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
目覚まし時計	399	8年	1	4	
照明器具	3,980	8年	1	41	
カーテン	2,100	5年	2	70	1.0m × 1.33m
座布団	599	5年	1	10	
こたつ布団	2,990	5年	1	50	
小計				175	

c. 寝具類 月額 398円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
掛け布団	2,990	5年	1	50	
敷き布団	2,400	5年	1	40	
タオルケット	999	3年	1	28	
毛布	2,079	3年	1	58	
まくら	579	3年	1	16	
シーツ	1,290	2年	2	108	
ふとんカバー	777	2年	2	65	
まくらカバー	399	2年	2	33	
小計				398	

d. 家事雑貨 月額 499円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
飯茶碗	98	2年	2	8	
湯飲み茶碗	98	2年	2	8	
コーヒー・紅茶茶碗	399	2年	2	33	
どんぶり	298	2年	2	25	
吸い物茶碗	98	2年	2	8	
盛り皿・盛り鉢	198	2年	2	17	
小皿	298	2年	2	25	
コップ	98	2年	2	8	
スプーン	98	5年	2	3	
フォーク	98	5年	2	3	
ナイフ	198	5年	2	7	
醤油さし	750	5年	1	13	
タッパー	298	5年	1	5	
中なべ	348	5年	1	6	
小なべ	348	5年	1	6	
フライパン	399	5年	1	7	
やかん	798	5年	1	13	
水切りかご・ざる	278	5年	1	5	
ボール	598	5年	1	10	
包丁	998	5年	1	17	
まな板	248	5年	1	4	
たわし・スポンジ	88	1年	2	15	
はし	98	5年	2	3	
しゃもじ	198	5年	1	3	
ふきん	195	1年	1	3	5枚組
フライ返し	148	5年	1	2	
干し物さお	598	5年	1	10	
くずかご	298	5年	1	5	
洗濯バサミハンガー	597	2年	1	25	
タオル	399	1年	5	83	2枚組
バスタオル	298	1年	2	50	
蛍光灯	479	2年	1	20	
ドライバー	178	15年	1	1	
バスマット	525	2年	2	44	
洗面器	250	5年	1	4	
小計				499	

e. 家庭用消耗品 月額 424円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ボリ袋	198	1年	48	40	45L × 2枚
ラップ	75	1年	3	19	30cm × 40m
ティッシュペーパー	188	1年	36	113	5個
トイレットペーパー	358	1年	18	45	12R
台所用洗剤	128	1年	4	43	
トイレ用洗剤	148	1年	4	49	
洗濯用洗剤	148	1年	6	74	粉末1.2kg
トイレ用ブラシ	105	2年	1	4	
風呂用ブラシ	399	2年	1	17	
灯油用ボリタン	609	5年	2	20	
小計				424	

(2) 「30歳代夫婦のみ世帯モデル」

合計

8,016円

a. 家庭用耐久消費財 月額 3,176円

家用耐久財

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
自動炊飯器	7,980	6年	1	111	5.5合炊
電気冷蔵庫	68,800	6年	1	956	300L程度
電気掃除機	3,480	6年	1	48	
電気洗濯機	21,570	6年	1	300	全自動5Kg
電子レンジ	10,800	6年	1	150	
ガステーブル	14,253	6年	1	198	2口
トースター	1,980	6年	1	28	
電気アイロン	1,480	6年	1	21	
ホットプレート	2,980	6年	1	41	
小計				1,853	

冷暖房用機器

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ルームエアコン	51,800	6年	1	719	木造9畳まで2.2kW
石油ストーブ	15,000	6年	1	208	石油ファンヒーター
電気こたつ	5,990	6年	1	83	
扇風機	4,980	6年	1	69	
小計				1,079	

一般家具

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
整理ダンス	19,900	15年	1	111	5段
洋服ダンス	12,900	15年	1	72	
食卓用テーブル	1,990	15年	1	11	ロウテーブル
食器戸棚	4,990	15年	1	28	
本箱・本棚	3,990	15年	1	22	
小計				244	

b. 室内装備品 月額 324円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
目覚まし時計	399	8年	1	4	
柱時計	980	8年	1	10	
照明器具	3,980	8年	2	83	
カーテン	2,100	5年	4	140	
座布団	599	5年	3	30	
こたつ布団	2,990	5年	1	50	
花瓶	199	5年	2	7	
小計					

c. 寝具類 月額 1,202円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
敷き布団	2,990	5年	3	149	
掛け布団	2,400	5年	3	120	
タオルケット	999	3年	3	83	
毛布	2,079	3年	3	173	
まくら	579	3年	3	48	
シーツ	1,290	2年	5	269	
ふとんカバー	1,290	2年	3	161	
まくらカバー	399	2年	3	50	
マットレス	2,980	5年	3	149	
小計				1,202	

d. 家事雑貨 月額 1,991円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
飯茶碗	98	2年	4	16	
湯飲み茶碗	98	2年	4	16	
蒸し茶碗	98	2年	4	16	
コーヒー・紅茶茶碗	98	2年	4	16	
どんぶり	298	2年	4	50	
吸い物茶碗	98	2年	4	16	
盛り皿・盛り鉢	198	2年	4	33	
スープ皿	198	2年	4	33	
パン・ケーキ皿	198	2年	4	33	
果物用ガラス皿	198	2年	4	33	
グラタン皿	399	2年	4	67	
盛り皿	598	2年	4	100	
中皿	298	2年	4	50	
小皿	298	2年	4	50	
さしみ皿	399	2年	4	67	
中鉢	378	2年	4	63	
小鉢	100	2年	4	17	
角皿	300	2年	4	50	
コップ	98	2年	6	24	
とっくり	420	2年	2	35	
さかずき	300	2年	4	50	
スプーン	98	5年	4	7	
フォーク	98	5年	4	7	
ナイフ	198	5年	1	25	
魔法瓶	1,480	5年	1	25	
水筒	497	5年	1	8	
菓子ばち	511	5年	1	9	
茶筒	478	5年	1	8	
きゅうす	548	5年	1	9	
砂糖入れ	348	5年	1	6	
醤油さし	750	5年	1	13	
弁当箱	1,180	5年	2	39	
タッパー	298	5年	5	25	
盆	498	5年	2	17	
大なべ	1,780	5年	1	30	
中なべ	348	5年	1	6	
小なべ	348	5年	1	6	
フライパン	399	5年	1	7	
土鍋	1,980	5年	2	66	
てんぶらなべ	898	5年	1	15	
やかん	798	5年	1	13	
米びつ	498	5年	1	8	
洗い桶	498	5年	1	8	
水切りかご・ざる	278	5年	4	19	
ボール	598	5年	2	20	
台所用はかり	598	5年	1	10	
包丁	998	5年	2	33	
まな板	248	5年	1	4	
すり鉢・すりこぎ	298	5年	1	5	
たわし・スポンジ	88	1年	2	15	
おろし器	298	5年	1	5	
ふきん掛け	698	5年	1	12	
はし	98	5年	6	10	
しゃもじ	198	5年	1	3	
ふきん	195	1年	4	13	
フライ返し	148	5年	1	2	
あわただき	198	5年	1	3	
干し物さお	598	5年	1	10	
ボリバケツ(ごみ入れ)	998	5年	1	17	
くずかご	298	5年	2	10	
座敷はうき	872	5年	1	15	
洗濯バサミハンガー	597	2年	2	50	
洗濯用バケツ	399	5年	1	7	
ホース	1,290	5年	1	22	
タオル	399	1年	8	133	5枚組
バスタオル	298	1年	4	99	2枚組
電球	98	1年	1	8	
蛍光灯	479	2年	2	40	
裁縫箱	1,890	5年	1	32	
裁ちばさみ	1,180	5年	1	20	
アイロン台	598	5年	1	10	
ドライバー	178	15年	1	1	
金づち	348	15年	1	2	
ベンチ	298	15年	1	2	
空気入れ	598	5年	1	10	
じょうろ	348	5年	1	6	
園芸用スコップ	798	5年	1	13	
鉢・プランタン	178	5年	4	12	
玄関マット	998	5年	1	17	
表札	4,200	10年	1	35	
脚立	2,480	10年	1	21	
郵便受け	1,480	10年	1	12	
懐中電灯	148	5年	2	5	
バスマット	525	2年	2	44	
洗面器	250	5年	1	4	
小計					

e. 家庭用消耗品 月額 1,323円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ポリ袋	198	1年	96	79	45L*20枚
ラップ	75	1年	24	150	
ティッシュペーパー	248	1年	48	198	5個
トイレットペーパー	358	1年	48	119	12R
台所用洗剤	128	1年	12	128	700ml
住宅用洗剤	75	1年	12	75	
トイレ用洗剤	148	1年	12	148	
洗濯用洗剤	148	1年	12	148	粉末1.2kg
漂白剤	138	1年	12	138	
トイレ芳香剤	198	1年	6	99	
トイレ用ブラシ	105	2年	1	4	
風呂用ブラシ	399	2年	1	17	
灯油用ボリタン	609	5年	2	20	
小計				1,323	

(3) 「30歳代夫婦と未婚子1人世帯モデル」

合計 9,081円

a. 家庭用耐久消費財 月額 3,286円

家用耐久財

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
自動炊飯器	7,980	6年	1	111	5.5合炊
電気冷蔵庫	68,800	6年	1	956	300L程度
電気掃除機	3,480	6年	1	48	
電気洗濯機	21,570	6年	1	300	全自動5kg
電子レンジ	10,800	6年	1	150	
ガステーブル	14,253	6年	1	198	3口
トースター	1,980	6年	1	28	
電気アイロン	1,480	6年	1	21	
ホットプレート	2,980	6年	1	41	
小計				1,853	

冷暖房用機器

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ルームエアコン	51,800	6年	1	719	木造9畳まで2.2kw
石油ストーブ	15,000	6年	1	208	石油ファンヒーター
電気こたつ	5,990	6年	1	83	
扇風機	4,980	6年	1	69	
小計				1,079	

一般家具

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
整理ダンス	19,900	15年	1	111	5段
洋服ダンス	12,900	15年	1	72	
食卓用テーブル	1,990	15年	1	11	ロウテーブル
食器戸棚	4,990	15年	1	28	
腰掛机	19,800	15年	1	110	
本箱・本棚	3,990	15年	1	22	
小計				354	

b. 室内装備品 月額 334円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
目覚まし時計	399	8年	1	4	
柱時計	980	8年	1	10	
照明器具	3,980	8年	2	83	
カーテン	2,100	5年	4	140	
座布団	599	5年	4	40	
こたつ布団	2,990	5年	1	50	
花瓶	199	5年	2	7	
小計				334	

c. 寝具類

月額 1,622円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
敷き布団	2,990	5年	4	199	
掛け布団	2,400	5年	4	160	
タオルケット	999	3年	4	111	
毛布	2,079	3年	4	231	
まくら	579	3年	4	64	
シーツ	1,290	2年	7	376	
ふとんカバー	1,290	2年	4	215	
まくらカバー	399	2年	4	67	
マットレス	2,980	5年	4	199	
小計				1,622	

d. 家事雑貨 月額 2,309円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
飯茶碗	98	2年	5	20	
湯飲み茶碗	98	2年	5	20	
蒸し茶碗	98	2年	5	20	
コーヒー・紅茶茶碗	98	2年	5	20	
どんぶり	298	2年	5	62	
吸い物茶碗	98	2年	5	20	
盛り皿・盛り鉢	198	2年	5	41	
スープ皿	198	2年	5	41	
パン・ケーキ皿	198	2年	5	41	
果物用ガラス皿	198	2年	5	41	
グラタン皿	399	2年	5	83	
盛り皿	598	2年	5	125	
中皿	298	2年	5	62	
小皿	298	2年	5	62	
さしみ皿	399	2年	5	83	
中鉢	378	2年	5	79	
小鉢	100	2年	5	21	
角皿	300	2年	5	63	
コップ	98	2年	8	33	
とつくろい	420	2年	4	35	
スプーン	300	5年	4	50	
フォーク	98	5年	5	8	
ナイフ	198	5年	5	17	
魔法瓶	1,480	5年	1	25	
水筒	497	5年	1	8	
葉子(ぱち)	511	5年	1	9	
茶筒	478	5年	1	9	
ゆず	548	5年	1	9	
砂糖入れ	750	5年	1	13	
醤油さし	1,180	5年	3	59	
弁当箱	298	5年	8	40	
盆	498	5年	2	17	
大なべ	1,780	5年	1	30	
中なべ	248	5年	1	6	
小なべ	348	5年	1	7	
フライパン	399	5年	1	33	
土鍋	1,980	5年	3	99	
てんぶらなべ	898	5年	1	15	
やかん	798	5年	1	13	
米びつ	498	5年	1	8	
洗い桶	498	5年	1	8	
水切りかご・ざる	278	5年	4	19	
ボーラー	598	5年	2	20	
台所用はかり	598	5年	1	10	
包丁	998	5年	2	33	
まな板	248	5年	1	4	
すり鉢・すりこぎ	298	1年	2	5	
たわし・スポンジ	88	1年	1	15	
おろしし器	298	5年	1	5	
ふきん掛け	698	5年	8	12	
はし	98	5年	1	13	
しゃもし	198	5年	1	3	
ふきん	195	1年	4	13	
フライ返し	148	5年	1	2	
あわだ物・とき	198	5年	1	3	
干し物・さお	598	5年	1	10	
干し物バケツ(ごみ入れ)	998	5年	1	17	
くずかご	298	5年	2	10	
座敷ほうき	872	5年	1	15	
洗濯バサミハンガー	597	2年	3	75	
洗濯用バケツ	399	5年	1	7	
ホース	1,290	5年	1	22	
タオル	399	1年	8	133	
バスタオル	298	1年	5	124	
電球	98	1年	1	8	
蛍光灯	479	2年	2	40	
裁縫箱	1,890	5年	1	32	
裁ちばさみ	1,180	5年	1	20	
アイロン台	598	5年	1	10	
ドライバー	178	15年	1	1	
金づち	348	15年	1	2	
ベンチ	298	15年	1	2	
空気入れ	598	5年	1	10	
じょうろ	348	5年	1	6	
園芸用スコップ	798	5年	1	13	
鉢・プランタ	178	5年	1	12	
玄関マット	998	5年	4	17	
表札	4,200	10年	1	35	
脚立	2,480	10年	1	21	
郵便受け	1,480	10年	1	12	
機中電灯	148	10年	2	5	
バスマット	525	2年	2	44	
洗面器	250	5年	2	8	
小計				2,309	

e. 家庭用消耗品 月額 1,530円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ポリ袋	198	1年	144	119	45L*20枚
ラップ	75	1年	30	188	
ティッシュペーパー	248	1年	60	248	5個
トイレットペーパー	358	1年	60	149	12R
台所用洗剤	128	1年	12	128	700ml
住宅用洗剤	75	1年	12	75	
トイレ用洗剤	148	1年	12	148	
洗濯用洗剤	148	1年	16	197	粉末1.2kg
漂白剤	138	1年	12	138	
トイレ芳香剤	198	1年	6	99	
トイレ用ブラシ	105	2年	1	4	
風呂用ブラシ	399	2年	1	17	
灯油用ボタン	609	5年	2	20	
小計				1,530	

(4) 「40歳代夫婦と未婚子2人世帯モデル」

合計 10,179円

a. 家庭用耐久消費財 月額 3,396円

家事用耐久財

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
自動炊飯器	7,980	6年	1	111	5.5合炊
電気冷蔵庫	68,800	6年	1	956	300L程度
電気掃除機	3,480	6年	1	48	
電気洗濯機	21,570	6年	1	300	全自動5kg
電子レンジ	10,800	6年	1	150	
ガステーブル	14,253	6年	1	198	3口
トースター	1,980	6年	1	28	
電気アイロン	1,480	6年	1	21	
ホットプレート	2,980	6年	1	41	
小計				1,853	

冷暖房用機器

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ルームエアコン	51,800	6年	1	719	木造9畳まで 2.2kw
石油ストーブ	15,000	6年	1	208	石油ファンヒーター
電気こたつ	5,990	6年	1	83	
扇風機	4,980	6年	1	69	
小計				1,079	

一般家具

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
整理ダンス	19,900	15年	1	111	5段
洋服ダンス	12,900	15年	1	72	
食卓用テーブル	1,990	15年	1	11	ロウテーブル
食器戸棚	4,990	15年	1	28	
腰掛机	19,800	15年	2	220	
本棚・木棚	3,990	15年	1	22	
小計				464	

b. 室内装備品 月額 344円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
目覚まし時計	399	8年	1	4	
柱時計	980	8年	1	10	
照明器具	3,980	8年	2	83	
カーテン	2,100	5年	4	140	
座布団	599	5年	5	50	
こたつ布団	2,990	5年	1	50	
花瓶	199	5年	2	7	
小計				344	

c. 寝具類 月額 2,041円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
敷き布団	2,990	5年	5	249	
掛け布団	2,400	5年	5	200	
タオルケット	999	3年	5	139	
毛布	2,079	3年	5	289	
まくら	579	3年	5	80	
シーツ	1,290	2年	9	484	
ふとんカバー	1,290	2年	5	269	
まくらカバー	399	2年	5	83	
マットレス	2,980	5年	5	248	
小計				2,041	

d. 家事雑貨 月額 2,634円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
煎茶碗	98	2年	6	24	
湯飲み茶碗	98	2年	6	24	
蒸し茶碗	98	2年	6	24	
コーヒー・紅茶茶碗	98	2年	6	24	
どんぶり	298	2年	6	74	
吸い物茶碗	98	2年	6	24	
盛り皿・盛り鉢	198	2年	6	50	
スープ皿	198	2年	6	50	
パン・ケーキ皿	198	2年	6	50	
果物用ガラス皿	198	2年	6	50	
グラタン皿	399	2年	6	100	
盛り皿	598	2年	6	149	
中皿	298	2年	6	74	
小皿	298	2年	6	74	
さし皿	399	2年	6	100	
中鉢	378	2年	6	95	
小鉢	300	2年	6	75	
角皿	98	2年	8	33	
コップ	420	2年	2	35	
とうくり	300	2年	4	50	
ときかづき	548	5年	1	10	
スプーン	348	5年	1	10	
フォーク	98	5年	1	20	
ナイフ	198	5年	1	25	
魔法瓶	1,480	5年	1	8	
水筒	497	5年	1	6	
東子はばち	511	5年	1	9	
余筒	478	5年	1	8	
きゅうす	548	5年	1	6	
砂糖入れ	348	5年	1	13	
醤油さし	750	5年	1	7	
弁当箱	1,180	5年	1	17	
タッパー	298	5年	8	20	
盐	498	5年	2	10	
大なべ	1,780	5年	1	30	
中なべ	348	5年	1	6	
小なべ	348	5年	1	7	
フライパン	399	5年	1	132	
土鍋	1,980	5年	4	15	
てんぶらなべ	898	5年	1	13	
やかん	798	5年	1	13	
米びつ	498	5年	1	8	
洗い桶	498	5年	1	19	
水切りかご・ざる	278	5年	4	20	
ボール	598	5年	2	33	
台所用はかり	598	5年	1	10	
包丁	598	5年	2	32	
まな板	248	5年	1	4	
すり鉢・すりこぎ	298	5年	2	15	
たわし・スポンジ	88	1年	1	5	
おろし器	298	5年	1	12	
ふきん掛け	698	5年	1	12	
はし	98	5年	8	13	
しゃもじ	198	5年	1	3	
ふきん	195	1年	4	13	
フライ返し	148	5年	1	2	
あわただき	198	5年	1	3	
干し物・さお	598	5年	1	10	
ポリバケツ(ごみ入れ)	998	5年	3	17	
くずかご	298	5年	3	15	
座敷はうき	872	5年	1	15	
洗濯バサミ・ハンガー	597	2年	3	75	
洗濯用バケツ	399	5年	1	7	
ホース	1,290	5年	1	22	
タオル	399	1年	10	166	2枚組
バススタオル	298	1年	6	149	
電球	98	1年	1	8	
蛍光灯	479	2年	3	60	
裁縫箱	1,890	5年	1	32	
靴もはさま	1,180	5年	1	20	
アイロン・台	598	5年	1	10	
ドライバー	178	15年	1	1	
金づめ	348	15年	1	2	
ベンチ	298	15年	1	2	
空気入れ	598	5年	1	10	
じゅうろ	348	5年	1	6	
園芸用スコップ	798	5年	4	12	
鉢・プランター	178	5年	1	17	
玄関マット	998	5年	1	17	
表札	4,200	10年	1	35	
脚踏	2,450	10年	1	21	
郵便受け	1,480	10年	1	12	
懐中電灯	148	5年	1	5	
バスマット	525	2年	2	44	
洗面器	250	5年	2	8	
小計				2,634	

e. 家庭用消耗品 月額 1,764円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ポリ袋	198	1年	192	158	45L * 20枚
ラップ	75	1年	36	225	
ティッシュペーパー	248	1年	80	331	5個
トイレットペーパー	358	1年	80	199	12R
台所用洗剤	128	1年	12	128	700ml
住宅用洗剤	75	1年	12	75	
トイレ用洗剤	148	1年	12	148	
洗濯用洗剤	148	1年	18	222	粉末1.2kg
漂白剤	138	1年	12	138	
トイレ芳香剤	198	1年	6	99	
トイレ用ブラシ	105	2年	1	4	
風呂用ブラシ	399	2年	1	17	
灯油用ボリタン	609	5年	2	20	
小計				1,764	

5. 被服および履物の算定

(1) 「若年単身世帯モデル」

被服	4,148円
履物	1,074円
洗濯代	467円
合計	5,689円

洋服

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
礼服	18,000	10年	1	150	
背広	14,000	4年	3	875	
替ズボン	1,980	4年	3	124	
ジャンパー	2,980	4年	2	124	
バーカー	4,095	4年	2	171	
防寒具	3,479	4年	1	72	
小計				1,516	

シャツ・セーター類

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ワイシャツ	1,300	2年	5	271	
長袖シャツ	980	2年	5	204	
半袖シャツ	980	2年	5	204	
ボロシャツ	1,290	2年	3	161	
セーター・カーデigan	1,995	2年	3	249	
小計				1,089	

下着

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
シャツ(合・冬)	500	2年	3	62	
シャツ(夏)	500	2年	5	104	
Tシャツ	500	2年	5	104	
ジャージ	2,979	2年	2	248	
トレーナー	777	2年	2	65	
パンツ・ブリーフ	445	2年	10	185	
パジャマ(夏)	770	2年	2	64	
パジャマ(冬)	770	2年	2	64	
小計				768	

他の被服

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
靴下	315	1年	12	315	
ネクタイ	3,350	4年	5	349	
手袋	670	4年	1	14	
マフラー	1,500	4年	1	31	
ベルト・バンド	1,990	5年	2	66	
小計				775	

履物

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
スリッパ	198	2年	1	8	
サンダル	1,990	2年	1	83	
靴	9,800	2年	2	817	
運動靴・スニーカー	1,990	2年	2	166	
小計				1,074	

洗濯代

スーツ 3着分を想定した。

1着 1,400円 * 4/12 = 月額 467円

(2) 「30歳代夫婦のみ世帯モデル」

被服	9,464円
履物	2,577円
洗濯代	1,167円
合計	13,208円

男性被服 (4,748円)

洋服

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
礼服	18,000	10年	1	150	
背広	14,000	4年	3	875	
オーバーコート	13,900	4年	1	290	
ジャケット	5,800	4年	2	242	
替ズボン	1,980	4年	5	206	
ジャンパー	2,980	4年	2	124	
防寒具	3,479	4年	1	72	
小計				1,959	

シャツ・セーター類

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ワイシャツ	1,300	2年	5	271	
長袖シャツ	980	2年	5	204	
半袖シャツ	980	2年	5	204	
ボロシャツ	1,290	2年	3	161	
セーター・カーデigan	1,995	2年	3	249	
小計				1,089	

下着

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
シャツ(合・冬)	500	2年	3	62	
シャツ(夏)	500	2年	5	104	
Tシャツ	500	2年	5	104	
ジャージ	2,979	2年	2	248	
トレーナー	777	2年	2	65	
パンツ・ブリーフ	445	2年	10	185	
パジャマ(夏)	770	2年	2	64	
パジャマ(冬)	770	2年	2	64	
小計				896	

他の被服

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
靴下	315	2年	12	158	
手袋	670	4年	2	28	
マフラー	1,500	4年	2	63	
ネクタイ	3,350	4年	7	489	
ベルト・バンド	1,990	5年	2	66	
小計				804	

男性履物 (1,515円)

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
スリッパ	198	2年	1	8	
サンダル	1,990	2年	1	83	
靴	9,800	2年	3	1,225	
長靴・ゴム長	798	2年	1	33	
運動靴・スニーカー	1,990	2年	2	166	
小計				1,515	

女性被服 (4,716円)

和服

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ゆかた	25,000	4年	1	521	
小計				521	

洋服

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
アンサンブル	9,900	4年	2	413	
礼服	20,000	8年	1	208	
ワンピース	4,500	4年	2	188	
オーバーコート	13,500	5年	2	450	
ジャケット	5,600	5年	3	280	
スカート	2,870	3年	5	399	
スラックス	2,780	3年	5	386	
ジャンパー	2,300	4年	2	96	
防寒具	4,900	4年	1	102	
小計				2,522	

シャツ・セーター類

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ブラウス	1,270	2年	4	212	
Tシャツ	450	2年	10	188	
長袖・半袖シャツ	450	2年	5	94	
セーター・カーデガン	1,470	3年	5	204	
小計				698	

下着

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
スリップ	780	2年	3	98	
パンティ	190	2年	10	79	
グラジャー	380	2年	5	79	
ガードル	480	2年	3	60	
シャツ(肌着)	580	2年	5	121	
パジャマ	970	2年	3	121	
ジャージ	570	2年	2	48	
トレーナー	970	2年	2	81	
小計				687	

他の被服

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
パンティストッキング	680	1年	5	57	5足
ソックス	190	2年	10	79	
スカーフ	970	5年	3	48	
手袋	390	2年	2	33	
ベルト	450	5年	2	15	
エプロン	450	2年	3	56	
小計				288	

女性履物 (1,062円)

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
スリッパ	390	1年	1	33	
サンダル	670	2年	2	56	
靴・ブーツ	4,900	2年	4	817	
運動靴・スニーカー	1,870	2年	2	156	
小計				1,062	

洗濯代

スーツ、オーバーコート、アンサンブル、ワンピース
10着分を想定した。

1着 1,400円 * 10 / 12 = 月額 1,167円

(3) 「30歳代夫婦と未婚子1人世帯モデル」

被服	11,008円
履物	2,731円
洗濯代	1,283円
合計	15,022円

男性被服 (4,748円)

洋服

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
礼服	18,000	10年	1	150	
背広	14,000	4年	3	875	
オーバーコート	13,900	4年	1	290	
ジャケット	5,800	4年	2	242	
ズボン	1,980	4年	5	206	
ジャンパー	2,980	4年	2	124	
防寒具	3,479	4年	1	72	
小計				1,959	

シャツ・セーター類

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ワイシャツ	1,300	2年	5	271	
長袖シャツ	980	2年	5	204	
半袖シャツ	980	2年	5	204	
ポロシャツ	1,290	2年	3	161	
セーター・カーデガン	1,995	2年	3	249	
小計				1,089	

下着

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
シャツ(合・冬)	500	2年	3	62	
シャツ(夏)	500	2年	5	104	
Tシャツ	500	2年	5	104	
ジャージ	2,979	2年	2	248	
トレーナー	777	2年	2	65	
パンツ・ブリーフ	445	2年	10	185	
パジャマ(夏)	770	2年	2	64	
パジャマ(冬)	770	2年	2	64	
小計				896	

他の被服

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
靴下	315	2年	12	158	
手袋	670	4年	2	28	
マフラー	1,500	4年	2	63	
ネクタイ	3,350	4年	7	489	
ベルト・バンド	1,990	5年	2	66	
小計				804	

男性履物 (1,515円)

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
スリッパ	198	2年	1	8	
サンダル	1,990	2年	1	83	
靴	9,800	2年	3	1,225	
長靴・ゴム長	798	2年	1	33	
運動靴・スニーカー	1,990	2年	2	166	
小計				1,515	

女性被服(4,716円)

和服

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ゆかた	25,000	4年	1	521	
小計				521	

洋服

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
アンサンブル	9,900	4年	2	413	
礼服	20,000	8年	1	208	
ワンピース	4,500	4年	2	188	
オーバーコート	13,500	5年	2	450	
ジャケット	5,600	5年	3	280	
スカート	2,870	3年	5	399	
スラックス	2,780	3年	5	386	
ジャンパー	2,300	4年	2	96	
防寒具	4,900	4年	1	102	
小計				2,522	

シャツ・セーター類

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ブラウス	1,270	2年	4	212	
Tシャツ	450	2年	10	188	
長袖・半袖シャツ	450	2年	5	94	
セーター・カーデガン	1,470	3年	5	204	
小計				698	

下着

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
スリップ	780	2年	3	98	
パンティー	190	2年	10	79	
プラジャー	380	2年	5	79	
ガードル	480	2年	3	60	
シャツ(肌着)	580	2年	5	121	
パジャマ	970	2年	3	121	
ジャージ	570	2年	2	48	
トレーナー	970	2年	2	81	
小計				687	

他の被服

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
パンティストッキング	680	1年	5	57	
ソックス	190	2年	10	79	
スカーフ	970	5年	3	48	
手袋	390	2年	2	33	
ベルト	450	5年	2	15	
エプロン	450	2年	3	56	
小計				288	

女性履物(1,062円)

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
スリッパ	390	1年	1	33	
サンダル	670	2年	2	56	
靴・ブーツ	4,900	2年	4	817	
運動靴・スニーカー	1,870	2年	2	156	
小計				1,062	

子ども被服(1,544円)

洋服

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
オーバーコート	2,870	2年	1	120	
ジャンパー	1,870	2年	2	156	
パークー	970	2年	2	81	
Tシャツ	390	2年	5	81	
スカート	990	2年	2	83	
ズボン・Gパン	700	2年	4	117	
ショートパンツ	700	2年	2	58	
防寒具	1,990	2年	1	83	
小計				779	

シャツ・セーター類

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
セーター・カーデガン	1,380	2年	3	173	
小計				173	

下着

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
シャツ(肌着)	580	2年	5	121	
パンツ	150	2年	8	50	
パジャマ(夏用)	970	2年	2	81	
パジャマ(冬用)	970	2年	2	81	
ジャージ	980	2年	2	82	
トレーナー	980	2年	2	82	
小計				497	

他の被服

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ソックス	500	2年	8	33	5足
手袋	498	2年	1	21	
マフラー	990	2年	1	41	
小計				95	

子ども履物(154円)

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
運動靴・スニーカー	970	2年	3	121	
長靴	780	2年	1	33	
小計				154	

洗濯代

スーツ、オーバーコート、アンサンブル、ワンピース
11着分を想定した。

1着 1,400円 * 11 / 12 = 月額 1,283円

(4)「40歳代夫婦と未婚子2人世帯モデル」

被服	11,916円
履物	2,763円
洗濯代	1,633円
合計	16,312円

男性被服(4,798円)

洋服

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
礼服	18,000	10年	1	150	
背広	14,000	4年	3	875	
オーバーコート	13,900	4年	1	290	
ジャケット	5,800	4年	2	242	
替ズボン	1,980	4年	5	206	
半ズボン	1,200	4年	2	50	
ジャンパー	2,980	4年	2	124	
防寒具	3,479	4年	1	72	
小計				2,009	

シャツ・セーター類

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ワイシャツ	1,300	2年	5	271	
長袖シャツ	980	2年	5	204	
半袖シャツ	980	2年	5	204	
ボロシャツ	1,290	2年	3	161	
セーター・カーデガン	1,995	2年	3	249	
小計					

下着

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
シャツ(合・冬)	500	2年	3	62	
シャツ(夏)	500	2年	5	104	
Tシャツ	500	2年	5	104	
ジャージ	2,979	2年	2	248	
トレーナー	777	2年	2	65	
パンツ・ブリーフ	445	2年	10	185	
バジャマ(夏)	770	2年	2	64	
バジャマ(冬)	770	2年	2	64	
小計				896	

他の被服

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
靴下	315	2年	12	158	
手袋	670	4年	2	28	
マフラー	1,500	4年	2	63	
ネクタイ	3,350	4年	7	489	
ベルト・バンド	1,990	5年	2	66	
小計				804	

男性履物 (1,515円)

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
スリッパ	198	2年	1	8	
サンダル	1,990	2年	1	83	
靴	9,800	2年	3	1,225	
長靴・ゴム長	798	2年	1	33	
運動靴・スニーカー	1,990	2年	2	166	
小計				1,515	

女性被服 (4,716円)

和服

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ゆかた	25,000	4年	1	521	
小計				521	

洋服

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
アンサンブル	9,900	4年	2	413	
礼服	20,000	8年	1	208	
ワンピース	4,500	4年	2	188	
オーバーコート	13,500	5年	2	450	
ジャケット	5,600	5年	3	280	
スカート	2,870	3年	5	399	
スラックス	2,780	3年	5	386	
ジャンバー	2,300	4年	2	96	
防寒具	4,900	4年	1	102	
小計				2,522	

シャツ・セーター類

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ブラウス	1,270	2年	4	212	
Tシャツ	450	2年	10	188	
長袖・半袖シャツ	450	2年	5	94	
セーター・カーデigan	1,470	3年	5	204	
小計				698	

下着

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
スリップ	780	2年	3	98	
パンティー	190	2年	10	79	
プラジャー	380	2年	5	79	
ガードル	480	2年	3	60	
シャツ(肌着)	580	2年	5	121	
バジャマ	970	2年	3	121	
ジャージ	570	2年	2	48	
トレーナー	970	2年	2	81	
小計				687	

他の被服

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
パンティストッキング	680	1年	5	57	
ソックス	190	2年	10	79	
スカーフ	970	5年	3	48	
手袋	390	2年	2	33	
ベルト	450	5年	2	15	
エプロン	450	2年	3	56	
小計				288	

女性履物 (1,062円)

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
スリッパ	390	1年	1	33	
サンダル	670	2年	2	56	
靴・ブーツ	4,900	2年	4	817	
運動靴・スニーカー	1,870	2年	2	156	
小計				1,062	

子ども被服 (2,402)

洋服

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
オーバーコート	2,870	2年	2	239	
ジャンパー	1,870	2年	2	156	
パーカー	970	2年	2	81	
Tシャツ	390	2年	10	163	
スカート	990	2年	2	83	
ズボン・Gパン	700	2年	6	175	
ショートパンツ	700	2年	3	87	
防寒具	1,990	2年	2	166	
小計				1,150	

シャツ・セーター類

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
セーター・カーデigan	1,380	2年	4	230	
小計				230	

下着

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
シャツ(肌着)	580	2年	10	242	
パンツ	150	2年	16	100	
バジャマ(夏用)	970	2年	2	81	
バジャマ(冬用)	970	2年	2	81	
ジャージ	980	2年	4	163	
トレーナー	980	2年	4	163	
小計				830	

他の被服

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ソックス	500	2年	16	67	5足
手袋	498	2年	2	42	
マフラー	990	2年	2	83	
小計				192	

子ども履物 (186円)

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
運動靴・スニーカー	970	2年	3	121	
長靴	780	2年	2	65	
小計				186	

洗濯代

スーツ、オーバーコート、アンサンブル、ワンピース
11着分を想定した。

1着 1,400円 * 14 / 12 = 月額 1,633円

6. 保健医療費の算定

(1) 「若年単身世帯モデル」

合計	<u>2,465円</u>
医薬品	603円
健康保持用摂取品	141円
保健医療用品・器具	792円
保健医療サービス	929円

(2) 「30歳代夫婦のみ世帯モデル」

合計	<u>7,682円</u>
医薬品	799円
健康保持用摂取品	300円
保健医療用品・器具	1,974円
保健医療サービス	4,609円

(3) 「30歳代夫婦と未婚子1人世帯モデル」

合計	<u>9,779円</u>
医薬品	1,252円
健康保持用摂取品	528円
保健医療用品・器具	2,112円
保健医療サービス	5,887円

(4) 「40歳代夫婦と未婚子2人世帯モデル」

合計	<u>11,235円</u>
医薬品	1,550円
健康保持用摂取品	821円
保健医療用品・器具	2,078円
保健医療サービス	6,786円

7. 交通・通信費の算定

「生活実態調査」によれば、自動車やバイクがあるかという問い合わせに対し、「ない」と答えた人の割合は、若年単身世帯モデルでわずかに13.0%、30歳代夫婦のみ世帯で3.4%、30歳代夫婦と未婚子1人世帯モデルで0%、40歳代夫婦と未婚子2人世帯モデルでも2.3%であった。

どの世帯モデルでも最も多いのが普通車であった。しかしまた、軽自動車、小型小計車もほぼ同じくらいの割合であり、その差は小さかった。

また、自動車の必要性についての問い合わせに対しては、「生活必需品」と答えた人が最も多く、若年単身世帯モデルで65.2%、30歳代夫婦のみ世帯モデル及び30歳代夫婦と未婚子1人モデル、40歳代夫婦と未婚子2人世帯モ

ルでは、それぞれ79.3%、96.0%、76.7%と極めて高い割合となっていた。

自家用車の利用目的の問い合わせに対しては、最も多いのが「通勤」で、次いで「買い物」、「ドライブ・娯楽」と続いている。

東北地方であり、公共交通機関が不便である場合が多く、通勤をはじめ買い物、通院、娯楽など移動するためには、自家用車は必需品とみることができる。

以上の調査結果に基づき、自動車の所有を想定し、その車種としては「小型自動車」とした。

自動車購入費は、小型車中古として、価格390,000円、耐久年数を4年として計算すると、月当たり8,125円となる。自動車関係費については、別途、「自動車関係費調査」を実施した。その結果を参考にして算定した。居住地は会津若松市の郊外とし、月の走行距離を約700kmとした。そのことからガソリン代を月9,569円と推計した。また、2年に1度の車検代を11万円(月当たり4,583円)とし、車保険年額を35,000円(月当たり2,917円)、車税金年額35,000円(月当たり2,917円)、その他(タイヤ、スタッドレスタイヤ、冬季用ワイヤー、オイル交換、洗車代、工賃)として月3,000円とした。

車の所有に伴い、駐車場が必要となる場合を考えられる。「生活実態調査」では、借りている駐車場の数をまず聞いている。場合によっては、自宅近くと駅や勤め先の近くの両方に借りていることが予想されたからである。しかし、調査の結果からは、駐車場の数は、最も多いのが「1か所」で62.9%、次いで「2か所」の29.0%であった。この結果を踏まえ、駐車場の数は1か所とした。また、1か月の駐車場代についても、最も多いのが「5000円未満」で42.5%、次いで「なし」の25.2%、「5000~10000円未満」の22.8%、「10000円台」の7.9%と続いている。また、会津若松市での民間賃貸アパート・マンションについての調査では、駐車場代は、2,000円が最低ラインであった。これらの調査結果から駐車場代は月2,000円とした。

これら自動車関係費を合計すると、月24,986円となる。以上のことから、自動車購入および自動車関係費の合計は、月33,111円となる。車の所有に伴い、通常は、公共交通手段は、使用しないものとした。

また、自転車の保有率は、若年単身世帯では65.4%、夫婦のみ世帯では68.9%、夫婦と子ども1人世帯の場合で83.7%、夫婦と子ども2人世帯で90.3%であった。このことから、自転車の保有は、若年単身世帯の場合ではないものとした。2人以上の世帯ではありとし、この自転車は、配偶者の通勤手段とした。

(1) 「若年単身世帯モデル」

合計	<u>42,252円</u>
交通	33,111円
自動車購入費	390,000円 月当たり 8,125円
自動車関係費	24,986円
通信	9,141円

(2) 「30歳代夫婦のみ世帯モデル」

合計	<u>48,003円</u>
交通	33,315円
自動車購入費	390,000円 月当たり 8,125円
自動車関係費	24,986円
自転車購入費	9,800円 月当たり 204円
通信	14,688円

(3) 「30歳代夫婦と未婚子1人世帯モデル」

合計	<u>46,153円</u>
交通	33,315円
自動車購入費	390,000円 月当たり 8,125円
自動車関係費	24,986円
自転車購入費	9,800円 月当たり 204円
通信	12,838円

(4) 「40歳代夫婦と未婚子2人世帯モデル」

合計	<u>47,747円</u>
交通	33,315円
自動車購入費	390,000円 月当たり 8,125円
自動車関係費	24,986円
自転車購入費	9,800円 月当たり 204円
通信	14,432円

8. 教育費

(1) 「若年単身世帯モデル」

0円

(2) 「30歳代夫婦のみ世帯モデル」

0円

(3) 「30歳代夫婦と未婚子1人世帯モデル」

学校教育費	3,500円
学校外教育費	10,667円
教育費合計	月 <u>14,167円</u>

(4) 「40歳代夫婦と未婚子2人世帯モデル」

学校教育費	19,167円
学校外教育費	23,500円
教育費合計	月 <u>42,667円</u>

9. 教養娯楽費の算定

(1) 「若年単身世帯モデル」

合計	<u>16,650円</u>
----	----------------

娯楽用耐久財及び書籍・他の印刷物については、持ち物財調査による若年単身世帯の保有率を用いて算定した。

教養娯楽サービスについては、生活実態調査による若年単身世帯の集計結果に基づいて算定した。それによると、日帰り旅行については、約6割の人が、「なし」と答えていた。しかし、休日や余暇の過ごし方についての間では、第3位に「日帰り旅行」34.8%が入っていた。このことから推測されるのは、月何回かという問に対して「なし」と答えたが、年にすれば何回かの日帰り旅行をしている可能性が高いことになる。したがって、日帰り旅行を、年2回とした。また、その費用としては、最も多かったのが「5,000～1万円未満」の66.7%、次いで「5,000円未満」の22.2%であった。その費用としては車の保有を考慮して、1回3,000円とした。

1泊以上の旅行については、年に「なし」の34.8%が最も多いのであるが、それ以外では、1回が17.4%、2回が13.0%、3回が13.0%の順になっていた。また、5回以上が8.7%である。首都圏での調査に比べれば、「なし」が多い結果となっていた。それは、首都圏の場合には、帰省することが比較的多く、東北地方の場合には、地元出身が多いことによるものであろう。しかし、1回から4回までの合計が5割であることを考慮して、年2回の1泊旅行を想定した。その費用については、最も多いのが「1万～2万5,000円未満」で53.3%、次いで「2万5,000円～5万円未満」の20.0%、「5万～7万5,000円未満」の13.3%、「1万円未満」の13.3と続いている。この結果から、1回の費用として、2万5,000円とした。

また、休日や余暇の過ごし方（複数回答）として、最も多いのが「自宅での休養」で78.3%、次いで「友人や知人との交際」39.1%、「日帰り旅行」の34.8%、「ショッピング」30.4%、「持ち帰り残業」の26.1%などと続いている。その他、園芸・野菜づくり、けいこ事、その他趣味を合計すると39.0%となる。これらのことから、上記の旅行を除いて、映画・観劇・音楽・絵画やスポー

特集・労働総研設立20周年記念労働総研奨励賞

ツなどの鑑賞を恋人や友人などと一緒に月2回とし、その費用を1回2,000円とした。

a. 娯楽用耐久財

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
カラーテレビ	63,800	5年	1	1,063	
パソコン	54,800	4年	1	1,142	Officeソフトを含む
小計				2,205	

b. 書籍・他の印刷物

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
日刊新聞	3,850		月1紙	3,850	
単行本・雑誌類	1,000		年6冊	500	
小計				4,350	

c. 教養娯楽用品

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
USBフラッシュメモリー	1,000		年1本	83	
小計				83	

d. 教養娯楽サービス

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
帰省・旅行	25,000		年2回	4,167	
日帰り旅行	3,000		年2回	500	
レジャー・スポーツ	2,000		月2回	4,000	
NHK受信料	1,345			1,345	
小計				10,012	

(2) 「30歳代夫婦のみ世帯モデル」

合計 22,478円

娯楽用耐久財及び書籍・他の印刷物については、持ち物財調査による、2人以上世帯の集計結果に基づいて算定した。

教養娯楽サービスについては、生活実態調査による2人以上世帯の集計結果に基づいている。日帰り旅行については、67.4%の人が、「なし」と答えていた。しかし、休日や余暇の過ごし方についての問では、第4位に「日帰り旅行」27.4%が入っていた。前記と同様の理由で、年にすれば何回かの日帰り旅行をしている可能性が高いことになる。したがって、日帰り旅行を、年2回と想定した。また、その費用としては、最も多かったのが「5,000円未満」の31.7%、次いで「5,000~1万円未満」の29.8%、「1万~1万5,000円未満」の26.0%であった。夫婦揃って行楽に行くこととして、その費用を1回1人3,000円とした。

1泊以上の旅行については、年に2回の31.0%と「なし」の39.4%が最も多いのであるが、それ以外では、1回の24.6%、2回の19.1%、3回の6.2%、4回の5.2%の順になっていた。また、5回以上が4.6%であった。

55.1%が1回から4回に集中していた。この結果から、年2回の1泊旅行を想定した。その費用については、最も多いのが「1万から2万5,000円未満」の35.1%、次いで「2万5,000円~5万円未満」の28.9%、「1万円未満」の13.9%、「5万~7万5,000円未満」の12.4%と続いていた。6割超が1万から5万円未満に集中していることから、その費用は、大人は1回1人2万5,000円とした。

また、休日や余暇の過ごし方(複数回答)として、最も多いのが「自宅での休養」で72.6%、次いで「ショッピング」の32.0%、「家事や育児」の29.8%、「日帰り旅行」の27.4%、「園芸や野菜づくり」の19.1%などと続いていた。その他、映画の鑑賞、けいこ事、その他趣味を合計すると31.8%となる。これらのことから、上記の旅行を除いて、映画・観劇・音楽・絵画やスポーツなどの鑑賞を月1回とし、その費用を1回1人2,000円とした。

a. 娯楽用耐久財

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
カラーテレビ	63,800	5年	1	1,063	
ラジカセ	3,980	5年	1	66	
ビデオデッキ	13,000	5年	1	217	
カメラ	12,800	5年	1	213	
プリンター	6,980	5年	1	116	
パソコン	54,800	4年	1	1,142	Officeソフトを含む
小計				2,817	

b. 書籍・他の印刷物

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
日刊新聞	3,850		月1紙	3,850	
単行本	1,000		年12冊	1,000	
小計				4,850	

c. 教養娯楽用品

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ビデオカセット	200		年3本	50	
USBフラッシュメモリー	1,000		年1本	83	
小計				133	

d. 教養娯楽サービス

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
1泊以上旅行	50,000		年2回	8,333	
日帰り旅行	6,000		年2回	1,000	
レジャー・スポーツ	4,000		月1回	4,000	
NHK受信料	1,345			1,345	
小計				14,678	

(3) 「30歳代夫婦と未婚子1人世帯モデル」

合計 25,812円

娯楽用耐久財及び書籍・他の印刷物については、持

物財調査による、2人以上世帯の集計結果に基づいて算定した。

教養娯楽サービスについては、日帰り旅行は、年2回とした。その費用を1回1人3,000円とし、子どももは半額とした。

1泊以上の旅行については、年2回とした。その費用は、大人は1回1人2万5,000円とし、子どももは半額とした。

また、映画・観劇・音楽・絵画やスポーツなどの鑑賞を月1回とし、その費用を1回1人2,000円とし、子どももは半額とした。

a. 娯楽用耐久財

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
カラーテレビ	63,800	5年	1	1,063	
ラジカセ	3,980	5年	1	66	
ビデオデッキ	13,000	5年	1	217	
カメラ	12,800	5年	1	213	
プリンター	6,980	5年	1	116	
パソコン	54,800	4年	1	1,142	Officeソフトを含む
小計				2,817	

b. 書籍・他の印刷物

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
日刊新聞	3,850		月1紙	3,850	
単行本	1,000		年12冊	1,000	
小計				4,850	

c. 教養娯楽用品

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ビデオカセット	200		年3本	50	
USBフラッシュメモリー	1,000		年1本	83	
小計				133	

d. 教養娯楽サービス

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
1泊以上旅行	62,500		年2回	10,417	
日帰り旅行	7,500		年2回	1,250	
レジャー・スポーツ	5,000		月1回	5,000	
NHK受信料	1,345			1,345	
小計				18,012	

(4) 「40歳代夫婦と未婚子2人世帯モデル」

合計 32,478円

娯楽用耐久財及び書籍・他の印刷物については、持ち物財調査による、2人以上世帯の集計結果に基づいて算定した。

娯楽用耐久財及び書籍・他の印刷物については、持ち物財調査による、2人以上世帯の集計結果に基づいて算定した。

教養娯楽サービスについては、日帰り旅行は、年2回とした。その費用を1回1人3,000円とし、子どももは半

額とした。

1泊以上の旅行については、年2回とした。その費用は、大人は1回1人2万5,000円とし、子どももは半額とした。

また、映画・観劇・音楽・絵画やスポーツなどの鑑賞を月1回とし、その費用を1回1人2,000円とし、子どももは半額とした。

a. 娯楽用耐久財

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
カラーテレビ	63,800	5年	1	1,063	
ラジカセ	3,980	5年	1	66	
ビデオデッキ	13,000	5年	1	217	
カメラ	12,800	5年	1	213	
プリンター	6,980	5年	1	116	
パソコン	54,800	4年	1	1,142	Officeソフトを含む
小計				2,817	

b. 書籍・他の印刷物

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
日刊新聞	3,850		月1紙	3,850	
単行本	1,000		年12冊	1,000	
小計				4,850	

c. 教養娯楽用品

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ビデオカセット	200		年3本	50	
USBフラッシュメモリー	1,000		年1本	83	
小計				133	

d. 教養娯楽サービス

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
1泊以上旅行	87,500		年2回	14,583	
日帰り旅行	10,500		年2回	1,750	
レジャー・スポーツ	7,000		月1回	7,000	
NHK受信料	1,345			1,345	
小計				24,678	

10. 理美容費の算定

(1) 「若年単身世帯モデル」

合計 2,158円

a. 理美容用品 658円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ヘアードライヤー	1,680	6年	1	23	
ヘアブラシ	300	3年	1	8	
歯ブラシ	78	1年	3	20	
かみそり	178	1年	36	178	3本
化粧石鹼	198	1年	6	33	3個
シャンプー	248	1年	6	124	550ml
ヘアリンス	248	1年	6	124	
ボディシャンプー	248	1年	6	124	550ml
歯磨き	98	1年	3	24	
小計				658	

b. 理美容サービス 月 1,500円

特集・労働総研設立20周年記念労働総研奨励賞

(2) 「30歳代夫婦のみ世帯モデル」

合計 7,476円

a. 理美容用品 4,226円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ヘアードライヤー	1,680	6年	1	23	
ヘアブラシ	300	3年	1	8	
歯ブラシ	78	1年	6	39	
かみそり	178	1年	36	178	3本
化粧石鹼	198	1年	12	66	3個
シャンプー	248	1年	12	248	550ml
ヘアリンス	248	1年	12	248	
ボディシャンプー	248	1年	12	248	550ml
歯磨き	98	1年	12	98	
化粧クリーム	1,200	1年	12	1,200	
化粧水	840	1年	6	420	
乳液	1,200	1年	6	600	
ファンデーション	1,280	1年	6	640	
口紅	420	1年	6	210	
小計				4,226	

b. 理美容サービス 月 3,250円

(3) 「30歳代夫婦と未婚子1人世帯モデル」

合計 8,700円

a. 理美容用品 4,700円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ヘアードライヤー	1,680	6年	1	23	
ヘアブラシ	300	3年	1	8	
歯ブラシ	78	1年	9	59	
かみそり	178	1年	36	178	3本
化粧石鹼	198	1年	18	99	3個
シャンプー	248	1年	18	372	550ml
ヘアリンス	248	1年	18	372	
ボディシャンプー	248	1年	18	372	550ml
歯磨き	98	1年	18	147	
化粧クリーム	1,200	1年	12	1,200	
化粧水	840	1年	6	420	
乳液	1,200	1年	6	600	
ファンデーション	1,280	1年	6	640	
口紅	420	1年	6	210	
小計				4,700	

b. 理美容サービス 月 4,000円

(4) 「40歳代夫婦と未婚子2人世帯モデル」

合計 10,423円

a. 理美容用品 5,173円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ヘアードライヤー	1,680	6年	1	23	
ヘアブラシ	300	3年	1	8	
歯ブラシ	78	1年	12	78	
かみそり	178	1年	36	178	3本
化粧石鹼	198	1年	24	132	3個
シャンプー	248	1年	24	496	550ml
ヘアリンス	248	1年	24	496	
ボディシャンプー	248	1年	24	496	550ml
歯磨き	98	1年	24	196	
化粧クリーム	1,200	1年	12	1,200	
化粧水	840	1年	6	420	
乳液	1,200	1年	6	600	
ファンデーション	1,280	1年	6	640	
口紅	420	1年	6	210	
小計				5,173	

b. 理美容サービス 月 5,250円

11. 身の回り用品の算定

(1) 「若年単身世帯モデル」

身の回り用品 合計 360円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
傘	998	2年	2	83	
旅行用かばん	3,900	5年	1	65	
リュックサック	1,470	5年	1	25	
財布	1,480	5年	1	25	
腕時計	2,000	10年	1	17	
ハンカチ	348	1年	5	145	
小計				360	

(2) 「30歳代夫婦のみ世帯モデル」

身の回り用品 合計 1,085円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
傘	998	2年	3	125	
旅行用かばん	3,900	5年	2	130	
ショルダーバッグ(男性用)	1,870	5年	1	31	
ショルダーバッグ(女性用)	1,870	5年	1	31	
ハンドバッグ	2,900	5年	1	48	
ショッピングバッグ	980	5年	1	16	
リュックサック	1,470	5年	2	49	
財布	1,480	5年	2	49	
腕時計(男子用)	2,000	10年	1	17	
腕時計(女性用)	2,000	10年	1	17	
指輪	4,200	10年	2	70	
ブローチ	3,500	10年	3	87	
ネックレス	3,500	10年	1	29	
イヤリング	1,500	10年	2	25	
帽子	570	2年	3	71	
ハンカチ	348	1年	10	290	
小計				1,085	

(3) 「30歳代夫婦と未婚子1人世帯モデル」

身の回り用品 合計 1,295円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
傘	998	2年	4	166	
旅行用かばん	3,900	5年	2	130	
ショルダーバッグ(男性用)	1,870	5年	1	31	
ショルダーバッグ(女性用)	1,870	5年	1	31	
ハンドバッグ	2,900	5年	1	48	
ショッピングバッグ	980	5年	1	16	
リュックサック	1,470	5年	2	49	
財布	1,480	5年	2	49	
腕時計(男子用)	2,000	10年	1	17	
腕時計(女性用)	2,000	10年	1	17	
指輪	4,200	10年	2	70	
ブローチ	3,500	10年	3	87	
ネックレス	3,500	10年	1	29	
イヤリング	1,500	10年	2	25	
帽子	570	2年	4	95	
ハンカチ	348	1年	15	435	
小計				1,295	

(4) 「40歳代夫婦と未婚子2人世帯モデル」

身の回り用品 合計 1,621円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
傘	998	2年	5	208	
旅行用かばん	3,900	5年	3	195	
ショルダーバッグ(男性用)	1,870	5年	1	31	
ショルダーバッグ(女性用)	1,870	5年	1	31	
ハンドバック	2,900	5年	1	48	
ショッピングバッグ	980	5年	1	16	
リュックサック	1,470	5年	3	74	
財布	1,480	5年	3	74	
腕時計(男子用)	2,000	10年	1	17	
腕時計(女性用)	2,000	10年	1	17	
指輪	4,200	10年	2	70	
ブローチ	3,500	10年	3	87	
ネックレス	3,500	10年	1	29	
イヤリング	1,500	10年	2	25	
帽子	570	2年	5	119	
ハンカチ	348	1年	20	580	
小計				1,621	

12. 交際費・その他の算定

(1) 「若年単身世帯モデル」

交際費・その他 月額 14,167円

生活実態調査の結果をみると、第1に、「親戚などの結婚式・お葬式などに参加しているかとの間に対し、最も多いのが「ほとんど参加」の52.2%、次いで「最近ほとんどよばれない」の17.4%、「他の費目を節約して参加」の17.4%と続いている。その回数は、最も多いのが年1回と2回の31.3%、次いで3回の18.8%、5回以上の12.5%、4回以上の6.3%と続いている。この結果から、年2回の結婚式やお葬式・法事などへの参加を想定した。その費用は、1回3万円とした。

第2に、見舞金やお年玉・その他の贈り物をあげているか、という問に対しても、最も多いのが「機会があるごとにあげている」で65.2%、次いで「最近上げる機会がない」の13.0%、「あげないことにしている」の17.4%と続いている。この結果から、お見舞い金やお年玉などを年4回として1回5,000円と想定した。

第3に、お中元やお歳暮については、最も多い回答は「贈らないことにしている」の65.2%で、次いで「贈ってくれる人だけ」の13.0%、「最近減らしている」の8.7%と続いている。このことから、若年単身の場合には、お中元やお歳暮を贈る習慣がないものと判断される。調査の結果は、年齢階層によってかなりの差がみられた。

第4に、自治会費などの負担費として、地元の聴き取りから年間3,000円とした。生活実態調査では、近所づきあいがほとんどないことが分かる。ほとんど顔を合わせないかあるいは程度である。実際には、自治会費も払っていない可能性が高いが、地域のお祭りや運動会などへの参加はないものとしても、自治会費を負担するの

は、地域住民の義務であろうと考えた。

第5に、住宅関係費として、共益費は、生活実態調査では、「なし」が最も多く28.8%、次いで2千円台の25.4%、3千円台の16.9%、千円台の10.2%と続いていた。会津若松市周辺の賃貸住宅情報誌による調査では、なしも多かったが、2000円が最も多かった。このことから、共益費を2,000円とした。

第6に、同窓会、新年会、忘年会を年3回とし、2次会も含めて1回8,000円の参加費として算定した。

第7に、労働組合費として月3,000円とした。

第8に、その他会費として、年間3,000円とした。

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
贈与金	30,000		年2回	5,000	
見舞金・お年玉など贈与金	5,000		年4軒	1,667	
住宅関係負担費	2,000		月	2,000	
自治会費等負担費	3,000		年	250	
同窓会・新年会・忘年会参加費	8,000		年3回	2,000	
労働組合費	3,000		月	3,000	
その他会費	3,000		年	250	
小計				14,167	

(2) 「30歳代夫婦のみ世帯モデル」

交際費・その他 月額 16,684円

生活実態調査の2人以上の世帯の集計結果をみると、第1に、「親戚などの結婚式・お葬式などに参加しているかとの間に対し、最も多いのが「ほとんど参加」の71.1%、次いで「他の費目を節約して参加」の11.7%、「最近ほとんどよばれない」の9.5%、「経済的に無理」の5.2%と続いている。その回数は、最も多いのが3回の25.7%、次いで5回以上の24.2%、2回の21.2%、1回の13.8% 4回の12.6%と続いている。この結果からみると、年3回が2人以上世帯の平均とみることができると、30歳代と40歳代ではやや異なる調査結果となっていたことから、30歳代夫婦の場合には年2回の結婚式やお葬式・法事などへの参加とした。(40歳代夫婦の場合には年3回とした。) その費用は、1回3万円とした。貸し衣装代、着付け代、バーマ代、旅費等を考慮すると、3万円では足りないであろうが、2回の内1回はお葬式への出席としてその費用を1万円程度とした。

第2に、見舞金やお年玉・その他の贈り物をあげているか、という問に対しても、最も多いのが「機会があるごとにあげている」で63.4%、次いで「無理してあげる」の17.5%などと続いている。この結果から、お見舞い金やお年玉などは挙げることにし、その回数は年4回、1回5,000円とした。

第3に、お中元やお歳暮については、最も多い回答は「毎年決まって贈っている」の45.8%、次いで「贈らないことにしている」の18.5%、「贈ってくれる人だけに」

の12.3%、「最近減らしている」の8.3%と続いている。その軒数は、生活実態調査によれば、最も多いのが3軒で19.9%、次いで5軒の18.6%、2軒の18.2%、4軒の15.2%と続いている。2軒から5軒に7割以上占めている。ただし、30歳代と40歳代とを比較すると、40歳代でやや多い傾向にあることを考慮して、30歳代で年2軒に、40歳代では年3軒にお中元とお歳暮を贈ることとした。1軒当たりの金額は、圧倒的に3,000円台が多く5割近くを占めていた。このことから1軒当たり3,000円とした。

第4に、自治会費などの負担費として、年間6,200円とした。自治会費、お祭りの寄付、赤い羽根の寄付、社会福祉協議会会費などをこれに含めた。

第5に、住宅関係費として、共益費は、2,000円とした。

第6に、同窓会、新年会、忘年会を夫婦2人で年3回とし、1回5,000円の参加費として算定した。

第7に、労働組合費として月3,000円を想定した。

第8に、その他会費として、年間3,000円を想定している。

第9に、その他・信仰費として、お彼岸やお盆に際してのお墓参りを年3回想定した。お花代、お線香代、口ウソク代、お布施などを含め1回3,000円とした。

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
冠婚葬祭贈与金	30,000		年2回	5,000	
お中元・お歳暮贈与金	3,000		年4軒	1,000	
見舞金・お年玉など贈与金	5,000		年4軒	1,667	
住宅関係負担費	2,000		月	2,000	
自治会費等	6,200		年	517	
労働組合費	3,000		月1回	3,000	
新年会・忘年会等参加費	5,000		年6回	2,500	
その他会費	3,000		年	250	
お寺参り	3,000		年3回	750	
小計				16,684	

(3) 「30歳代夫婦と未婚子1人世帯モデル」

交際費・その他 月額 16,684円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
冠婚葬祭贈与金	30,000		年2回	5,000	
お中元・お歳暮贈与金	3,000		年4軒	1,000	
見舞金・お年玉など贈与金	5,000		年4軒	1,667	
住宅関係負担費	2,000		月	2,000	
自治会費等	6,200		年	517	
労働組合費	3,000		月1回	3,000	
新年会・忘年会等参加費	5,000		年6回	2,500	
その他会費	3,000		年	250	
お寺参り	3,000		年3回	750	
小計				16,684	

(4) 「40歳代夫婦と未婚子2人世帯モデル」

交際費・その他 月額 19,684円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
冠婚葬祭贈与金	30,000		年3回	7,500	
お中元・お歳暮贈与金	3,000		年6軒	1,500	
見舞金・お年玉など贈与金	5,000		年4軒	1,667	
住宅関係負担費	2,000		月	2,000	
自治会費等	6,200		年	517	
労働組合費	3,000		月1回	3,000	
新年会・忘年会等参加費	5,000		年6回	2,500	
その他会費	3,000		年	250	
お寺参り	3,000		年3回	750	
小計				19,684	

13. こづかいの算定

(1) 「20歳代単身世帯モデル」

月 6,000円

(2) 「30歳代夫婦のみ世帯モデル」

月 12,000円
夫婦2人 12,000円

(3) 「30歳代夫婦と未婚子1人世帯モデル」

月 13,000円
9歳女性 1,000円
夫婦2人 12,000円

(4) 「40歳代夫婦と未婚子2人世帯モデル」

月 16,000円
9歳女性 1,000円
13歳男性 3,000円
夫婦2人 12,000円

IV 東北地方最賃Dランク「最低生計費」試算

1. 食費の算定

①食品群別、100g当たり消費単価

表1-1. 4つの食品群別にみた、100g当たりの消費単価

第1群		第2群		
乳・乳製品	卵	魚介・肉	豆・豆製品	
22.57円	26.63円	151.00円	32.44円	
第3群			第4群	
野菜・海草	いも類	果物	穀類	砂糖 油脂
44.57円	25.81円	41.04円	44.06円	21.06円 40.07円
嗜好品（菓子、飲料、酒類）				
100カロリー当たり	92.24円			

(1) 「若年単身世帯モデル」

① 1か月の必要なカロリーと栄養群別単価

25歳男性 1日当たり 2,650k カロリー

表1-2. 25歳、男性、身体活動レベルⅡ、4つの栄養群別、必要な食品構成と金額

第1群		第2群		
乳・乳製品	卵	魚介・肉	豆・豆製品	
必要量	金額	必要量	金額	必要量
300 g	67.7円	50 g	13.8円	140 g 211.4円
第3群			第4群	
野菜・海草	いも類	果物	穀類	砂糖 油脂
必要量	金額	必要量	金額	必要量 金額
350 g	156.0円	100 g	25.8円	200 g 82.1円
第4群				
穀類	砂糖	油脂		
必要量	金額	必要量	金額	必要量 金額
400 g	176.2円	10 g	2.1円	80g 12.0円

* 1日エネルギー必要量の90%とその他の栄養必要量を満たし、それに嗜好品を加えた金額は、

2,385k カロリー 772.6円

嗜好品・265k カロリー 244.4円

合計 1,017.0円

1,017.0円 * 30日 = 30,510円

②全て家で食事をする場合の1か月の食費

25歳男性・・・30,510円

廃棄率(5%) 1,525円

計 32,035円

③朝食及び昼食、夕食、仕事の後や休日の会食の算定の仕方

朝食及び昼食、夕食、仕事の後や休日の会食について

は、若年単身世帯の生活実態調査に基づきそれぞれを算定した。

*朝食について、調査の結果、第1位が「家でしっかり食べる」の37.3%、第2位「朝食は食べない」の23.9%、第3位「家で牛乳やコーヒーですます」の19.4%、第4位「通勤途上や職場でパンやそばなど」の11.9%と続いている。家で食べるが合計56.7%を占めていることから、家で食べるが一般的といえる。

*昼食について、調査の結果、第1位が「弁当やパンなど」の44.8%、第2位の「家から弁当」の14.9%、第3位の「職場の食堂」の11.9%、第4位「職場の給食」の11.9%と続いている。このことから、昼食は、弁当を持ってくる例は少なく、外食することが一般的であるといえる。その費用は、第1位が「500円台」の40.0%、第2位「400円台」の20.0%、第3位「300円台」の16.4%と続いている。500円台が最も多く、しかも500円を挟んでそれ以上とそれ以下がそれほぼ半数存在していることから、1食500円とした。

*夕食について、調査の結果、第1位が「家で別々に」の89.6%、第2位「食堂などを利用」の7.5%、第3位「家で家族と一緒に」の1.5%と続いている。家で食べることが圧倒的に多いことがわかった。

*仕事の帰りや休日の会食などについて、調査の結果、第1位が「月に数回程度」の65.7%、第2位「ほとんどない」の29.9%、第3位「週2~3回程度」の1.5%と続いている。この結果から月数回の会食が一般的と言えるが、恋人や友人などの会食として月3回とやや多めに取った。その費用については、第1位「3,000円台」32.6%、第2位「5,000円台」の17.4%、第3位「1,000円未満」の10.9%、第4位「2,000円台」の8.7%と続いている。このことから、3,000円台が最も多いがまたそれ以下も20%ほど存在することから、1回2,500円の費用とした。

*以上の調査の結果から、昼食の弁当と友人などの会食は、次の通り算定した。

弁当 1食 730k カロリー、 500円

1ヶ月 20食 14,600k カロリー 10,000円

会食 1回 定食(刺身天ぷら膳)とビール中びん2本
986k カロリー + 390k カロリー = 1,376k カロリー

月3回 4,128k カロリー 7,500円

④家の食事、昼食・外食、会食の内訳と1か月の食費の合計額

家の食事 56,797k カロリー 21,797円

昼食 14,600k カロリー 10,000円

特集・労働総研設立20周年記念労働総研奨励賞

会食	4,128k カロリー	7,500円
廃棄率(5%)	3,975k カロリー	1,525円
合計	79,500k カロリー	40,822円

(2) 「30歳代夫婦のみ世帯モデル」

① 1か月の必要なカロリーと栄養群別単価

35歳男性	1日当たり	2,650k カロリー
33歳女性	1日当たり	2,000k カロリー
計		4,650k カロリー

表1-3. 33歳、男性、身体活動レベルⅡ、4つの栄養群別、必要な食品構成と金額

第1群		第2群					
乳・乳製品	卵	魚介・肉	豆・豆製品				
必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額
300 g	67.7 円	50 g	13.3 円	140 g	211.4 円	80 g	26.0 円
第3群							
野菜・海草	いも類	果物					
必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額		
350 g	156.0 円	100 g	25.8 円	200 g	82.1 円		
第4群							
穀類	砂糖	油脂					
必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額		
400 g	176.2 円	10 g	2.1 円	30g	12.0 円		

* 1日エネルギー必要量の90%とその他の栄養必要量を満たし、それに嗜好品を加えた金額は、
2,385k カロリー 772.6 円
嗜好品・265k カロリー 244.4 円
合計 1,017.0 円
1,017.0 円 * 30 日 = 30,510 円

表1-4. 30歳、女性、身体活動レベルⅡ、4つの栄養群別、必要な食品構成と金額

第1群		第2群					
乳・乳製品	卵	魚介・肉	豆・豆製品				
必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額
250 g	56.4 円	50 g	13.3 円	100 g	151.0 円	80 g	26.0 円
第3群							
野菜・海草	いも類	果物					
必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額		
350 g	156.0 円	100 g	25.8 円	200 g	82.1 円		
第4群							
穀類	砂糖	油脂					
必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額		
270 g	119.0 円	10 g	2.1 円	15g	6.0 円		

* 1日エネルギー必要量の90%とその他の栄養必要量を満たし、それに嗜好品を加えた金額は、
1,800k カロリー 637.7 円
嗜好品・200k カロリー 184.5 円
合計 822.2 円

822.2 円 * 30 日 = 24,666 円

②全て家で食事をする場合の1か月の食費
33歳男性・・・30,510 円
30歳女性・・・24,666 円
廃棄率(5%) 2,759 円
計 57,935 円

③朝食及び昼食、夕食、仕事の後や休日の会食の算定の仕方
朝食及び昼食、夕食、仕事の後や休日の会食については、2人以上世帯の生活実態調査に基づきそれを算定した。

*朝食について、調査の結果、第1位が「家でしっかり食べる」の78.4%、第2位「家で牛乳やコーヒーですますます」の9.1%、第3位「朝食はとらない」の6.3%と続いていた。家で食べるが合計87.5%を占めていた。このことから、家で食べることが一般的であると言える。

*昼食について、調査の結果、第1位が「家から弁当」の59.2%、第2位の「弁当やパンを購入」の12.0%、第3位の「家で食べる」の11.6%と続いていた。若年単身者と異なり昼食は、家から弁当を持ってくる場合が6割近く占めることから、昼食は弁当持参が一般的と言える。

*夕食について、調査の結果、第1位が「家で家族と一緒に」の81.4%、第2位「家で別々に」の14.7%であった。ほとんどの人が家で食べることが分かる。

*仕事の帰りや休日の会食などについて、調査の結果、第1位が「ほとんどない」の50.2%、第2位「月に数回程度」の45.0%、第3位「週2~3回程度」の3.0%と続いていた。この結果からみると、ほとんどないと月数回がほぼ半々である。男女別に違いがみられ、男性の場合には月数回が上回ることを考慮して、月数回の会食とした。その回数は、若年単身者よりもやや少なめに月2回とした。その費用については、第1位「5,000円台」25.0%、第2位「1,000円未満」の19.3%、第3位「3,000円台」の17.6%、第4位「2,000円未満」の10.1%と続いていた。ばらつきが見られるが、3,000円台以下が4割存在することから、1回2,500円の費用とした。

*以上の調査の結果から、家族や友人などの会食は、次の通り算定した。

会食 1回 定食(刺身天ぷら膳)とビール中びん2本
986k カロリー + 390k カロリー = 1,376k カロリー
月2回 2,752k カロリー 5,000円 × 2人 = 10,000円

④家の食事、会食の内訳と1か月の食費の合計額

家の食事 133,996k カロリー 52,999円

会食 5,504k カロリー 10,000円

廃棄率(5%) 6,975k カロリー 2,759円

合計 146,475k カロリー 65,758円

1,800k カロリー 637.7円

嗜好品・200k カロリー 184.5円

合計 822.2円

822.2円 * 30日 = 24,666円

(3) 「30歳代夫婦と未婚子1人世帯モデル」

①1か月の必要なカロリーと栄養群別単価

35歳男性 1日当たり 2,650k カロリー

33歳女性 1日当たり 2,000k カロリー

9歳女性 1日当たり 1,800k カロリー

計 6,450k カロリー

表1-5. 35歳、男性、身体活動レベルⅡ、4つの栄養群別、必要な食品構成と金額

第1群		第2群					
乳・乳製品	卵	魚介・肉	豆・豆製品	魚介・肉	豆・豆製品	魚介・肉	豆・豆製品
必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額
300 g	67.7 円	50 g	13.3 円	140 g	211.4 円	80 g	26.0 円
第3群							
野菜・海草	いも類	果物					
必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額
350 g	156.0 円	100 g	25.8 円	200 g	82.1 円		
第4群							
穀類	砂糖	油脂					
必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額
400 g	176.2 円	10 g	2.1 円	30g	12.0 円		

* 1日エネルギー必要量の90%とその他の栄養必要量を満たし、それに嗜好品を加えた金額は、

2,385k カロリー 772.6円

嗜好品・265k カロリー 244.4円

合計 1,017.0円

1,017.0円 * 30日 = 30,510円

表1-6. 33歳、女性、身体活動レベルⅡ、4つの栄養群別、必要な食品構成と金額

第1群		第2群					
乳・乳製品	卵	魚介・肉	豆・豆製品	魚介・肉	豆・豆製品	魚介・肉	豆・豆製品
必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額
250 g	56.4 円	50 g	13.3 円	100 g	151.0 円	80 g	26.0 円
第3群							
野菜・海草	いも類	果物					
必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額
350 g	156.0 円	100 g	25.8 円	200 g	82.1 円		
第4群							
穀類	砂糖	油脂					
必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額
270 g	119.0 円	10 g	2.1 円	15g	6.0 円		

* 1日エネルギー必要量の90%とその他の栄養必要量を満たし、それに嗜好品を加えた金額は、

表1-7. 9歳、女性、身体活動レベルⅡ、4つの栄養群別、必要な食品構成と金額

第1群		第2群		第3群		第4群	
乳・乳製品	卵	魚介・肉	豆・豆製品	魚介・肉	豆・豆製品	魚介・肉	豆・豆製品
必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額
330 g	74.5 円	50 g	13.3 円	100 g	151.0 円	80 g	26.0 円
第3群		第4群					
野菜・海草	いも類	砂糖	油脂	魚介・肉	豆・豆製品	魚介・肉	豆・豆製品
必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額
300 g	133.7 円	60 g	15.5 円	200 g	82.1 円		

* 1日エネルギー必要量の90%とその他の栄養必要量を満たし、それに嗜好品を加えた金額は、

1,620k カロリー 606.6円

嗜好品・180k カロリー 166.0円

合計 772.6円

772.6円 * 30日 = 23,178円

②全て家で食事をする場合の1か月の食費

33歳男性 ··· 30,510円

30歳女性 ··· 24,666円

9歳女性 ··· 23,178円

廃棄率(5%) 3,918円

計 82,272円

③朝食及び昼食、夕食、仕事の後や休日の会食の算定の仕方

朝食及び昼食、夕食、仕事の後や休日の会食については、2人以上世帯の生活実態調査に基づきそれぞれを算定した。

* 朝食について、家で食べることにした。

* 昼食について、弁当持参とした。

* 夕食について、家で食べることにした。

* 仕事の帰りや休日の会食などについて、月2回の会食とした。その費用については1回大人1人当たり2,500円、子どもは1回1人当たり829円とした。子どもと一緒に会食は月1回とした。

* 以上の調査の結果から、家族や友人などの会食は、次の通り算定した。

〈会食〉

大人1回 定食(刺身天ぷら膳)とビール中びん2本

986k カロリー + 390k カロリー = 1,376k カロリー
 大人月2回 2,752k カロリー × 2 = 5,504k カロリー
 5,000円 × 2人 = 10,000円
 子ども月1回ハンバーグステーキランチ
 712k カロリー 829円

(子どもの学校給食)

年間197日 月額 4,000円
 年間カロリー

650k カロリー × 197日 = 128,050k カロリー
 月平均カロリー

128,050k カロリー ÷ 12カ月 = 10,671k カロリー

④家での食事、会食の内訳と1か月の食費の合計額

家での食事	176,613k カロリー	71,516円
会食	6,216k カロリー	10,829円
学校給食	10,671k カロリー	4,000円
廃棄率(5%)	9,675k カロリー	3,918円
合計	203,175k カロリー	90,263円

(4) 「40歳代夫婦と未婚子2人世帯モデル」

①1か月の必要なカロリーと栄養群別単価

45歳男性	1日当たり 2,650k カロリー
43歳女性	1日当たり 2,000k カロリー
13歳男性	1日当たり 2,650k カロリー
9歳女性	1日当たり 1,800k カロリー
計	<u>9,100k カロリー</u>

表1-8. 45歳、男性、身体活動レベルⅡ、4つの栄養群別、必要な食品構成と金額

第1群		第2群					
乳・乳製品	卵	魚介・肉	豆・豆製品				
必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額
300g	67.7円	50g	18.3円	140g	211.4円	80g	26.0円
第3群		第4群					
野菜・海草	いも類	果物	穀類	砂糖	油脂		
必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額
350g	156.0円	100g	25.8円	200g	82.1円		
第4群		第5群					
穀類	砂糖	油脂	穀類	砂糖	油脂		
必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額
400g	176.2円	10g	2.1円	30g	12.0円		

* 1日エネルギー必要量の90%とその他の栄養必要量を満たし、それに嗜好品を加えた金額は、

2,385k カロリー 772.6円

嗜好品・265k カロリー 244.4円

合計 1,017.0円

1,017.0円 * 30日 = 30,510円

表1-9. 43歳、女性、身体活動レベルⅡ、4つの栄養群別、必要な食品構成と金額

第1群		第2群					
乳・乳製品	卵	魚介・肉	豆・豆製品				
必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額
250g	56.4円	50g	18.3円	100g	151.0円	80g	26.0円
第3群		第4群					
野菜・海草	いも類	果物	穀類	砂糖	油脂		
必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額
350g	156.0円	100g	25.8円	200g	82.1円		
第4群		第5群					
穀類	砂糖	油脂	穀類	砂糖	油脂		
必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額
270g	119.0円	10g	2.1円	15g	6.0円		

* 1日エネルギー必要量の90%とその他の栄養必要量を満たし、それに嗜好品を加えた金額は、
 1,800k カロリー 637.7円
 嗜好品・200k カロリー 184.5円
 合計 822.2円
 822.2円 * 30日 = 24,666円

表1-10. 13歳、男性、身体活動レベルⅡ、4つの栄養群別、必要な食品構成と金額

第1群		第2群					
乳・乳製品	卵	魚介・肉	豆・豆製品				
必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額
400g	90.3円	50g	18.3円	160g	241.6円	100g	32.4円
第3群		第4群					
野菜・海草	いも類	果物	穀類	砂糖	油脂		
必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額
350g	156.0円	100g	25.8円	200g	82.1円		
第4群		第5群					
穀類	砂糖	油脂	穀類	砂糖	油脂		
必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額
370g	163.0円	10g	2.1円	25g	10.0円		

* 1日エネルギー必要量の90%とその他の栄養必要量を満たし、それに嗜好品を加えた金額は、
 2,385k カロリー 816.6円
 嗜好品・265k カロリー 244.4円
 合計 1,061.0円
 1,061円 * 30日 = 31,830円

表1-11. 9歳、女性、身体活動レベルⅡ、4つの栄養群別、必要な食品構成と金額

第1群 乳・乳製品		第2群 卵		第2群 魚介・肉		第3群 豆・豆製品	
必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額
330 g	74.5 円	50 g	13.3 円	100 g	151.0 円	80 g	26.0 円
第3群							
野菜・海草		いも類		果物			
必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額		
300 g	133.7 円	60 g	15.5 円	200 g	82.1 円		
第4群				砂糖	油脂		
穀類							
必要量	金額	必要量	金額	必要量	金額		
230 g	101.3 円	10 g	2.1 円	15g	6.0 円		

* 1日エネルギー必要量の90%とその他の栄養必要量を満たし、それに嗜好品を加えた金額は、

1,620k カロリー	606.6 円
嗜好品・180k カロリー	166.0 円
合計	772.6 円
772.6 円 * 30 日 = 23,178 円	

②全て家で食事をする場合の1か月の食費

45歳男性	30,510 円
43歳女性	24,666 円
13歳男性	31,830 円
9歳女性	23,178 円
廃棄率(5%)	5,509 円
計	115,693 円

③朝食及び昼食、夕食、仕事の後や休日の会食の算定の仕方

朝食及び昼食、夕食、仕事の後や休日の会食については、2人以上世帯の生活実態調査に基づきそれぞれを算定した。

- * 朝食について、家で食べることにした。
- * 昼食について、弁当持参とした。
- * 夕食について、家で食べることにした。
- * 仕事の帰りや休日の会食などについて、月2回の会食とした。その費用については、1回大人1人当たり2,500円、子どもは1回1人当たり829円とした。子どもと一緒に会食は月1回とした。
- * 以上の調査の結果から、家族や友人などの会食は、次の通り算定した。

〈会食〉

大人1回 定食(刺身天ぷら膳)とビール中びん2本
986k カロリー + 390k カロリー = 1,376k カロリー
大人月2回

$$2,752k \text{ カロリー} \times 2 \text{ 人} = 5,504k \text{ カロリー}$$

$$5,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 人} = 10,000 \text{ 円}$$

子ども月1回ハンバーグステーキランチ

子ども月1回

$$712k \text{ カロリー} \times 2 \text{ 人} = 1,424k \text{ カロリー}$$

$$829 \text{ 円} \times 2 \text{ 人} = 1,658 \text{ 円}$$

〈子どもの学校給食〉

年間197日 月額 4,000 円

年間カロリー

$$830k \text{ カロリー} \times 197 \text{ 日} = 163,510k \text{ カロリー}$$

月平均カロリー

$$163,510k \text{ カロリー} \div 12 \text{ ル月} = 13,626k \text{ カロリー}$$

年間197日 月額 4,000 円

年間カロリー

$$650k \text{ カロリー} \times 197 \text{ 日} = 128,050k \text{ カロリー}$$

月平均カロリー

$$128,050k \text{ カロリー} \div 12 \text{ ル月} = 10,671k \text{ カロリー}$$

④家の食事、会食の内訳と1か月の食費の合計額

家の食事	241,775k カロリー	97,581 円
会食	6,928k カロリー	11,658 円
学校給食	24,297k カロリー	8,000 円
廃棄率(5%)	13,650k カロリー	5,509 円
合計	286,650k カロリー	122,748 円

2. 住居費の算定

(1) 「若年単身世帯モデル」

生活実態調査では、家賃で最も多かったのが「4万円台」で40.0%、次いで「5万円台」の37.1%、「3万円台」の11.4%と、3万円台から5万円台に集中していた。更新料についてみると、第1位が「なし」の43.3%、第2位「2万円台」の20.9%、第3位「1万円台」の19.4%と続いている。また、北上市での不動産店での調査では、1k 25m²程度の家賃は、最低30,000円から4万円台までであった。最低家賃の30,000円を採用した。更新料はなしとした。

合計	30,000 円
家賃	月 30,000 円
更新料	月当たり 0 円

(2) 「30歳代夫婦のみ世帯モデル」

北上市での調査では、2k 30m²程度の家賃は、3万円台から5万円台となっていた。このことから、家賃を35,000円とし、更新料なしとした。

合計	35,000 円
家賃	月 40,000 円
更新料	月当たり 0 円

(3) 「30歳代夫婦と未婚子1人世帯モデル」

北上市での調査では、2DK 40m²程度の家賃は、4万円台から5万円台がほとんどであった。このことから、家賃を40,000円、更新料なしとした。

合計	40,000円
家賃	月 40,000円
更新料	月当たり 0円

(4) 「40歳代夫婦と未婚子2人世帯モデル」

北上市での調査では、3DK 50m²程度の家賃は、5万円前後から6万円台であった。このことから、家賃を48,000円、更新料なしとした。

合計	48,000円
家賃	月 48,000円
更新料	月当たり 0円

3. 水道・光熱費の算定

(1) 「若年単身世帯モデル」

合計	9,017円
電気代	3,736円
ガス代	2,582円
他の光熱	538円
上下水道代	2,161円

(2) 「30歳代夫婦のみ世帯モデル」

合計	13,369円
電気代	5,509円
ガス代	3,746円
他の光熱	824円
上下水道代	3,290円

(3) 「30歳代夫婦と未婚子1人世帯モデル」

合計	19,031円
電気代	8,562円
ガス代	4,109円
他の光熱	1,244円
上下水道代	5,116円

(4) 「40歳代夫婦と未婚子2人世帯モデル」

合計	21,861円
電気代	8,897円
ガス代	4,923円
他の光熱	1,778円
上下水道代	6,263円

4. 家具・家事用品の算定

(1) 「若年単身世帯モデル」

合計 3,362円

a. 家庭用耐久消費財 月額 1,954円

家事用耐久財

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
自動炊飯器	5,980	6年	1	83	3.5合炊
電気冷蔵庫	19,800	6年	1	275	96~138L
電気掃除機	6,000	6年	1	83	
電気洗濯機	19,800	6年	1	275	全自動3.5Kg
電子レンジ	7,970	6年	1	111	
ガステーブル	14,700	6年	1	204	2口
小計				1,031	

冷暖房用機器

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ルームエアコン	45,800	6年	1	636	本造9畳まで2.2kw
石油ストーブ	15,000	6年	1	208	石油ファンヒーター
小計				844	

一般家具

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
整理ダンス	9,800	15年	1	54	チェスト
食卓用テーブル	2,500	15年	1	14	ロウテーブル
本箱	1,995	15年	1	11	ラック
小計				79	

b. 室内装備品 月額 110円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
自覚まし時計	777	8年	1	8	
照明器具	4,970	8年	1	52	
カーテン	1,500	5年	2	50	1.0m × 1.33m
小計				110	

c. 寝具類 月額 382円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
敷き掛けセット	4,970	5年	1	83	
タオルケット	777	3年	1	22	
毛布	2,079	3年	1	58	
まくら	497	3年	1	14	
シーツ	777	2年	2	65	
ふとんカバー	777	2年	2	65	
まくらカバー	900	2年	2	75	
小計				382	

d. 家事雑貨 月額 510円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
飯茶碗	97	2年	2	8	
湯飲み茶碗	97	2年	2	8	
コーヒー・紅茶茶碗	97	2年	2	8	
どんぶり	197	2年	2	16	
吸い物茶碗	97	2年	2	8	
盛り皿・盛り鉢	497	2年	2	41	
小皿	97	2年	2	8	
コップ	97	2年	2	8	
スプーン	100	5年	2	3	
フォーク	100	5年	2	3	
醤油さし	750	5年	1	13	
タッパー	298	5年	1	5	
中なべ	777	5年	1	13	
小なべ	680	5年	1	11	20cm
フライパン	777	5年	1	13	
やかん	970	5年	1	16	20cm
水切りかご・ざる	970	5年	1	16	2.2 L

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ボール	497	5年	1	8	30cm
包丁	798	5年	1	13	30cm
まな板	497	5年	1	8	木製
たわし・スポンジ	77	1年	2	13	1個
はし	100	5年	2	3	
しゃもじ	127	5年	1	2	木製
ふきん	197	1年	1	16	1枚
フライ返し	197	5年	1	3	
千し物さお	970	5年	1	16	ステンレス1本
くずかご	497	5年	1	8	小サイズ
洗濯バサミハンガー	597	2年	1	25	アルミ30ピッチ
タオル	250	1年	5	52	2枚セット
バスタオル	448	1年	2	75	
蛍光灯	479	2年	1	20	30W×2
ドライバー	277	15年	1	2	
バスマット	525	2年	2	44	
洗面器	250	5年	1	4	
小計					

e. 家庭用消耗品 月額 406円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ポリ袋	128	1年	48	51	45L * 10枚
ラップ	60	1年	3	15	30cm × 40m
ティッシュペーパー	188	1年	36	113	160W * 5個
トイレットペーパー	298	1年	18	37	12R
台所用洗剤	98	1年	4	33	700ml
トイレ用洗剤	177	1年	4	59	
洗濯用洗剤	148	1年	6	74	粉末1.2kg
トイレ用ブラン	105	2年	1	4	
灯油用ボリタン	609	5年	2	20	
小計				406	

(2) 「30歳代夫婦のみ世帯モデル」

合計 7,100円

a. 家庭用耐久消費財 月額 3,082円

家用具耐久財

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
自動炊飯器	6,980	6年	1	97	5合炊
電気冷蔵庫	59,800	6年	1	831	300L程度
電気掃除機	6,000	6年	1	83	
電気洗濯機	24,700	6年	1	343	全自動5Kg
電子レンジ	7,970	6年	1	111	
ガステーブル	19,700	6年	1	274	3口
トースター	1,970	6年	1	27	
電気アイロン	1,970	6年	1	27	
ホットプレート	2,980	6年	1	41	
小計				1,834	

冷暖房用機器

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ルームエアコン	45,800	6年	1	636	木造9畳まで2.2kw
石油ストーブ	15,000	6年	1	208	石油ファンヒーター
電気こたつ	5,990	6年	1	83	
扇風機	4,980	6年	1	69	
小計					

一般家具

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
整理ダンス	19,900	15年	1	111	5段
洋服ダンス	12,900	15年	1	72	
食卓用テーブル	2,500	15年	1	14	ロウテーブル
食器戸棚	5,980	15年	1	33	
本箱・本棚	3,990	15年	1	22	
小計				252	

b. 室内装備品 月額 315円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
目覚まし時計	777	8年	1	8	
柱時計	997	8年	1	10	
照明器具	4,970	8年	2	104	
カーテン	1,500	5年	4	100	1.0m × 1.33m
座布団	397	5年	3	20	
こたつ布団	2,990	5年	1	50	
花瓶	697	5年	2	23	
小計				315	

c. 寝具類 月額 899円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
敷き掛けsett	4,970	5年	3	248	
タオルケット	777	3年	3	65	
毛布	2,079	3年	3	173	
まくら	497	3年	3	41	
シーツ	777	2年	5	162	
ふとんカバー	777	2年	3	97	
まくらカバー	900	2年	3	113	
小計				899	

d. 家事雑貨 月額 1,713円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
飯茶碗	97	2年	4	16	
湯飲み茶碗	97	2年	4	16	
蒸し茶碗	97	2年	4	16	
コーヒー・紅茶茶碗	97	2年	4	16	
どんぶり	197	2年	4	33	
吸い物茶碗	97	2年	4	16	
盛り皿・盛り鉢	497	2年	4	83	
中皿	398	2年	4	66	
小皿	97	2年	4	16	
さしみ皿	298	2年	4	50	
中鉢	198	2年	4	33	
小鉢	97	2年	4	16	
角皿	298	2年	4	50	
コップ	97	2年	6	24	
とっくり	420	2年	2	35	
さかずき	300	2年	4	50	
スプーン	100	5年	4	7	
フォーク	100	5年	4	7	
ナイフ	300	5年	4	20	
水筒	497	5年	1	8	
菓子ばち	511	5年	1	9	
茶筒	800	5年	1	13	
きゅうす	398	5年	1	7	
砂糖入れ	100	5年	1	2	
醤油さし	750	5年	1	13	
弁当箱	1,180	5年	2	39	
タッパー	298	5年	5	25	
盆	598	5年	2	20	
大なべ	1,280	5年	1	21	
中なべ	777	5年	1	13	20cm
小なべ	680	5年	1	11	
フライパン	777	5年	1	13	20cm
土鍋	877	5年	2	29	
やかん	970	5年	1	16	2.2 L
米びつ	588	5年	1	10	
洗い桶	498	5年	1	8	
水切りカゴ・ざる	970	5年	4	65	30cm
ボール	497	5年	2	17	30cm
台所用はかり	980	5年	1	16	
包丁	798	5年	2	27	
まな板	497	5年	1	8	木製
すり鉢・すりこぎ	198	5年	1	3	
たわし・スポンジ	77	1年	2	13	1個
おろし器	228	5年	1	4	
ふきん掛け	298	5年	1	5	
はし	100	5年	6	10	
しゃもじ	127	5年	1	2	木製
ふきん	197	1年	4	66	1枚
フライ返し	197	5年	1	3	
あわたてき	197	5年	1	3	

特集・労働総研設立20周年記念労働総研奨励賞

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
干し物さお	970	5年	1	16	ステンレス1本
ボリバケツ(ごみ入れ)	970	5年	1	16	
くずかご	497	5年	2	17	小サイズ
座敷はうき	872	5年	1	15	
洗濯バサミハンガー	597	2年	2	50	アルミ30ピンチ
洗濯用バケツ	298	5年	1	5	
ホース	498	5年	1	8	
タオル	250	1年	8	33	2枚セット
バスタオル	448	1年	4	149	
電球	98	1年	1	8	60w
蛍光灯	479	2年	2	40	30W×2
裁縫箱	1,890	5年	1	32	
裁ちばさみ	399	5年	1	7	
アイロン台	598	5年	1	10	
ドライバー	277	15年	1	2	
金づち	399	15年	1	2	
ベンチ	397	15年	1	2	
空気入れ	798	5年	1	13	
じょうろ	147	5年	1	2	
園芸用スコップ	98	5年	1	2	
鉢・プランタン	147	5年	4	10	
表札	4,200	10年	1	35	
玄関マット	398	5年	1	7	
脚立	5,470	10年	1	46	
郵便受け	1,480	10年	1	12	
横中電灯	198	5年	2	7	
バスマット	525	2年	2	44	
洗面器	250	5年	1	4	
小計				1,713	

e. 家庭用消耗品 月額 1,091円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ポリ袋	128	1年	96	102	45L*10枚
ラップ	60	1年	12	60	30cm×40m
ティッシュペーパー	188	1年	48	150	160W*5個
トイレットペーパー	298	1年	48	99	12R
台所用洗剤	98	1年	12	98	700ml
住宅用洗剤	60	1年	12	60	
トイレ用洗剤	177	1年	12	177	
洗濯用洗剤	148	1年	12	148	粉末1.2kg
漂白剤	97	1年	12	97	
トイレ芳香剤	128	1年	6	64	
トイレ用ブラシ	105	2年	1	4	
風呂用ブラシ	298	2年	1	12	
灯油用ボリタン	609	5年	2	20	
小計				1,091	

(3) 「30歳代夫婦と未婚子1人世帯モデル」

合計 8,458円

a. 家庭用耐久消費財 月額 3,192円

家用耐久財

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
自動炊飯器	6,980	6年	1	97	5合炊
電気冷蔵庫	59,800	6年	1	831	300L程度
電気掃除機	6,000	6年	1	83	
電気洗濯機	24,700	6年	1	343	全自动5Kg
電子レンジ	7,970	6年	1	111	
ガステーブル	19,700	6年	1	274	3口
トースター	1,970	6年	1	27	
電気アイロン	1,970	6年	1	27	
ホットプレート	2,980	6年	1	41	
小計				1,834	

冷暖房用機器

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ルームエアコン	45,800	6年	1	636	木造9畳まで2.2kw
石油ストーブ	15,000	6年	1	208	石油ファンヒーター
電気こたつ	5,990	6年	1	83	
扇風機	4,980	6年	1	69	
小計				996	

一般家具

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
整理ダンス	19,900	15年	1	111	5段
洋服ダンス	12,900	15年	1	72	
食卓用テーブル	2,500	15年	1	14	ロウテーブル
食器戸棚	5,980	15年	1	33	
学習机	19,800	15年	1	110	
本箱・本棚	3,990	15年	1	22	
小計				362	

b. 室内装備品 月額 321円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
目覚まし時計	777	8年	1	8	
柱時計	997	8年	1	10	
照明器具	4,970	8年	2	104	
カーテン	1,500	5年	4	100	1.0m×1.33m
座布団	397	5年	4	26	
こたつ布団	2,990	5年	1	50	
花瓶	697	5年	2	23	
小計				321	

c. 寝具類 月額 1,210円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
敷き掛けセット	4,970	5年	4	331	
タオルケット	777	3年	4	86	
毛布	2,079	3年	4	231	
まくら	497	3年	4	55	
シーツ	777	2年	7	227	
ふとんカバー	777	2年	4	130	
まくらカバー	900	2年	4	150	
小計				1,210	

d. 家事雑貨 月額 2,499円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
飯茶碗	97	2年	5	20	
湯飲み茶碗	97	2年	5	20	
蒸し茶椀	97	2年	5	20	
コーヒー・紅茶茶碗	97	2年	5	20	
どんぶり	197	2年	5	41	
吸い物茶碗	97	2年	5	20	
盛り皿・盛り鉢	497	2年	5	104	
スープ皿	297	2年	5	62	
パン・ケーキ皿	511	2年	5	106	
果物用ガラス皿	198	2年	5	41	
グラタン皿	198	2年	5	41	
盛り皿	598	2年	5	125	
中皿	398	2年	5	83	
小皿	97	2年	5	20	
さしみ皿	298	2年	5	62	
中鉢	198	2年	5	41	
小鉢	97	2年	5	20	
角皿	298	2年	5	62	
コップ	97	2年	8	32	
とっくり	420	2年	2	35	
さかずき	300	2年	5	63	
スプーン	100	5年	5	8	
フォーク	100	5年	5	8	
ナイフ	300	5年	5	25	
魔法瓶	2,980	5年	2	99	
水筒	497	5年	2	17	
菓子ばち	511	5年	1	9	
茶筒	800	5年	1	13	
きゅうす	398	5年	1	7	
砂糖入れ	100	5年	1	2	
醤油さし	750	5年	1	13	

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
弁当箱	1,180	5年	3	59	
タッパー	298	5年	8	40	
盆	598	5年	2	20	
大なべ	1,280	5年	1	21	
中なべ	777	5年	1	13	
小なべ	680	5年	1	11	
フライパン	777	5年	1	13	20cm
土鍋	877	5年	3	44	
てんぶらなべ	970	5年	1	16	20cm
やかん	970	5年	1	16	
米びつ	598	5年	1	10	
洗い桶	498	5年	1	8	2.2L
水切りかご・ざる	970	5年	4	65	
ボール	497	5年	2	17	
台所用はかり	980	5年	1	16	30cm
包丁	798	5年	2	27	30cm
まな板	497	5年	1	8	
すり鉢・すりこぎ	198	5年	1	3	
たわし・スポンジ	77	1年	2	13	木製
おろし器	228	5年	1	4	
ふきん掛け	298	5年	1	5	1個
はし	100	5年	8	13	
しゃもじ	127	5年	1	2	
ふきん	197	1年	4	66	
フライ返し	197	5年	1	3	木製
あわたてき	197	5年	1	3	1枚
ハンドミキサー	1,980	5年	1	33	
手し物さお	970	5年	1	16	
ボリバケツ(ごみ入れ)	970	5年	1	16	
くずかご	497	5年	2	17	ステンレス1本
座敷ほうき	872	5年	1	15	
洗濯バスミハンガー	597	2年	3	75	小サイズ
洗濯用バケツ	298	5年	1	5	
ホース	498	5年	1	8	アルミ30ピッチ
タオル	250	1年	8	83	
バスタオル	448	1年	5	187	
電球	98	1年	1	8	2枚セット
蛍光灯	479	2年	2	40	
裁縫箱	1,890	5年	1	32	60w
裁ちばさみ	399	5年	1	7	30W×2
アイロン台	598	5年	1	10	
ドライバー	277	15年	1	2	
金づち	399	15年	1	2	
ベンチ	397	15年	1	2	
空気入れ	798	5年	1	13	
園芸用スコップ	98	5年	1	2	
じょうろ	147	5年	1	2	
鉢・プランタン	147	5年	4	10	
玄関マット	398	5年	1	7	
表札	4,200	10年	1	35	
脚立	5,470	10年	1	46	
郵便受け	1,480	10年	1	12	
懐中電灯	198	5年	2	7	
バスマット	525	2年	2	44	
洗面器	250	5年	2	8	
小計				2,499	

e. 家庭用消耗品 月額 1,236円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ポリ袋	128	1年	144	154	45L*10枚
ラップ	60	1年	18	90	30cm×40m
ティッシュペーパー	188	1年	60	188	160W*5個
トイレットペーパー	298	1年	60	124	12R
台所用洗剤	98	1年	12	98	700ml
住宅用洗剤	60	1年	12	60	
トイレ用洗剤	177	1年	12	177	
洗濯用洗剤	148	1年	12	148	粉末1.2kg
漂白剤	97	1年	12	97	
トイレ芳香剤	128	1年	6	64	
トイレ用ブラシ	105	2年	1	4	
風呂用ブラシ	298	2年	1	12	
灯油用ボリタン	609	5年	2	20	
小計				1,236	

(4) 「40歳代夫婦と未婚子2人世帯モデル」

合計 9,526円

a. 家庭用耐久消費財 月額 3,302円

家用耐久財

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
自動炊飯器	6,980	6年	1	97	5合炊
電気冷蔵庫	59,800	6年	1	831	300L程度
電気掃除機	6,000	6年	1	83	
電気洗濯機	24,700	6年	1	343	全自動5Kg
電子レンジ	7,970	6年	1	111	
ガステーブル	19,700	6年	1	274	3口
トースター	1,970	6年	1	27	
電気アイロン	1,970	6年	1	27	
ホットプレート	2,980	6年	1	41	
小計				1,834	

冷暖房用機器

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ルームエアコン	45,800	6年	1	636	木造9畳まで2.2kw
石油ストーブ	15,000	6年	1	208	石油ファンヒーター
電気こたつ	5,990	6年	1	83	
扇風機	4,980	6年	1	69	
小計				996	

一般家具

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
整理ダンス	19,900	15年	1	111	5段
洋服ダンス	12,900	15年	1	72	
食卓用テーブル	2,500	15年	1	14	ロウテーブル
食器戸棚	5,980	15年	1	33	
腰掛机	19,800	15年	2	220	
本箱・本棚	3,990	15年	1	22	
小計				472	

b. 室内装備品 月額 378円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
日覚まし時計	777	8年	1	8	
柱時計	997	8年	1	10	
照明器具	4,970	8年	2	104	
カーテン	1,500	5年	6	150	1.0m×1.33m
座布団	397	5年	5	33	
こたつ布団	2,990	5年	1	50	
花瓶	697	5年	2	23	
小計				378	

c. 寝具類 月額 1,521円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
敷き掛けセット	4,970	5年	5	414	
タオルケット	777	3年	5	108	
毛布	2,079	3年	5	289	
まくら	497	3年	5	69	
シーツ	777	2年	9	291	
ふとんカバー	777	2年	5	162	
まくらカバー	900	2年	5	188	
小計				1,521	

d. 家事雑貨 月額 2,829円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
飯茶碗	97	2年	6	24	
湯飲み茶碗	97	2年	6	24	
蒸し茶椀	97	2年	6	24	
コーヒー・紅茶茶碗	97	2年	6	24	
どんぶり	197	2年	6	49	
吸い物茶碗	97	2年	6	24	
盛り皿・盛り鉢	497	2年	6	124	
スープ皿	297	2年	6	74	
パン・ケーキ皿	511	2年	6	128	
果物用ガラス皿	198	2年	6	50	
グラタン皿	198	2年	6	50	
盛り皿	598	2年	6	149	
中皿	398	2年	6	99	
小皿	97	2年	6	24	
さしみ皿	298	2年	6	74	
中鉢	198	2年	6	50	
小鉢	97	2年	6	24	
角皿	298	2年	6	74	
コップ	97	2年	8	32	
とっくり	420	2年	2	35	
さかずき	300	2年	4	50	
スプーン	100	5年	6	10	
フォーク	100	5年	6	10	
ナイフ	300	5年	6	30	
魔法瓶	2,980	5年	2	99	
水筒	497	5年	3	25	
菓子ばち	511	5年	1	9	
茶筒	800	5年	1	13	
きゅうす	398	5年	1	7	
砂糖入れ	100	5年	1	2	
醤油さし	750	5年	1	13	
弁当箱	1,180	5年	4	79	
タッパー	298	5年	8	40	
盆	598	5年	2	20	
大なべ	1,280	5年	1	21	
中なべ	777	5年	1	13	20cm
小なべ	680	5年	1	11	
フライパン	777	5年	1	13	20cm
土鍋	877	5年	4	58	
てんぶらなべ	970	5年	1	16	
やかん	970	5年	1	16	2.2L
米びつ	598	5年	1	10	
洗い桶	498	5年	1	8	
水切りかご・ざる	970	5年	4	65	30cm
ボール	497	5年	2	17	30cm
台所用はかり	980	5年	1	16	
包丁	798	5年	2	27	
まな板	497	5年	1	8	木製
すり鉢・すりこぎ	198	5年	1	3	
たわし・スポンジ	77	1年	2	13	1個
おろし器	228	5年	1	4	
ふきん掛け	298	5年	1	5	
はし	100	5年	8	13	
しゃもじ	127	5年	1	2	木製
ふきん	197	1年	4	66	1枚
フライ返し	197	5年	1	3	
あわただき	197	5年	1	3	
ハンドミキサー	1,980	5年	1	33	
干し物さお	970	5年	1	16	ステンレス1本
ボリバケツ(ごみ入れ)	970	5年	1	16	
くずかご	497	5年	3	25	小サイズ
座敷ほうき	872	5年	1	15	
洗濯バサミハンガー	597	2年	4	100	アルミ30ピンチ
洗濯用バケツ	298	5年	1	5	
ホース	498	5年	1	8	
タオル	250	1年	10	104	2枚セット
バスタオル	448	1年	6	224	
電球	98	1年	1	8	60w
蛍光灯	479	2年	3	60	30W×2
裁縫箱	1,890	5年	1	32	
裁ちばさみ	399	5年	1	7	
アイロン台	598	5年	1	10	
ドライバー	277	15年	1	2	
金づち	399	15年	1	2	
ベンチ	397	15年	1	2	
空気入れ	798	5年	1	13	
園芸用スコップ	98	5年	1	2	
じょうろ	147	5年	1	2	
鉢・プランター	147	5年	4	10	
玄関マット	398	5年	1	7	
表札	4,200	10年	1	35	
脚立	5,470	10年	1	46	
郵便受け	1,480	10年	1	12	
懐中電灯	198	5年	2	7	
バスマット	525	2年	2	44	
洗面器	250	5年	2	8	
小計				2,829	

e. 家庭用消耗品 月額 1,496円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ポリ袋	128	1年	192	205	45L * 10枚
ラップ	60	1年	24	120	30cm × 40m
ティッシュペーパー	188	1年	80	251	160W * 5個
トイレットペーパー	298	1年	80	166	12R
台所用洗剤	98	1年	12	98	700ml
住宅用洗剤	60	1年	12	60	
トイレ用洗剤	177	1年	12	177	
洗濯用洗剤	148	1年	18	222	粉末1.2kg
漂白剤	97	1年	12	97	
トイレ芳香剤	128	1年	6	64	
トイレ用ブラシ	105	2年	1	4	
風呂用ブラシ	298	2年	1	12	
灯油用ボリタン	609	5年	2	20	
小計				1,496	

5. 被服および履物の算定

(1) 「若年単身世帯モデル」

被服	4,142円
履物	623円
洗濯代	467円
合計	5,232円

洋服

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
礼服	19,900	10年	1	166	
背広	16,200	4年	3	1,013	
替ズボン	1,980	4年	3	124	
ジャンパー	2,980	4年	2	124	
パーカー	4,095	4年	2	171	
防寒具	3,479	4年	1	72	
小計				1,670	

シャツ・セーター類

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ワイシャツ	1,970	2年	5	410	
長袖シャツ	980	2年	5	204	
半袖シャツ	980	2年	5	204	
ボロシャツ	1,980	2年	3	248	
セーター・カーデigan	1,995	2年	3	249	
小計				1,315	

下着

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
シャツ(合・冬)	390	2年	3	49	
シャツ(夏)	580	2年	5	121	
Tシャツ	480	2年	5	100	
ジャージ	980	2年	2	82	
トレーナー	777	2年	2	65	
パンツ・ブリーフ	180	2年	10	75	
小計				492	

他の被服

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
靴下	250	1年	12	250	
ネクタイ	3,000	4年	5	313	
手袋	398	4年	1	8	
マフラー	1,500	4年	1	31	
ベルト・バンド	1,900	5年	2	63	
小計				665	

履物

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
スリッパ	198	2年	1	8	
サンダル	1,000	2年	1	42	
靴	5,880	2年	2	490	
運動靴・スニーカー	1,000	2年	2	83	
小計				623	

洗濯代

スーツ 3着分を想定した。

1着1,400円 * 4 / 12 = 月額 467円

(2) 「30歳代夫婦のみ世帯モデル」

被服	10,367円
履物	2,094円
洗濯代	1,167円
合計	13,628円

男性被服 (5,058円)

洋服

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
礼服	19,900	10年	1	166	
背広	16,200	4年	3	1,013	
オーバーコート	19,800	4年	1	413	
ジャケット	5,300	4年	2	221	
替ズボン	1,980	4年	5	206	
ジャンパー	2,980	4年	2	124	
防寒具	3,479	4年	1	72	
小計				2,215	

シャツ・セーター類

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ワイシャツ	1,970	2年	5	410	
長袖シャツ	980	2年	5	204	
半袖シャツ	980	2年	5	204	
ボロシャツ	1,980	2年	3	248	
セーター・カーデigan	1,995	2年	3	249	
小計				1,315	

下着

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
シャツ(合・冬)	390	2年	3	49	
シャツ(夏)	580	2年	5	121	
Tシャツ	480	2年	5	100	
ジャージ	980	2年	2	82	
トレーナー	777	2年	2	65	
パンツ・ブリーフ	180	2年	10	75	
パジャマ(夏)	1,980	2年	2	165	
パジャマ(冬)	1,980	2年	2	165	
小計				822	

他の被服

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
靴下	250	2年	12	125	
手袋	398	4年	2	17	
マフラー	1,500	4年	2	63	
ネクタイ	3,000	4年	7	438	
ベルト・バンド	1,900	5年	2	63	
小計				706	

男性履物 (901円)

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
スリッパ	198	2年	1	8	
サンダル	1,000	2年	1	42	
靴	5,880	2年	3	735	
長靴・ゴム長	798	2年	1	33	
運動靴・スニーカー	1,000	2年	2	83	
小計				901	

女性被服 (5,309円)

和服

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ゆかた	25,000	4年	1	521	
小計				521	

洋服

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
アンサンブル	9,900	4年	2	413	
礼服	20,000	8年	1	208	
ワンピース	4,500	4年	2	188	
オーバーコート	13,500	5年	2	450	
ジャケット	5,300	5年	3	265	
スカート	2,980	3年	5	414	
スラックス	2,980	3年	5	414	
ジャンパー	2,980	4年	2	124	
防寒具	4,095	4年	1	85	
小計				2,561	

シャツ・セーター類

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ブラウス	1,200	2年	4	200	
Tシャツ	480	2年	10	200	
長袖・半袖シャツ	980	2年	5	204	
セーター・カーデigan	980	3年	5	136	
小計				740	

下着

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
スリップ	700	2年	3	87	
パンティー	180	2年	10	75	
ブラジャー	500	2年	5	104	
ガードル	780	2年	3	98	
シャツ(肌着)	700	2年	5	146	
パジャマ	1,980	2年	3	248	
ジャージ	1,980	2年	2	165	
トレーナー	980	2年	2	82	
小計				1,005	

他の被服

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
パンティストッキング	580	1年	5	81	3足
ソックス	280	2年	10	117	
スカーフ	900	5年	3	45	
手袋	980	2年	2	82	
ベルト	1,050	5年	2	35	
エプロン	980	2年	3	122	
小計				482	

女性履物 (1,193円)

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
スリッパ	98	1年	1	8	
サンダル	1,280	2年	2	107	
靴・ブーツ	4,980	2年	4	830	
運動靴・スニーカー	2,980	2年	2	248	
小計				1,193	

洗濯代

スーツ、オーバーコート、アンサンブル、ワンピース
10着分を想定した。

1着1,400円 * 10 / 12 = 月額 1,167円

(3) 「30歳代夫婦と未婚子1人世帯モデル」

被服	12,087円
履物	2,375円
洗濯代	1,283円
合計	15,745円

男性被服(5,058円)

洋服

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
礼服	19,900	10年	1	166	
背広	16,200	4年	3	1,013	
オーバーコート	19,800	4年	1	413	
ジャケット	5,300	4年	2	221	
替ズボン	1,980	4年	5	206	
ジャンパー	2,980	4年	2	124	
防寒具	3,479	4年	1	72	
小計				2,215	

シャツ・セーター類

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ワイシャツ	1,970	2年	5	410	
長袖シャツ	980	2年	5	204	
半袖シャツ	980	2年	5	204	
ボロシャツ	1,980	2年	3	248	
セーター・カーデigan	1,995	2年	3	249	
小計				1,315	

下着

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
シャツ(合・冬)	390	2年	3	49	
シャツ(夏)	580	2年	5	121	
Tシャツ	480	2年	5	100	
ジャー	980	2年	2	82	
トレーナー	777	2年	2	65	
パンツ・ブリーフ	180	2年	10	75	
パジャマ(夏)	1,980	2年	2	165	
パジャマ(冬)	1,980	2年	2	165	
小計				822	

他の被服

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
靴下	250	2年	12	125	
手袋	398	4年	2	17	
マフラー	1,500	4年	2	63	
ネクタイ	3,000	4年	7	438	
ベルト・バンド	1,900	5年	2	63	
小計				70	

男性履物(901円)

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
スリッパ	198	2年	1	8	
サンダル	1,000	2年	1	42	
靴	5,880	2年	3	735	
長靴・ゴム長	798	2年	1	33	
運動靴・スニーカー	1,000	2年	2	83	
小計				901	

女性被服(5,309円)

和服

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ゆかた	25,000	4年	1	521	
小計				521	

洋服

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
アンサンブル	9,900	4年	2	413	
礼服	20,000	8年	1	208	
ワンピース	4,500	4年	2	188	
オーバーコート	13,500	5年	2	450	
ジャケット	5,300	5年	3	265	
スカート	2,980	3年	5	414	
スラックス	2,980	3年	5	414	
ジャンパー	2,980	4年	2	124	
防寒具	4,095	4年	1	85	
小計				2,561	

シャツ・セーター類

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ブラウス	1,200	2年	4	200	
Tシャツ	480	2年	10	200	
長袖・半袖シャツ	980	2年	5	204	
セーター・カーデigan	980	3年	5	136	
小計				740	

下着

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
スリップ	700	2年	3	87	
パンティー	180	2年	10	75	
プラジャー	500	2年	5	104	
ガードル	780	2年	3	98	
シャツ(肌着)	700	2年	5	146	
パジャマ	1,980	2年	3	248	
ジャー	1,980	2年	2	165	
トレーナー	980	2年	2	82	
小計				1,005	

他の被服

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
パンティストッキング	580	1年	5	81	3足
ソックス	280	2年	10	117	
スカーフ	900	5年	3	45	
手袋	980	2年	2	82	
ベルト	1,050	5年	2	35	
エプロン	980	2年	3	122	
小計				48	

女性履物(1,193円)

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
スリッパ	98	1年	1	8	
サンダル	1,280	2年	2	107	
靴・ブーツ	4,980	2年	4	830	
運動靴・スニーカー	2,980	2年	2	248	
小計				1,193	

子ども被服(1,720円)

洋服

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
オーバーコート	2,980	2年	1	124	
ジャンパー	1,980	2年	2	165	
バーカー	1,000	2年	2	83	
Tシャツ	490	2年	5	102	
スカート	980	2年	2	82	
ズボン・Gパン	980	2年	4	163	
ショートパンツ	980	2年	2	82	
防寒具	1,980	2年	1	83	
小計				884	

シャツ・セーター類

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
セーター・カーデガン	1,480	2年	3	185	
小計				185	

下着

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
シャツ(肌着)	390	2年	5	81	
パンツ	240	2年	8	80	
バジャマ(夏用)	980	2年	2	82	
バジャマ(冬用)	980	2年	2	82	
ジャージ	980	2年	2	82	
トレーナー	980	2年	2	82	
小計				489	

他の被服

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ソックス	300	2年	8	100	
手袋	498	2年	1	21	
マフラー	990	2年	1	41	
小計				162	

子ども履物 (281円)

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
運動靴・スニーカー	1,980	2年	3	248	
長くつ	780	2年	1	33	
小計				281	

洗濯代

スーツ、オーバーコート、アンサンブル、ワンピース

11着分を想定した。

1着1,400円 * 11 / 12 = 月額 1,283円

(4) 「40歳代夫婦と未婚子2人世帯モデル」

被服	13,608円
履物	2,489円
洗濯代	1,633円
合計	17,730円

男性被服 (5,058円)

洋服

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
礼服	19,900	10年	1	166	
背広	16,200	4年	3	1,013	
オーバーコート	19,800	4年	1	413	
ジャケット	5,300	4年	2	221	
替ズボン	1,980	4年	5	206	
ジャンパー	2,980	4年	2	124	
防寒具	3,479	4年	1	72	
小計				2,215	

シャツ・セーター類

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ワイシャツ	1,970	2年	5	410	
長袖シャツ	980	2年	5	204	
半袖シャツ	980	2年	5	204	
ボロシャツ	1,980	2年	3	248	
セーター・カーデガン	1,995	2年	3	249	
小計				1,315	

下着

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
シャツ(合・冬)	390	2年	3	49	
シャツ(夏)	580	2年	5	121	
Tシャツ	480	2年	5	100	
ジャージ	980	2年	2	82	
トレーナー	777	2年	2	65	
パンツ・ブリーフ	180	2年	10	75	
パジャマ(夏)	1,980	2年	2	165	
パジャマ(冬)	1,980	2年	2	165	
小計				822	

他の被服

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
靴下	250	2年	12	125	
手袋	398	4年	2	17	
マフラー	1,500	4年	2	63	
ネクタイ	3,000	4年	7	438	
ベルト・バンド	1,900	5年	2	63	
小計				706	

男性履物 (901円)

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
スリッパ	198	2年	1	8	
サンダル	1,000	2年	1	42	
靴	5,880	2年	3	735	
長靴・ゴム長	798	2年	1	33	
運動靴・スニーカー	1,000	2年	2	83	
小計				901	

女性被服 (5,309円)

和服

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ゆかた	25,000	4年	1	521	
小計				521	

洋服

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
アンサンブル	9,900	4年	2	413	
礼服	20,000	8年	1	208	
ワンピース	4,500	4年	2	188	
オーバーコート	13,500	5年	2	450	
ジャケット	5,300	5年	3	265	
スカート	2,980	3年	5	414	
スラックス	2,980	3年	5	414	
ジャンパー	2,980	4年	2	124	
防寒具	4,095	4年	1	85	
小計				2,561	

シャツ・セーター類

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ブラウス	1,200	2年	4	200	
Tシャツ	480	2年	10	200	
長袖・半袖シャツ	980	2年	5	204	
セーター・カーデガン	980	3年	5	136	
小計				740	

下着

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
スリップ	700	2年	3	87	
パンティー	180	2年	10	75	
ブラジャー	500	2年	5	104	
ガードル	780	2年	3	98	
シャツ(肌着)	700	2年	5	146	
パジャマ	1,980	2年	3	248	
ジャージ	1,980	2年	2	165	
トレーナー	980	2年	2	82	
小計				1,005	

他の被服

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
パンティストッキング	580	1年	5	81	3足
ソックス	280	2年	10	117	
スカーフ	900	5年	3	45	
手袋	980	2年	2	82	
ベルト	1,050	5年	2	35	
エプロン	980	2年	3	122	
小計				482	

女性履物 (1,193円)

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
スリッパ	98	1年	1	8	
サンダル	1,280	2年	2	107	
靴・ブーツ	4,980	2年	4	830	
運動靴・スニーカー	2,980	2年	2	248	
小計				1,193	

子ども被服 (3,241円)

洋服

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
オーバーコート	2,980	2年	2	248	
ジャンパー	1,980	2年	2	165	
パークー	1,000	2年	2	83	
タウントップ	3,980	2年	2	332	
Tシャツ	490	2年	10	204	
ズボン・Gパン	980	2年	6	245	
スカート	980	2年	2	82	
ショートパンツ	980	2年	3	122	
防寒具	1,980	2年	2	165	
小計				1,646	

シャツ・セーター類

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
セーター・カーデigan	1,480	2年	4	247	
小計				247	

下着

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
シャツ(肌着)	390	2年	10	163	
ランニング	290	2年	4	48	
パンツ	240	2年	16	160	
パジャマ(夏用)	980	2年	4	163	
パジャマ(冬用)	980	2年	4	163	
ジャージ	980	2年	4	163	
トレーナー	980	2年	4	163	
小計				1,023	

他の被服

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ソックス	300	2年	16	200	
手袋	498	2年	2	42	
マフラー	990	2年	2	83	
小計				325	

子ども履物 (395円)

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
運動靴・スニーカー	1,980	2年	4	330	
長靴	780	2年	2	65	
小計				395	

洗濯代

スーツ、オーバーコート、アンサンブル、ワンピース
14着分を想定した。

1着1,400円*14/12=月額 1,633円

6. 保健医療費の算定

(1) 「若年単身世帯モデル」

合計	2,465円
医薬品	603円
健康保持用摂取品	141円
保健医療用品・器具	792円
保健医療サービス	929円

(2) 「30歳代夫婦のみ世帯モデル」

合計	7,682円
医薬品	799円
健康保持用摂取品	300円
保健医療用品・器具	1,974円
保健医療サービス	4,609円

(3) 「30歳代夫婦と未婚子1人世帯モデル」

合計	9,779円
医薬品	1,252円
健康保持用摂取品	528円
保健医療用品・器具	2,112円
保健医療サービス	5,887円

(4) 「40歳代夫婦と未婚子2人世帯モデル」

合計	11,235円
医薬品	1,550円
健康保持用摂取品	821円
保健医療用品・器具	2,078円
保健医療サービス	6,786円

7. 交通・通信費の算定

「生活実態調査」によれば、自動車やバイクがあるかという問い合わせに対し、「ない」と答えた人の割合は、若年単身世帯モデルでわずかに14.9%、30歳代夫婦のみ世帯、30歳代夫婦と未婚子1人世帯モデルで0%、40歳代夫婦と未婚子2人世帯モデルでも0%であった。

若年単身世帯モデルでは最も多いのが小型車で、それに対し、30歳夫婦のみモデル及び30歳代夫婦と未婚子1人世帯モデル、40歳代夫婦と未婚子2人世帯モデルでは最も多いのが普通車であった。しかしながら、これら多人数世帯では軽自動車、小型車も同じくらいの割合であり、その差は小さかった。

また、自動車の必要性についての問い合わせに対しては、「生

活必需品」と答えた人が最も多く、若年単身世帯モデルで76.1%、30歳代夫婦のみ世帯モデル及び30歳代夫婦と未婚子1人モデル、40歳代夫婦と未婚子2人世帯モデルでは、それぞれ96.3%、85.7%、95.2%と極めて高い割合となっていた。

自家用車の利用目的の問い合わせに対しては、最も多いのが「通勤」で、次いで「買い物」、「ドライブ・娯楽」と続いている。

東北地方であり、公共交通機関が不便である場合が多く、通勤をはじめ買い物、通院、娯楽など移動するためには、自家用車は必需品であるといえる。

以上の調査結果に基づき、自動車の所有を想定し、その車種としては「小型自動車」とした。

自動車購入費は、小型車中古として、価格390,000円、耐久年数を4年として計算すると、月当たり8,125円となる。自動車関係費については、別途、「自動車関係費調査」を実施した。その結果を参考にして算定した。居住地は北上市の郊外とし、月の走行距離を約700kmとした。そのことからガソリン代を月9,569円と推計した。また、2年に1度の車検代を11万円（月当たり4,583円）とし、車保険年額を35,000円（月当たり2,917円）、車税金年額35,000円（月当たり2,917円）、その他（タイヤ、スタッドレススタイヤ、冬季用ワイヤー、オイル代、洗車代など）として月3,000円とした。

車の所有に伴い、駐車場が必要となる場合を考えられる。「生活実態調査」では、借りている駐車場の数をまず聞いている。場合によっては、自宅近くと駅や勤め先の近くの両方に借りていることが予想されたからである。しかし、調査の結果からは、駐車場の数は、最も多いのが「1か所」で64.2%、次いで「2か所」の28.4%であった。この結果を踏まえ、駐車場の数は1か所とした。また、1か月の駐車場代についても、最も多いのが「5000円未満」で43.4%、次いで「なし」の34.2%、「5000～10000円未満」の18.0%、「10000円台」の4.4%と続いている。ただし、北上市での民間賃貸アパート・マンションについての調査では、駐車場代は、家賃に含まれている場合がほとんどであったことから、駐車場代をなしとした。

これら自動車関係費を合計すると、月22,986円となる。以上のことから、自動車購入および自動車関係費の合計は、月31,111円となる。上記の旅行などの他は、通常、公共交通手段は、使用しないものと想定した。

また、自転車の保有率は、若年単身世帯では55.1%と低かったが、夫婦のみ世帯では78.2%、夫婦と子ど

も1人世帯の場合で77.5%、夫婦と子ども2人世帯で96.4%と2人以上の世帯では高い保有率であった。このことから、自転車の保有は、若年単身世帯の場合にはなしとしたが、2人以上の世帯ではありとした。この自転車は、配偶者の通勤手段とした。

(1) 「若年単身世帯モデル」

合計	<u>40,252円</u>
交通	31,111円
自動車購入費	390,000円 月当たり 8,125円
自動車維持費	22,986円
通信	9,141円

(2) 「30歳代夫婦のみ世帯モデル」

合計	<u>46,003円</u>
交通	31,315円
自動車購入費	390,000円 月当たり 8,125円
自動車維持費	22,986円
自転車購入費	9,800円 月当たり 204円
通信	14,688円

(3) 「30歳代夫婦と未婚子1人世帯モデル」

合計	<u>44,153円</u>
交通	31,315円
自動車購入費	390,000円 月当たり 8,125円
自動車維持費	22,986円
自転車購入費	9,800円 月当たり 204円
通信	12,838円

(4) 「40歳代夫婦と未婚子2人世帯モデル」

合計	<u>45,747円</u>
交通	31,315円
自動車購入費	390,000円 月当たり 8,125円
自動車維持費	22,986円
自転車購入費	9,800円 月当たり 204円
通信	14,432円

8. 教育費

(1) 「若年単身世帯モデル」

0円

(2) 「30歳代夫婦のみ世帯モデル」

0円

(3) 「30歳代夫婦と未婚子1人世帯モデル」

学校教育費	3,500円
学校外教育費	10,667円
教育費合計	月 14,167円

(4) 「40歳代夫婦と未婚子2人世帯モデル」

学校教育費	19,167円
学校外教育費	23,500円
教育費合計	月 42,667円

ピング」の43.3%、「友人や知人との交際」32.8%、「日帰り旅行」の26.9%、「読書」の16.4%、「映画などの鑑賞」の14.9%、「スポーツなど体力づくり」の11.9%、などと続いている。その他、園芸・野菜づくり、けいこ事、その他趣味を合計すると15.0%となる。これらのことから、上記の旅行を除いて、映画・観劇・音楽・絵画やスポーツなどの鑑賞を恋人や友人などと一緒に月2回とし、その費用を1回2,000円とした。

a. 娯楽用耐久財

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
カラーテレビ	59,980	5年	1	1,000	26インチ
パソコン	55,800	4年	1	1,163	Officeソフトを含む
小計				2,163	

b. 書籍・他の印刷物

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
日刊新聞	3,850		月1紙	3,850	
単行本・雑誌類	1,000		年6冊	500	
小計				4,350	

c. 教養娯楽用品

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
USBフラッシュメモリー	1,000		年1本	83	
小計				83	

d. 教養娯楽サービス

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
帰省・旅行	25,000		年2回	4,167	
日帰り旅行	3,000		年2回	500	
レジャー・スポーツ	2,000		月2回	4,000	
NHK受信料	1,345			1,345	
小計				10,012	

(2) 「30歳代夫婦のみ世帯モデル」

合計 22,578円

娯楽用耐久財及び書籍・他の印刷物については、持ち物財調査による、2人以上世帯の集計結果に基づいて算定した。

教養娯楽サービスについては、生活実態調査による2人以上世帯の集計結果に基づいている。日帰り旅行については、月何回かの問に対し69.0%の人が、「なし」と答えていた。しかし、休日や余暇の過ごし方についての問では、第4位に「日帰り旅行」26.7%が入っていた。前記と同様の理由で、年にすれば何回かの日帰り旅行をしている可能性が高いことになる。したがって、日帰り旅行を、年2回とした。また、その費用としては、最も多かったのが「5,000円未満」の38.0%、次いで「5,000～1万円未満」の32.4%、「1万～1万5,000円未満」の12.0%であった。その費用としては車の保有を考慮すると最低に近い、1回3,000円とした。

1泊以上の旅行については、年に「なし」の46.3%が最も多いのであるが、それ以外では、1回が17.9%、2回が10.4%、3回が10.4%、4回が6.0%の順になっていた。また、5回以上が7.5%である。首都圏での調査に比べれば、「なし」が多い結果となっていた。しかし、「なし」と1回から4回までの合計が半々であることを考慮して、年2回の1泊旅行を想定した。その費用については、最も多いのが「2万5,000円から5万円未満」で34.3%、次いで「1万～2万5,000円未満」の28.6%、「5万～7万5,000円未満」の17.1%と続いていた。この結果から、1回の費用として、2万5,000円とした。

また、休日や余暇の過ごし方（複数回答）として、最も多いのが「自宅での休養」で88.1%、次いで「ショッ

22.9%であった。問題は、日帰り旅行を何人で行くかということである。1人で団体に参加する場合もあるだろうし、夫婦で行く場合も考えられる。それによって費用も異なってくる。ここでは、夫婦揃って行楽に行くこととして、その費用を1回1人3,000円とした。

1泊以上の旅行については、年になしの44.4%が最も多いのであるが、それ以外では、1回が26.9%、3回の14.7%、3回の7.8%の順になっていた。また、5回以上が2.4%である。5割近くが1回から3回に集中していた。この結果から、年2回の1泊旅行を想定した。その費用については、最も多いのが「1万から2万5,000円未満」で30.5%、次いで「2万5,000円～5万円未満」の24.7%、「5万～7万5,000円未満」の19.8%、「1万円未満」の12.2%と続いている。前記の日帰り旅行と同様に、何人で行くかによって費用は異なるが、夫婦揃っての旅行を想定すると、その費用は、大人で1回1人2万5,000円とした。

また、休日や余暇の過ごし方（複数回答）として、最も多いのが「自宅での休養」で72.4%、次いで「家事や育児」37.3%、「ショッピング」の33.0%、「日帰り旅行」の26.7%などと続いている。その他、映画の鑑賞、園芸、けいこ事、その他趣味を合計すると42.2%となる。これらのことから、上記の旅行を除いて、映画・観劇・音楽・絵画やスポーツなどの鑑賞を月1回とし、その費用を1回1人2,000円とした。

a. 娯楽用耐久財

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
カラーテレビ	59,980	5年	1	1,000	液晶26型
ラジカセ	3,980	5年	1	66	
ビデオデッキ	6,980	5年	1	116	
カメラ	14,800	5年	1	247	
プリンター	19,480	5年	1	325	
パソコン	55,800	4年	1	1,163	Officeソフトを含む
小計				2,917	

b. 書籍・他の印刷物

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
日刊新聞	3,850		月1紙	3,850	
単行本	1,000		年12冊	1,000	
小計				4,850	

c. 教養娯楽用品

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ビデオカセット	200		年3本	50	
USBフラッシュメモリー	1,000		年1本	83	
小計				133	

d. 教養娯楽サービス

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
1泊以上旅行	50,000		年2回	8,333	
日帰り旅行	6,000		年2回	1,000	
レジャー・スポーツ	4,000		月1回	4,000	
NHK受信料	1,345			1,345	
小計				14,678	

(3) 「30歳代夫婦と未婚子1人世帯モデル」

合計 25,912円

娯楽用耐久財及び書籍・他の印刷物については、持ち物財調査による、2人以上世帯の集計結果に基づいて算定した。

教養娯楽サービスについては、日帰り旅行を、年2回とした。その費用を1回1人3,000円とし、子どもは半額とした。

1泊以上の旅行については、年2回とした。その費用は、大人は1回1人2万5,000円とし、子どもは半額とした。

また、映画・観劇・音楽・絵画やスポーツなどの鑑賞を月1回とし、その費用を1回1人2,000円とし、子どもは半額とした。

a. 娯楽用耐久財

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
カラーテレビ	59,980	5年	1	1,000	液晶26型
ラジカセ	3,980	5年	1	66	
ビデオデッキ	6,980	5年	1	116	
カメラ	14,800	5年	1	247	
プリンター	19,480	5年	1	325	
パソコン	55,800	4年	1	1,163	Officeソフトを含む
小計				2,917	

b. 書籍・他の印刷物

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
日刊新聞	3,850		月1紙	3,850	
単行本	1,000		年12冊	1,000	
小計				4,850	

c. 教養娯楽用品

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ビデオカセット	200		年3本	50	
USBフラッシュメモリー	1,000		年1本	83	
小計				133	

d. 教養娯楽サービス

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
1泊以上旅行	62,500		年2回	10,417	
日帰り旅行	7,500		年2回	1,250	
レジャー・スポーツ	5,000		月1回	5,000	
NHK受信料	1,345			1,345	
小計				18,012	

(4) 「40歳代夫婦と未婚子2人世帯モデル」

合計 32,578円

娯楽用耐久財及び書籍・他の印刷物については、持ち物財調査による、2人以上世帯の集計結果に基づいて算定した。

教養娯楽サービスについては、日帰り旅行を、年2回とした。その費用を1回1人3,000円とし、子どもは半額とした。

1泊以上の旅行については、年2回とした。その費用は、大人は1回1人2万5,000円とし、子どもは半額とした。

また、映画・観劇・音楽・絵画やスポーツなどの鑑賞を月1回とし、その費用を1回1人2,000円とし、子どもは半額とした。

a. 娯楽用耐久財

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
カラーテレビ	59,980	5年	1	1,000	液晶26型
ラジカセ	3,980	5年	1	66	
ビデオデッキ	6,980	5年	1	116	
カメラ	14,800	5年	1	247	
プリンター	19,480	5年	1	325	
パソコン	55,800	4年	1	1,163	Officeソフトを含む
小計				2,917	

b. 書籍・他の印刷物

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
日刊新聞	3,850		月1紙	3,850	
単行本	1,000		年12冊	1,000	
小計				4,850	

c. 教養娯楽用品

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ビデオカセット	200		年3本	50	
USBフラッシュメモリー	1,000		年1本	83	
小計				133	

d. 教養娯楽サービス

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
1泊以上旅行	87,500		年2回	14,583	
日帰り旅行	10,500		年2回	1,750	
レジャー・スポーツ	7,000		月1回	7,000	
NHK受信料	1,345			1,345	
小計				24,678	

10. 理美容費の算定

(1) 「若年単身世帯モデル」

合計 2,193円

a. 理美容用品 693円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ヘアードライヤー	970	6年	1	13	
ヘアブラシ	300	3年	1	8	
歯ブラシ	78	1年	3	20	
かみそり	78	1年	36	78	3本
化粧石鹼	197	1年	6	33	3個
シャンプー	248	1年	6	124	550ml
ヘアリンス	388	1年	6	194	
ボディシャンプー	397	1年	6	199	550ml
歯磨き	97	1年	3	24	
小計				693	

b. 理美容サービス 月 1,500円

(2) 「30歳代夫婦のみ世帯モデル」

合計 7,156円

a. 理美容用品 3,906円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ヘアードライヤー	970	6年	1	13	
ヘアブラシ	300	3年	1	8	
歯ブラシ	78	1年	6	39	
かみそり	78	1年	36	78	3本
化粧石鹼	197	1年	12	66	3個
シャンプー	248	1年	12	248	550ml
ヘアリンス	388	1年	12	388	
ボディシャンプー	397	1年	12	397	550ml
歯磨き	97	1年	12	97	
化粧クリーム	658	1年	12	658	
化粧水	1,200	1年	6	600	
乳液	1,200	1年	6	600	
ファンデーション	648	1年	6	324	
口紅	780	1年	6	390	
小計				3,906	

b. 理美容サービス 月 3,250円

(3) 「30歳代夫婦と未婚子1人世帯モデル」

合計 8,524円

a. 理美容用品 4,524円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ヘアードライヤー	970	6年	1	13	
ヘアブラシ	300	3年	1	8	
歯ブラシ	78	1年	9	59	
かみそり	78	1年	36	78	
化粧石鹼	197	1年	18	98	3本
シャンプー	248	1年	18	372	3個
ヘアリンス	388	1年	18	582	550ml
ボディシャンプー	397	1年	18	596	
歯磨き	97	1年	18	146	550ml
化粧クリーム	658	1年	12	658	
化粧水	1,200	1年	6	600	
乳液	1,200	1年	6	600	
ファンデーション	648	1年	6	324	
口紅	780	1年	6	390	
小計				4,524	

b. 理美容サービス 月 4,000円

(4) 「40歳代夫婦と未婚子2人世帯モデル」

合計 10,390円

a. 理美容用品 5,140円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
ヘアードライヤー	970	6年	1	13	
ヘアブラシ	300	3年	1	8	
歯ブラシ	78	1年	12	78	
かみそり	78	1年	36	78	3本
化粧石鹼	197	1年	24	131	3個
シャンプー	248	1年	24	496	550ml
ヘアリンス	388	1年	24	776	
ボディシャンプー	397	1年	24	794	550ml
歯磨き	97	1年	24	194	
化粧クリーム	658	1年	12	658	
化粧水	1,200	1年	6	600	
乳液	1,200	1年	6	600	
ファンデーション	648	1年	6	324	
口紅	780	1年	6	390	
小計				5,140	

b. 理美容サービス 月 5,250円

(3) 「30歳代夫婦と未婚子1人世帯モデル」

身の回り用品 合計 1,430円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
傘	796	2年	4	133	
旅行用かばん	2,980	5年	2	99	
ショルダーバッグ(男性用)	2,980	5年	1	50	
ショルダーバッグ(女性用)	2,980	5年	1	50	
ハンドバッグ	2,980	5年	1	50	
ショッピングバッグ	980	5年	1	16	
リュックサック	3,980	5年	2	133	
財布	2,970	5年	2	99	
腕時計	3,592	10年	1	30	
ハンカチ	315	1年	5	131	
小計				1,430	

11. 身の回り用品の算定

(1) 「若年単身世帯モデル」

身の回り用品 合計 393円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
傘	796	2年	2	66	
旅行用かばん	2,980	5年	1	50	
リュックサック	3,980	5年	1	66	
財布	2,970	5年	1	50	
腕時計	3,592	10年	1	30	
ハンカチ	315	1年	5	131	
小計				393	

(2) 「30歳代夫婦のみ世帯モデル」

身の回り用品 合計 1,226円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
傘	796	2年	3	100	
旅行用かばん	2,980	5年	2	99	
ショルダーバッグ(男性用)	2,980	5年	1	50	
ショルダーバッグ(女性用)	2,980	5年	1	50	
ハンドバッグ	2,980	5年	1	50	
ショッピングバッグ	980	5年	1	16	
リュックサック	3,980	5年	2	133	
財布	2,970	5年	2	99	
腕時計(男子用)	3,592	10年	1	30	
腕時計(女性用)	4,800	10年	1	40	
指輪	6,800	10年	2	113	
ブローチ	1,155	10年	3	29	
ネックレス	1,500	10年	1	13	
イヤリング	1,050	10年	2	18	
帽子	980	2年	3	123	
ハンカチ	315	1年	10	263	
小計				1,226	

(4) 「40歳代夫婦と未婚子2人世帯モデル」

身の回り用品 合計 1,801円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
傘	796	2年	5	166	
旅行用かばん	2,980	5年	3	149	
ショルダーバッグ(男性用)	2,980	5年	1	50	
ショルダーバッグ(女性用)	2,980	5年	1	50	
ハンドバッグ	2,980	5年	1	50	
ショッピングバッグ	980	5年	1	16	
リュックサック	3,980	5年	3	199	
財布	2,970	5年	3	149	
腕時計(男子用)	3,592	10年	1	30	
腕時計(女性用)	4,800	10年	1	40	
指輪	6,800	10年	2	113	
ブローチ	1,155	10年	3	29	
ネックレス	1,500	10年	1	13	
イヤリング	1,050	10年	2	18	
帽子	980	2年	5	204	
ハンカチ	315	1年	20	525	
小計				1,801	

12. 交際費・その他の算定

(1) 「若年単身世帯モデル」

交際費・その他 月額 14,217円

若年単身世帯の生活実態調査の結果をみると、第1に、親戚などの結婚式・お葬式などに参加しているかとの問に対し、最も多いのが「ほとんど参加」の61.2%、次いで「最近ほとんどよばれない」の17.9%、「他の費目を節約して参加」の9.0%と続いている。その回数は、最も多いのが年1回で44.7%、次いで3回の23.4%、2回の19.1%、4回の4.3%、5回以上の4.3%と続いている。この結果から、年2回の結婚式やお葬式・法事などへの参加を想定した。その費用は、1回3万円とした。

第2に、見舞金やお年玉・その他の贈り物をあげているか、という問に対しても、最も多いのが「機会があるごとにあげている」で58.2%、次いで「最近上げる

機会がない」の16.4%、「あげないことにしてる」の16.4%と続いている。この結果から、お見舞い金やお年玉などを年4回として1回5,000円と想定した。

第3に、お中元やお歳暮については、最も多い回答は「贈らないことにしてる」の73.1%で、次いで「経済的に無理」の9.0%、「毎年決まって贈っている」の4.5%と続いている。このことから、若年単身の場合には、お中元やお歳暮を贈る習慣がないものと判断される。調査の結果は、年齢階層によってかなりの差がみられた。

第4に、自治会費などの負担費として、年間3,600円を想定した。生活実態調査では、近所づきあいがほとんどないことが分かる。ほとんど顔を合わせないかあいさつ程度である。実際には、自治会費も払っていない可能性が高いが、地域のお祭りや運動会などへの参加はないものとしても、自治会費を負担するのは、地域住民の義務であろうと考えた。

第5に、住宅関係費として、共益費は、生活実態調査では、「なし」が最も多く35.1%、次いで2千円台の29.8%、千円台の12.3%、3千円台の8.8%と続いている。北上市周辺の賃貸住宅情報誌による調査では、2,000円が最も多かった。このことから、この地方での共益費を2,000円とした。

第6に、同窓会、新年会、忘年会を年3回とし、2次会も含めて1回8,000円の参加費として算定した。

第7に、労働組合費として月3,000円とした。

第8に、その他会費として、年間3,000円とした。

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
贈与金	30,000	年2回	5,000		
見舞金・お年玉など贈与金	5,000	年4軒	1,667		
住宅関係負担費	2,000	月	2,000		
自治会費等負担費	3,600	年	300		
同窓会・新年会・忘年会参加費	8,000	年3回	2,000		
労働組合費	3,000	月	3,000		
その他会費	3,000	年	250		
小計			14,217		

(2) 「30歳代夫婦のみ世帯モデル」

交際費・その他 月額 16,684円

生活実態調査の2人以上世帯の集計結果をみると、第1に、親戚などの結婚式・お葬式などに参加しているかとの問に対し、最も多いのが「ほとんど参加」の69.8%、次いで「最近ほとんどよばれない」の13.7%、「他の費目を節約して参加」の11.6%と続いている。その回数は、最も多いのが2回の28.4%、次いで3回の28.0%、1回の20.7%、5回以上の11.4%、4回の9.1%と続いている。ただし、30歳代夫婦と40歳代夫婦とを比較すると、40歳代の方が回数が多くなる傾向があり、

30歳代夫婦については年2回の結婚式やお葬式・法事などへの参加としたが、下記の40歳代夫婦と子ども世帯の場合には年3回とした。その費用は、1回3万円とした。貸し衣装代、着付け代、パーマ代、旅費等を考慮すると、3万円では足りないであろうが、2回の内1回はお葬式への出席としてその費用を1万円程度とした。

第2に、見舞金やお年玉・その他の贈り物をあげているか、という問に対しても、最も多いのが「機会があるごとにあげている」で68.8%、次いで「無理してあげている」の17.8%などと続いている。この結果から、お見舞い金やお年玉などはあげることにし、その回数は年4回、1回5,000円とした。

第3に、お中元やお歳暮については、最も多い回答は「毎年決まって贈っている」の39.1%、次いで「贈らないことにしてる」の22.6%、「贈ってくれる人だけに贈っている」の14.0%、「最近減らしている」の9.4%と続いている。その軒数は、生活実態調査によれば、最も多いのが3軒で22.3%、次いで2軒の20.8%、5軒の16.8%、4軒の12.4%と続いている。ただし、30歳代と40歳代と比較すると、40歳代の方がやや多くなる傾向があり、30歳代は年2軒に、40歳代は年3軒にお中元とお歳暮を贈ることとした。1軒当たりの金額は、圧倒的に3,000円台が多く47.8%を占めていた。このことから1軒当たり3,000円とした。

第4に、自治会費などの負担費として、年間6,200円を想定した。自治会費、お祭りの寄付、赤い羽根の寄付、社会福祉協議会会費などをこれに含めた。

第5に、住宅関係費として、共益費は、なしとした。

第6に、同窓会、新年会、忘年会を夫婦2人で年3回とし、1回5,000円の参加費として算定した。

第7に、労働組合費として月3,000円を想定した。

第8に、その他会費として、年間3,000円を想定している。

第9に、その他・信仰費として、お彼岸やお盆に際してのお墓参りを年3回想定した。お花代、お線香代、ロウソク代、お布施などを含め1回3,000円とした。

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
冠婚葬祭贈与金	30,000	年2回	5,000		
お中元・お歳暮贈与金	3,000	年4軒	1,000		
見舞金・お年玉など贈与金	5,000	年4軒	1,667		
住宅関係負担費	2,000	月	2,000		
自治会費等	6,200	年	517		
労働組合費	3,000	月1回	3,000		
新年会・忘年会等参加費	5,000	年6回	2,500		
その他会費	3,000	年	250		
お寺参り	3,000	年3回	750		
小計			16,684		

(3) 「30歳代夫婦と未婚子1人世帯モデル」

交際費・その他 月額 16,684円

生活実態調査の2人以上世帯の集計結果から算定した。

第1に、年2回の結婚式やお葬式・法事などへの参加とした。その費用は、1回3万円とした。

第2に、お見舞い金やお年玉などを年4回とし、1回5,000円とした。

第3に、年2軒にお中元とお歳暮を贈ることにした。その費用は、1軒3,000円とした。

第4に、自治会費などの負担費として、年間6,200円を想定した。

第5に、住宅関係費として、共益費を2,000円とした。

第6に、同窓会、新年会、忘年会を夫婦2人で年6回とし、1回5,000円の参加費として算定した。

第7に、労働組合費として月3,000円を想定した。

第8に、その他会費として、年間3,000円を想定している。

第9に、その他・信仰費として、お彼岸やお盆に際してのお墓参りを年3回想定した。お花代、お線香代、口ウソク代、お布施などを1回3,000円とした。

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
冠婚葬祭贈与金	30,000		年2回	5,000	
お中元・お歳暮贈与金	3,000		年4軒	1,000	
見舞金・お年玉など贈与金	5,000		年4軒	1,667	
住宅関係負担費	2,000		月	2,000	
自治会費等	6,200		年	517	
労働組合費	3,000		月1回	3,000	
新年会・忘年会等参加費	5,000		年6回	2,500	
その他会費	3,000		年	250	
お寺参り	3,000		年3回	750	
小計					16,684

(4) 「40歳代夫婦と未婚子2人世帯モデル」

交際費・その他 月額 19,684円

生活実態調査の2人以上世帯の集計結果から算定した。

第1に、年3回の結婚式やお葬式・法事などへの参加とした。その費用は、1回3万円とした。

第2に、お見舞い金やお年玉などを年4回とし、1回5,000円とした。

第3に、年2軒にお中元とお歳暮を贈ることにした。その費用は、1軒3,000円とした。

第4に、自治会費などの負担費として、年間6,200円を想定した。

第5に、住宅関係費として、共益費を2,000円とした。

第6に、同窓会、新年会、忘年会を夫婦2人で年6回とし、1回5,000円の参加費として算定した。

第7に、労働組合費として月3,000円を想定した。

第8に、その他会費として、年間3,000円を想定して

いる。

第9に、その他・信仰費として、お彼岸やお盆に際してのお墓参りを年3回想定した。お花代、お線香代、口ウソク代、お布施などを1回3,000円とした。

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格	備考
冠婚葬祭贈与金	30,000		年3回	7,500	
お中元・お歳暮贈与金	3,000		年6軒	1,500	
見舞金・お年玉など贈与金	5,000		年4軒	1,667	
住宅関係負担費	2,000		月	2,000	
自治会費等	6,200		年	517	
労働組合費	3,000		月1回	3,000	
新年会・忘年会等参加費	5,000		年6回	2,500	
その他会費	3,000		年	250	
お寺参り	3,000		年3回	750	
小計					19,684

13. こづかいの算定

(1) 「20歳代単身世帯モデル」

月 6,000円

(2) 「30歳代夫婦のみ世帯モデル」

月 12,000円

夫婦2人 12,000円

(3) 「30歳代夫婦と未婚子1人世帯モデル」

月 13,000円

9歳女性 1,000円

夫婦2人 12,000円

(4) 「40歳代夫婦と未婚子2人世帯モデル」

月 16,000円

9歳女性 1,000円

13歳男性 3,000円

夫婦2人 12,000円

V-1 東北地方（最賃Cランク）最低生計費 総括表

	若年單身世帯	90代夫婦のみ世帯	30代夫婦と中学生1人世帯	40代夫婦と中学生2人世帯
25歳男性	88歳男性 90歳女性	85歳男性 88歳女性 9歳女性	43歳男性 40歳女性 18歳男性 9歳女性	
賃貸アパート 1K 25m ²	賃貸アパート 2K 30m ²	賃貸アパート 2K 40m ²	賃貸アパート 3K 50m ²	
消費支出	172, 997	250, 759	308, 887	400, 955
食費	40, 822	65, 758	90, 263	122, 748
家での食費	21, 797	52, 999	71, 516	97, 581
外食・昼食	10, 000			
外食・会食	7, 500	10, 000	10, 829	11, 658
外食・子供学校給食			4, 000	8, 000
庭園等5%を加算	1, 525	2, 759	3, 918	5, 509
住居費	30, 000	35, 000	40, 000	48, 000
家賃	30, 000	35, 000	40, 000	48, 000
更新料 月当たり	0	0	0	0
光熱・水道	9, 017	13, 369	19, 031	21, 861
電気代	8, 736	5, 509	8, 562	8, 897
ガス代	2, 582	3, 746	4, 109	4, 923
他の光熱	538	824	1, 244	1, 778
上下水道	2, 161	3, 290	5, 116	6, 263
家具・家事用品	3, 417	8, 016	9, 081	10, 179
家庭用耐久財	1, 921	3, 176	3, 286	3, 396
室内装飾・雑貨品	175	324	334	344
寝具類	398	1, 202	1, 622	2, 041
家庭雑貨	499	1, 991	2, 309	2, 634
家事消耗品	424	1, 323	1, 530	1, 764
洗剤及び整き物	5, 689	13, 208	15, 022	16, 312
被服費	4, 148	9, 464	11, 008	11, 916
履き物	1, 074	2, 577	2, 731	2, 763
洗濯代	467	1, 167	1, 283	1, 633
保育園費	2, 465	7, 682	9, 779	11, 235
医薬品	603	799	1, 252	1, 550
健診保険用検査品	141	300	528	821
保健医療用品・器具	792	1, 974	2, 112	2, 078
保健医療サービス	929	4, 609	5, 887	6, 786

交通・通信	42, 252	48, 003	46, 153	47, 747
交通費	33, 111	38, 315	38, 315	38, 315
通信費	9, 141	14, 688	12, 838	14, 432
教育	—	—	14, 167	42, 667
学校教育費			3, 500	19, 167
学校教育費			10, 667	28, 500
教育旅費	16, 650	22, 478	25, 812	32, 478
就学旅費(宿泊費)	2, 205	2, 817	2, 817	2, 817
就学旅費の用品	83	133	133	133
書籍・他の学習物	4, 350	4, 850	4, 850	4, 850
就学旅費サービス	10, 012	14, 678	18, 012	24, 678
旅行・滞在	4, 667	9, 333	11, 667	16, 333
レジャー・スポーツ	4, 000	4, 000	5, 000	7, 000
NHK受信料	1, 345	1, 345	1, 345	1, 345
その他	22, 685	37, 245	39, 679	47, 728
理美容用品	658	4, 226	4, 700	5, 173
理美容サービス	1, 500	3, 250	4, 000	5, 250
身の回り用品	360	1, 085	1, 295	1, 621
こづかん	6, 000	12, 000	13, 000	16, 000
交際費	14, 167	16, 684	16, 684	19, 684
旅費支出来	42, 603	55, 518	65, 910	92, 429
所得税	4, 255	4, 263	5, 208	6, 908
住民税	9, 183	9, 974	12, 082	17, 226
社会保険料	29, 215	41, 181	48, 620	68, 295
貯蓄・預貯	17, 000	25, 000	31, 000	40, 000
最低生活費(税抜合計)	189, 997	275, 759	339, 987	440, 955
(税込み) 月帳	232, 600	331, 277	405, 897	533, 384
(税込み) 年帳	2, 791, 200	3, 975, 324	4, 870, 764	6, 400, 608
収入(税込み) 内訳				
世帯主	232, 600	231, 277	305, 697	433, 384
配偶者		100, 000	100, 000	100, 000
アルバイト収入				
奨学金				

V-2 東北地方(最賃Dランク)最低生計費 総括表

	前年単身世帯	30代夫婦のみ世帯	30代夫婦と未満子1人世帯	40代夫婦と未満子2人世帯
25歳男性	33歳男性 30歳女性	35歳男性 35歳女性 9歳女性	43歳男性 40歳女性 18歳男性 9歳女性	
賃貸アパート 1K 2.5m ²	賃貸アパート 2K 3.0m ²	賃貸アパート 2K 4.0m ²	賃貸アパート 3K 5.0m ²	
相賃支出	170, 561	248, 184	307, 146	399, 967
食費	40, 822	65, 758	90, 263	122, 748
家での食費	21, 797	52, 999	71, 516	97, 581
外食・昼食	10, 000			
外食・食食	7, 500	10, 000	10, 829	11, 658
外食・子供用飲食			4, 000	8, 000
底割率5%を加算	1, 525	2, 759	3, 918	5, 509
住居費	30, 000	35, 000	40, 000	48, 000
家賃	30, 000	35, 000	40, 000	48, 000
賃料料 月当たり	0	0	0	0
光熱・水道	9, 017	13, 369	19, 031	21, 861
電気代	3, 736	5, 509	8, 562	8, 897
ガス代	2, 582	3, 746	4, 109	4, 923
他の光熱	538	824	1, 244	1, 778
上下水道	2, 161	3, 290	5, 116	6, 263
家具・家事用品	3, 362	7, 100	8, 458	9, 526
家庭用耐久財	1, 954	3, 082	3, 192	3, 302
室内装飾・調理品	110	315	321	378
寝具類	382	899	1, 210	1, 521
家事消耗品	510	1, 713	2, 499	2, 829
家事消耗品	406	1, 091	1, 236	1, 496
被服及び寝具類	5, 232	13, 628	15, 745	17, 730
被服費	4, 142	10, 367	12, 087	13, 608
服を替	623	2, 094	2, 375	2, 489
洗濯代	467	1, 167	1, 283	1, 633
保健医療費	2, 466	7, 682	9, 779	11, 235
医薬品	603	799	1, 252	1, 550
健診検診用器具品	141	300	528	821
保健医療用品・器具	792	1, 974	2, 112	2, 078
保健医療サービス	929	4, 609	5, 887	6, 786

交通・通信	40, 252	46, 003	44, 153	45, 747
交際費	31, 111	31, 315	31, 315	31, 315
通信費	9, 141	14, 688	12, 838	14, 432
教育	—	—	14, 167	42, 667
学校教育費			3, 500	19, 167
学校外教育費			10, 667	23, 500
教養娯楽	16, 608	22, 578	25, 912	32, 578
映画映画用耐久財	2, 163	2, 917	2, 917	2, 917
映画映画用品	83	133	133	133
音楽・他の用物	4, 350	4, 850	4, 850	4, 850
映画映画サービス	10, 012	14, 678	18, 012	24, 678
旅行・滞在	4, 607	9, 333	11, 667	16, 333
レジャー・スポーツ	4, 000	4, 000	5, 000	7, 000
NHK受信料	1, 345	1, 345	1, 345	1, 345
その他	22, 803	37, 066	39, 638	47, 875
運営用品	693	3, 906	4, 524	5, 140
理美容サービス	1, 500	3, 250	4, 000	5, 250
身の周り用品	393	1, 226	1, 430	1, 801
ごみ処理	6, 000	12, 000	13, 000	16, 000
交際費	14, 217	16, 684	16, 684	19, 684
病院費支出	40, 294	53, 000	65, 135	92, 255
所得税	4, 264	4, 306	4, 966	6, 825
住民税	9, 153	9, 863	11, 591	17, 141
社会保険料	26, 877	38, 831	48, 578	68, 289
貯蓄・預貯金	17, 000	25, 000	31, 000	40, 000
量産生計費(被扶養)	187, 561	273, 184	338, 145	439, 967
(被扶養)月額	227, 855	326, 184	403, 281	532, 222
(被扶養)年額	2, 734, 260	3, 914, 208	4, 839, 372	6, 386, 664
収入(被扶養) 内訳				
世帯主	227, 855	226, 184	303, 281	432, 222
配偶者		100, 000	100, 000	100, 000
アルバイト収入				
奨学金				

VI 全国一律最低賃金制の必要 —保護基準及び現行最低賃金との比較、 首都圏最低生計費との比較—

1. 生活保護基準との比較

(1) 若年単身世帯の場合

①生活保護基準

会津若松市及び北上市のような地方の小都会は、「3級地-1」とランクされ、基準額は下から2番目に低くなる。まず、日常生活費として算定される個人単位の「生活扶助費」として、「第1類」がある。その額は、年齢階層別に定められ、20歳~40歳は月額3万3,020円である。日常生活費の中の世帯単位消費される部分は「第2類」とされ、その額は世帯人員毎に定められ、単身者の場合には月額3万5,610円である。従って、生活扶助額の合計は、第1類と第2類を合わせた額となり、6万8,630円である。

その他、当該モデルのように賃貸アパートに住んでいる場合には、「住宅扶助」が支給される。その「一般基準」は月額8,000円以内としているが、多くの場合、このような低額のアパートは存在しないため、「特別基準」が定められている。北上市の場合、単身世帯で2万5,000円以内、会津若松市の場合には2万9,000円以内となっている。また、暖房費として冬季加算(11月から3月まで)が北上市(II区)の場合には月14,280円が支給される。その他、期末一時扶助費(12月)として1万1,630円の支給がある。冬季加算と期末一時扶助費を月に直すと、6,919円となる。同様に、会津若松市(III区)の場合には、冬季加算が月9,480円、期末一時金は同じであるから、合計し月に直すと、4,919円となる。

従って、生活扶助額と住宅扶助額、冬季加算、期末一時扶助費を合計すると、北上市で月10万0,549円、会津若松市で月10万2,549円ということになる。

ただし、勤労している場合には、勤労に伴う必要経費として「基礎控除」が認められる。また、年間収入に対する勤労に伴う必要経費として「特別控除」が認められる。それは、収入額に応じて決められるが、例えば、月の収入が10万円とすると、基礎控除は2万3,220円となる。また、特別控除は年間収入に対して1割と定めているので、その額は12万0,000円である。これを12ヶ月で割ると1万円となる。従って、基礎控除額と特別控除額を加えると月3万3,220円(賃金月10万円)の勤労に

ともなう必要経費(勤労控除)が認められる。

以上のことから、若年単身世帯モデルの生活保護制度による保護基準は、勤労控除を加えると会津若松市で13万5,769円、北上市で13万3,769円ということになる。

②算定された「最低生計費」の保護基準相当額との比較

算定された「最低生計費」と保護基準と比較する場合、保護受給世帯の場合には、税金や保険料が免除されていることや、医療費が医療扶助として現物で支給されること、通勤費や組合費などは実費控除されることを考慮する必要がある。そこで、「最低生計費」からこれらの保護基準には含まれていない費目を差し引いた額を「最低生計費」の「保護基準相当額」と呼ぶことにする。この保護基準相当額は、会津若松市では15万1,009円、北上市では15万573円となる。これを先の保護基準を1.00として比較すると、会津若松市で保護基準相当額が1万5,240円高く、1.11倍、北上市で1万6,804円高く、1.13倍となる。ただし、自家用車の保有をそれに含めた場合には、会津若松市で18万4,120円、北上市で18万1,684円必要となり、この場合には保護基準と比較すると、会津若松市で1.36倍、北上市で1.36倍となる。

(2) 30歳代夫婦のみ世帯の場合

①生活保護基準

上記と同様に、30歳代夫婦のみ世帯の場合、生活扶助費1類6万6,040円、同2類3万9,420円、住宅扶助特別基準上限会津若松市3万8,000円、北上市3万3,000円、冬季加算と期末一時扶助費の合計を月に直すと会津若松市6,084円、北上市8,673円、基礎控除額と特別控除額を加えると月4万1,868円(夫月13.3万円の賃金とする)となり、これらを合計すると、会津若松市で19万1,412円、北上市で18万9,001円となる。

②算定された「最低生計費」の保護基準相当額との比較

上記と同様に、「最低生計費」の保護基準相当額は、会津若松市で23万2,691円、北上市で23万2,116円となる。これを先の保護基準を1.00として比較すると、会津若松市で保護基準相当額が4万1,279円高く、1.22倍、北上市で4万3,115円高く、1.23倍となる。これに、自動車の保有を含めた額は、会津若松で26万6,006円、北上市で26万3,431円となり、この場合には保護基準と比較すると、会津若松市で1.39倍、北上市で1.39倍となる。

(3) 30歳代夫婦と未婚子1人世帯の場合

①生活保護基準

上記と同様に、30歳代夫婦と未婚子1人世帯の場合、

生活扶助費 1類 9万3,980円、同2類 4万3,700円、教育扶助（学校給食費を含む）6,770円、住宅扶助特別基準上限会津若松市3万8,000円、北上市3万3,000円、冬季加算と期末一時扶助費の合計を月に直すと会津若松市7,073円、北上市1万165円、基礎控除額と特別控除額を加えると月4万3,008円（夫月15万円の賃金とすると）となり、これらを合計すると、会津若松市で23万2,531円、北上市で23万623円となる。

②算定された「最低生計費」の保護基準相当額との比較

上記と同様に、「最低生計費」の保護基準相当額は、会津若松市で29万5,188円、北上市で29万5,347円となる。これを先の保護基準を1.00として比較すると、会津若松市で保護基準相当額が6万2,657円高く、1.27倍、北上市で6万4,724円高く、1.28倍となる。これに、自動車の保有を含めた額は、会津若松で32万8,503円、北上市で32万6,662円となり、この場合には保護基準と比較すると、会津若松市で1.41倍、北上市で1.42倍となる。

（4）40歳代夫婦と未婚子2人世帯の場合

①生活保護基準

上記と同様に、40歳代夫婦と未婚子2人世帯の場合、生活扶助費1類12万6,780円、同2類4万5,230円、教育扶助（学校給食費含む）1万5,690円、住宅扶助特別基準上限会津若松市3万8,000円、北上市3万3,000円、冬季加算と期末一時扶助費の合計を月に直すと会津若松市7,890円、北上市1万1,398円、基礎控除額と特別控除額を加えると月4万3,568円（夫月20万円の賃金とすると）となり、これらを合計すると、会津若松市で27万7,158円、北上市で27万5,666円となる。

②算定された「最低生計費」の保護基準相当額との比較

上記と同様に、「最低生計費」の保護基準相当額は、会津若松市で39万4,959円、北上市で39万5,971円となる。これを先の保護基準を1.00として比較すると、会津若松市で保護基準相当額が11万7,801円高く、1.43倍、北上市で12万305円高く、1.44倍となる。これに、自動車の保有を含めた額は、会津若松で42万8,274円、北上市で42万7,286円となり、この場合には保護基準と比較すると、会津若松市で1.55倍、北上市で1.55倍となる。

2. 「最低生計費」未満率

（1）若年単身世帯の場合

試算された若年単身世帯の「最低生計費」は、最賃Cランク（会津若松市）で年額279万1,200円である。これ

を厚労省の「国民生活基礎調査」の収入分布でみると、「最低生計費」未満率は、73.2%となる。同様に、最賃Dランク（北上市）の「最低生計費」年額273万4,260円の未満率は、72.2%となる。

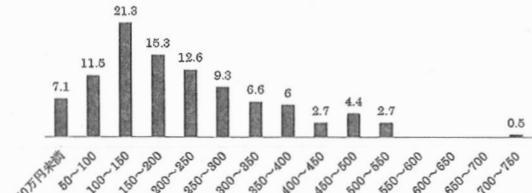


図1 29歳以下、単身世帯の年間収入金額階級別分布

資料：厚生労働省「平成20年国民生活基礎調査」より作成

（2）30歳代夫婦のみ世帯の場合

同様にして、30歳代夫婦のみ世帯の「最低生計費」は、最賃Cランクで397万5,324円、未満率は16.7%、最賃Dランクでは「最低生計費」は391万4,208円、未満率は15.6%となる。

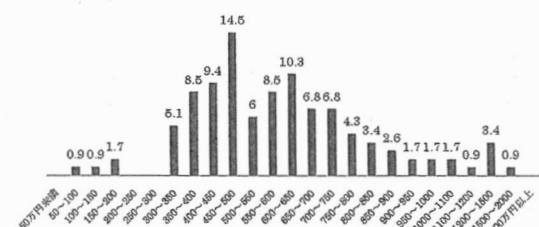


図2 30歳代夫婦のみ世帯の年間収入階級別分布

資料：前図に同じ

（3）30歳代夫婦と未婚子1人世帯の場合

同様にして、30歳代夫婦と未婚子1人世帯の「最低生計費」は、最賃Cランクで487万764円、未満率は35.0%、最賃Dランクでは「最低生計費」は483万9,372円、未満率は34.5%となる。

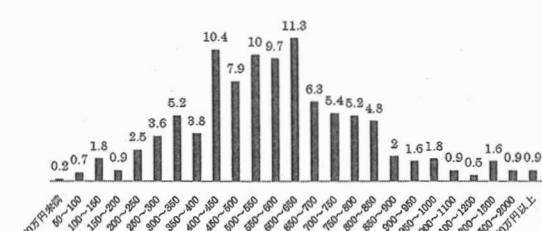


図3 30歳代夫婦と未婚子のみ世帯の年間収入階級別分布

資料：前図に同じ

(4) 40歳代夫婦と未婚子2人世帯の場合

同様にして、40歳代夫婦と未婚子2人世帯の「最低生計費」は、最賃Cランクで640万608円、未満率は40.3%、最賃Dランクでは「最低生計費」は638万6,664円、未満率は40.0%となる。

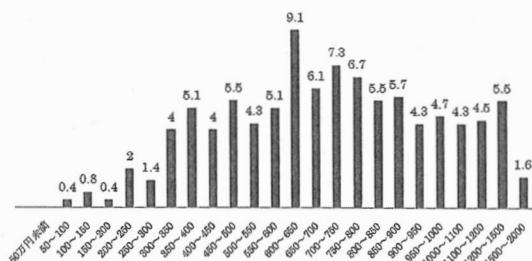


図4 40歳代夫婦と未婚子のみ世帯の年間収入階級別分布

資料：前図に同じ

(5) 若年単身世帯と、子どものいる世帯で未満率が高くなる

若年単身世帯で「最低生計費」未満率が7割を超える、子どもが1人から2人へと子育て・教育費の支出が増えると、未満率が増加する傾向にある。若者が結婚する条件がそろっているのか、子どもを育てていくことができるのか、といった問題を投げかけている。このままでは、少子化が更に一層進む可能性がある。

3. 全国一律最低賃金制の必要性

(1) 算定された「最低生計費」を時給にすると

最賃Cランクで1,338円、Dランクで1,311円

一首都圏の「最低生計費」の時給1,345円と比較してほとんど変わらない

改定された最低賃金法によれば、生活保護制度と最低賃金制との整合性への配慮が唱われている。ここで算定された「最低生計費」は、まさに最低限必要な財やサービスを積み上げて算定された最低生計費である。最賃Cランク福島県（会津若松市）の「最低生計費」（税込み）月232,600円は、時給（月173.8時間）に直せば1,338円ということになる。同様に、最賃Dランク岩手県（北上市）の「最低生計費」（税込）227,855円は、時給にすれば1,311円ということになる。先に算定した最賃Aランク首都圏での若年単身世帯の「最低生計費」（税込）月233,801円、時給にして1,345円と比較すると、ほとんど変わることになる。最賃Aランク首都圏に比べ、最賃Cランク福島県で7円、最賃Dランク岩手県で34円低い結果となった。

(2) 首都圏と東北地方の「最低生計費」の違いはあるか

それでは、「最低生計費」を首都圏と東北地方最賃C・Dランクと比較した場合には、最低賃金制度や生活保護制度が想定しているような生活水準の格差は存在するのであろうか。試算の結果は、首都圏で月額23万3,810円（税込）に対し、東北地方Cランクでは月額23万2,600円、Dランクでは月額22万7,855円と、その差はCランクで1,210円（0.5%）、Dランクで5,955円（2.5%）低い結果となった。ほぼ同じ生活水準と考えられる。

生活の内容が全く同じというわけではない。調査の結果からは、その違いも認められた。その違いは、第1に、家賃の違いにあった。さいたま市の家賃は、最低水準として5万2,000円としたが、Cランク（会津若松市）及びDランク（北上市）での調査では、3万円であった。家賃関連では、その他に、東北地方では、更新料がない場合がほとんどであることが分かった。第2に、自家用車の所有が、東北地方では圧倒的に多く、車がないと通勤も買い物もできないことが調査結果から見えてきた。車の所有を想定することにしたが、40万円程度の中古車が最も安価であり、耐久年数を4年として車検が1回で済ませていることを想定した。その他に車の維持費として、ガソリン代、保険料、税金、タイヤ代などを想定した。これらは現地での聞き取りやと現地での車販売店での調査によるものである。その結果、交通費は、Cランクで月額3万3,111円、Dランクで月額3万1,111円であり、その差は、駐車場代が、家賃に含まれるか否かに寄っている。さいたま市の9,073円との差は、2万円強と顕著となった。第3に、東北地方の気候を考慮して、光熱・水道料を、東北地方の総務省の家計調査から単身世帯の支出額から算定した。その結果、東北地方の額がやや高くでている。その他、被服費は東北地方でやや低く出ている。それ以外の費目ではほぼ同じ水準とみることができた。以上のように、生活の内容に違いが認められるもののそれらの総額でみると、その違いは相殺されて、ほぼ同じ生活水準となっているのである。

(3) 全国一律最低賃金の必要性

首都圏と東北地方最賃C・Dランクの「最低生計費」の試算の結果は、現在、生活保護基準や最低賃金制度で想定している級地やランク付けが根拠のないものであることが示された。国は級地やランク付けの見直しを図ろうとしているが、その際の根拠となるものを示す必要があること、また、その水準をどこに求めるかといった

場合にも、どの地方に比べてどの地方が高すぎるとかといった、そういった相対論では根拠が存在しない事を示している。

また、労働組合が要求してきた全国一律最賃の根拠を、今回の連続調査とそれに基づく「最低生計費」の試算

が示すことになった。労働組合は確信を持って、最低賃金時給1,000円以上、全国一律最賃制度の実現に向かって運動を展開すべきである。それなくしては、「低賃金・不安定雇用層」を無くすることはできない。

資料 調査対象者の基本的属性

1. 東北地方Cランク

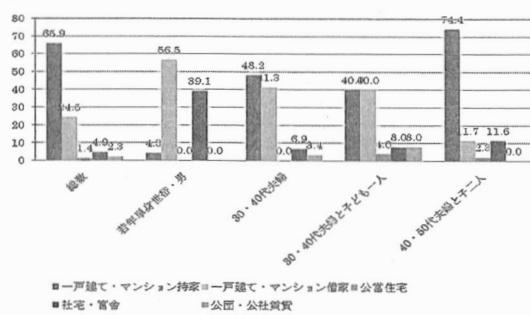


図1 世帯類型別、住宅の種類

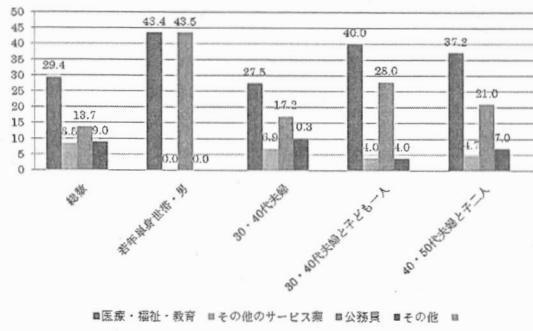


図4 世帯類型別、業種

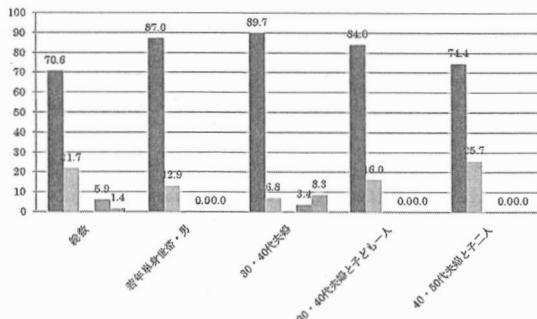


図2 世帯類型別、雇用形態

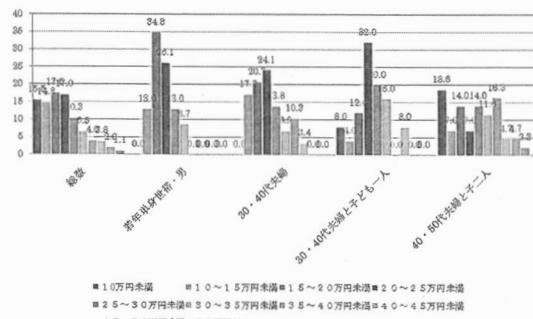


図5 世帯類型別、1ヶ月の賃金

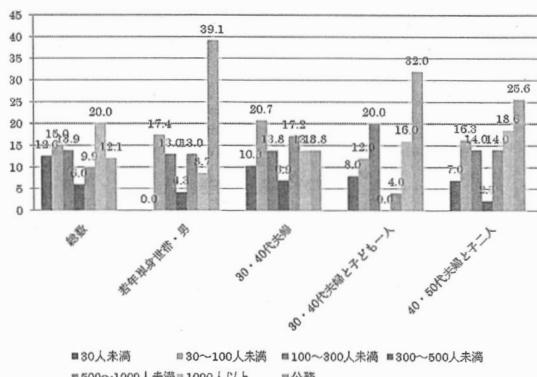


図3 世帯類型別、企業規模

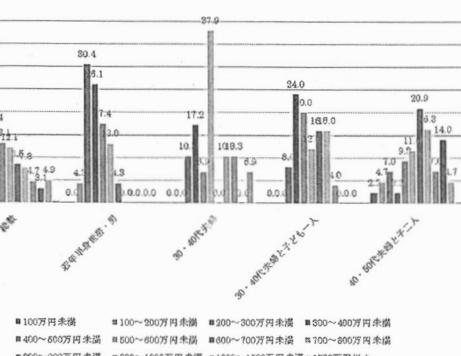


図6 世帯類型別、世帯收入

2. 東北地方Dランク

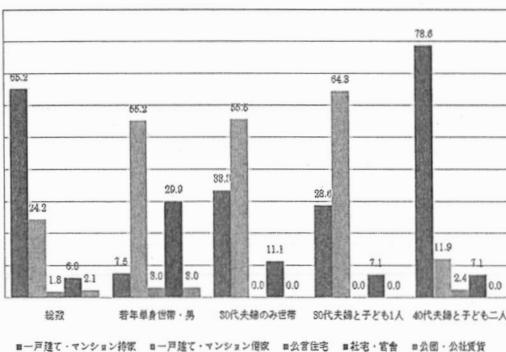


図1 世帯類型別、住宅の種類

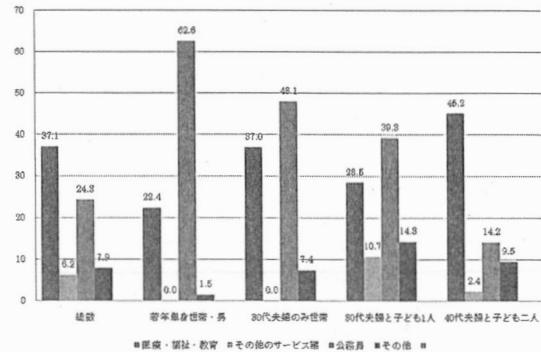


図4 世帯類型別、業種

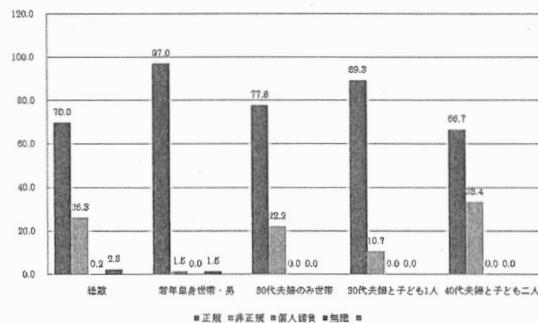


図2 世帯類型別、雇用形態

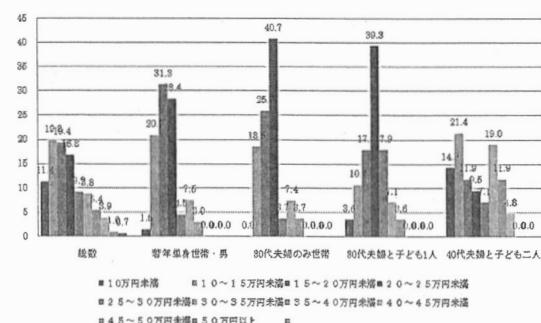


図5 世帯類型別、1ヶ月の賃金

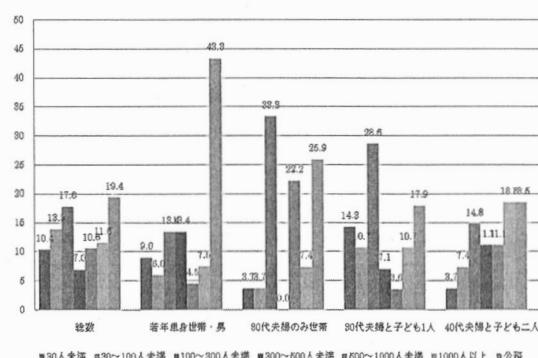


図3 世帯類型別、企業規模

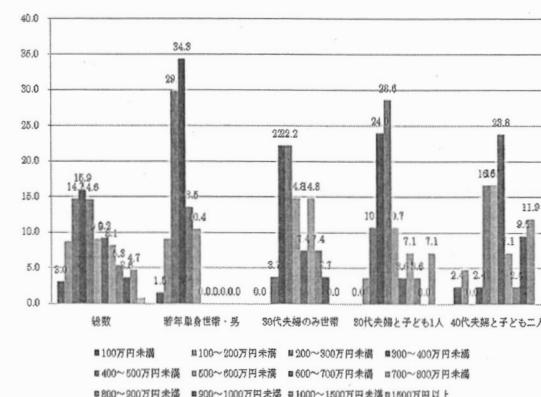


図6 世帯類型別、世帯収入

〈資料〉首都圏「最低生計費」総括表

(2008年7月現在)

表1

	若年単身世帯 低賃	30代夫婦のみ 低賃	30代夫婦と未 子1人世帯	40代夫婦と未 子2人世帯	50代夫婦と未 子3人世帯	60代夫婦のみ 世帯
25歳男性	33歳女性 30歳女性	35歳男性 33歳女性 9歳女性	45歳男性 40歳女性 18歳女性 9歳女性	55歳男性 53歳女性 20歳女性 16歳女性	58歳男性 55歳女性	
賃貸アパート	賃貸アパート 1K 2.5m ²	賃貸アパート 2K 3.0m ²	賃貸アパート 2K 4.0m ²	賃貸アパート 3K 5.0m ²	賃貸アパート 3K 5.0m ²	賃貸アパート 2K 3.0m ²
消費支出	174,406	268,866	329,277	422,614	582,837	277,250
生活扶助料額						
生活扶助額 同上 + 加算含む						
保健基準額	172,776	235,283	278,700	324,283	351,823	230,823
保健基準額含む	176,456	276,974	334,057	415,640	477,988	283,354
食費	30,564	69,219	92,708	123,794	135,811	66,922
家での食費	20,621	46,521	64,069	88,816	93,419	44,320
外食・庭食	10,000	10,000	10,000	10,000	20,000	10,000
外食・子供学校給食	7,500	10,000	10,829	11,658	17,000	10,000
外食・庭食				4,000	8,000	
庭食第5%を加算	1,443	2,698	3,810	5,320	5,392	2,602
住居費	54,167	80,417	61,459	66,657	66,657	60,417
家賃	52,000	58,000	59,000	64,000	64,000	58,000
更新料 月当たり	2,167	2,417	2,459	2,667	2,667	2,417
光熱・水道	6,552	12,573	17,147	20,183	22,448	16,572
電気代	3,070	5,743	7,765	9,176	10,160	7,776
ガス代	2,125	3,609	4,340	4,774	5,194	3,762
他の光熱	80	298	436	636	769	953
上下水道	1,277	2,923	4,606	5,597	6,325	4,081
家具・家事用品	3,881	9,327	11,356	12,804	12,804	10,328
家庭用耐久財	1,941	3,009	3,773	3,904	3,904	3,009
室内装飾・装飾品	177	397	439	567	567	397
寝具類	593	1,435	1,930	2,422	2,422	1,828
京都市譲費	627	2,751	3,272	3,742	3,742	3,299
家事用具品	543	1,725	1,942	2,169	2,169	1,735
被服及び寝具物	7,549	18,267	22,003	24,173	28,831	18,269
被服費	6,238	14,968	18,339	20,642	23,497	14,968
寝具物	846	2,132	2,381	2,464	3,817	2,132
洗濯代	467	1,167	1,283	1,167	1,517	1,167
保健医療	2,465	8,812	9,779	11,235	13,776	11,355

医薬品	608	2,156	1,453	1,669	2,046	1,687
衛生消耗用器具	141	504	877	1,008	1,236	1,019
保育経営用品・器具	792	2,831	1,600	1,838	2,254	1,858
保健施設サービス	929	3,321	5,849	6,720	8,240	6,701
交通・通信	18,214	26,054	28,153	32,747	46,780	25,192
交通費	9,073	12,073	15,073	18,073	24,146	12,073
通勤費	9,141	13,739	12,838	14,432	22,372	12,877
自転車通勤費		242	242	242	242	242
教育	—	—	14,167	42,667	140,341	—
学校教育費			3,500	18,167	129,142	
学校外教育費			10,667	23,500	11,199	
教養活動	18,273	26,285	30,201	38,035	41,951	26,285
教養活動開催料	2,652	4,290	4,290	4,290	4,290	4,290
教養講座用品	83	133	133	133	133	133
寄宿・他の宿泊物	4,350	4,850	4,850	4,850	4,850	4,850
教養講座サービス	11,178	17,012	20,928	28,762	32,678	17,012
旅行・旅宿	5,833	11,667	14,583	20,417	23,333	11,667
レジャー・スポーツ	4,000	4,000	5,000	7,000	8,000	4,000
NHK受信料	1,345	1,345	1,345	1,345	1,345	1,345
その他	23,742	37,912	42,304	50,309	73,498	41,912
理容用具	706	3,609	4,178	4,746	4,846	3,609
理容室サービス	2,000	3,650	5,250	6,400	7,300	3,850
身の回り用品	569	1,336	1,559	1,845	2,035	1,336
こどもの	6,000	12,000	13,000	16,000	38,000	12,000
交際費	14,467	17,917	18,317	21,317	21,317	21,317
病院料金	42,395	60,156	72,967	99,038	110,625	65,487
所得税	4,255	5,115	5,878	8,608	9,024	5,383
住民税	8,925	11,391	13,674	18,318	21,757	12,266
社会的負担	29,215	43,650	53,415	72,114	79,844	47,788
貯蓄・手当費	17,000	27,000	33,000	42,000	57,000	28,000
最低生計費(税抜き)	191,406	295,866	362,277	464,614	639,887	305,250
(税込み)月額	233,801	356,022	435,244	563,652	750,512	370,887
(税込み)年額	2,805,612	4,272,264	5,223,828	6,763,824	9,006,144	4,448,244
収入(税込み)内訳						
世帯主	233,801	256,022	335,244	463,652	480,512	270,687
配偶者		100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
アルバイト収入				100,000		
奨学金				70,000		

表2

	30代母親と未 婚子1人世帯	高齢単身世帯	高齢夫婦のみ 世帯
35歳女性	75歳女性	73歳男性	
9歳女性		70歳女性	
賃貸アパート	賃貸アパート	賃貸アパート	
2k30m2	1k25m2	2k30m2	
消費支出	272,044	162,129	248,881
生活扶助相当額	178,220	103,795	178,962
生活扶助額・加算含まず	122,410	75,770	115,265
同・加算含む	145,670	93,700	151,125
保護基準額	228,513	125,939	173,265
保護基準相当額	263,220	171,795	236,962
食費	60,805	27,121	55,677
家での食費	48,286	21,988	45,346
外食・昼食			
外食・会食	5,829	4,000	8,000
外食・子供学校給食	4,000		
廃棄率5%を加算	2,690	1,133	2,331
住居費	60,417	54,167	60,417
家賃	58,000	52,000	58,000
更新料 月当たり	2,417	2,167	2,417
水道・光熱費	11,113	10,365	16,670
電気代	4,255	4,711	7,741
ガス代	3,741	2,697	3,778
他の光熱	250	708	821
上下水道	2,867	2,249	4,330
家具・家事用品	9,327	5,749	10,328
家庭用耐久財	3,009	2,203	3,009
室内装備・装飾品	397	244	397
寝具類	1,435	1,043	1,888
家事雑貨	2,751	1,432	3,299
家事消耗品	1,735	827	1,735
被服及び履き物	12,963	7,129	13,721
被服費	10,916	5,843	11,222
履き物	1,230	819	1,678
洗濯代	817	467	817
保健医療	4,090	6,836	14,488

医薬品	963	1,665	3,529
健康保持用攝取品	209	1,025	2,172
保健医療用品・器具	1,142	822	1,742
保健医療サービス	1,776	3,324	7,045
交通・通信	21,957	7,970	15,946
交通費	12,073	3,000	6,000
通信費	9,884	4,970	9,946
自転車関係費			
教育	28,500	—	—
学校教育費	15,667		
学校外教育費	12,833		
教養娯楽	25,785	14,589	23,680
教養娯楽用耐久財	4,290	1,061	1,768
教養娯楽用品	133	—	50
書籍・他の印刷物	4,350	4,350	4,850
教養娯楽サービス	17,012	9,178	17,012
旅行・帰省	11,667	5,833	11,667
レジャー・スポーツ	4,000	2,000	4,000
NHK受信料	1,345	1,345	1,345
その他	37,087	28,203	37,954
理美容用品	3,584	1,514	2,259
理美容サービス	3,300	1,650	3,650
身の回り用品	1,136	822	1,311
こづかい	9,000	6,000	12,000
交際費	20,067	18,217	18,734
非消費支出	51,468	26,686	30,687
所得税	4,579	3,620	3,658
住民税	10,325	7,991	8,066
社会保険料	36,564	15,075	18,963
貯蓄・予備費	27,000	16,000	25,000
最低生計費(税抜き)	299,044	178,129	273,881
(税込み)月額	350,512	204,815	304,568
(税込み)年額	4,206,144	2,457,780	3,654,816
収入(税込み)内訳			
世帯主	350,512	204,815	238,568
配偶者			66,000

【団体部門】 2席

青森県の労働者・県民の状態から見た地方組織県 労連の課題

2010年3月
青森県労働組合総連合（青森県労連）調査政策部

はじめに

I. 「真の敵」発見のために

II. 青森県の労働者・県民の今日的状況

1. ハローワーク前緊急「失業実態アンケート」を実施
2. 主な特徴点
3. 緊急「失業実態アンケート」による青森県の労働者・県民の状態

III. 労働者・県民の状態の推移と地域社会の貧困化

1. 人口減少と高齢化の進行
2. 郡部における急激な人口減少と高齢化
3. 郡部における急激な人口減少と高齢化の原因

IV. 青森県の産業構成の推移

1. 産業別就業者数の推移（1985年～2005年）農業の衰退とサービス業の増加
2. 産業別雇用者数の推移（1985年～2005年）

V. 青森県の階級構成の変化と推移

VI. 労働者としての流入先の状態

1. サービス業の事業所規模
2. 所定内給与・年間賞与の全国比
3. 東北県別・企業規模別所定内給与

VII. 多国籍企業化による国内産業空洞化と青森県への影響

1. プラザ合意による円高・貿易摩擦解消と海外進出・産業の空洞化
2. 県誘致企業数の推移から見た産業空洞化とバブル経済の崩壊
3. 県誘致企業の撤退状況
4. 撤退企業の業種と県内解雇者数

VIII. 青森県の有効求人倍率と雇用状況の推移

1. バブル経済の崩壊と有効求人倍率の推移
2. 県内・県外別求人・就職状況の推移
3. 出稼ぎ労働者の推移

IX. 青森県の失業率の推移

1. 青森県の完全失業者数と完全失業率
2. 青森県内市町村の失業率の推移

X. 青森県における自殺者の動向

1. 全国における自殺增加とその原因
2. 青森県における自殺の実態

X I. 青森県における労働組合の状況

1. 労働組合の組織率の推移
2. 争議件数と争議参加人員の推移
3. 適用法規別労働組合数と労働組合員数の推移
4. 青森県における民間労働者と公務労働者の組織率の推移

X II. 基本人権と国民主権実現のための「地方自治」

X III. 青森県の財政危機はどのように作られたのか —対米従属下での利益誘導型保守政治による財政危機—

1. 県財政悪化の状況
2. 県民にかかる負担
3. 県債という借金による県財政の拡大
4. 県債という借金の使われ方
5. なぜ「利益誘導型保守政治」というのか
6. 青森県財政危機の背景、対米従属の下での公共投資計画

X IV. 青森県「財政改革プラン」の問題点と破綻

1. 「財政改革プラン」の根本的問題点
2. 「財政改革プラン」開始当初の破綻

X V. 青森県における経済効果試算 一平成7年・平成12年「青森県産業連関表」分析—

1. 就業効果の上がる方向に財政を
2. 「平成7年青森県産業連関表」分析
3. 平成7年と平成12年の「青森県産業連関表」比較分析

X VI. 青森県の労働者・県民の生命と財産に対する最大の脅威 —大企業支配とアメリカ従属が青森県にもたらす恐怖—

1. 六ヶ所核燃料サイクル基地
2. アメリカの世界戦略最前線基地三沢
3. 地域の「貧困」が生命と財産に対する脅威を受容

X VII. 人間と自然との物質代謝から見た労働運動の2本柱 一産別運動と地域運動との統一

X VIII. おわりに

はじめに

2010年1月20日、地元新聞「東奥日報」は「県内生活保護2万世帯『生きるため』最後の選択」と大きく報じた。そして、県健康福祉政策課の担当者の話として「高齢者世帯は年金だけで生活するのは厳しい。不景気のため、全国最低レベルの有効求人倍率では就労の場の確保も難しく、受給者の右肩上がりの状況は続いていくのは」と語っている。また、取材を受けた「青森生活と健康を守る会」の担当者は、「生活保護の受給に関する相談は08年9月ごろから急増…今は親のすねをかじりたくても、かじるすねがない。」と答えている。生活保護受給世帯は、増加に転じた1996年度以降で最多となっている。

今まで雇用は少なかったし、県民の生活は厳しかった。それでも何とか生活がされていた。ところが、生活ができないような抜き差しならない状況が生まれている。今日の、青森県の労働者・県民の困難はどこから来たのか、そしてその困難を解決する方向はどこにあるのか？ 従来の運動では解決できない問題に直面している。その困難を一歩でも前進させることができ、青森県労連にとって避けては通れない喫緊の課題となっている。今回、その課題への挑戦として、困難の実態を直視しその根源に迫り前進の方向を真に探るために、調査政策部として本論に取り組むことになった。

I. 「真の敵」発見のために

青森県労連新聞2010年新年号は、「嘆きを怒りに、怒りを行動に！」を2010年の県労連運動のテーマとして掲げた。そこには次のように書かれていた。

2009年は、国民の怒りが政権交代を実現させたという意味で、歴史に刻まれる年となった。

国民の嘆きの蓄積は、それだけでは怒りに転化せず自己責任論に埋没してしまう。その嘆きを怒りに変え、怒りを行動に転化させるには、スパークが必要である。「年越し派遣村」は、「可視化」を通じて、国民の嘆きを怒りに転化し、怒りを行動に発火させる飛躍のスパークとなった。自らの嘆きが自らだけのものではなく、多くの国民の嘆きと同じ原因によって引き起こされていること、そしてそれは、「政

治の貧困」が引き起こしている「人災」であるということ、さらに、人災は政治を変えることによって、根本的に変革できるということに気づき、国民を変革への「投票」という行動に駆り立てた。

国民の怒りとその行動は、人権を踏みにじり、国民主権を否定する根源との対峙を必然的に迫っている。

国民生活否定の根源「大企業支配とアメリカ従属」との闘いが、今年の参議院選挙をその焦点として迎えている。歴史は、国民が主人公の日本を創るという壮大な民主主義創造の運動によって前進する。2010年は、我々国民に「嘆きを怒りに、怒りを行動に！」立ち上がるなどを、歴史的必然として選択する年となるであろう。

闘いには法則性があり、その法則性に依拠した闘いが求められている。その核心は、国民の蓄積したエネルギーをどう発火させるのかにある。何か外部の力が歴史を発展させるのではなく、我々が持っている力こそが歴史を発展させるのだと思う。しかし、国民はバラバラにされ、ちょうど熱の分子運動のように、運動ベクトルは様々な方向を向いて運動している。それらを統一する。つまり、闘いの道筋を提起し、運動を結合していくこそが我々に求められている。

そのための闘いのスローガンが「嘆きを怒りに、怒りを行動に！」である。「嘆き」とは、困難の原因がわからず、自己責任論に埋没している状況である。「怒り」は、その原因が漠然としかわからず、どのように運動していくたらいいのか、まだはっきり見えない状況である。もし、困難の「真の原因」がわかり、したがって、その「打開の道筋」が見えてくるならば、それは必ず「行動」に結びついていくであろう。

したがって、我々に求められるのは、まず、不公正・不正義・不合理な実態を徹底的に明らかにし、次にそれらがなぜ発生するのかという、問題を引き起こす原因を探り、さらにその問題の本質をえぐり出すことだと思う。まさにその時、運動の方向性が明らかになるのではないだろうか。我々の闘いの道筋は、我々自身の闘いの中にある。そして我々の闘いは、個々人の闘いではなく、日本のそして世界人民の闘いに依拠した闘いである。それらを学び、連帯しながら、真の敵を運動の中で発見していくことだと思う。

今回、我々青森県労連調査政策部が本論で追求しようとしているものは、青森県の労働者・県民の実態を調査・

分析して、青森県の労働者・県民の「嘆き」の実態を探り、「怒り」の原因を明らかにし、その「真の原因」である「真の敵」を発見することによって、県労連運動の方向を探る端緒としようとするものである。言い換えれば、県民の蓄積されたエネルギーを「嘆きを怒りに変え、怒りを行動に転化させる」ための試みである。

表題の後半を「青森県労連の課題」とせずに、「地方組織県労連の課題」としたのは、青森県の労働者・県民の実態を見ればみるとほど、困難の根源は青森県固有のものではなく、日本の社会や国のあり方そのものにあると思わざるを得ないからである。言い換えれば、青森県の労働者・県民の状態は、全国の労働者・国民の置かれている困難な状態の青森県における現われであり、したがって、青森県労連の闘いは全国の労働者・国民の闘いと共に通するとともに、青森での闘いは特殊青森県労連の闘いにとどまらず、各県労連にも共通する普遍的課題（真の敵）を示しているのではないかと考えるからである。

（注）「地方組織」に対応する運動は「地方運動」であり、「地域組織」に対応する運動は「地域運動」となるが、「地方運動」という言葉が一般的ではないため、本論では、地方組織である県労連の運動と地域組織である地区労連の運動を含むする意味で、「地域運動」いう用語を使っている。

II. 青森県の労働者・県民の今日的状況

1. ハローワーク前緊急「失業実態アンケート」を実施

青森県労連は、2008年9月のリーマン・ショックに端を発する世界金融危機下での日本の雇用情勢悪化が、青森県の雇用情勢にどのような問題を引き起こしているのかについて、実態を把握するため2009年1月ハローワーク前で緊急「失業実態アンケート」を実施した。当時、全国では派遣切りの嵐が吹き荒れ、東京の日比谷公園では、市民団体と労働組合と政党などが協力して「年越し派遣村」（2008年12月31日～2009年1月5日）が実施され、世論を大きく動かしていた時期である。このアンケートは、青森県での実態を明らかにするとともに、「年越し派遣村」に連動する運動として実施された。

- ・実施時期 2009年1月7日～14日
- ・実施場所 県内9ヵ所ハローワーク中8ヵ所のハローワーク（青森、八戸、弘前、十和田、五所川原、むつ、三沢、野辺地）前で

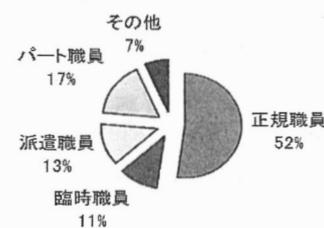
実施。

- ・実施方法 ハローワーク前で配布し、その場で記入してもらい回収。
- ・実施時間 各ハローワーク前で1回、時間は半日。
- ・配布数 2000枚
- ・回収数 790枚（790人）
- ・回収率 39.5%（約4割）

2. 主な特徴点

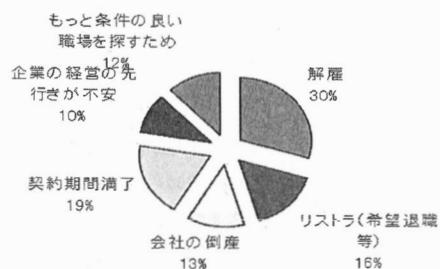
①質問「前職企業での雇用の形態」

臨時・派遣・パートだけではなく、正規職員が52%と半分以上を占めている。



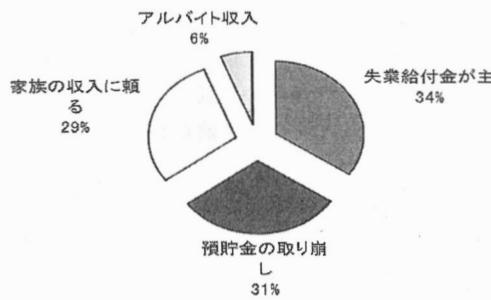
②質問「前職をやめた事由」

解雇・リストラ・会社の倒産などの、不況型の離職が59%と6割を占めている。



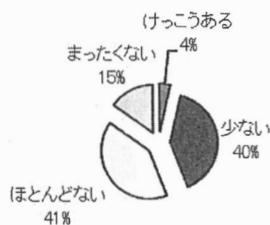
③質問「失業中の生計について」

失業給付金が34%、預貯金の取り崩しが31%、家族の収入に頼るが29%、失業給付金を除けば60%（6割）の人が家計への負担で生活している。失業給付が切れた場合、一気に家計が崩壊する危険を帯びている。



④質問「希望する求人はありますか」

「まったくない」15%と「ほとんどない」41%で56%、「少ない」40%を合わせると96%と9割以上が求人の少なさを訴えている。

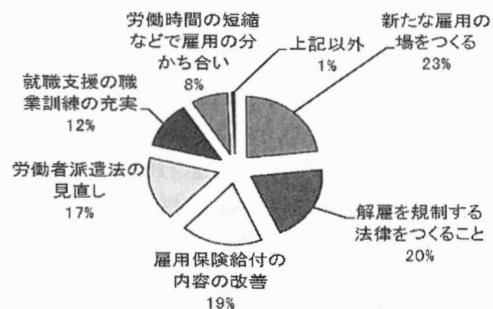


⑤質問「再就職のために一番役立っている機関（場・情報）」

職業安定所（ハローワーク）が89%と9割を占めている。青森県における求人情報のルートの少なさと、公的機関である職業安定所（ハローワーク）の重要性を示している。

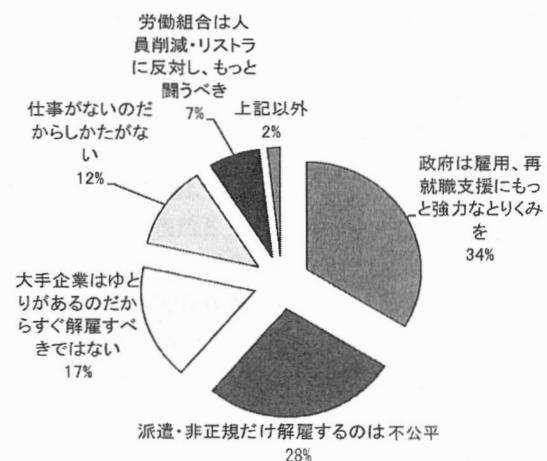
⑥質問「派遣切り、失業者の増大、就職支援で政府が緊急に実施すべきことは？」

「新たな雇用の場をつくる」23%が最大であるが、「解雇を規制する法律をつくること」20%、「雇用保険給付の内容の改善」19%、「労働者派遣法の見直し」17%、「就職支援の職業訓練の充実」12%と、合わせて68%と7割が政府が直接関係する問題となっている。特に、解雇を規制するための法的規制が「解雇を規制する法律をつくること」20%と「労働者派遣法の見直し」17%で37%約4割と最大を占めている。



⑦質問「大企業での人員削減・リストラが相次いで発表されていますが、あなたの実感をお聞かせ下さい」

1番多いのは、政府の取り組みを求める「政府は雇用、再就職支援にもっと強力な取り組みを」34%、2番目に多いのは、「派遣・非正規だけ解雇するのは不公平」28%と経営悪化のしわ寄せを非正規労働者だけに押し付けるもの、3番目は「大企業はゆとりがあるのだからすぐ解雇すべきではない」17%と、非正規雇用を多用して利益を出して、過去最高の利益を上げながら、景気が悪くなるとその利益を生み出した非正規労働者を一方的に切り捨てることへの怒りが表明されている。



⑧質問「雇用・失業問題について、あなたのご意見をお聞かせください。」

この記述式の質問に、162名が回答を寄せた。以下はその内の特徴的な意見である。

- i 雇用悪化派遣切りの本県における影響そして怒り
 - ・20代「いくらなんでも、職を失う人が一斉に増えすぎた。一斉に派遣社員等を切るのはひどすぎる。」
 - ・20代「現在、自分の父も失業中で、今の国の対応に

は怒りを覚えます。今るべき問題には、目をそらさず、しっかり見直してほしい。」

・30代「猶予期間もなく、しかも年末にリストラは、バカ企業としかいえない。派遣はもうしない。」

・40代「仕事を失い住宅ローンの支払いとかで大変です！仕事をしている時でもやっとの今の時代なのに！いきなり解雇になりすぐ仕事見つかるわけでもないのに、先々の不安とあせりでなった人でないとわからないと思います！この問題の事もっとしんげんに考えてほしい！」

・50代「自分は弘前にアパートをかりています。アパート代や光熱費など払うことができなくなつて、今まつてもらっています。仕事がなかなかなくって大変です。雇用給付金はもつとはやくだしてほしい。」

・50代「革命をする。労働者万歳。」

ii 失業問題の原因を問うもの

・30代「今日の問題は、ハケン元ではなく、ハケン先の都合のカイコに感じる！ ハケン先が『悪』。」

・40代「外国人を働かせ過ぎ。」

iii 政府の政策転換、強力な取り組みを求めるもの

・20代「2兆円のバラマキ分を、今のハケン（解雇された人）にくばるべき。」

・20代「派遣切り、私もその一人です。国がもっと何か、支援をするべきです。給付金はいらないから雇用対策が先です。」

・40代「生産の現場が海外に行きすぎだと思う。生産を国内に戻し、雇用を増やし、幅広く収入を増やし、消費を増やして行く事が大事だと思います。」

・40代「与党と野党で争っていないで、国民のために自分たちの給料をへらして、国民に与えることくらいできるのではないかと思う。」

・40代「大手企業がどうこうより国の金の使い方に問題があるんじゃないの？ ちょっとした税金のやりくりで、どうにでもなることだと思う。くだらない一時的な給付金より減税を考えてほしい。」

・40代「IMFとかにお金10兆円くばる位なら、国内の事に金を使え！」

・50代「政府が無能すぎる。国会議員の自己主義が多い。個人個人が声を大きく発する必要がある。」

・50代「天下りを無くし若者に職場を与えて欲しい。」

・50代「定額給付金などといついでに、リストラ対策を考えるべき。せめてリストラされた方に、

住む所をただで貸してあれば（住居を）、空いている雇用そくしん住宅があるので。公務員、国会議員ばかりいい思いをしていると思う（そういう大臣は辞めて欲しい）。わかっていない。貧しい方の身になって考えてほしい。」

・60代以上「毎日テレビ・新聞で目・耳に入ってるが、真剣に考えているだろうか？ 選挙対策で扱われている様子で内容が乏しい。緊急課題なのだから、チームを作り対応して欲しい。アンケートも国会に届くようになればいい。」

iv 法制度改正を求めるもの

・20代「派遣制度を見直すべき。」

・20代「そもそも、日本の不景気は、日本のせいばかりとは言えないけれど、でも、ほとんどは、日本の政治がしっかりしてくれていないからだと思う。今の日本の政治家達は、本当に大人気ないし、『お前ら、いい加減にしておけよ、眞面目に考えろよ。』って本当に思う。」

v 雇用悪化のしわ寄せ（高齢者、母子家庭や障害者へのしわ寄せ）

・30代「どこの企業も母子家庭への支援が少ないとと思う。母子家庭だからこそ働かなければならない状況なのだから、資格や知識ばかりで判断しないで、もっとやる気なども見てほしいと思う。」

・30代「小さい子供がいる母親が働ける環境を作ってほしい。」

・30代「障害求人が皆無。」

・30代「母子家庭というだけで、すべてにおいて（面接の前など）すぐ却下する、という実態はどうして改善されないので…ハッキリ言って差別です。母子家庭の母親ほど仕事に対しての意欲があるのに。」

・50代「年齢の制限があり、ことわられてしまう。とても残念に思います。」

・50代「求人について年齢制限を設けてはならないくなっているようですが、面接にいってみると、結局年齢不採用になるようだ。企業側は建前上年齢不問としているが、高齢者は採用する気がないと思う。したがって、求人にははっきり年齢制限を記載してもらったほうが、求職するうえで探しやすくなると思います。」

vi 雇用の拡大を求めるもの

・20代「青森県だけが失業率が高いわけではないと思うが、働く場が少なすぎると思う。」

- ・50代「仕事が無い事は、とても苦しい。」
- ・60代以上「県内でも、雇用の場をつくる努力をして欲しい。これでは若い人が流出するのもやむを得ないと思う。」

vii 経営者の姿勢を問うもの

- ・30代「会社として利益を追求するのはわかるが、使い捨てのような雇用が多く、会社側で人材を育てていくという気持ちが見えなくさみしい。」
- ・30代「企業は内部留保があるのに、人を切る事はおかしいと感じます。人をそだてる意志なき企業、それにおもねる国家は先がないと考えます。」

3. 緊急「失業実態アンケート」に見る青森県の労働者・県民の状態

まず印象的なのは、アンケートの回収率である。配布数2000枚に対して790人が回答を寄せ、回収率39.5%（約4割）という異例の高さとなった。これは、失業実態の厳しさから何とか雇用を得たいという、失業者の願いの大きさを反映するものであろう。

質問「前職企業での雇用の形態」で、正規職員が52%と半数以上を占めている。これは、青森県では経営基盤の弱い小零細企業が多く、非正規だけではなく正規職員といえども非常に不安定な雇用状況にあることを示している。質問「前職企業の規模」に対して、10人未満が20%、10人～50人が32%と、52%が50人以下の企業規模であった。質問「前職をやめた理由」について、もっと条件の良い職場を探すためは12%に過ぎず、解雇30%、リストラ（希望退職等）16%、会社の倒産13%と、59%（6割）が不況型離職であった。

質問「失業してからどれぐらいになりますか」に対して、3ヶ月未満が37%、3～6ヶ月が26%と合計63%となっている。我々が実施したハローワーク前「失業実態アンケート」の実施は、2009年1月、リーマン・ショック（米リーマン・ブラザースが連邦倒産法の適用を連邦裁判所に申請）が2008年9月15日、リーマン・ショック後4ヶ月後の実施である。ハローワークには失業後早い段階で行くことは当然であるが、明らかに年末派遣切りにあった30代男性の「猶予期間もなく、しかも年末にリストラは、バカ企業としかいえない。派遣はもうしない。」などの回答を重ね合わせると、リーマン・ショック後生産が急速に落ち込み、派遣労働者が大量に解雇され、派遣労働者供給県である青森に戻って、ハローワー

クに駆けつけたということが予想される。青森県の雇用情勢は、世界の経済情勢に直結しているということが重要な点である。

質問「失業中の生計について」に対して、失業給付金が主34%、預貯金の取り崩しが31%、家族の収入に頼るが29%となっている。最も多い失業給付は3ヶ月から6ヶ月程度、失業給付が切れた場合一気に家計が崩壊していく。預貯金が潤沢な失業者などあるわけがない。最後の家族の収入も、アンケートに20代の女性が「現在、自分の父も失業中」と答えている。一家で複数が失業しているのである。質問「あなたの年齢」に対して、30代25%、40代18%、50代25%と答えている。30代・40代の親は定年を迎える年金生活に入っている、50代は一家の大黒柱が失業しているのである。したがって、家族の収入自体長期に当てにできるものでないことは明らかである。

質問「希望する求人はありますか」に対して、少ない40%、ほとんどない41%、まったくない15%と、その合計は96%に上っている。元々県内に職がないから、派遣労働等で県外に出ているわけである。その労働者が派遣切りにあって、青森県に戻ってきてても職などはあるはずがないのは当然である。贅沢を言わなければという考え方もあるだろう。しかし、先ほどの年齢構成は、働きばいいという年齢ではなく、家族を養っていくなければならない年齢である。そのための最低限度の賃金を求めるのは当然である。

質問「再就職のために一番役に立っている機関（場・情報）」に対して、職業安定所（ハローワーク）だと89%（9割）の人が答えている。都市部と違って、雇用の場所が少なく、しかも、情報が少ない本県にとって、ハローワークはまさに就職の命綱となっていることがわかる。人員削減などでハローワークの機能低下を進めてきた政府の責任は重大である。

質問「派遣切り、失業者の増大、就職支援で政府が緊急に実施すべきことは？」に対して、雇用の創出を求める、新たな雇用の場をつくるが23%で最大であるが、よく内容を見ると、解雇を規制する法律をつくること20%と労働者派遣法の見直し17%は、いずれも解雇の法的規制に関する項目であり、両者を合わせると37%と最大となる。解雇の法的規制が最も有効であり、しかも即応性があることを失業者は認識しているのである。この両者に政府の責任である、雇用保険給付内容の改善19%、就職支援の職業訓練の充実12%を加えると、政府の対応を求める意見が68%と7割を占めている。いかえれば、いかに政府が国民の雇用に責任を持ってい

ないということに、失業者は怒りを覚えているのである。

質問「大企業での人員削減・リストラが相次いで発表されていますが、あなたの実感をお聞かせください」に対して、政府は雇用、再就職支援にもっと強力な取り組みを34%が最大、次に派遣・非正規だけ解雇するのは不公平28%、3番目に大企業はゆとりがあるのでからすぐ解雇すべきでない17%となっている。政府、大企業の責任を問うている。と同時に労働組合は人員削減・リストラに反対し、もっと闘うべき7%となっている。闘う組織である労働組合の闘いがいかに不十分であるのかを問題にしている。この点、まったくといっていいほど闘わなかった大企業中心の「連合」幹部の責任は重大である。人間を守る組織である労働組合への信頼を大きく喪失させているといえる。

質問「雇用・失業問題について、あなたのご意見をお聞かせください」という記述式質問について、162名もの人が回答している。790名に対して20.5%という高い比率での回答である。「いくらなんでも、職を失う人が一斉に増えすぎた。一斉に派遣社員等を切るのはひどすぎる。」「猶予期間もなく、しかも年末にリストラは、バカ企業としかいえない。派遣はもうしない。」は、派遣切りにあった当事者の回答であり、本県がまさに派遣労働者供給県であることを示している。また、「仕事を失い住宅ローンの支払いとかで大変です！」と、失業が住居を失うことに直結している。青森県内の市町村の所々に「売家」の看板が出されている。これほど「売家」の看板が出されているのは記憶にない状況である。しかも、立派な家も少なくない。貧困だから家を売るのではなく、突然の解雇・リストラによる家計急変に対応できない、それほどのスピードと量で、家庭に襲いかかっているからだと考えられる。「革命する。労働者万歳。」という回答があった。突飛のように感じられるが、あまりの大変さに本人は本気でそう思っているのだと思う。また、失業問題の原因を問う回答として「今日の問題は、ハケン元ではなく、ハケン先の都合のカイコに感じる！ハケン先が『悪』。」は、この問題の本質を指摘している。「そもそも、日本の不景気は、日本のせいばかりとは言えないけれど、でも、ほとんどは、日本の政治がしっかりしてくれていないからだと思う。今の日本の政治家達は、本当に大人気ないし、『お前ら、いい加減にしておけよ、真面目に考えろよ。』って本当に思う。」は、今回の雇用危機の本当の原因が国民主権を踏みにじる「政治の貧困」が引き起こしている「人災」であること指摘している。まさに、この怒りが2009年衆議院選挙での自

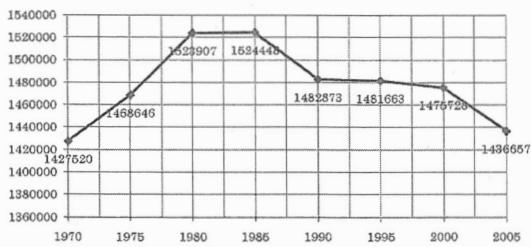
公政治退場を生み出した根源的力となったのである。

我々県労連調査政策部の実施したアンケートの集計結果を、2009年1月27日、青森県庁内の県政記者クラブで記者会見を行った。各テレビ局は当日映像を流し、翌日以降地元各新聞も「『給付金より雇用を』県内求職者から怒りの声 県労連がアンケート」(東奥日報)、「4割が不況で離職 解雇の波正社員にも 県労連が求職者対象調査」(データー東北)、「不況型離職4割占める求職者対象アンケート県労連調査」(朝日県内版)と大きく取り上げられたのも、雇用情勢の急速な悪化の下でのタイムリーなアンケートが、県民の関心に対応したものであったからだと考える。

III. 労働者・県民の状態の推移と地域社会の貧困化

1. 人口減少と高齢化の進行

本県の人口は、1983年の152万9269人をピークに減少している。しかし、15歳以上人口は、1970年の103万637人から2005年には123万7418人と約20万人も増加している(「青森県の15歳以上人口」)。他方、出生数の減少で15歳未満がそれ以上に大幅減少している。15歳以上人口増加の内訳を詳しく見ると、労働力人口が4万人増加しているのに対して、非労働力人口は15万2千人増加と、非労働力人口の増加が労働力人口の増加を11万人以上も上回っている。



青森県の人口 「青森県の労働経済」平成13年・20年版

【青森県の15歳以上人口(労働力人口・非労働力人口)]
(1970年~2005年)

	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005
15歳以上人口	103,0637	108,8293	115,7302	118,5876	119,2580	122,8056	125,1760	123,7418
労働力人口	70,7161	70,8001	74,7049	75,5372	75,1672	77,5411	77,1302	74,8122
非労働力人口	32,3476	38,0292	40,8210	42,9542	44,0095	45,1323	47,2373	47,5552

「青森県の労働経済」平成2年度・平成20年度から作成

非労働人口とは、通学者+家事従事者+その他（高齢者など）である。出生数が1981～1985年平均で20075人から、2001～2005年平均で11863人と、この20年間で8200人減少している。逆に60歳以上人口はこの20年間（1985年～2005年）に県全体で188366人増加し、その率も15.1%から29.2%と急増している。つまり非労働人口増加の原因は高齢者の増加であり、青森県の人口構成は急速な高齢化を迎えてることが分かる。（「平成20年度版青森県社会経済白書」）

2. 郡部における急激な人口減少と高齢化

平成の大合併が2003年（平成15年）から2005年（平成17年）にかけてピークを迎え、青森県でも67市町村が現在40市町村となっている。合併で対象町村が比較できないため、ここでは平成の大合併前の国勢調査のデータである2000年（平成12年）までのデータを比較検討する。

1975年から2000年にかけての25年間に、青森県の人口は県全体で102.4%と増加している。しかしその中身は、市部の増加（112.3%）に対して郡部での減少（87.9%）となっている。市部での人口の増加に対して、急激に郡部での人口減少・過疎化が進行している（「国勢調査昭和50年～平成12年」）。

人口の減少は、下北半島と津軽半島北部に顕著である。1975年に対して2000年の人口比は、特に人口が減少している津軽半島北部の三厩村で45.9%、今別町で56.6%、平館村で57.2%とこの25年間に人口が約半分になるような急激な過疎化が進んでいる。

人口の減少は、単なる減少ではなく、人口構成の急速な高齢化を伴っている。そして、高齢化の速度は郡部ほど進行している。

先ほどの、三厩・今別・平館での65歳以上人口の比率は2000年には、それぞれ32.3%・32.3%・31.4%となっている。つまり、郡部は急激な過疎化と高齢化のダブルパンチに遭遇しているといえる。なお、現在（2007年）では、青森県全体で60歳以上の高齢者は31.8%に達し、

〈65歳以上人口の比率の推移〉

	青森県全体	市部	郡部
1995年	16.0%	14.0%	19.5%
2000年	19.5%	17.3%	23.5%
増加率	+3.5%	+3.3%	+4.0%

3人に1人が60歳という少子高齢化県となっている。この3町村では7年も前にすでに、しかも65歳以上で30%以上の高齢化を迎えていたのである。

3. 郡部における急激な人口減少と高齢化の原因

津軽半島北部の人口減少と高齢化は、偶然起きたものではない。その地域で生活ができないから、青森市などの市部に出ていき人口が急速に減少しているのである。ことに子育てをしなければならない若者にとって、仕事がないことは深刻な問題である。

この地域の主な産業は、農林水産業である。その農林水産業が、いずれも国の政策によって衰退させられ、生活できずに市部に移動し、人口減で地域が崩壊するような状況が生まれている。

農業の中心は米作である。その米価を政府買入れ価格でみると、1985年に60kg当たり18668円のピークを境に価格下落が続いている。特に強調したいのは1986年から始まったウルグアイ・ラウンド（通商交渉）でのミニマムアクセス米の受け入れである。その翌年1987年から政府買入れ価格が17557円と下がりはじめ、1990年には16500円、2000年には15104円、そして2003年に13748円と、必要経費を補填できない価格に下落していくのである。農業では食べていいという現実を政府が作り出している。

林業もまた国の政策によって、衰退を余儀なくされている。津軽半島北部は、優良木材ヒバの主要産地である。秋田杉、木曽ヒノキ、青森ヒバは日本三大美林とされていた。三厩村には、増川営林署があり営林署に多くの職員が働いていた。そして、そこから出されるヒバを製材するため、村内だけでも6軒の製材所があり、地域の地場産業として雇用を生み地域を潤していた。かつて日本の木材自給率は1955年には、94.5%にも上った。しかし、1964年には全面自由化となり、その後1985年のプラザ合意で円高が一気に進み、木材輸入が急増し2000年には、自給率は18.2%まで低下している。そのことは、地域における林業関係労働者の職の喪失と直結している。増川営林署は閉鎖され、それにともなって、製材所も1軒だけとなった。雇用の喪失は、地域経済の疲弊へと直結している。

漁業では、豊かな漁場であった津軽海峡は、青函トンネル工事を機に大きく衰退していった。例えば、津軽海峡での主要魚種であるウスメバル（メバルの仲間）の漁獲量は、1960年には最高の1449トンを記録してい

た。それが青函トンネル工事の排水で、1988年には過去最低の197トンにまで落ち込んでいる。これは最高時の13.6%にすぎない。1971年の本坑の起工後工事が本格化してからは、排水による被害が急拡大している。翌年1972年には青函トンネル工事に伴う排水による海水の汚濁によるワカメ、アワビ、タコ等の被害補償として、42,609,568円が工事主体である日本鉄道建設公団から、三厩の漁民405人に支払われている（青森県公害審査会昭和47年（仲）第1号事件）。その後も排水による汚濁は拡大し、地元の方によると、1975年から1976年にかけてコンブなどの海草が激減し、ウニ、アワビなどが壊滅状態になっている。かつてはクロマグロの漁場だった三厩沖からクロマグロが消え、戻ってくるのに20年かかったという。漁業での暮らしを失った漁民は、一部は船を大型化しより遠方での漁業を営んだが、それができない漁民は漁業を放棄し、汚染の当事者である鉄建公団の青函トンネル工事に従事して生計を立てることになる。主産業の一つである漁業も、国策に基づく住民無視の工事によってほんろうされていったのである。

地域住民や地方自治体が判断を誤って地域が衰退しているのではない。国の政策の欠陥が地域に押し寄せ、地域を破壊しているのである。この問題は、前述した「失業実態アンケート」と同様、国が問題を発生させ、拡大しているという点で、まさに同じ構図にあることを頭に置いていただきたい。

農業を中心とする流出した第1次産業就業者（地域住民）は、どこに流入して行ったのか、その過程で、青森県の産業構成はどのように変化していったのであろうか？

IV. 青森県の産業構成の推移

1. 産業別就業者数の推移（1985年～2005年） 農業の衰退とサービス業の増加

青森県の産業の変化を一言で述べると、それは農林漁業などの第1次産業、特に農業の急激な衰退と、第3次産業であるサービス業の急速な増加である。

1985年から2005年の、この20年間だけでも、農業、漁業、林業は就業者数を4割から7割減少させている。特に最大の就業者数を誇った農業では、その就業者数を6万5千人減少させて1985年比で56.3%にまで落ち込んでいる。

この20年間に、農業の6万5千人を中心に林業・漁業と合わせて約7万7千人の第1次産業の就業者と、第3次産業の卸売・小売・飲食店業の3万人の就業者の多くが、サービス業に流入している。その数は8万1千人にも上っている。大きな流れとして見れば、郡部の第1次産業の農業が崩壊し、市部の第3次産業であるサービス業に流入してきたといえる。このことは、前述した郡部の急激な人口減少と符合している。

(注)「他県からの転入」・「他県への転出」は毎年3万人程度で

転出が約2000人～3000人程度転入を上回っている。つまり、第1次産業から減少した就業者が県外に大量に転出したり、県外から第3次産業のサービス業へ大量に流入という、県外からの影響は少なく、就業人員の増減は主に県内の産業間の移動であると言える。

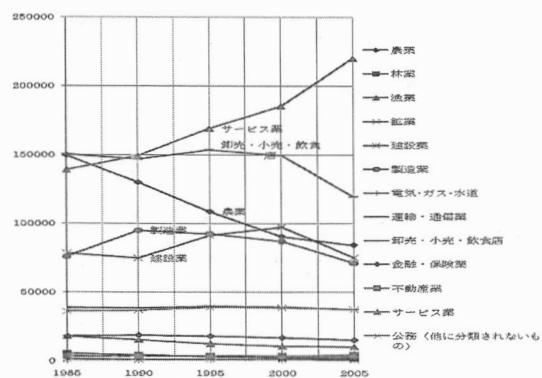
(県統計課「転入転出別・月別移動人口」平成14年青森県統計年鑑)

最大に減少した農業を詳しく見ると、農業就業者が急にサービス業に職を変えたのではなく、農業に新規の後

[青森県の産業別就業者数の推移]（1985年～2005年）

	1985	1990	1995	2000	2005	2005-1985	2005/1985
農業	149611	130002	108660	90472	84180	-65431	56.3%
林業	5300	4079	3146	2299	1560	-3740	29.4%
漁業	17925	15449	12426	10580	9985	-7940	55.7%
鉱業	1017	858	961	1024	594	-423	58.4%
建設業	78442	74835	91198	97387	75155	-3287	95.8%
製造業	75928	95017	92375	87160	71098	-4830	93.6%
電気・ガス・水道	3345	3389	3437	3680	2763	-582	82.6%
運輸・通信業	38866	38603	39796	39098	37525	-1341	96.5%
卸売・小売・飲食店	150509	146753	153673	149808	119577	-30932	79.4%
金融・保険業	17944	18733	17985	16807	15048	-2896	83.9%
不動産業	3214	3351	3427	3497	4142	928	128.9%
サービス業	139008	149262	169116	185414	220221	81213	158.4%
公務 (他に分類されないもの)	36195	36878	36999	38838	37513	1318	103.6%

(平成2年度・平成20年度「青森県の労働経済」から作成)



(平成2年度・平成20年度「青森県の労働経済」から作成)

継者が生まれず、從来後継者となっていた者が、農業をあきらめてサービス業に就いたということである。そのことは、農業の年齢別就業者数の推移を見れば明確である。1985年に50歳～54歳が2万3332人と最大の農業人口であったのが、15年後の2000年にはそのまま65歳～69歳が1万5508人で最大農業人口となっている（「昭和62年・平成14年青森県統計年鑑」）。このままで行けば、あと10年も経たずに青森県の基幹産業である農業は崩壊していく可能性がある。

先ほど見た、郡部の人口減と都市部の人口増、特に津軽半島北部の町村での急速な過疎化・高齢化は、そこでの基幹産業である農林漁業の衰退によって生計が維持できず、住民が職を求めて都市部に移動して第3次産業のサービス業に就いたことの結果なのである。就業者の産業間での移動と地理的移動が同時に起こっているのである。

このことは、津軽半島北部のような地域では、農林漁業の復興・新たな産業・雇用の創出や、抜本的な社会保障の充実がなければ、郡部の過疎化と高齢化がさらに急速に進行し、地域自体を維持できない状況になっていくことを示している。

2. 産業別雇用者数の推移（1985年～2005年）

ここで注目しなければならないのは、先ほど述べた農業の衰退は、自営的小商品生産者の下層分解と賃労働者の創出の過程でもあるという点である。

つまり、自ら生産手段を持って生産に当たっていた農業就業者が、例えば、生産手段を持つ洗濯屋の主人などになったのではなく、生産手段から切り離されて自らの労働力を売るしか生活できない賃労働者として、それらサービス業に雇用されて行ったのである。

この20年間に増加したサービス業での就業者数に対して、増加した雇用者数は、90.9%に上っていることがこのことを裏付けている。

[青森県の産業別雇用者数の推移]（1985年～2005年）

年	1985	1990	1995	2000	2005	2005-1985
サービス業就業者数	139008	149262	169116	185414	220221	81213
サービス業雇用者数	114714	124768	145803	162435	188499	73785
20年間(1985年～2005年)の増加数						
サービス業での増加した就業者数 A		81213人				
サービス業での増加した雇用者数 B		73785人				
サービス業での雇用者率 B/A		90.9%				

（平成2年度・平成20年度「青森県の労働経済」から作成）

このことは、単なる産業間での就業者の移動に留まらず、労働者の創出という階級構成の変化を意味しており、労働者を組織する我々県労連にとって、その運動の方向性に重大な影響をおよぼすものとなっている。

V. 青森県の階級構成の変化と推移

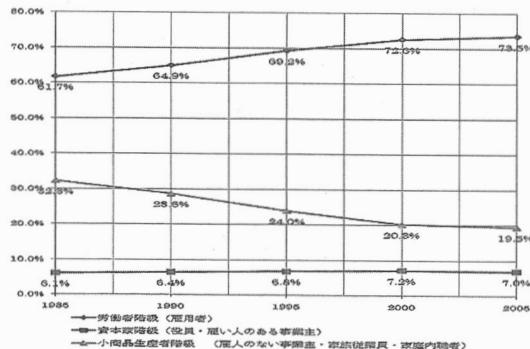
国勢調査の「従業上の地位」から、厳密とはいえないが、「雇用者」を労働者階級、「役員・雇人のある事業主」を資本家階級、「雇人のない事業主・家族従業員・家庭内職者」を小商品生産階級として、階級構成の変化と推移を見ると、小商品生産者階級が下層分解して労働者階級が創出されていることが見てくる「青森県の階級構成の推移（1985～2005）」。

1985年から2005年にかけて、小商品生産者階級は23万1583人から13万3819人と9万7764人減少した。これに対して労働者階級は44万2618人から50万3546人と6万928人増加した。つまり、先ほど述べたように農業を中心とする小商品生産者階級の解体によって生まれた人員は、自らの労働力商品しか販売するものがなく、労働者階級に転化していったのである。

その結果、労働者階級の占める割合は、1985年の

青森県の階級構成の推移（1985年～2005年）

階級構成人数	1985	1990	1995	2000	2005
労働者階級（雇用者）	442618	466107	509624	529319	503546
資本家階級（役員・雇人のある事業主）	43748	46224	50201	52379	47928
小商品生産者階級（雇人のない事業主・家族従業員・家庭内職者）	231583	205552	176394	147710	133819
計	717949	717883	736219	729408	685293
階級構成率	1985	1990	1995	2000	2005
労働者階級（雇用者）	61.7%	64.9%	69.2%	72.6%	73.5%
資本家階級（役員・雇人のある事業主）	6.1%	6.4%	6.8%	7.2%	7.0%
小商品生産者階級（雇人のない事業主・家族従業員・家庭内職者）	32.3%	28.6%	24.0%	20.3%	19.5%



（平成2年度・平成20年度「青森県の労働経済」から作成）

61.7%から73.5%まで急速に増加していった「青森県の階級構成の推移(1985~2005)」。

では、労働者として流入していった先である、サービス業はどのようなものであろうか。

VI. 労働者としての流入先の状態

1. サービス業の事業所規模

農業衰退によって、生み出された労働者の多くが流入したサービス業について、県内の事業所をその規模で見ると次のようになる。サービス業全体では事業所数31340、従業者数226450人、1事業所当たりの従業員数は7.2人にしかならない。サービス業をその内訳でみると次のようになる。

	飲食・宿泊業	医療・福祉	教育・学習支援業	複合サービス事業	サービス業 (他に分類されないもの)
事業所数	9967	4265	2699	713	13696
従業者数	42924	68113	28788	10304	76321
事業所当り従業員数	4.8人	16.0人	10.7人	14.5人	5.6人

(平成21年「青森県統計年鑑」大分類別事業所数及び従業員数から作成)

最大規模の医療・福祉で1事業所当たりの従業員数は16.0人、最小規模の飲食・宿泊業では4.3人しかない。労働者として流入して行った、青森県最大の就業者数を誇るサービス業の実態は、事業所の規模から見ると以上のような状態である。青森県の労働者がいかに脆弱な事業所で働いているのかを示すものとなっている。その脆弱性は、つぎに示す所定内給与にも表れている。

2. 所定内給与・年間賞与の全国比

青森県の男性の所定内給与と年間賞与を全国と比較すると次のようになる。

(単位千円)

	男性	産業計	建設業	製造業	卸売・小売業	金融・保険業	サービス業
全 国	所定内給与	336.7	336.1	328.5	336.3	447.4	319.5
	年間賞与	1078.4	716.3	1236.0	1035.8	2214.5	895.1
青森県	所定内給与	259.7	249.8	250.6	254.9	442.2	233.5
	年間賞与	579.5	258.8	632.1	542.1	1793.9	461.6
全国比	所定内給与	77.1%	74.3%	76.8%	75.8%	92.6%	73.1%
	年間賞与	53.7%	36.1%	51.1%	52.3%	81.0%	51.6%

(平成21年「青森県統計年鑑」産業別所定内給与及び年間賞与から作成)

2007年の産業別所定内給与及び年間賞与額で全国と比較すると、産業全体で青森県の男性は、所定内給与で全国比77.1%、年間賞与で53.7%となっている。これを最も雇用が多い「サービス業」で見ると、男性で所定内給与は全国比73.1%と全国の約7割でしかない。年間賞与ではさらに低く51.6%と約半分に留まっている。つぎに雇用が多い「卸売・小売業」では、所定内給与で75.8%、年間賞与では52.3%となっている。「製造業」や「建設業」では、所定内給与も74~76%台と低いが、年間賞与では製造業では51.1%、建設業では36.1%と全国比の4割にも満たない状況である。青森県の製造業や建設業がいかに経営体質の弱い産業であるかということを示している。

ただ一つ全国とほぼ同じ水準であるのが、「金融・保険業」である。所定内給与で92.6%、年間賞与で81.0%となっている。これらが例外的に高いのは、銀行などの規模は地方としては大きく、また金融・保険業は大手資本の支店として、賃金水準が中央なみとなっているためと思われる。

3. 東北県別・企業規模別所定内給与

2007年の男性の企業別所定内給与(企業規模計)を東北6県で比較してみると、つぎのようになる。企業規模計とは「1000人以上」、「100~999人」、「10~99」人の計である。

(単位千円)

全国	宮城	福島	秋田	山形	岩手	青森
336.7	326.8	289.9	289.5	266.7	261.7	259.7
100%	97.1%	86.1%	86.0%	79.2%	77.7%	77.1%

(平成21年「青森県統計年鑑」全国・東北各県別、企業別所定内給与から作成)

青森県の所定内賃金は企業規模計で、全国との格差は7万7千円となっている。順位は東北で最下位である。しかし、その格差は実態を反映したものとはいえない。その統計の数字が、企業規模従業員1,000人以上、従業員100~999人を含むものであるが、前述したように青森県の最大の産業である「サービス業」の1事業当たりの就業者が7.2人に過ぎないことを考えると、青森県の実態とは大きくかけ離れている。青森県の実態に最も近い企業規模「10~99人」での所定内給与は、青森県の男性で「241.5」(単位千円)となっている。したがって、全国との格差は、全国「336.7」 - 「241.5」の9万5千

円というのが、実態に見合った数字ではないだろうか。それだけ全国と比べて給与格差が大きく、労働者は低賃金に置かれている。

VII. 多国籍企業化による国内産業空洞化と青森県への影響

1. プラザ合意による円高・貿易摩擦解消と海外進出・産業の空洞化

アメリカのドル高による貿易赤字解消のため、1985年先進資本主義5カ国蔵相会議(プラザ合意)で、円高(当時1ドル250円だったものが150円に)による貿易摩擦の解消が合意された。この結果、日本の競争力は一気にはば半減するとともに、日本からの輸出が大きく制限された。

このことは、従来の国内生産方式に根本的変更を要求した。つまり対外貿易で、国内でやつていては輸出が大幅な製品コスト高となり、輸出できなくなってしまった。このことは、日本の大企業に海外進出による多国籍化を必然的に要求した。日本は、1985年以降急速に海外進出行ない1991年には世界第2位の海外進出大国となつた。現在では海外生産比率は2006年度で30.5%と3割を超えている(国際協力銀行調べ海外生産比率)。

2. 県誘致企業数の推移から見た産業空洞化とバブル経済の崩壊

プラザ合意での円高は、一方で、企業に海外進出を促進させるとともに、国内に残った企業には、輸出競争力を維持のための生産費削減を強く求めた。特に生産費の多くを占める人件費削減が重大な関心事となり、人件費の安い地方への企業進出を引き起こした。他方で、経済基盤が弱く雇用の場の少ない本県のような自治体は、地元企業による県内での雇用創出が困難なため、中央からの誘致企業で雇用を創出しようとした。その両者の利害の一致によって、各自治体は県外企業の誘致を強く促進した。

青森県が誘致した企業の推移は以下のようになっている。

1985年度	1986年度	1987年度	1988年度	1989年度	1990年度	1991年度	1992年度
15社	4社	9社	13社	30社	24社	30社	10社
プラザ合意	バブル期	バブル期	バブル期	バブル期	バブル期	バブル崩壊	
1993年度	1994年度	1995年度	1996年度	1997年度	1998年度	1999年度	2000年度
3社	4社	8社	6社	9社	5社	11社	7社

(青森県「青森県誘致企業一覧平成13年度」から作成)

上記の誘致企業数は、青森県全体の誘致企業数ではなく県が直接誘致した企業数である。その意味では、誘致企業の全容を示すものではないが、その推移に次のような特徴を見出すことができる。

1985年度の誘致企業15社の業種別内訳は、衣服(11社)、電気機械(2社)、精密機械(1社)、金属(1社)である。これが1986年度には誘致企業数が4社に激減し、しかもその業種は電気機械(2社)、一般機械(1社)、衣服(1社)と大きく構成を変えている。1985年のプラザ合意による約2倍の円高は、輸出競争力を半減するものであった。特に衣服のような人手のかかる業種は、コストの多くを占める人件費が対外的に2倍になるため、青森県のような人件費の安い地域でも生産を維持できずに、進出のための多くのコストを計算しても、アジアのように日本の1/20~1/30という人件費の安い国々へ海外進出せざるを得なくなっている。85年度の衣服(11社)が86年度には1社になっているところにそのことが示されている。

企業誘致で見ると、1987年に始まるバブル景気によつて誘致は急速に進み、企業誘致数は1987年の9社から30社まで増大していっている。しかし、1992年のバブル崩壊の影響は大きく、1993年度の企業誘致数は3社まで再び激減している。その後は、円高による産業の構造的空洞化とバブル崩壊による停滞、そして徹底的な自由競争を強いる小泉構造改革によって、底知れない大不況に突入している。後で触れるが、県が誘致した企業も、1999年を境に撤退の急増を余儀なくされている。

以上は県の誘致企業からみた限定的な経済動向であるが、利益追求という「資本の論理」が貫徹している以上、様々なファクターはあるにしても、その限定的な動向に日本経済の基本的動きが示されていると考えられる。言い換えれば、青森県が大企業を中心とする中央企業の生産調整弁の役割をはたさせられていると言える。

3. 県誘致企業の撤退状況

県(工業振興課産業立地推進グループ)への照会による資料によると、県が誘致した企業の撤退状況は、1999年を境に大幅に増加している。

年度	1997年度	1998年度	1999年度	2000年度	2001年度
撤退件数	3	3	13	8	13
2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度
8	10	4	5	5	8

まず、県費を支出して誘致した企業が、勝手に個別企業の利益のために撤退していくことは問題である。そのことによって多くの雇用が失われ、地域経済に大きなダメージを与えている。かつて岩手のアイワの突然撤退が、親会社であるソニーの世界戦略（世界的適地主義による最大の利益の追求）によってなされたことを忘れてはならない。

この1999年という年度については、さらに検討しなければならないが、一つは、後述するように、バブル崩壊後の不良債権処理が急加速し、銀行の破綻が相次ぎ、信用不安による中小企業への「貸し渋り貸しがし」が横行した時期に当たる。もう一つは、青森県のような低賃金の県においても、工場を維持できないという、低賃金を求めてのさらなる工場の海外移転（産業の空洞化）がある。そのことはつぎの撤退企業の業種を見ると明らかである。

4. 撤退企業の業種と県内解雇者数

1997年から2001年までの県誘致企業の撤退状況を見ると、その撤退業種には明らかな特徴がある。5年間の撤退企業40社中10社が電気機械器具製造業であり、16社が衣服・その他の繊維製品製造業である。合わせて40社中26社、これは率にして65%に当たる。これらの業種はまさに、国内の製造業がアジアを中心に海外移転している、その製造業の中心的な業種である。

つまり、本県における企業撤退は偶然ではなく、日本における企業の海外進出、言い換えれば産業空洞化のまさに一環であると言える。青森県の誘致企業の動向が利益最優先のグローバリゼーション化に組み込まれ、青森県の雇用、つまり労働者の状況もそのもとで左右されているのである。

そのことは、解雇者の動向にも反映している。次の表は、誘致企業の解雇者数でなく青森県全体での2000年度における産業別解雇者数であるが、解雇者の53%は製造業であり、前述した産業空洞化による製造業の海外移転とまさに符合している。なお、青森県工業振興課

2000年度産業別青森県内解雇人員数

製造業	卸小売業	建設業	サービス業	運輸通信業	その他	農林水産業	金融保険不動産	合計
1974	613	494	341	265	34	21	6	3748
52.7%	16.4%	13.2%	9.1%	7.1%	0.9%	0.6%	0.2%	

(平成13年度「青森県の労働経済」から作成)

にデータを照会した際、県による誘致企業の雇用者数と撤退による解雇者数を確認したが、県はその基礎的データを把握していないかった。県内の雇用創出のため県費を使って企業誘致しているという点からすると、その行政責任を果たしているとはとても言えない。

以上のように、誘致企業の撤退状況・撤退業種、そして解雇業種から見て、多国籍企業化による国内産業空洞化は他人事ではなく、本県の経済と雇用に直結している問題である。

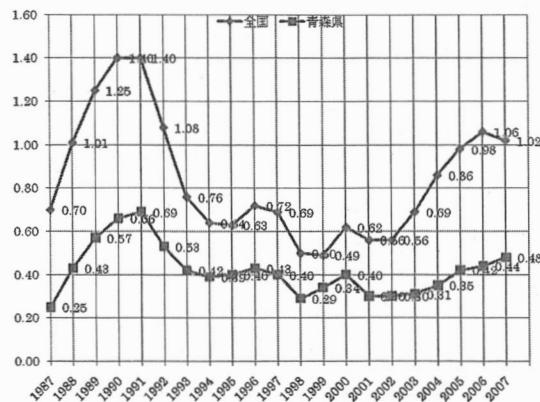
したがって、本県の経済と雇用を守る闘いは、日本の産業空洞化を阻止し、アジアを中心に地場産業や環境を破壊し地域社会を崩壊させている、利益第一主義の日本企業の多国籍企業化との闘いという問題を避けて通れない。つまり、アジア人民と直結した闘いなのである。

VII. 青森県の有効求人倍率と雇用状況の推移

1. バブル経済の崩壊と有効求人倍率の推移

有効求人倍率は1987年にバブル経済が始まると急速に上昇していった。全国で1987年に0.70倍であったものが、バブル崩壊直前の1991年には倍の1.40倍と倍増している。青森県においても、率は全国に比べて低いものの、1987年に0.25倍だったものが1991年には0.69倍とピークを迎えている。

しかし、1992年のバブル経済崩壊と多国籍企業化による国内産業空洞化によって、有効求人倍率は急速に低下し、1987年レベルにまで低下している。その後一時的な若干の増加はあるものの、1993年から2002年の「失



(平成2年度・9年度・20年度「青森県の労働経済」から作成)

特集・労働総研設立20周年記念労働総研奨励賞

われた10年」では、有効求人倍率は全国で0.6~0.5倍、青森県においてはその影響はさらに大きく0.4~0.3倍で推移している。

2. 県内・県外別求人・就職状況の推移

かつて青森県は、集団就職列車に象徴されるようなブルーカラー労働者の供給県であった。その後新規高卒者の就職においても、首都圏を中心に多くの高校卒業生が県外に就職し、青森県を離れていった。特に1960年以降始まる「高度成長期」において、首都圏を中心にして慢性的労働力不足となり、労働力の供給は常に求められた。中学・高校卒業生は「金の卵」として珍重された。青森県は、農業を中心とする第1次産業県であり、県内にそれ以外の主要な産業がなかったため労働力は相対的過剰労働人口となっていた。首都圏を中心とする慢性的労働力不足と、本県の相対的過剰労働人口が必要と供給の一一致を生み、大量の県外就職者を恒常的に作り出していた。

しかし、1985年のプラザ合意による円高と貿易摩擦解消は、前述したように大企業を中心とする多国籍企業化による海外進出と、国内の産業の空洞化をもたらした。それに拍車をかけたのが、1992年のバブル経済の崩壊である。国内の産業は急速に後退して、労働力に対する需要は大きく落ち込んでいった。青森県でもバブル崩壊直前の1991年に22万8220人あった県外新規求人人数は、崩壊した1992年には15万6862人と1年間で一気に7万1358人も減少している（平成13年度「青森県の労働経済」県内・県外別求人・就職状況の推移）。この減少は、好況不況による増減ではなく、製造業の海外進出によつてもたらされた国内製造業の空洞化による構造的な現象

である。したがって、かつてのように好況になれば回復するという性質のものではない。

県内・県外就職者数構成比が1991年を境に1992年から大きく県内就職に傾いている。2000年には県内就職数が86.1%、県外就職数が13.9%にまでなっている（平成13年「青森県の労働経済」）。これは、1992年から青森県の産業が興隆したのでもなければ、県民の郷土への望郷の念が増大したのでもない。多国籍企業化による国内産業の空洞化と、それに拍車をかけたバブル経済の崩壊による雇用情勢の悪化は、かつてのように県外、特に首都圏で生計を立て家族を養っていくことを困難にしていることの結果なのである。

3. 出稼ぎ労働者の推移

青森県は全国でも出稼ぎの多い県であった。その出稼ぎ者は減少を続け、2005年度の稼ぎ者は、1975年度比12.5%と1/8にまで、減少している。これは出稼ぎの主体である農業者の高齢化を十分に考慮しなければならないが、その根本的原因に、出稼ぎ先がないという、前述したような産業の空洞化があることを忘れてはならない。

年 度	1975 年度	1985 年度	1996 年度	2000 年度	2005 年度
出稼ぎ者数	76,714 人	58,131 人	30,727 人	17,234 人	9,613 人

（平成9・12・20年度「青森県の労働経済」から作成）

IX. 青森県の失業率の推移

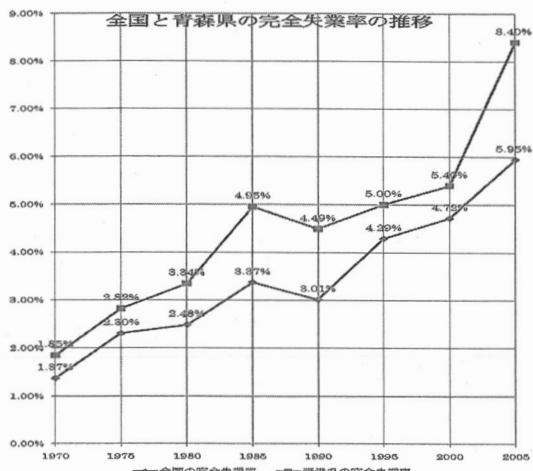
1. 青森県の完全失業者数と完全失業率

青森県の完全失業者数は、1970年には1万3048人であったのが、2005年には6万2721人とこの35年間に4万9千人増加し、1970年の4.8倍に急増している。

これを完全失業率で見ると、1960年代に1%台、70年代に2%台、80年代に4%台、90年代に5%台と上昇を続け、2005年にはとうとう8.4%となってしまった。90年に「バブル景気」で一時失業率は下がるが、バブルの崩壊と共に再び急上昇している。

	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005
完全失業者	13048	19944	24918	37358	33727	39148	41830	62721

（平成2年度・平成20年度「青森県の労働経済」から作成）



(平成2年度・9年度・20年度「青森県の労働経済」から作成)

全国の完全失業率と青森県の完全失業率を比較してみると、次のような特徴点が見えてくる。第1は、青森県の失業率は全国の失業率、言い換えれば日本経済の動向と強い相関関係を持っているという点である。1985年の失業率急増は、1985年のプラザ合意による急激な円高によって、輸出が大打撃を受けた時期と符合しているし、1990年の失業率の一時的低下は、「バブル景気」(1986年～1991年)に対応している。また、その後の失業率の増加は、プラザ合意後製造業を中心に大企業が賃金の安いアジアなどへ急速に進出し、国内産業が空洞化して、日本の大企業が多国籍企業化した時期と重なっている。さらに、2000年以降の失業率の急増は、2001年に小泉内閣が生まれ、派遣労働などによって雇用破壊を強行した新自由主義「小泉構造改革」がもたらしたものである。小泉内閣が発足し大企業だけに有利な、市場経済万能論の「構造改革」と唱え、規制緩和という都合のいい部分だけのグローバリゼーション化によって、日本経済は一層深刻化していった。

第2には、その影響が産業基盤の脆弱な青森県にとっては、大波として襲いかかっているという点である。2005年の完全失業率は全国の5.95%に対して青森県は8.40%となっている。この点に関しては、上記のグラフを見れば一目瞭然である。

したがって、本県のこのような雇用の悪化を改善していくためには、青森県の民間や地方自治体の施策だけでは実効性を担保することができず、国政を国民本位に変革し、「雇用を守る」という社会的強制なしに実現できないことを指摘しておきたい。

2. 青森県内市町村の失業率の推移

青森県の失業率の推移を1975年と2005年で比較すると、県全体では、1.85%から8.40%とこの35年間に完全失業率は6.55%増で、4.5倍に急増している。このこと自体大変な状況といえるが、それを各市町村で見るともっと困難な状況が見えてくる。

2005年の県全体での失業率が8.4%であるが、さらに県内には10%台の市町村が存在している。人口減で述べた津軽半島北部の三厩村、今別町、平館村の内、合併をしなかった今別町は14.6%と、市町村別の失業率では2番目に高い率となっている。最高は、これも津軽半島北部で、旧小泊村と旧中里町が合併した中泊町で15.4%もの高さである。

これらの自治体では、前述したように、第一次産業の農林水産業を破壊するような国の政策によって、地場産業が崩壊し、若者の流出による急速な人口減によって過疎化、高齢化に加えて高失業率という三重苦に襲われている。このことは単に労働者の生活という問題を超えて、地域そのものの存立を危うくしているといえる。労働者・県民の抱えている問題の根本的解決は、国の政策を大企業・首都圏中心重視の政策から、地場産業・地域住民重視の政策に抜本的変更させ、地域そのものの再生・発展を問うことなしには論ぜられないところまで来ているのである。

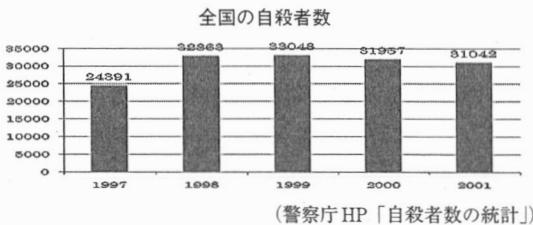
日本の雇用の急速な収縮による有効求人倍率の急速な低下と、失業率の急激な増加は、青森県に大波となって襲いかかり、より大きな有効求人倍率の低下と、失業率の増加を引き起した。そのことは、元々経済基盤が弱く所得の少ない本県では、自殺という命に直結する問題となっている。

X. 青森県における自殺者の動向

1. 全国における自殺增加とその原因

2009年1年間の自殺者数は全国で32,753人、1998年以来12年連続で3万人を超えた。2008年の警察庁統計資料から計算すると、男女比では、男性が7割、女性が3割となっている。年齢別では、50～59歳が20.3%と最大で、次に60～69歳が17.7%、40～49歳が16.4%、30～39歳が15.7%と続いている。働き盛りの30代・40代・50代の合計は、52.7%と全体の5割を超えており、自殺

の理由としては、健康問題が48%と最大であるが、次は倒産や失業など「経済・生活問題」で23%となっている。「構造改革」という国民総収奪政策が、「生きる」という国民の最低限の権利までを奪っている。



ここで着目したいのは、自殺者が一気に8千人以上増加し、3万人を超えるようになった1998年という年である。バブル景気が崩壊し、1993年から始まった「失われた10年」で、バブル時の不良債権の処理が急速に進んでいった。政府は、金融機関はつぶさないという「護送船団方式」を取っていたが、その方向を転換し、不良債権により実質債務超過となった金融機関の処理に踏み込んだ。1997年に北海道拓殖銀行、1998年に日本長期信用銀行・日本債券信用銀行が相次いで破綻した。破綻しなかった大手銀行も国からの公的資金を受け、破綻を免れるのに必死となっていた。そのため、融資は極端に落ち込み、中小企業に対する貸し渋りや貸しはがしが横行し、経営破綻や失業率の急増を生んだ。その結果、自らの生命保険を、損失補填に当てるためなどによる自殺が、極端に増加していったのである。

2. 青森県における自殺の実態

1998年に、青森県においても、自殺者が1997年の429人から111人急増し、540人と500人台に突入している。もともと経済基盤が弱く有効求人倍率の低い本県に、全国でのバブル景気の崩壊とそれに伴う不良債権処理によ



(注)この時点ではまだ青森県警は自殺の詳しいデータを発表していないなかった。青森県情報公開条例の制定を受け、青森県労連が、青森県で初めて県警に対して、情報公開を請求して入手したものである。

る経営破綻や失業率増加が襲いかかった。この増加は、まさにその結果だったのである。そのことは、前述した有効求人倍率が1998年に全国で0.50、青森県で0.29とほぼボトムの所まで落ち込んでいることからも明らかである。青森県自殺者はその後一時400人台に落ちたが、以下のように500人台の高さを維持し、秋田県に次いで、自殺率全国2位が続くという不名誉な状況となっている。

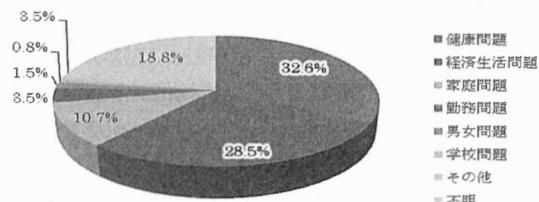
	2004	2005	2006	2007	2008
青森県の自殺者数	596人	591人	500人	507人	523人

(青森県警察ホームページから作成)

2008年の自殺の原因・動機別では、「健康問題」が32.6%と最も多く、「経済・生活問題」が28.5%と2番目に多い。「経済・生活問題」は全国平均では23%であるのに対して、高い率となっているのは、青森県の貧困がいかに深刻であるのかを物語っている。

年齢別は、ほぼ全国と同様な傾向を示している。ただ、60歳以上では全国が自殺の35.1%であるのに対して、青森県は40.4%と高い率となっている。本県における60歳以上の自殺の多さは、現役を引退された方の老後がいかにゆとりあるものではなく、将来を悲観するものとなっていることの反映であろう。特に先に述べたような、過疎・高齢化・高失業率の地域においては、自分たちの老後を支えるべき子どもたちが、地域で生活できずに市部に転出し、地域社会が崩壊を迎えている。その中で経済的にぎりぎりの生活する高齢者の不安感・孤独感は大変なものであろう。国民のためにあるはずの政治が、「人が生きる」ということさえも否定し、地域社会を直撃している。

青森県の原因・動機別自殺者数



(青森県警察ホームページ2008年「原因・動機別自殺者数」から作成)

青森県の職業別自殺者数(2008年)

	自 営 者	管 理 職	被雇用者	無 職	学 生	不 詳
自殺者数	66	14	135	281	11	6
率	12.9%	2.7%	26.3%	54.8%	2.1%	1.2%

(青森県警察ホームページ「職業別自殺者数」から作成)

職業別自殺者の最大は「無職」である。青森県におけるその率は自殺者の54.8%と半数以上となっている。「無職」者に占める高齢者の率も高い。しかし、これまで見てきたように、全国を大きく上回る失業率の高さは、職を失いそれが続くことによって、生活が破綻し生命の維持さえも難しくなっている中で起こっているのではないかだろうか。「生活と健康を守る会」によると、2009年末の時点で、八戸市には100名を超えるホームレスが生活しているという。この寒い青森の冬をどう過ごしているのか、まさに、死に直結する状況に置かれているといえる。

X I. 青森県における労働組合の状況

政府財界が一体となって進めた新自由主義構造改革は、大企業の最大利益追求のため、収入の最大の確保と、企業利益を圧縮する支出の削減を、その根源的2大要求として持っている。のために、新自由主義構造改革は、市場原理貫徹を妨げるものを除去するための「規制緩和」と、大企業にとって利益を圧縮する法人税や社会保険料、社会保障、教育などの削減「小さな政府」を不可欠の要求として持っている。「小さな政府」論は、大企業にとっての市場の拡大も同時に意味している。

ではそれに対抗して、労働者と国民生活を守る重要な勢力である労働組合の状況はどのようにになっているだろうか。本県における労働組合の状況を推移をとって検討してみる。

1. 労働組合の組織率の推移

労働組合の推定組織率は、1984年には全国で29.1%、青森県では22.1%であった。その後の組織率(%)推移は以下の通りである。

全国では7割の労働者が、青森県においては約8割の労働者が労働組合に組織されず未組織状態にあった。それが24年後の2008年には、組織率は全国で18.1%、青森県では11.6%にまで低下している。全国では8割の

労働者が、青森県においては9割の労働者が労働組合に組織されず、未組織状態にある。

しかし、労働者はもともと労働組合に結集しなかったわけではない。戦後すぐ1949年の全国の労働組合推定組織率は55.8%、過半数の労働者が労働組合に団結していた。今日の状況は、権力をを持つ資本に対して、1人では非常に弱い労働者が集団的に団結して対峙するという、労働組合運動の基本的構造が大きく崩されているといえる。次に、青森県の労働運動の状況を、争議件数と争議参加人員で見ると次のように推移している。

2. 争議件数と争議参加人員の推移

青森県の争議件数と争議参加人員の推移を、1987年を基準に見てみると、1987年を100%とした時、この20年間で激減し、2008年には1987年比争議件数で15%、参加人員で6%となっている。

青森県では組合組織率をこの20年間に半減させ、1987年の20.8%から2008年の11.6%と9.2%減少している。その減少率の大きさも問題であるが、争議件数・参加人員ではさらに急速に落ち込んでいる。1987年の争議件数は33件、総参加人員は16631人であったのが、2008年にはその数はわずか件数で5件、総参加人員で1017人にとどまっている。労働組合運動の全体的評価を争議件数と争議参加人員数だけで測ることはできないが、解雇や権利攻撃に鋭く対立して闘う、組合運動の闘いの柱ともいるべき争議行為の件数とその参加人員を減らしていくことは、労働組合運動の力の低下を示している。

ここでも、1992年のバブル経済崩壊の影響が色濃く出ている。バブル崩壊による経済の悪化は有効求人倍率を大きく引き下げるだけではなく、解雇・リストラの嵐を引き起こした。しかし、それに対する労働組合運動の闘いは、攻撃に見合ったものとはいせず、争議件数・参加人員とも減少させている。先ほど指摘したように、特に参加人員の急速な減少が見られる。では、この争議件数の減少と参加人員の減少の原因をさらに探ってみると次のような問題点が見えてくる。

3. 適用法規別労働組合数と労働組合員数の推移

我々は、ややもすると官公労の労働組合運動に注目するが、労働組合数・労働組合員数の多くは、労働組合法が適用となる民間組合である。

適用法規別労働組合数の推移を見ると、郵便・国有林

年 度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
全 国	21.5	20.7	20.2	19.6	19.2	18.7	18.2	18.1	18.1
青森県	13.6	13.1	12.8	12.6	12.6	12.1	12.1	12.0	11.6

(平成2年度・9年度・20年度「青森県の労働経済」から作成)

などの国が経営する企業を対象とする「国営企業労働関係法」(現在「特定独立法人労働関係法」)、鉄道・自動車運送などの地方公共団体が経営する企業を対象にする「地方公営企業労働関係法」、国家公務員を対象とする「国家公務員法」、地方公務員を対象とする「地方公務員法」などの官公労の労働組合数は、1995年と2001年では、ほとんど減少せず同水準で推移している。地方公務員法適用組合などでは、微増もしている。これに対して、民間企業が対象となる「労働組合法」適用組合はその数を1割(66組合)減少させている。

ところが、1995年と小泉構造改革後の2008年で比較すると、大きくその傾向は大きく変化している。減少していなかった官公労の組合が、210組合から134組合へと76組合大幅減少し、その減少率は36%となっている。これを組合員数で見ると、次のようになる。

	1995年	2008年	2008/1995	減少数
労働組合法	49,131	40,074	81.6%	-9,057人
国営企業労働関係法	3,967	798	20.1%	-3,169人
特定独立法人労働関係法				
地方公営企業労働関係法	3,056	2,112	69.1%	-944人
国家公務員法	3,147	1,348	42.8%	-1,799人
地方公務員法	18,945	11,135	58.8%	-7,810人

(平成9年度・12年度・20年度「青森県の労働経済」から作成)

1995年から2008年の13年間に、県内民間の労働組合適用の組合員は9,057人減少したのに対して、公務労働の組合員は13,722人減少させている。新自由主義構造改革(小泉構造改革)によって、公務員削減を柱に、日本の公務労働が破壊されてきた結果である。その結果、1995年に29,115人だった公務労働組合員数が、2008年には約半分の15,393人となっている。組織率の低下もあるが、決定的だったのは公務員の大幅削減であった。

最も減少したのは、郵便・国有林などの国が経営する企業を対象とする「国営企業労働関係法」労働組合との組合員数である。組合数では、2001年に県内49組合が2008年には17組合へと約3分の1へ。組合員数では、2001年に2,867人が2008年には798人へと3分の1以下となってしまった(平成20年度「青森県の労働経済」)。郵便・国有林などの公務員が大幅に削減されるとともに、「特定独立法人労働関係法」適用法人としてほとんどが構造改革によって、公務員型から非公務員型へ変えられてしまったのである。

4. 青森県における民間労働者と公務労働者の組織率の推移

下記のように、まず組織率が民間労働者と公務労働者では大きく違うという点である。公務労働者の組織率は、1995年で74.7%、それが2005年には57.0%と減少している。公務労働者が約7割の組織率を有していた背景には、公務労働での労働者の強固な闘いが労働組合に組織してきたという点と、同時に民間より身分的に安定しているため、組合に加入しやすいという点があると思われる。その点からいえば、たったこの10年間に組織率で17.7%、人数で7,744人も減少させていることは問題である。

ただし、十分に留意しなければならないのは、公務労働の削減と非正規化の問題である。2008年の総務省調査では、公務非正規労働者の数を49万8千人(勤務6ヶ月以上を対象)、自治労は調査に基づき全国で約60万人になると推定している。正規公務労働者の非正規労働者への置き換えは、国の地方行革によって構造的に進められた。特に、小泉「構造改革」が骨太方針で、地方公務員の定数純減を主張し、2001年から20万人近くの正規職員が削減され、非正規職員で補完した。しかし、その多くは臨時職員として労働組合に組織されなかつたのである。言い換えれば、公務労働組合の組合員は、政府の政策で減少させられたといえる。これに対抗する道は、正規公務員の削減に反対することと共に現に公務職場で働いている非正規職員を労働組合に組織することなしに、打開の道はありえない。その意味で、公務労働者の総團結という公務労働組合運動の基本が問われている。

青森県全体の労働者の組合への組織化という点では、公務労働未組織労働者の数は約1万人にすぎないということも事実である。

その背後に、9割の未組織民間労働者45万人が存在

	1995年雇用者数	1995年組合員数	1995年組織率	未組織労働者数
民間労働者	498,011人	49,131人	9.9%	448,880人
公務労働者	38,999人	29,115人	74.7%	9,884人
	2005年雇用者数	2005年組合員数	2005年組織率	未組織労働者数
民間労働者	490,465人	39,195人	8.0%	451,270人
公務労働者	37,513人	21,371人	57.0%	16,142人

(産業別雇用者数 平成13年度・20年度「青森県の労働経済」から作成)

(注)ここで「民間労働者組合員数」とは、労働組合法適用組合員数であり、「公務労働者」とは、国営企業労働関係法(特定独立法人労働関係法)、地方公営企業労働関係法、国家公務員法、地方公務員法適用組合員数を指す。

するという現実がある。ここに切り込まなければ、いつまで経っても多数派の闘いにはならないし、45万人の不安定未組織労働者が労働組合を待っているのである。この点、青森県労連が2000年に結成した「青森県地域一般労働組合」(ひだまりユニオン)は、一人ぼっちの非正規を中心とする不安定労働者に手を差し伸べる闘いとして、重要な意義を有している。確かに、個別未組織労働者を組織することは、賽の河原に石を積むような努力を要する。しかし、そのことは今日の労働運動が避けて通れない道であり、しかもその組織化の実現は、青森県の労働運動だけではなく、全国の労働運動に重要な教訓をもたらすであろう。そういう意味で、我々県労連の目前には、全国と共に通するそして全国の教訓となり得る運動の可能性を有する労働者の状態が存在する。言い換えれば、民間不安定未組織労働者を組織化する闘いを、青森県労連の闘いの中軸としてしっかり位置づけ、大胆に発展させていくことを、青森県の労働者・県民がまさに求めているのではないだろうか。

X II. 基本的人権と国民主権実現のための「地方自治」

日本国憲法は、基本的人権と国民主権実現の徹底のため第8章として「地方自治」を規定している。大日本帝国憲法には地方自治という条項は存在しなかった。天皇主権の下、国民は天皇の臣民・赤子として主権者ではなく、統治の客体であった。その下では、地方において住民自らの自立的組織など考えられもしないことであった。平和主義とともに、基本的人権の尊重と国民主権を基本原理とする日本国憲法は、地方における基本的人権尊重と国民主権の徹底のため、第8章に「地方自治」を置き、冒頭の第92条に、地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、「地方自治の本旨」に基づかなければならぬことを規定している。「地方自治の本旨」は、団体の独立性を保つための「団体自治」と住民の民意を反映させるための「住民自治」にあるといわれている。抽象的な国民は存在しない。すべて都道府県や市町村「自治体住民」である。国民の基本的人権尊重と国民主権を実現するためには、地方公共団体住民である自治体住民として存在する国民に、その人権と自治が保障されなければならないことは当然である。

したがって、地方自治体に求められる基本は、住民の「生命、自由及び幸福追求」に対する権利、わかりやす

くいえば住民の「生命と財産の保護」と、そのために住民の民意を地方議会に反映するための「住民自治」である。

では、県民の「生命と財産を守る」ことを任務とする青森県政は、その役割を果たしているのだろうか？ 県財政の使われ方と財政危機に至る原因から検討してみたい。

X III. 青森県の財政危機はどのように作られたのか

一対米従属下での利益誘導型保守政治による財政危機一

ここでは、県財政が危機をむかえた2003年に青森県労連調査政策部として分析し、すでに「青森県財政 危機の責任と進むべき方向」として発表したもの引用しながら、加筆・訂正して記載した。

1. 県財政悪化の状況

単年度の「県債借入金－県債元利償還金＋基金増減」を作成し、その年度の実質的な赤字の増減を検討した。その結果、青森県の赤字は構造的なものではないことがわかった。北村知事（自由民主党）の最後の1994年には単年度の赤字が319億円であったが、1992年には黒字のプラス84億円であったのである。これが木村県政（保守系無所属）に入り、赤字を400億円から900億円台を重ね、その合計は4786億円となっている。つまり、木村守男前知事は2期8年間（1995年～2003年）に県の借金を4786億円増加させたことになる。そのことが、基金残高の大幅減少と県債残高の大幅増加の理由だったのである。

	1994年 北村県政	2002年 木村県政	差
基金残高（貯金）	1804億円	858億円	マイナス946億円
県債残高（借金）	5871億円	1兆1967億円	プラス6096億円

（平成6年度・平成14年度「青森県歳入歳出決算書」から作成）

2. 県民にのしかかる負担

その結果、1991年から10年で県民一人当たりの財政は次のようにになっている。

2002年度でみると、県民一人当たりの財政（家計）は次のようにいえる。

青森県民は赤ん坊からお年寄りまで、一人当たり一年間に87,000円の借金をし、74,000円借金の返済をしている。借金生活の結果、現在の貯金は58,000円しかないのに、借金の総額は815,000円となってしまった。

では、本県の財政悪化は止むを得ないものであったのであろうか？

	1991年	2002年
県民一人当たりの県債借入金 (一年間の借金)	31,000円	87,000円
県民一人当たりの県債元利償還金 (一年間の返済額)	39,000円	74,000円
県民一人当たりの基金残高 (貯金総額)	101,000円	58,000円
県民一人当たりの県債残高 (借金総額)	345,000円	815,000円

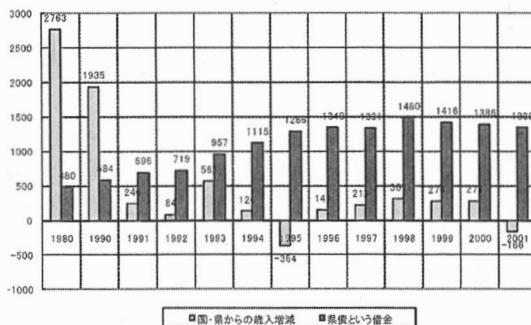
(平成3年度・平成13年度「青森県歳入歳出決算書」から作成)

3. 県債という借金による県財政の拡大

結論的にいうと、県財政の悪化は阻止することができたし、財政悪化の責任は「県債という借金による県財政の拡大」を続けてきた木村県政にある。

国からの歳入の主な項目である「地方交付税」と「国庫支出金」の増減と、県独自の主な歳入である「県税」と「諸収入」の増減を合わせて、単年度での実質的な歳入の増減を「国・県からの歳入増減」として見ると、以下のグラフとなる。確かに、1991年にはその合計額が240億円と、前年度の1935億円に比べて1695億円減収しているが、まだ単年度で、240億円プラスなのである。そのことは歳出規模を拡大しなければ、借金である県債を増額する必要がなかったことを示している。1995年と2001年を除けば、その後もわずかであるが増額し続けているのである。

グラフ(単位億円)



(昭和55年度～平成13年度「青森県歳入歳出決算書」から作成)

つまり、1991年からの県債の大幅な増大は、歳入が負になったのではなく、バブル経済が1991年に崩壊したにもかかわらず、従来の歳入の潤沢傾向を前提にして「県債という借金による県財政の拡大」路線を突き進んだことにその真の原因がある。1991年から県債による県財政の拡大規模は、国・県からの歳入の増減を合わせて、900億円から1700億円台で推移している。これが、前述した基金の急激な減少と県債の急激な増加の理由であったのである。今日の財政難は不可避的なものではなく、まさに人災であり、そのことを進めてきた木村守男前知事の政治的責任は重大だと考える。

4. 県債という借金の使われ方

歳出を1991年と2001年で目的別に歳出額の増加した順に比較してみると、借金である県債がどのように使われたのかが明らかになる。

最大の増加項目である土木費は、その91.7%を普通建設事業費に使い、次に増加した商工費はその85.4%が貸付金として使われている。第3位の農林水産業費は、その62.4%が普通建設事業費に使われている。こ

	91～01の増加額	普通建設事業費の割合	普通建設事業費の額	合計
土木費	730億円	91.7%	669億円	915億円
農林水産業費	395億円	62.4%	246億円	
県債が占める割合		県債が占める額		合計
土木費	50.9%	372億円	436億円	
農林水産業費	16.3%	64億円		

青森県における投資的経費の割合と普通建設事業に占める単独事業の割合

	義務的経費	投資的経費	普通建設事業に占める単独事業の割合
1992	43.9%	35.9%	31.1%
1993	40.7%	40.1%	33.9%
1994	41.7%	39.0%	34.6%
1995	40.7%	39.6%	34.9%
1996	40.6%	39.1%	42.9%
1997	40.1%	37.4%	45.4%
1998	38.7%	38.4%	45.4%
1999	38.0%	37.3%	43.8%
2000	38.3%	36.4%	44.4%
2001	40.1%	34.5%	45.3%
2001年都道府県平均	44.9%	24.5%	37.9%

(平成4年度～平成13年度「青森県歳入歳出決算書」から作成)

れを充当財源でみると、土木費の50.9%は県債であり、農林水産業費の16.3%が県債で充当されている。普通建設事業費と地方債の割合を、2001年を基準に考えると次のように概算できる。

土木費で669億円、農林水産業費で246億円、あわせて915億円が普通建設事業費（公共事業）に使われていたのである。それはこの10年間の歳出総額2422億円の38.8%に当たる。公共事業をすべて否定するわけではないが、極端な公共事業偏重と言わざるを得ない。そして、土木費で50.9%、農林水産業費で16.3%の財源が県債で充当されおり、その額は合わせて436億円となっている。つまり、県債という借金で県財政を拡大しながら、土木・農林水産業という公共事業を増大させ、その穴埋めに県債を増発して、さらに財政を悪化させていく。「公共事業と県債の悪魔のサイクル」という構図が描かれていている。

さらに問題なのは、普通建設事業費がほとんどを占める投資的経費が本県はもともと高いのに、その普通建設事業費のうち、単独事業が都道府県平均を大きく上回っていることである。その補助対象とならない単独事業の割合の高さが、さらに県債の増発を生み、県財政を悪化させているのである。単独事業はまさに県の判断であり、さきほど述べた木村前知事の責任の大きさを一層裏づけるものとなっている。

5. なぜ「利益誘導型保守政治」というのか

青森県は典型的な保守王国である。今回2009年の総選挙においても、民主党の風が全国で吹いたにもかかわらず、小選挙区は1選挙区を除いて自民党が勝利した。その集票マシーンとして常に働いてきたのが、県内の土木・建設業者であったということは、県民にとってある意味では当然のことと受け止められてきている。

この構図は、今回的小沢一郎氏への疑惑と同様な構造である。小沢氏の地元岩手県で、建設中の胆沢ダム工事に伴い、下請け業者から小沢氏側（陸山会）に献金されたというヤミ献金疑惑である。下請け業者の一つである水谷建設側は、1億円を小沢氏側に渡したと供述している。つまり、公共事業発注に何らかの権限を持ち、その工事業者になることに強い影響力（天の声）をもって、業者を支配し、業者からの献金を得ている。もちろん選挙での応援は当然のことと、選挙事務所に建設業者からの要員の派遣や票読みは暗黙の了解として行われている。小沢氏が岩手県内の選挙に非常に強いため、岩手県

が「小沢王国」だと言われるのは、それを支えるこのような仕組みがあるからではないだろうか。

木村前知事が公共事業の拡大を繰り返し、しかも財政負担の大きい県単独事業の割合を増やしながら財政赤字を増大させてきたのも、同様な構造になっているのではとも考えられる。例えば、木村守男前知事が実行した、日本一を目指して建設された「青森県武道館」は、設立金額133億5400万円、設立後の資金繰りは、单年度収入3800万円、支出1億5900万円と言われている。このような不要不急で、しかも赤字が最初から予測されるような大型公共事業が繰り返されていることも、そのことを裏付ける一つの資料ではないだろうか？

6. 青森県財政危機の背景、対米従属の下での公共投資計画

県財政危機に関し、木村前知事の責任を厳しく指摘してきたが、公共事業、特に県の単独事業の背景には対米従属化での公共投資計画という重大な問題が存在していた。

1990年、日米構造協議でアメリカは日米の貿易不均衡問題を日本側の責任で処理させようと、GNP（国民総生産）の10%の公共事業を日本に行うよう要求した。対米黒字を縮小させ、公共事業へのアメリカ企業の参入を狙いとするものであった。日本はアメリカの要求に屈して430兆円の公共事業計画を立て、その後さらに200兆円を積み増して630兆円もの公共投資を1995年から10年間に行うこととアメリカに約束した。

しかし、国には財源がないので公共事業を推進させた自治体には地方交付税を増やし、また地方債許可で優遇するなどの地方自治体への措置で、単独事業を増大させ自治体の財政を悪化させていったのである。そのことが、木村県政が公共事業を拡大し、しかも普通建設事業に占める単独事業の割合を、就任の翌年の1996年から40%台という高い率で行った背景なのである。

その後、2001年からの小泉政権は小泉「構造改革」で、「三位一体改革」（国庫補助負担金の廃止・縮減、税財源の移譲、地方交付税の削減）を強行した。2004年度には、この改革によって国庫支出金と地方交付税が大幅に削減されると共に、税源移譲も行われたが、税源移譲よりも削減が大きかったために、地方自治体は、急激な財源不足に陥った。青森県のように、税源移譲といってもそもそも税源のない自治体にとっては、死活問題ともいえる事態が生じた。その意味では、木村前知事の責任は大き

いが、アメリカの要求に屈した政府の政策によって、公共事業拡大路線、しかも単独事業増大路線に走らせられたという面を忘れてはならない。

この点に関し、保母武彦島根大学名誉教授は夕張破綻を例に、その原因について次のように的確に指摘している。「夕張問題の教訓を一般化するとすれば、今日の地方財政危機の震源地は国であり、90年代に国の経済対策のために地方財政を動員し、地方債務を膨張させたうえ、地方債の償還がピークになる2000年代に償還財源である地方交付税を大幅削減し、自治体財政を危機に追いやっている構図のなかで、財政再建団体化のトップランナーとなったのが夕張市であるといえよう。」『夕張破綻と再生』P.132

XIV. 青森県「財政改革プラン」の問題点と破綻

1. 「財政改革プラン」の根本的問題点

2003年5月木村前知事は、不祥事により知事を辞職した。知事に就任した三村申吾知事（保守系無所属）は、県財政再建のため、同年11月「財政改革プラン」を発表した。その中には、公共事業の削減など部分的な改善点も見られるが、財政危機の原因を作った公共事業中、最大の公共事業である新幹線建設に関しては「県民の悲願である東北新幹線全線の早期完成」と全くの別格扱いという状況であった。

その「財政改革プラン」に対して、県労連調査政策部として、2003年10月段階で青森県財政を分析し、前述した「青森県財政 危機の責任と進むべき方向」を発表し、三つの重要な問題点を指摘した。一つ目は財政悪化の責任の所在を明らかにしていない点。二つ目は財政を方向づける青森県の将来構想がない点。三つ目は県財政悪化をもたらした中央集権的な税財政システムの改革への視点が欠落している点。これらへの批判的検討がない「プラン」に現実を変革していく力は生まれないであろうと我々は批判した。特に責任の所在を問うことなしに、どうして過ちを繰り返すことを防ぐことができるのであろうか？

前述したように、報告で、「責任の所在」は一応提示できたが、地方分権に基づく中央集権的な税財政システム改革の検討と、青森県のあるべき姿を地域の運動に学びながら県民の側からの財政プランをつくり上げていくことは、我々に課された重要な課題として残っていた。

2. 「財政改革プラン」開始当初の破綻

三つの問題点として挙げた「地方財政悪化をもたらした中央集権的な税財政システムの改革」の必要性は、すでに、本県においても現実のものとなっている。2003年の11月に発表され、2004年度から実施された「財政改革プラン」は、2004年度当初ですでに破綻し、変更を余儀なくされている。2004年5月に発表された県の「中期財政試算」では、財源不足は拡大し、その完成年度である2008年度には財政再建団体に転落し、「財政改革プラン」を確実に実行しても2005年からプラン完成年度の2008年まで財源不足は827億円に上ると推計し、「プラン」の大修正を余儀なくされた。

それは、小泉「構造改革」の下で「国庫補助の廃止」「地方交付税の縮減」「税源移譲」という三位一体改革が強行され、国庫補助金と地方交付税は削減しながら、同時に実施されるべき地方への「税源移譲」が進まないため、大幅な歳入欠陥が生じているからである。国からの地方交付税と国庫負担金の割合が県の歳入の5割を占めるような、脆弱な財政基盤にある本県にとって、まさに、「中央集権的な税財政システムの改革」なしに本県の財政改革はありえない。

2004年には、「財政改革プラン」に加えて「行政改革大綱」を策定し、県民や県職員の痛みを伴う補助金と人件費のカット、施設や組織、さらに県立高校の統廃合などを実行し歳出削減を行ったが、財政再建は進まず、「財政改革プラン」の完成年度である2008年に、三村知事は記者会見で「基本中の基本は、地方交付税を元に戻すことだ」と発言した。2003年「プラン」開始時に試算された基金残高目標380億円を大きく下回る262億円となることが判明したためである。その額は2003年の「プラン」開始時の3分の1という額であった。県財政の現在の状況は、2010年度末の基金残高はさらに減少して220億円となり、県債残高は1兆3310億円に達する見込みである。木村前知事が行った公共事業拡大による利益誘導型保守政治によって作られた借金は、現在も県民に重くのしかかっている。そして、公共事業拡大路線の重大な原因をつくったのが対米従属の公共投資計画はであることを、我々は決して忘れてはならない。対米従属の政治が続く限り、違った形で国民の痛みは繰り返されるであろう。

県内市町村の財政状況はもっと厳しく、財政破綻回避へ向け、必死の努力を行ったが、2008年には、県内6市町村が「早期健全化団体」に該当し、さらに2010年3

月には、大鰐町が「将来負担比率」の基準を超えて「財政健全化団体」に転落した。

財政再建には三位一体改革で削減された地方交付税の回復なくしては実現しない。つまり、我々が指摘したとおり、「中央集権的な税財政システムの改革」なくしては財政再建ができないことが実証されたのである。

さらに、二つ目の問題点である「財政を方向づける青森県の将来構想」について、つぎのように記した。「青森県のあるべき姿を、地域の運動に学びながら県民の側からの財政プランをつくり上げていくことは、我々に課された重要な課題であろう。」、青森県のあるべき姿を模索していくことなしに財政改革プランをつくったとしても、それはただの机上の空論か、地域の文化や産業の活性化と結び付かず、青森県の発展と相容れないものになってしまうであろう。

そこで、「青森県のあるべき姿」を模索していく一環として、青森県産業連関表の分析に我々調査政策部として取り組むことになった。その目的は、青森県における雇用問題での最大の課題である「雇用の創出」はいかにすれば可能を明らかにするためである。

X V. 青森県における経済効果試算

一平成7年・平成12年「青森県産業連関表」分析一

(注)2008年3月時点で、「青森県産業連関表」を作成している県企画政策部統計分析課に問い合わせたところ、平成17年(2005年)版はまだ完成していないため、平成7年(1995年)と平成12年(2000年)版を使用して分析を行った。

1. 雇用効果の上がる方向に財政を

最大の柱は、県民の生活と雇用を守っていくことである。特に経済基盤が脆弱な本県にとって、民間経済の急激な活性化を望むことは難しく、県財政の効果的な発動が重要となる。その際、従来の箱モノ公共事業から雇用効果の高い分野への財政の組み換えが重要である。

その方向は、公共事業から社会保障、医療・保健分野へのシフトが求められる。1兆円の投資に対する雇用効果は次のようにになっている(98年有効参議院議員配布資料)。

社会保障	29万1581人
医療・保健	22万5144人
公共事業	20万6710人

『社会保障の経済効果は公共事業より大きい』自治体研究所

また、公共事業を実施する場合でも、工事の規模によって雇用効果が大きく異なる。

〈工事100万円当たりの就業者数(のべ)〉

工事規模	100万円あたり就業者
5億以上	9人
5億~1億	10人
1億~5千万	14人
5千万~1千万	16人
1千万未満	19人

1998年度「公共工事着工統計」(建設省)

さらに、大型公共事業と生活密接型公共事業では、中小企業への発注率が違う。

	大企業	中小企業
臨海開発関連	90.4%	9.6%
住宅局関連	30.3%	69.7%
福祉局関連	16.9%	83.1%

(東京都の92~99年度の公共事業発注状況)

以上を、重ねると財政の使い道を公共事業から社会保障、医療・保健分野へスライドすることと、公共事業を実施する場合でも、事業規模を小さくし、しかも生活密着型の公共事業にする。そのことにより、雇用効果があがり、しかも本県のように中小企業がほとんどのところで中小企業に事がまわり、さらに県民の生活を直接差支えるという効果がある。

この点、県の「財政改革プラン」が、県民生活に密着した公共事業を対象に「生活創造公共事業重点枠」を設けたのは評価できることである。

では、より具体的に本県の生産誘発効果・粗付加価値誘発効果・雇用効果について、青森県の産業連関表の分析を通じて、検討してみるとどのようなことが見えてくるであろうか。

2. 「平成7年青森県産業連関表」分析

「平成7年青森県産業連関表」を使い、青森県における「生産誘発効果」、「粗付加価値誘発効果」、「雇用誘発効果」を試算してみると、次のような結果となった。

(各部門に1000億円の需用があった場合)

「平成7年青森県産業連関表」より作成

①. 青森県における生産誘発効果比較

部門	一次効果	二次効果	合計
土木	1364 億円	281 億円	1645 億円
社会保障	1218 億円	429 億円	1646 億円
医療・保健	1211 億円	339 億円	1550 億円
教育	1122 億円	487 億円	1609 億円

②. 青森県における粗付加価値誘発効果比較

部門	粗付加価値誘発額 (一次+二次合計)
土木	882 億円
社会保障	1124 億円
医療・保健	901 億円
教育	1260 億円

③. 青森県における雇用誘発効果比較

部門	雇用誘発数
土木	14900 人
社会保障	24018 人
医療・保健	14040 人
教育	15044 人

(注)「公共事業」を取り上げないで「土木」を取り上げているのは、青森県の産業連関表は「公共事業」が記載されている184部門のデータが公表されていないので、「土木」が分類されている92部門で試算したためである。県の担当者に確認したところ、「土木」の県内生産額の内、75.3%が「公共事業」、「その他」が24.7%ということであった。これからすると、「土木」の傾向は「公共事業」と同じ傾向にあると考えても差し支えないといえる。

「生産誘発効果」とは、県内において直接・間接に誘発される生産額のことである(この例では各部門に1000億円の需用が生じた場合)。各部門に1000億円の需用があった時、青森県においては「土木」で1645億円、「社会保障」では1646億円、「医療・保健」では1550億円、「教育」では1609億円生産が誘発されている。そのほとんどが公共事業として行われる「土木」よりも、わずかであるが「社会保障」の生産誘発効果が大きくなっている。また「教育」も「土木」とほぼ変わらない生産誘発効果を示している。これは年度や、その年の消費性向(可

処分所得の内、消費に回される割合)によって変動するが、少なくとも「土木」と「社会保障」は同等の生産誘発効果を有していると言える。

「粗付加価値誘発額」とは、生産活動で新たに生み出された価値のことである。その額は、1000億円需用があった場合に、「土木」で882億円に対し、「社会保障」で1124億円、「医療」で901億円、「教育」では1260億円と、いずれも「土木」を上回る粗付加価値を誘発している。特に、「教育」と「社会保障」の粗付加価値誘発額が「土木」の誘発額を大幅に上回っている。

「雇用誘発効果」とは、その部門に一定額が投入された時生み出される雇用数である。特に注目すべきはこの「雇用誘発効果」である。1000億円需用があった場合、「土木」では、雇用が14900人誘発されるのに対して、「社会保障」では約1万人多い、「土木」の1.6倍に当たる24018人の雇用が誘発されるのである。これは、前述したように公共事業に極端に偏重している本県の財政支出に、大きな警鐘を鳴らすものである。前述した全国データだけではなく、本県においても「社会保障」が「土木」(公共事業)と比較して、「生産誘発効果」、「粗付加価値誘発効果」、「雇用誘発効果」でいずれも「土木」(公共事業)を上回っていることをデータとして示している。これらの傾向は、国だけではなく各都道府県にも共通する傾向である。

今後の県の財政発動の方向が、「土木」(公共事業)から「社会保障」にスライドしていく必要を客観的に裏づけている。特に、民間産業が脆弱で求人倍率が全国最下位レベルの本県にとって、雇用を拡大していくために雇用誘発効果の高い「社会保障」に県財政を投入していくことが、財政政策として緊急に求められている。

3. 平成7年と平成12年の「青森県産業連関表」比較分析

「平成12年青森県産業連関表」を使い、青森県における「生産誘発効果」、「粗付加価値誘発効果」、「雇用誘発効果」を試算し、前述した「平成7年青森県産業連関表」と比較してみると、各部門に1000億円の需用があった場合次のような結果となる。

ただし、前述したように平成7年は「土木」で、平成12年は「公共事業」で試算している。

①. 青森県における生産誘発効果比較

	平成 7 年 (1995 年)	平成 12 年 (2000 年)
土木・公共事業	土木 1645 億円	公共事業 1635 億円
社会保障	1646 億円	1638 億円
医療・保健	1550 億円	1562 億円
教育	1609 億円	1631 億円

②. 青森県における粗付加価値誘発効果比較

	平成 7 年 (1995 年)	平成 12 年 (2000 年)
土木・公共事業	土木 882 億円	公共事業 888 億円
社会保障	1124 億円	1152 億円
医療・保健	901 億円	937 億円
教育	1260 億円	1285 億円

③. 青森県における雇用誘発効果比較

	平成 7 年 (1995 年)	平成 12 年 (2000 年)
土木・公共事業	土木 14900 人	公共事業 14960 人
社会保障	24018 人	26468 人
医療・保健	14040 人	15609 人
教育	15044 人	15956 人

今回、「平成 12 年青森県産業連関表」を使い改めて経済効果を試算したところ、平成 7 年とほぼ同様の傾向が見いだされた。

「公共事業」を「社会保障」、「医療・保健」、「教育」と比較すると、「生産誘発効果」はほぼ同様だが、「粗付加価値誘発効果」はいずれに対しても低く、「雇用効果」でも他の部門に比べて最低という結果になった。これに対して、「社会保障」は「生産誘発効果」と「雇用誘発効果」で最も経済効果があり、「教育」は「粗付加価値誘発効果」で最大である。

特に注目されるのは、本県にとって非常に重要な「雇用効果」では、「土木」の「社会保障」との差が平成 7 年には -9118 人であったのが、平成 12 年には -11508 人（「公共事業」）と、平成 7 年より 2390 人も「社会保障」の雇用効果が増大している点である。「土木」と「公共事業」は単純には比較できないが、前述したように平成 7 年で「土木」の 75.3% を占める「公共事業」という点から見ると、雇用効果における「社会保障」の優位性と、その格差拡大傾向は間違いない広がっているといえる。

平成 7 年の分析で指摘した、財政支出を「公共事業」から「社会保障」にシフトしていく必要性はますます高まっているといえる。

XVI. 青森県の労働者・県民の生命と財産に対する最大の脅威

一大企業支配とアメリカ従属が青森県にもたらす恐怖—

県民の「生命と財産を守る」ことを最大の任務とする青森県政が、県民の生命と財産にとって最悪のシナリオを提供している。

1. 六ヶ所核燃料サイクル基地

青森県六ヶ所村開発は、1969年に策定された「新全国総合開発計画」（新全総）によって、北海道の苫小牧、西南地域（瀬戸内海沿岸西部と志布志湾）とともに、大規模工業基地として指定された。

六ヶ所村は、もともと農業に適さない荒れ地であった。そのため農業が成り立たず、戦後旧満州から引き上げてきた満蒙開拓団が開拓に入ったが、やせた土地とヤマセ（冷たい東風）のため米もとれず主食はジャガイモだったようだ。県内でも最も貧しい村であった。開発が決まった1969年の翌年1970年の歳入内訳は「村税 5%、村債 12%、残りは地方交付税、国庫支出金、県支出金などで 73% を占めている」（鎌田慧著『六ヶ所の記録』）。

六ヶ所村は、最初から核燃料サイクル基地として開発されたものではない。その経過は、1969年新全総の候補地として指定されるが、寺下村長は大量の立ち退きや公害の危険を理由に開発反対を表明、その後開発推進を掲げた古川村長が反対派の寺下村長を破り当選して開発が本格化した。土地の買収には「むつ小川原公社」が担当し、県が株主になっている「むつ小川原開発株式会社」が資金を出した。県の開拓営農指導員だった職員が所属して買収に当たった。まさに、県が主導の形で土地買収が行われた。買収は、作物も十分に育たず、酪農に転換しても借金を抱えていた農家にとっては願ってもない話だった。

しかし、土地は確保したが、企業誘致は進まず石油備蓄基地だけで、多くの土地が売れ残り、県が株主になっている「むつ小川原開発株式会社」は、莫大な負債を抱えることとなった。その穴埋めとして「核燃料サイクル基地」を受け入れることとなったのである。ここにも、大企業利益優先の財界・政府の政策と、それに国策に追従する青森県、そしてそれに反対ながらも受け入れざるを得なかった、六ヶ所村の「貧困」がある。

現在（2005 年度）、村税 5% だった六ヶ所村は、村税

比率65.1%、地方交付税が不交付の富裕自治体となっている。核燃料サイクル基地関連がその中心である建設、製造業、サービス業を合わせると村の就業人口の65.8%を占めている。まさに、核燃料サイクル基地の存在なしに六ヶ所村の存立はないところまで、核燃サイクル基地に包摂されているといえる。

2. アメリカの世界戦略最前線基地三沢

米軍三沢基地問題と在日米軍問題に関するスペシャリストである地元新聞東奥日報社編集委員である、齊藤光政氏の著書『米軍秘密基地ミサワ』、『在日米軍最前線』は、三沢基地とそれを補完する車力村（青森県日本海側）のXバンドレーダー、そしてむつ市（下北半島）に建設するガメラレーダーは、アメリカの世界戦略のためのミサイル防衛システムとして、青森県に設置されたものであり、青森県をアメリカが引き起こす戦争の直接の報復攻撃対象とさせるものであることが、事実をもって明瞭に書かれていた。

齊藤氏の著書によると、三沢米軍基地は、冷戦時代はソ連・中国・北朝鮮に対する核攻撃基地であり、その後2003年には、日本の防衛に全く関係ないイラク戦争で、F16戦闘機による先制攻撃の出発基地として使用されている。憲法9条で戦争を放棄した日本がアメリカの侵略戦争の最前線にされていたのである。

また、青森にあるXバンドレーダー（自衛隊車力基地に配属された米軍の高性能レーダー）と、ガメラレーダー（FPS-5青森県むつ市に建設中）の役割に関して、齊藤氏はレーダー装置に詳しい航空自衛隊幹部の話として、「弾道ミサイルの発射そのものは、赤道上にある米軍の早期警戒衛星が探知します。その警報を受けて、探知距離が長く搜索範囲の広い空自のFPS-5がキャッチ。さらに米軍のXバンドレーダーが追尾し、正確な弾道や着弾点、着弾までの時間を解析することになるのではないか」と説明している。また、Xバンドレーダーの配備目的について、軍事専門家の話として「もともと、米国のミサイル防衛は米本土と日本にある米軍基地を守るためにあります。そのなかで、車力のXバンドレーダーは北朝鮮と中国に対する前衛線で、日本の防衛は二次的なものにすぎません」と述べている。

まさに、青森県は米軍の世界戦略のための前線基地である三沢基地を抱え、ミサイル攻撃を探知するレーダー網を抱えた県である。攻撃される相手からすれば、攻撃の最前線の機能を持つ三沢米軍基地と、その目としての

車力のXバンドレーダーとむつ市のガメラレーダーは攻撃の最優先目標なのである。しかも、攻撃対象である三沢基地の隣には、六ヶ所核燃料サイクル基地が存在する。もし攻撃されれば広島・長崎に次ぐ国内第3の原爆被爆地に青森県がなる恐れが間違いない。

六ヶ所核燃料サイクル基地問題でも述べたが、なぜ、危険な米軍基地を三沢市民は受け入れるのか？ 三沢市は主たる産業もない都市である。それは基地が存在することで交付される「国有提供施設等所在市町村助成交付金」や「施設等所在地市町村調整交付金」などの交付金や、国庫支出金に含まれる「特定防衛施設周辺整備調整交付金」や「特別行動委員会関係特定防衛施設周辺整備」による歳入が三沢市の重要な財源になっていることが大きな要因となっている。例えば交付金は年間20億円となる。また、国庫負担金も青森県内で同じ程度の黒石市と比較すると、約20億円多い。三沢市では、歳入に占める基地関係部分が全体の約20%を占めている。また、基地外に居住する米兵家族を対象とした民間の住宅である「米軍ハウス」の年間収入は約14億円に上るとされている。六ヶ所村と同様、三沢市も「貧困」が、ミサワ米軍基地を受け入れ、存続させる重要な要因となっていたのである。

その結果、県民の「生命と財産」が、六ヶ所核燃料サイクル基地と三沢基地・ミサイル防衛システムによって侵害される危険性が高い、しかもいったん発生すれば取り返しのつかないような重大な危険性である。それを引き起こす「大企業支配とアメリカ従属」との闘いなしに、県民の「生命と財産」を守ることはできない。ここでも「大企業支配とアメリカ従属」が、県民に重大なしかも生命の生存にかかる危険を生じさせているし、危険性は限りなく大きい。そして、その危険を防ぐことは、労働運動（産別闘争）だけでは不可能である。県政と国政の革新なしには実現できないものである。したがって、県民の「生命と財産を守る」ためには、地域運動（地域闘争）との統一戦線が不可欠なのである。

3. 地域の「貧困」が生命と財産に対する脅威を受容

六ヶ所核燃料サイクル基地は、財界・政府が大企業の利益のために行った大規模開発の延長線上に生まれ、三沢米軍基地は、アメリカが国益のための世界戦略上三沢を位置づけ、対米従属下にある日本政府がそれに従うなかで生まれた。そのことははっきりしている。問題のは、なぜ、それを六ヶ所や三沢が受け入れているのかという点である。

「貧困」が受容を生んでいる。生活できないことが、危険なものを受け入れ、自らの地域と青森県を危険にさらしている。では、「貧困」とは何か？

2000年9月に青森で開催された第3回東北地域・自治体政策セミナーの重森暁氏（大阪経済大学）の講演『分権新時代』の地域・自治体像とシンポジウム「青森発＝地域再生、まちづくりへの挑戦」は、我々に重要な問題提起を投げかけた。講演は、21世紀の地域像として「内発的発展」を主張する。氏は経済学の基本問題に立ち返り、「豊かさとはなにか？」について、従来の経済学が、人間の欲求がどれだけ充足されているかや、物質的財貨をどれだけ持っているかを基準としていたが、それらは人間の潜在力と多様性を無視し、その人間が本来持っている能力がどれだけ發揮されているのかを欠落させているとし、人間の可能性をどれだけ生かしているのかを、基準とすべきであり、「内発的発展」とはそのような人間発達の経済学を地域に適用したものだとされた。この点に関し、ノーベル経済学賞を受賞したインドのアマルティア・センは、次のように指摘している。「焦点が最終的には人間の自由、価値を認める理由のある生活を送る自由の拡大に置かれているとすれば、経済成長の役割は開発のプロセスについてのもっと根本的な理解に統合されなければならない。経済開発は人間がもっと生きがいのある、もっと自由な生活を送るために潜在能力の拡大であるという理解だ。」『自由と経済開発』P.340

とすれば、地域・自治体の発展とは、地域にある潜在的能力を開花させ、地域の人たちの諸能力が発達することである。ゆえに、内発的発展の基本要素は外來型企業誘致ではなく、地域の潜在能力実現型であり、地域市場を基礎に世界市場に展開するものであり、お互いの質的向上を目指した競争と共同であり、地域の固有性を重視したものとなる。そしてその実現のため自治体の役割が求められることとなる。

シンポジウム「青森発＝地域再生、まちづくりへの挑戦」で地元のシンポジストから次のような発言があった。「立ちネブタは五所川原にもとからあった。それが100年ぐらい眠ってあった。それを復元した」「『津軽100人衆』をつくり地域に学んでやっている」「農協とは、胸を張って『農家と共にやっていくんだ』と言っている」「福祉が街づくりだ！をスローガンにやっている」「住み続けたい町を作りたい。視察に行ってもそれをそのまま真似することはできない。津軽には津軽の風習や気候があり、文化がある。それに基づかなければ自分たちの街づくりには繋がらない」。

「疎外」とは、自らが本来持っている諸能力が自らのものとなっていない状態をいう。各シンポジストの発言には青森県における今日的な疎外の実態を見極め、それを本来地域にある歴史や文化や生産（本来持っている力）に学び依拠しながら運動の中で克服していくこうという姿が語られていた。そのことが、まさに重森氏が講演の中で指摘した21世紀の地域像としての「内発的発展」の青森県における具体的実践であろう（『住民と自治』2000年11月号参照）。

津軽三味線の二度と現れない演奏者である高橋竹山生誕100年にあたり、その演奏を聴くと、余人ではなしえない「津軽の響き」が聞こえてくる。そこには生存を掛けた貧困との闘いの中で創造された強烈なパーソナリティを我々は感じる。貧困であればいいということを主張しているのではない。戦後、日本資本主義の中で物質的大量消費社会が作られ、それを当然として、より多くの物質への欲求の中で、我々は生きてきた。しかし、そのことが青森県の新たな「貧困」（生命や財産への脅威）を生んでいる。もう一度、「貧困」とは何かを実践的に模索する必要を実感している。

X VII. 人間と自然との物質代謝から見た 労働運動の2本柱

一産別運動と地域運動との統一

全労連は、産業別組織（単産）と地方組織（都道府県労連）を、対等平等の加盟単位として結成された。では、なぜ労働組合が産別運動だけではなく、「産別運動と地域運動との統一」を運動の柱としているのか。その理論的根拠について、誤りを恐れずにいえば、次のようにいえるのではないだろうか。

人間が他の生物と区別される最大の相違点は、生きるために自然との物質代謝を、社会的諸関係を通じて主体的に実践し、自然と人間自身を変革している点にある。そして、物質代謝の在りようである生産様式が歴史の各段階を特徴付けている。

資本主義における人間と自然との物質代謝は、労働の場での労働過程と生活の場である地域における生活過程という二つの過程によって構成されている。したがって、人間としての要求実現のためには、その二つの過程での実践が不可欠である。それが労働過程における産別運動と生活過程における地域運動である。ここに、全労連運動が目指す「産別運動と地域運動との統一」の理論的根拠があるのではないだろうか？

より具体的にいうと、資本主義社会では労働過程での「搾取」と、生活過程での「収奪」という人間の全面的発達への二大阻害要因がある。労働力商品が生産過程で生み出す剩余価値を労働者自身ではなく資本家が受け取る「搾取」と、税や社会保障費などの不公平な負担による収奪、その二つに対する闘いなしに、人間の根本的要求である全面的発達を保障することは不可能である。たしかに、労働運動の中心は、産別運動である。しかし、労働運動での賃上げが消費税によって失われてしまったように、国の政策によって国民生活は大きく左右されている。

また、産別運動だけで教育や社会保障などの要求を実現することは不可能である。国や地域の政策は、国会や地方自治体の政策を変えさせることなしに実現はしない。そして、国会は地域から選出された国会議員によって構成され、その選出は、地域住民の選挙での選択にかかっている。国の政策が地域の運動によって変更させることができると教訓を、我々は2007年の参議院選挙と2009年衆議院選挙の両選挙で学んだ。

もっとわかりやすく言うと、アルバイトで働き年収100万円のA君が、仕事（労働過程）の帰りにスーパーで食料品を1000円買った（生活過程）。そうしたら50円（5%）の消費税を取られた。この消費税50円は、庶民であるA君から収奪されたものである。1989年に消費税が導入される前は存在しなかった税であり、それ以前であれば50円を払う必要がなかったからである。しかも、消費税は典型的な不公平税制である。A君の100倍の年収1億円の高額所得者であるBさんが、同じスーパーで100倍の10万円の食料品を買えば所得に対する税負担は同じであるが、買うはずがない。ということは、所得に対する税負担は、Bさんに対してA君は100倍ということになる。この問題を労働過程での闘いとして産別運動で、経営者や経営者の団体と団体交渉をいくら重ねても、抜本解決はありえない。地域から消費税反対の意見を上げ、それに反対する住民や民主団体と連帯し、国政選挙で消費税反対の国会議員を国会で多数にという、生活過程での地域運動によって、はじめて不公平税制は廃止できるのである。消費税の税収のほとんどが法人税での減税に使われたということはよく知られた事実である。そのことは、庶民の懐からお金を取り上げ、大企業の財布に入れたということを意味している。

まさに、「労働過程での産別運動と生活過程での地域運動の統一」こそが、資本を変え、地域を変え、国を変えていく、社会を変革していくための資本主義社会の構

造に合致した運動といえる。この運動方向を、人権を守り国民主権を実現しようとする諸勢力と広範にかつ深く連帯して進めることができ全労連に求められている。その意味で、産別とともに、地方組織県労連そして地域組織地区労連は、人権保障のための社会変革にとって、まさに最前線にあるといえる。以上が、全労連の提起する産別運動と地域運動との統一の理論的根拠ではないだろうか？

XVIII. おわりに

局面の闘いに敗れることが恐ろしいのではない。恐ろしいのは自らの位置、闘いの座標軸を見失うことである。見失えば、闘いの展望は見えてこない。もし座標軸を見失わなければ、その位置から展望をもって闘いを再び開始することができる。そして、闘いの座標軸とは、縦軸としての「日本国憲法」、横軸としての「団結（人間的連帯）の水位」ではないだろうか。そこに運動を位置づけ、闘いのベクトルの方向と力を運動の中で確認することが、闘いにとって不可欠である。

全労連そして県労連の闘いは、自分たちの闘いだけによって形成されているのではない。日本人民のそして世界人民の闘いの到達点としての闘いである。我々の闘いの指針である日本国憲法は、その97条で「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」と書き、12条は「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」と記している。

また、我々の闘いは、労働組合運動だけでは決着できないことは、繰り返し指摘してきた。本論冒頭に、「国民生活否定の根源『大企業支配とアメリカ従属』との闘いが、今年の参議院選挙をその焦点として迎えている。歴史は、国民が主人公の日本を創るという壮大な民主主義創造の運動によって前進する。2010年は、我々国民に『嘆きを怒りに、怒りを行動に！』立ち上がるなどを、歴史的必然として選択する年となるであろう。」と述べたことは、本論で「青森県の労働者・県民の状態」を不十分であるが追求した事実そのものによって、実証されているのではないだろうか。

編集後記

労働総研は2009年に設立20周年を迎えた。その記念事業の一つとして取り組まれたのが、「設立20周年記念労働総研奨励賞」である。全労連と「緊密な協力・共同のもとに運動の発展に積極的に寄与する調査研究・政策活動をすすめる」ことを設立の原点とする当研究所として、労働運動に関連する調査・研究活動の発展を期待して取り組んだ事業である。今号は、この事業で労働総研奨励賞を受賞した論文を掲載する特大号として発行された。日本の労働運動に貢献したいと願う若手研究者の熱意、労働組合運動の今日的課題に迫る調査政策活動の到達点を、じっくり味わえる特集となっている。かなり長文のものもあるが、ご一読ください。

(H. F.)

季刊 労働総研クオータリー No.80・81
2010年10月1日発行

編集・発行 労働運動総合研究所

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-9-1 TEL 03(3230)0441
メゾン平河町501 FAX 03(3230)0442
<http://www.yuiyuidori.net/soken/>

印 刷 有限会社 なんぶ企画

頒 價 1部 2,500円

年間購読料 5,000円

(会員の購読料は会費に含む)

The Quarterly Journal of
The Japan Research Institute of Labour Movement

RODO SOKEN NO. 81 & 82

Contents

Feature Article : Rodo-Soken 20th Anniversary Incentive Awards

- * Selection Result of and Comment on the Rodo-Soken 20th Anniversary Incentive Awards
Shugetsu HINO

⟨Individuals⟩

First Place

- * Influence of Existing Trade Unions on the Contract Workers' Union Movement
Taichi ITO

Second Place

- * The Industrial Training Program and Technical Internship Program
as Means of Introducing Workforce
Yumie KUBO

SecondPlace

- * Work Hours and Income of Individual Owner-Managers in the Construction Industry
Teppei SHIBATA

⟨Groups⟩

First Place

- * Minimum Living Expenses Needed for a Household Working and Living in
Tohoku District - Estimate of Minimum Living Cost Based on the Fact-fin-
ding, Properties and Consumer Price Surveys
Zenren Tohoku Regional Council, Zenren, and Rodo-Soken

Second Place

- * How University Students View Trade Unions - From the Questionnaire Result,
Rodo-Soken Young Researchers' Study Group

SecondPlace

- * Challenges Facing Prefectural Federation of Trade Unions in View of the Actual Conditions
of Workers and People of Aomori Prefecture
Aomori Prefecture Federation of Trade Unions Investigation and Policy Department

Edited and Published by

The Japan Research Institute of Labour Movement (Rodo Soken)
Maison-Hirakawacho 501

1-9-1 Hirakawacho, Chiyoda-Ku, Tokyo 102-0093

Phone : 03-3230-0441 Fax : 03-3230-0442

季刊 労働総研クオータリーNo.80・81 頒価2,500円 (本体2,381円)
(会員の購読料は会費に含む)